

令和7年度 包括外部監査報告書

「福祉に係る補助金に関する財務事務の
執行について」

横浜市包括外部監査人
公認会計士 櫻山 加奈子

横浜市報定期第 224 号 別冊

(本報告書における記載内容の注意事項)

・監査の「指摘」

今後、横浜市において何らかの措置が必要であると認められる事項。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の視点からの結論も含まれる。

・監査の「意見」

監査の「指摘」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化等のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横浜市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として横浜市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、横浜市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

・凡例

法	地方自治法
施行令	地方自治法施行令
施行規則	地方自治法施行規則

本報告書における主な用語の定義

補助金等	総務省令で定める「負担金、補助及び交付金」のうち、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計及び介護保険事業会計に関する「負担金、補助及び交付金」を除いたもの
補助事業等	補助金の交付の対象となる事務または事業
補助事業者等	補助事業等を行う者
交付要綱	市長が定める規程形式をとる内規文書で、補助金の交付について定めるもの

実績報告書

補助事業者等が、補助事業等が完了したときなどに当該事業等の成果または結果を記載して市長に提出する報告書

補助金等規則

横浜市補助金等の交付に関する規則

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3. 外部監査の対象期間	1
4. 外部監査の実施期間	1
5. 監査の視点	2
6. 監査対象部署	2
7. 監査従事者	2
8. 利害関係	2
第2 選定した特定の事件の概要等	3
1. 監査対象の概要	3
2. 監査対象事業と実施した監査手続等	11
第3 包括外部監査の総括	18
1. 交付要綱の適時の見直し	19
2. 補助金交付申請時の適切な審査の実施	19
3. 補助金実績報告書の適切な審査の実施	20
4. 補助金額の実態に応じた適時の見直し	21
5. 補助金の効果測定	21
6. 補助金にかかる仕入税密附空除の手続	21
7. 財産処分の制限のある財産の管理	22
8. 効率的な事務の執行	22
第4 包括外部監査の指摘及び意見	23
I. こども青少年局	23
1. 横浜市こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業補助金(補-1)	23
2. 横浜市保育園児保健医療推進補助金(補-6)	29
3. 横浜市児童野外活動センター補助金(補-7)	31
4. 横浜市園内研修・研究推進事業補助金(補-8)	36
5. 横浜市保育センター運営費補助金(補-10)	39
6. 横浜市保育所等における午睡用寝具購入補助金(補-11)	44
7. 横浜市保育所等における紙おむつ処分費用補助金(補-12)	47
8. 横浜市24時間型緊急一時保育事業費補助金(補-13)	50
9. 横浜市病児保育事業施設・施設整備補助金(補-16)	54
10. 横浜市保育所等における業務効率化推進事業助成(補-17)	56
11. 横浜市民間社会福祉施設等償還金助成(補-20・21)	59
12. 入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金(補-24)	61
13. 横浜市保育士資格取得支援事業受講料等補助金(補-27)	64
14. 横浜市保育園バス購入等補助金(補-30)	68
15. 横浜市医療的ケア児等保育受入推進環境整備補助金(補-32)	71
16. 横浜市待機児童解消促進補助金(補-34)	74
17. 横浜市認定こども園内装整備費補助金(補-38)	77
18. 横浜市小規模保育事業整備補助金(補-42)	81

目次

19. 横浜市こども食堂等活動支援補助金(補-44)	86
20. 横浜いずみ学園教育棟運営費助成金(補-45)	94
21. 横浜市民間児童福祉施設地域交流スペース等運営補助金(補-49)	97
22. 横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金(補-50)	100
23. 横浜市虐待・思春期問題情報研修センター事業費補助金(補-51)	102
24. 横浜市子どもの電話相談機器補助金(補-52)	106
25. 横浜市措置児童文化体育活動補助金(補-53)	109
26. 横浜市女性緊急一時保護施設等補助金(補-54)	112
27. 横浜市児童福祉施設職員研修会補助金(補-58)	115
28. 横浜市重度障害児・者対応専門医療機器運営費補助金(補-60)	118
29. 障害児地域訓練会運営費助成(補-61)	124
30. 横浜市障害児相談支援推進事業補助金(補-63)	129
31. 横浜市民間社会福祉施設等償還金助成(補-65)	132
II. 健康福祉局	135
1. 横浜市ノステップバス導入促進補助金(補-67)	135
2. 横浜市地域福祉活動補助金(補-68)	138
3. 横浜生活あんしんセンター運営費補助金(補-69)	142
4. 更生保護法人補助金(補-72)	144
5. 横浜市民生委員児童委員協議会事業補助金(補-73)	147
6. 横浜市遺族会事業補助金(補-74)	154
7. 横浜市原子爆弾被爆者援護事業補助金(補-75)	156
8. 生活保護法による指定医療機関指導補助金(補-76)	158
9. 横浜市新規相談支援専門員配置等補助金(補-80)	160
10. 災害時障害者支援事業(福祉避難所応急備蓄物資整備)助成金(補-81)	162
11. 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金(補-85)	165
12. 横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成金(補-87)	168
13. 横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金(補-88)	171
14. 横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助金等(補-104・105)	174
15. 在宅障害者援護事業補助金(補-108)	181
16. 災害時応急備蓄物資整備費補助金(補-110~112)	185
17. 重度障害児・者対応専門医療機器運営費補助金(補-114)	187
18. 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金(補-116)	191
19. 横浜市障害者グループホーム運営費補助金(補-117)	195
20. 横浜市民設型精神障害者生活支援センター設置運営費補助金(補-119)	198
21. 横浜市地域活動支援センター作業所型設置運営費補助金(補-121)	201
22. 横浜市精神障害者地域作業所自主製品販路拡大等助成事業補助金(補-122)	204
23. 横浜市地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型補助金(補-124)	206
24. 横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事業への移行支援事業補助金(補-125)	209
25. 横浜市介護福祉士専門学校学費補助事業費補助金(補-129)	212
26. 横浜市介護ロボット等導入支援事業費補助金(補-132)	215

目次

27. 横浜市老人クラブ補助金(補-134)	218
28. 横浜市高齢者生きがい活動促進事業費補助金(補-135)	220
29. 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金(補-137)	222
30. 横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型運営費等補助金(補-138)	226
31. 横浜市訪問看護ステーション介護保険支援補助金(補-139)	231
32. 軽費老人ホーム事務費補助金(補-140)	233
33. 高齢者施設・住まいの相談センター事業費補助金(補-141)	241
34. 横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金(補-142)	243
35. 横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金(補-159)	245
36. 横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金(補-160)	249
III. 都筑区	252
1. 都筑区地域福祉保健計画「つづきあい基金」補助金(補-161)	252
2. 都筑区障害者施設支援事業農福連携補助金(補-163)	255
IV. 戸塚区	260
1. とつかハートプラン補助金(補-165)	260

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1)選定した特定の事件(監査テーマ)

「福祉に係る補助金に関する財務事務の執行について」

(2)特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

補助金は市の政策目的を達成するために個人や団体などの民間部門の公益性が認められる活動を支援するために行われる給付で、行政の様々な分野で活用されている。その一方で一旦交付されるとその事業本来の必要性や効果が十分に検証されないまま特定の相手に長期間交付されてしまう傾向があるという問題がある。

横浜市でも一般会計で年間約 900 件の補助金があり、その中でも少子・超高齢化社会の進展に伴い社会保障に関する様々なニーズが増大する中、福祉分野への補助金の占める金額割合が他の分野と比べて大きく福祉分野への補助金の重要性は今後も高まっていくと考える。

また、公益上の必要性から見て補助金の目的、内容は社会情勢の変化に合わせて適時に見直されているか、補助金支出の効果測定及び市からのフィードバックは適切に行われているか、補助金が交付先の自助努力を削ぐ結果となっていないか、などの論点が考えられる。

以上のとおり、福祉分野への補助金の金額割合が大きいことなどその重要性が大きいこと、様々な論点が考えられることなどから、市の福祉に係る補助金に関する財務事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する必要があると認められるため、福祉に係る補助金に関する財務事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件(監査テーマ)として選定した。

3. 外部監査の対象期間

令和 6 年度の執行分

必要に応じて令和 5 年度以前または令和 7 年度の執行分を含む。

4. 外部監査の実施期間

令和 7 年 6 月 12 日から令和 8 年 2 月 19 日まで

5. 監査の視点

(1)福祉に係る補助金に関する財務事務の法規性に問題はないか

福祉に係る補助金に関する財務事務は、地方自治法、地方自治法施行令、横浜市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

(2)福祉に係る補助金に関する財務事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

福祉に係る補助金に関する財務事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して行われているか。

6. 監査対象部署

こども青少年局、健康福祉局及び4区(鶴見区、金沢区、都筑区、戸塚区)

※鶴見区、金沢区については実施通知の中で監査対象区局に含まれていたが、所管している補助金で対象になるものがなかったため結果的に除外。

7. 監査従事者

包括外部監査人	櫻山加奈子	公認会計士
監査補助者	加藤 聡	公認会計士
	神戸 政之	公認会計士
	斉藤 将	公認会計士
	鈴木 亮子	公認会計士
	谷川 淳	公認会計士
	宮本 和之	公認会計士

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

第2 選定した特定の事件の概要等

1. 監査対象の概要

(1)補助金について

地方公共団体の歳出予算はその目的に従って款項に区分されなければならない(法 216 条)、各項は目節に区分され、歳出予算の執行は当該目節の区分に従ってなされなければならない(施行令第 150 条 1 項 3 号)。そして目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない(施行令第 150 条 2 項)。

総務省令は節を 27 に分類しており、その第 18 節を負担金、補助及び交付金と定めている。また、節はさらに細かく細節に区分されており、総務省令は第 18 節を負担金、補助金及び交付金の 3 つの細節に区分している。

3 つの細節のうち補助金は、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要あると認めた場合に対価なくして支出するものをいう。地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助と、国(あるいは市町村の場合は都道府県)の施策に基づき、国(あるいは都道府県)から補助を受けて地方公共団体が支出する間接補助に大別される。

(2)補助金等の予算の執行に関する規則

横浜市(以下「市」という。)は、平成 17 年 11 月 30 日付で横浜市補助金等の交付に関する規則(以下「補助金等規則」という。)を定めており、平成 18 年 4 月 1 日から施行している。

補助金等規則は、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等にかかる予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の適正化を図ることを目的としている。

補助金等規則

(目的)

第 1 条 この規則は、他の規則に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 本市が本市以外の者に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの(市長が指定するものを除く。)をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

(補助事業者等の責務)

第2 選定した特定の事件の概要等

第4条 補助事業者等は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
- (3) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助事業等の目的及び内容により、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する添付書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金等の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。
- 3 市長は、第1項の調査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、補助金等の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けるべきこと。

(4) その他市長が必要と認める条件

(交付の決定の通知)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、申請者に対し、速やかに、次に掲げる事項を記載した決定通知書を交付するものとする。

(1) 補助金等の交付の決定の内容

(2) 補助金等の交付の条件

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の決定通知書の交付を受けた場合において、当該決定通知書に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他市長が定める特に必要な場合に限る。

3 市長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り、補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

(補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業者等から報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行等の指示)

第13条 市長は、補助事業者等が提出した報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

第2 選定した特定の事件の概要等

2 市長は、補助事業者等が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を指示するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。第3号及び第3項第3号において同じ。)は、速やかに、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 補助事業等の成果を記載した実績報告書
- (2) 補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し(以下単に「領収書等」という。)
- (3) 補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類
- (4) 第24条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (5) 第24条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を同条に規定する市内事業者(以下「市内事業者」という。)とした場合(同条ただし書の規定により入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者としなかった場合を除く。)は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者等は、次に掲げるもの(以下この項及び次項第2号において「間接補助金等」という。)を交付し、又は融通している場合においては、当該間接補助金等の交付又は融通の対象となっている事務又は事業(次項第1号及び第3号において「間接補助事業等」という。)に関する事項について記載した書類を前項に規定する報告書類に併せて添付しなければならない。

- (1) 補助事業者等が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
- (2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

3 前項に規定する添付書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 間接補助事業等の成果
- (2) 間接補助金等に係る収支計算に関する事項
- (3) 補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける間接補助事業等を行う者の資産及び負債に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、前3項に規定する書類又は記載事項のうち必要がないと認めるものについては、その報告、添付又は記載を省略させることができる。

5 補助事業者等は、第1項第2号に規定する領収書等のうち、次のいずれかに該当するものについては、その提出を省略することができる。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業等に係る支出で、1件の金額が100,000円未満のものに係る領収書等
- (2) 補助事業等に係る電気料金、ガス料金、放送受信料、通信回線使用料並びに電

話使用料及び通話料並びに水道料金(下水道使用料を含む。)の領収書等

- (3) 国又は地方公共団体による財務又は会計に関する調査、監査、監察等を定期的に受けていることにより補助金等の適正な執行が担保されていると市長が認める補助事業者等が行う補助事業等に係る領収書等(前2号に掲げるものを除く。)

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示するものとする。

- 2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(交付の時期等)

第17条 補助金等は、第15条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

(交付の請求)

第18条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、前条ただし書の規定により補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者等が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の他の用途への使用をしたとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第24条の規定に違反したとき。
- (5) その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、当該補助事業者等に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(補助金等の返還)

第20条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その

第2 選定した特定の事件の概要等

返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 21 条 補助事業者等は、第 19 条第1項の規定による取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。
- 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第 22 条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第 23 条 市長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業等の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(入札又は見積書の徴収)

第 24 条 補助事業者等は、補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内事業者(横浜市契約規則(昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体をいう。)により入札を行い、又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が 1,000,000 円以上になると見込まれるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(財産の処分の制限)

第25条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの

(関係書類の整備)

第26条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等並びに第14条第1項第4号及び第5号に掲げる書類を整備し、市長が定める期間保存しておかなければならない。

(調査又は報告)

第27条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(委任)

第28条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第29条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 第11条第2項の規定に違反して補助金等の他の用途への使用をしたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、偽りその他不正の手段により当該法人又は当該人に補助金等の交付を受けさせたとき。

(2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、第11条第2項の規定に違反して当該法人又は当該人に補助金等の他の用途への使用をさせたとき。

(3)社会福祉法人の助成に関する条例

社会福祉法第58条第1項では、国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができると定めている。この規定を

第2 選定した特定の事件の概要等

受けて市では、社会福祉法人の助成に関する条例を定めている。

社会福祉法人の助成に関する条例

(趣旨)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第58条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する助成については、法に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)助成 法第58条第1項に規定する補助金の支出等をいう。

(2)社会福祉法人 法第22条に規定する者をいう。

(助成の範囲)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、社会福祉法人に対し、予算の範囲内において助成をすることができる。

(助成の要件)

第4条 助成を受けることのできる社会福祉法人は、本市内において事業を行なう者でなければならない。

(申請手続)

第5条 助成を受けようとする社会福祉法人は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えてこれを市長に提出しなければならない。

(1)理由書

(2)助成を受けようとする事業の計画書

(3)収支予算書

(4)財産目録及び貸借対照表

(使用制限等)

第6条 社会福祉法人は、助成に係る金銭その他の財産を助成の目的以外の目的に使用してはならない。

2 社会福祉法人が前項の規定に違反したときは、市長は、既に交付した補助金もしくは貸付金または譲渡し、もしくは貸し付けたその他の財産の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 法第56条第9項から第11項までの規定は、前項の規定による返還を命ずる場合について準用する。

(委任)

第7条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、市長が定める。

2. 監査対象事業と実施した監査手続等

(1) 監査対象とする事業の抽出手順

本年度の包括外部監査では、市が令和6年度に実施した補助事業から次の手続及び考え方に基づき、監査対象事業を抽出した。

① 令和6年度の補助事業のデータの入手

市より、令和6年度の補助事業のデータを入手して、補助金の交付状況を分析した。

② 監査対象事業の抽出

補助事業のデータより監査対象とする補助事業を抽出した。

(2) 監査対象事業

市が令和6年度に実施している次の補助事業を監査対象とした。決算額は令和6年度の金額である。

「指摘」欄もしくは「意見」欄に数値を記入している事業は、「第4 包括外部監査の指摘及び意見」に監査の実施結果を記載している。「指摘」欄、「意見」欄とも「－」としている事業は、「第4 包括外部監査の指摘及び意見」の記載を省略している。

また、報告書 No.は、「第4 包括外部監査の指摘及び意見」の項目番号を、補助金 No.は、監査対象とした補助金の番号を示している。

① 監査対象事業・こども青少年局

(単位:千円)

報告書 No.	補助金 No.	補助金	課	決算額	指 摘	意 見
1	1	横浜市こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業補助金	保育・教育支援課	14,433	－	5
－	2	横浜市民間児童福祉施設中規模修繕助成(民設化後中規模修繕)	保育・教育支援課	－	－	－
－	3	横浜市立保育所の民間移管に伴う補助金(三者協議会保育経費)	保育・教育支援課	0	－	－
－	4	横浜市立保育所の民間移管に伴う補助金(報告事務経費)	保育・教育支援課	142	－	－
－	5	横浜市民間児童福祉施設中規模修繕助成(移管後中規模修繕)	保育・教育支援課	22,509	－	－
2	6	横浜市保育園児保健医療推進補助金	保育・教育支援課	500	－	1
3	7	横浜市児童野外活動センター補助金	保育・教育支援課	6,159	－	2
4	8	横浜市園内研修・研究推進事業補助金	保育・教育支援課	572	2	1
－	9	横浜市私立保育園こども園園長会実施研修等補助金	保育・教育支援課	2,542	－	－
5	10	横浜市保育センター運営費補助金	保育・教育支援課	5,876	－	3
6	11	横浜市保育所等における午睡用寝具購入補助金	保育・教育運営課	5,149	－	2
7	12	横浜市保育所等における紙おむつ処分費用	保育・教育運営課	56,527	2	1

第2 選定した特定の事件の概要等

報告書 No.	補助金 No.	補助金	課	決算額	指 摘	意 見
		補助金				
8	13	横浜市 24時間型緊急一時保育事業費補助金	保育・教育運営課	60,479	—	3
—	14	保育所等の臨時休園に伴う認可外保育施設等の利用補助金	保育・教育運営課	—	—	—
—	15	認可外保育施設助成	保育・教育運営課	8,703	—	—
9	16	横浜市病児保育事業施設・設備整備補助金	保育・教育運営課	9,313	—	1
10	17	横浜市保育所等における業務効率化推進事業補助金	保育・教育運営課	55,537	—	1
—	18	保育所等における ICT を活用した子どもの見守りサービス導入支援事業補助金	保育・教育運営課	22,412	—	—
—	19	民間保育所賃借料補助金	こども施設整備課※1 保育・教育給付課※2	205,553	—	—
11	20	横浜市民間社会福祉施設等償還金助成(元金償還分)	保育・教育給付課	186,366	—	1
	21	横浜市民間社会福祉施設等償還金助成(利子支払分)	保育・教育給付課	4,141		
—	22	民間社会福祉施設利子補給補助金	保育・教育給付課	5,158	—	—
—	23	横浜市乳幼児一時預かり事業補助金	保育・教育運営課※3 保育・教育給付課※4	797,224	—	—
12	24	入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金	保育対策課	2,035	—	1
—	25	年度限定保育事業助成金	保育対策課	196,796	—	—
—	26	横浜市保育士確保活動支援補助金	保育対策課	2,000	—	—
13	27	横浜市保育士資格取得支援事業受講料等補助金	保育対策課	290	—	1
—	28	保育士修学資金貸付事業補助金	保育対策課	71,255	—	—
—	29	横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金	保育対策課	2,611,682	—	—
14	30	横浜市保育園バス購入費補助金	こども施設整備課※1 保育対策課※2	4,671	—	1
—	31	医療的ケア児等の受入に係る民間保育所等駐車場整備補助金	こども施設整備課※1 保育対策課※2	—	—	—
15	32	横浜市医療的ケア児等保育受入推進環境整備補助金	こども施設整備課※1 保育対策課※2	4,142	—	1
—	33	一時保育受入推進環境整備事業補助金	こども施設整備課※1 保育対策課※2	—	—	—
16	34	横浜市待機児童解消促進補助金	こども施設整備課※1 保育対策課※2	4,891	—	1
—	35	家庭的保育事業設備助成金	こども施設整備課	—	—	—
—	36	認定こども園等感染症対策事業費補助金	こども施設整備課	—	—	—
—	37	既存施設連携型 1, 2 歳児保育所内装整備費補助金	こども施設整備課	36,064	—	—
17	38	横浜市認定こども園内装整備費補助金	こども施設整備課	45,000	—	1
—	39	横浜保育室認可保育所移行支援事業補助金	こども施設整備課	48,409	—	—
—	40	民間保育所等中規模改修事業費補助金	こども施設整備課	7,549	—	—

第2 選定した特定の事件の概要等

報告書 No.	補助金 No.	補助金	課	決算額	指 摘	意 見
—	41	民間保育所内装整備費補助金	こども施設整備課	385,967	—	—
18	42	横浜市小規模保育事業整備補助金	こども施設整備課	274,866	—	1
—	43	民間保育所等建設費等補助金	こども施設整備課	475,601	—	—
19	44	横浜市こども食堂等活動支援補助金	地域子育て支援課	8,221	1	6
20	45	横浜いずみ学園教育棟運営費助成金	こどもの権利擁護課	3,806	—	2
—	46	児童養護施設退所等の社会復帰支援事業費補助金	こどもの権利擁護課	4,512	—	—
—	47	横浜市乳児院多機能化推進事業費補助金	こどもの権利擁護課	23,649	—	—
—	48	横浜市児童養護施設等体制強化事業費補助金	こどもの権利擁護課	92,461	—	—
21	49	横浜市民間児童福祉施設地域交流スペース等運営補助金	こどもの権利擁護課	178	—	3
22	50	横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金	こどもの権利擁護課	9,600	1	1
23	51	横浜市虐待・思春期問題情報研修センター事業費補助金	こどもの権利擁護課	760,252	—	5
24	52	横浜市子どもの電話相談機関補助金	こどもの権利擁護課	800	—	3
25	53	横浜市措置児童文化体育活動補助金	こどもの権利擁護課	220	—	2
26	54	横浜市女性緊急一時保護施設等補助金	こどもの権利擁護課	24,736	—	2
—	55	民間社会福祉施設利子補給補助金	こどもの権利擁護課	1,111	—	—
—	56	横浜市民間社会福祉施設等償還金助成	こどもの権利擁護課	44,602	—	—
—	57	横浜市児童養護施設等整備費補助金	こどもの権利擁護課	—	—	—
27	58	横浜市児童福祉施設職員研修会補助金	こどもの権利擁護課	94	—	2
—	59	横浜市母子生活支援施設「母と子のつどい」補助金	こどもの権利擁護課	75	—	—
28	60	横浜市重度障害児・者対応専門医療機関運営費等補助金	障害児福祉保健課	143,046	—	4
29	61	障害児地域訓練会運営費助成	障害児福祉保健課	62,330	—	2
—	62	横浜市「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」福祉車両導入補助金	障害児福祉保健課	696	—	—
30	63	横浜市障害児相談支援推進事業補助金	障害児福祉保健課	1,380	—	2
—	64	民間社会福祉施設利子補給補助金	障害児福祉保健課	1,439	—	—
31	65	横浜市民間社会福祉施設等償還金助成	障害児福祉保健課	16,477	—	2

※1 予算・事業内容に関する事

※2 実際の給付事務に関する事

※3 制度に関する事

※4 支払いに関する事

② 監査対象事業・健康福祉局

(単位:千円)

報告書 No.	補助金 No.	補助金	課	決算額	指 摘	意 見
—	66	横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金	企画課	1,371	—	—
1	67	横浜市ノンステップバス導入促進補助金	福祉保健課	18,150	—	1
2	68	横浜市地域福祉活動補助金	福祉保健課	1,111,867	—	3
3	69	横浜生活あんしんセンター運営費補助金	福祉保健課	287,577	—	3

第2 選定した特定の事件の概要等

報告書 No.	補助金 No.	補助金	課	決算額	指 摘	意 見
—	70	社会福祉士等資格取得助成金	福祉保健課	290	—	—
—	71	科目履修等助成金	福祉保健課	310	—	—
4	72	更生保護法人補助金	福祉保健課	200	—	1
5	73	横浜市民生委員児童委員協議会事業補助金	地域支援課	50,264	—	3
6	74	横浜市遺族会事業補助金	生活支援課	900	—	2
7	75	横浜市原子爆弾被爆者援護事業補助金	生活支援課	730	—	1
8	76	生活保護法による指定医療機関指導補助金	生活支援課	1,290	—	2
—	77	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金	生活支援課	—	—	—
—	78	寿地区高齢者ふれあいホーム運営管理費等補助金	生活支援課	1,800	—	—
—	79	日雇労働者年末福祉金補助金	生活支援課	5,936	—	—
9	80	横浜市新規相談支援専門員配置等補助金	障害施策推進課	600	—	1
10	81	災害時障害者支援事業(福祉避難所応急備蓄物資整備)助成金	障害施策推進課	5,342	—	2
—	82	横浜市知的障害者対応専門外来設置医療機関運営費補助金	障害施策推進課	6,206	—	—
—	83	障害者相談支援事業補助金	障害施策推進課	251,399	—	—
—	84	障害者相談支援事業補助金	障害施策推進課	29,490	—	—
11	85	横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金	精神保健福祉課	2,753	—	2
—	86	横浜市精神科身体合併症病院事業補助金	精神保健福祉課	1,566	—	—
12	87	横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成金	障害自立支援課	2,545	—	1
13	88	横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金	障害自立支援課	12,600	—	1
—	89	ハンディキャブ事業費補助金	障害自立支援課	69,205	—	—
—	90	ガイドボランティア事業費補助金	障害自立支援課	76,240	—	—
—	91	障害者団体補助金(障害者社会参加推進センター運営事業)	障害自立支援課	4,633	—	—
—	92	障害者就労支援センター運営費補助金	障害自立支援課	287,686	—	—
—	93	精神障害者神奈川バレーボール大会補助金	障害自立支援課	—	—	—
—	94	政令指定都市身体障害者団体連絡協議会、同親善スポーツ大会補助金	障害自立支援課	295	—	—
—	95	神奈川県ゆうあいピック補助金	障害自立支援課	340	—	—
—	96	横浜市身体障害者福祉大会補助金	障害自立支援課	362	—	—
—	97	相談事業及びあおぞら教室	障害自立支援課	658	—	—
—	98	横浜市身体障害者運動会補助金	障害自立支援課	661	—	—
—	99	横浜市ふれあいスポーツ大会補助金	障害自立支援課	1,517	—	—
—	100	障害者団体補助金(精神障害者関係団体への補助金)	障害自立支援課	2,162	—	—
—	101	障害者団体補助金(知的障害者関係団体及び身体障害者関係団体への補助金)	障害自立支援課	2,750	—	—

第2 選定した特定の事件の概要等

報告書 No.	補助金 No.	補助金	課	決算額	指 摘	意 見
—	102	緑園地域交流センター運営費補助金	障害自立支援課	11,363	—	—
—	103	障害者相談支援事業補助金	障害自立支援課	251,399	—	—
	104	横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助金	障害施設サービス課	501,078		
14	105	社会福祉法人型地域活動ホーム運営費補助金	障害施設サービス課	1,142,425	—	5
—	106	横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金	障害施設サービス課	15,490	—	—
—	107	横浜市精神障害者地域生活推進事業運営費補助金	障害施設サービス課	6,036	—	—
15	108	在宅障害者援護事業補助金	障害施設サービス課	115,463	—	3
—	109	横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金	障害施設サービス課	15,490	—	—
	110	災害時応急備蓄物資整備費補助金	障害施設サービス課	661		
16	111	災害時応急備蓄物資整備費補助金	障害施設サービス課	1,805	—	1
	112	災害時応急備蓄物資整備費補助金	障害施設サービス課	137		
—	113	地域活動支援センター事業ダイサービス型運営費補助金(社会福祉法人型地域活動ホーム分)	障害施設サービス課	706	—	—
17	114	重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助金	障害施設サービス課	79,861	—	3
—	115	障害者グループホームスプリンクラー設置費補助金	障害施設サービス課	—	—	—
18	116	重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金	障害施設サービス課	36,054	—	2
19	117	横浜市障害者グループホーム運営費補助金	障害施設サービス課	156,264	—	1
—	118	障害者グループホーム設置費等補助金	障害施設サービス課	83,573	—	—
20	119	横浜市民設型精神障害者生活支援センター設置運営費補助金	障害施設サービス課	571,635	—	2
—	120	横浜市多機能型拠点事業補助金	障害施設サービス課	261,532	—	—
21	121	横浜市地域活動支援センター作業所型設置運営費補助金	障害施設サービス課	1,559,067	—	4
22	122	横浜市精神障害者地域作業所自主製品販路拡大等助成事業補助金	障害施設サービス課	2,400	—	2
—	123	横浜市精神障害者社会復帰関係施設職員等研修助成事業補助金	障害施設サービス課	4,000	—	—
23	124	横浜市地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型補助金	障害施設サービス課	1,265,048	—	4
24	125	横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事業への移行支援事業補助金	障害施設サービス課	560,079	—	2
—	126	横浜市民間障害福祉施設建設費補助金	障害施設サービス課	3,293	—	—
—	127	障害者施設建設費補助金	障害施設サービス課	37,346	—	—
—	128	介護人材就業セミナー等支援事業補助金	高齢健康福祉課	300	—	—
25	129	横浜市介護福祉士専門学校学費補助金	高齢健康福祉課	1,800	1	1

第2 選定した特定の事件の概要等

報告書 No.	補助金 No.	補助金	課	決算額	指 摘	意 見
—	130	日本語学校学費補助金	高齢健康福祉課	1,750	—	—
—	131	訪問介護等資格取得支援事業補助金	高齢健康福祉課	5,292	—	—
26	132	横浜市介護ロボット等導入支援事業補助金	高齢健康福祉課	19,426	—	2
—	133	住居借上支援事業補助金	高齢健康福祉課	107,814	—	—
27	134	横浜市老人クラブ補助金	高齢健康福祉課	281,737	—	1
28	135	横浜市高齢者生きがい活動促進支援事業補助金	地域包括ケア推進課	—	—	1
—	136	横浜市介護予防交流拠点整備事業補助金	地域包括ケア推進課	—	—	—
29	137	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金	地域包括ケア推進課	119,958	—	2
30	138	横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型運営費等補助金	高齢在宅支援課	433,456	1	3
31	139	横浜市訪問看護ステーション介護保険支援補助金	高齢在宅支援課	3,300	—	1
32	140	軽費老人ホーム事務費補助金	高齢施設課	500,122	5	1
33	141	高齢者施設・住まいの相談センター事業費補助金	高齢施設課	70,654	1	—
34	142	横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金	高齢施設課	101,269	1	1
—	143	横浜市新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援助成事業補助金	高齢施設課	—	—	—
—	144	介護施設等の感染拡大防止のための改修等整備費補助金	高齢施設課	—	—	—
—	145	有料老人ホーム消防設備設置補助金	高齢施設課	—	—	—
—	146	高齢者施設等非常用自家発電設備・給水設備整備費及び水害対策強化費補助金	高齢施設課	147,359	—	—
—	147	民間社会福祉施設等利子補給補助金(地域ケアプラザ)	高齢施設課	1,471	—	—
—	148	振興資金利子補給補助金	高齢施設課	7,488	—	—
—	149	民間社会福祉施設等償還金補助金(地域ケアプラザ)	高齢施設課	38,560	—	—
—	150	民間社会福祉施設等償還金補助金(救護、障害者)	高齢施設課	49,295	—	—
—	151	民間社会福祉施設等償還金補助金(特養、老健、GH・小多機)	高齢施設課	761,033	—	—
—	152	特別養護老人ホーム等看取り環境整備費補助金	高齢施設課	—	—	—
—	153	特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修支援事業費補助金	高齢施設課	—	—	—
—	154	介護医療院整備費補助金	高齢施設課	—	—	—
—	155	特別養護老人ホーム等の整備に係る定期借地権設定のため一時金の支援事業費補助金	高齢施設課	—	—	—
—	156	新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備補助金	高齢施設課	385,012	—	—

第2 選定した特定の事件の概要等

報告書 No.	補助金 No.	補助金	課	決算額	指摘	意見
—	157	特別養護老人ホーム整備費補助金	高齢施設課	1,448,081	—	—
—	158	介護職員の宿舎施設整備事業費補助金	高齢施設課	83,343	—	—
35	159	横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金(地域密着型サービス事業所開設準備補助事業)	介護事業指導課	136,337	2	1
36	160	横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金	介護事業指導課	355,709	—	2

③ 監査対象事業・都筑区

(単位:千円)

報告書 No.	補助金 No.	補助金	課	決算額	指摘	意見
1	161	都筑区地域福祉保健計画「つづきあい基金」補助金	福祉保健課	70	—	1
—	162	障害者地域啓発事業補助金	高齢・障害支援課	40	—	—
2	163	都筑区障害者施設支援事業農福連携補助金	高齢・障害支援課	226	1	2
—	164	福祉農園事業補助金	高齢・障害支援課	193	—	—

④ 監査対象事業・戸塚区

(単位:千円)

報告書 No.	補助金 No.	補助金	課	決算額	指摘	意見
1	165	とつかハートプラン補助金	福祉保健課	1,219	—	2

第3 包括外部監査の総括

今回の包括外部監査は、横浜市の2部局、4行政区から165の補助事業を抽出して補助事業に関する財務事務の監査を実施した。

監査を実施した結果、法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項である監査の「指摘」を18項目、監査の「指摘」以外で改善・検討を求める事項である監査の「意見」を137項目記載している。

表 監査の指摘及び意見の状況

監査対象部署	監査対象事業数 A	Aのうち指摘もしくは意見のある事業数	指摘の数	意見の数
こども青少年局				
保育・教育支援課	10	5	2	12
保育・教育運営課	8	5	2	8
保育・教育給付課	5	1		1
保育対策課	6	2		2
こども施設整備課	14	5		5
地域子育て支援課	1	1	1	6
こどもの権利擁護課	15	8	1	20
障害児福祉保健課	6	4		10
小計	65	31	6	64
健康福祉局				
企画課	1			
福祉保健課	6	4		8
地域支援課	1	1		3
生活支援課	6	3		5
障害施策推進課	5	2		3
精神保健福祉課	2	1		2
障害自立支援課	17	2		2
障害施設サービス課	24	11		29
高齢健康福祉課	7	3	1	4
地域包括ケア推進課	3	2		3
高齢在宅支援課	2	2	1	4
高齢施設課	19	3	7	2
介護事業指導課	2	2	2	3
小計	95	36	11	68
都筑区				
福祉保健課	1	1		1
高齢・障害支援課	3	1	1	2
小計	4	2	1	3
戸塚区				

監査対象部署	監査対象事業数 A	Aのうち指摘もしくは意見のある事業数	指摘の数	意見の数
福祉保健課	1	1		2
小計	1	1		2
合計	165	70	18	137

以下、包括外部監査の指摘及び意見の総括を記載する。

1. 交付要綱の適時の見直し

内容	補助金番号	指摘番号	意見番号
① 参照法令が古いままであったり、現在は存在していないものがあった。また補助金規則との間や交付要綱間での参照条文の参照誤りなどが見られた。制度の改正や実態に合うよう見直し、改定することが望まれる。	7		8
	74		77
	138	8	
	140	11	
	142	15	
	159	16	
② 補助金額の算定基準が不明確なため、金額の妥当性を確認できないものがあった。また、算定基準があっても昔定めたままで最近の経済実態に合っていないものがある。これについても実態に合うよう見直し、改定することが望まれる。	7	-	7
	10		10
	16		19
	110~112		96
③ 補助対象経費になるかならないかはっきり記載されている要綱もある中、いくつかの要綱には補助対象経費が不明確なものがあった。分かりやすく改定することが望まれる。	8	-	9
	68		66
	69		70
	108		93
	124		112
	132		118
④ 要綱で定める書類の保存期間は5年が多いが、借入金やその利子の補助金や財産処分の制限があるような支出があった場合には、その借入金や利子の支払いや財産の耐用年数は保存期間5年よりも長いことが多いので、現在不整合になっている要綱を見直す必要がある。	20, 21	-	21
	138		126
	139		127
	159		130

2. 補助金交付申請時の適切な審査の実施

内容	補助金番号	指摘番号	意見番号
① 補助対象要件を満たさない交付があった。補助対象要件を満たしているかどうかについては申請書類を補助金交付要綱に照ら	8	1	-

第3 包括外部監査の総括

内容	補助金番号	指摘番号	意見番号
しての検討と、書類の不備があった場合には書類の依頼と記載内容の修正を補助事業者に求める必要がある。			
② 添付書類がないために補助対象要件を満たすことが確認できないものがあった。	12	3	-
③ 補助事業を続けられる事業者であるかの確認には、事業者の財務内容を確認する必要がある。そのためにはまず、財務内容の分かる書類を交付要綱で求める必要がある。さらに交付申請書類として、資産及び負債の状況の分かる書類の提出を求めている場合には、その内容をよく確認する必要がある。書類は入手しているものの、どう確認すべきかが不明なため実質的には確認されていない状況にあるものが見られた。	30 38 42 137	-	24 27 28 123
④ 申請書と添付書類の間の整合性がいないものや、支出項目の内容が説明の記載がなく不明のため、金額の妥当性が確認できないものがあった。	73 142	-	73 129

3. 補助金実績報告書の適切な審査の実施

内容	補助金番号	指摘番号	意見番号
① 交付決定通知書との実績報告書の内容に不一致があったり、内容について疑問に思う場合には、市は補助事業者にその内容について質問することにより確認する必要がある。また、摘要や説明欄の適切な使用により支出内容が確認できるように求める必要がある。	1 8 13 44	2	2 16 29
② 実績報告書に添付して提出すべき書類が添付されていない場合には提出を求め、記入内容に不備や誤りがあった場合には訂正を求める必要がある。また、申請内容との整合性について確認する必要がある。	34 114 140 159	9 17	26 99
③ 補助対象経費になるかの確認を要綱や補助金の趣旨に基づき確認する必要がある。	44	5	
④ 実績報告書と決算書の不整合についても次年度の補助金交付までに内容を検討する必要がある。	68 119	-	67 104

4. 補助金額の実態に応じた適時の見直し

内容	補助金番号	指摘番号	意見番号
① 補助金が当初の予定どおり支出されているか、利用状況に応じた補助金額の見直しや補助事業者の財産状況や収益性に応じて補助金を交付することを検討する必要がある。	27	-	23
	74		76
	75		78
	88		87
	104, 105		88
	137		123
② 補助金の基準額が昔に定められたままになっている。直近の経済動向を反映した金額になっているかを検討する必要がある。	49	-	38
	137		122
③ 手厚すぎる補助になっていないかも検討する必要がある。	116	-	100

5. 補助金の効果測定

内容	補助金番号	指摘番号	意見番号
① 補助金の効果を客観的に確認するために、具体的な評価指標や目標値の設定が望ましい。	49	-	37
	60		55
	87		86
② 国経由の補助金の場合に、国で効果測定を行っているので、横浜市ではとくに効果の検証をしていないものがあつた。しかし、横浜市でも具体的な評価指標や目標値等を設定し、効果を測定する必要がある。	51	-	41
③ 運営費補助のあり方と補助額についての検討が必要である。	52	-	48
	60		56
④ その一方で、交付申請書添付の「実施計画書」には様式で「補助金実施により期待できる効果」欄があり、また実施報告書には「補助金事業実施の効果」を記載する欄があり、この欄は補助事業者に常に補助金の効果を意識させる欄で、有意義な取り組みが行われている例もある。	85	-	84

6. 補助金にかかる仕入税額控除の手続

内容	補助金番号	指摘番号	意見番号
① 補助金交付要綱にそもそも仕入税額控除についての記載がないものがあつた。	81	-	82
	134		120

第3 包括外部監査の総括

内容	補助金番号	指摘番号	意見番号
② 補助金交付要綱に仕入税額控除についての記載はあるが、実績報告書に合わせて仕入税額控除報告書が事業者から提出されていないものがあった。	51		43
	140	13	
	141	14	
	160		131
③ 補助金交付要綱に仕入税額控除についての記載があり、実績報告書に合わせて仕入税額控除報告書が事業者から提出されているが、消費税確定申請書などの添付がなくその内容の正確性を検証できないものがあった。	44	-	33
	45		36

7. 財産処分の制限のある財産の管理

内容	補助金番号	指摘番号	意見番号
① 交付要綱で財産処分の制限について記載されているが、その財産についてどのように管理されているか不明である。	61	-	60
	65		64

8. 効率的な事務の執行

内容	補助金番号	指摘番号	意見番号
① 同一の補助事業者に複数の補助金が交付されている場合の手続を効率化する必要がある。	68	-	68
	69		71
	73		75
	124		114

第4 包括外部監査の指摘及び意見

I. こども青少年局

1. 横浜市こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業補助金(補-1)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容	
補助金等名称	横浜市こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業補助金	
所管部署	こども青少年局保育・教育支援課	
補助金交付要綱	横浜市こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業補助金交付要綱	
制定年月日	令和6年6月1日	
直近の改正年月日	—	
補助目的	保育・教育施設の事業に係る事務費等に対する補助	
補助事業	こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業	
補助事業者	横浜市こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業を実施することとした事業者	
補助金額の算定基準	基本助成	月額 100 千円
	利用児童加算	児童 1 人 1 時間当たり 850 円
	障害児等受入加算	下記に規定する児童 1 人 1 時間当たり 400 円 (1) 横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第 3 条第 1 号、第 2 号または第 4 号のいずれかに規定する児童 (2) 障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証を所持する児童
		研修費・備品費

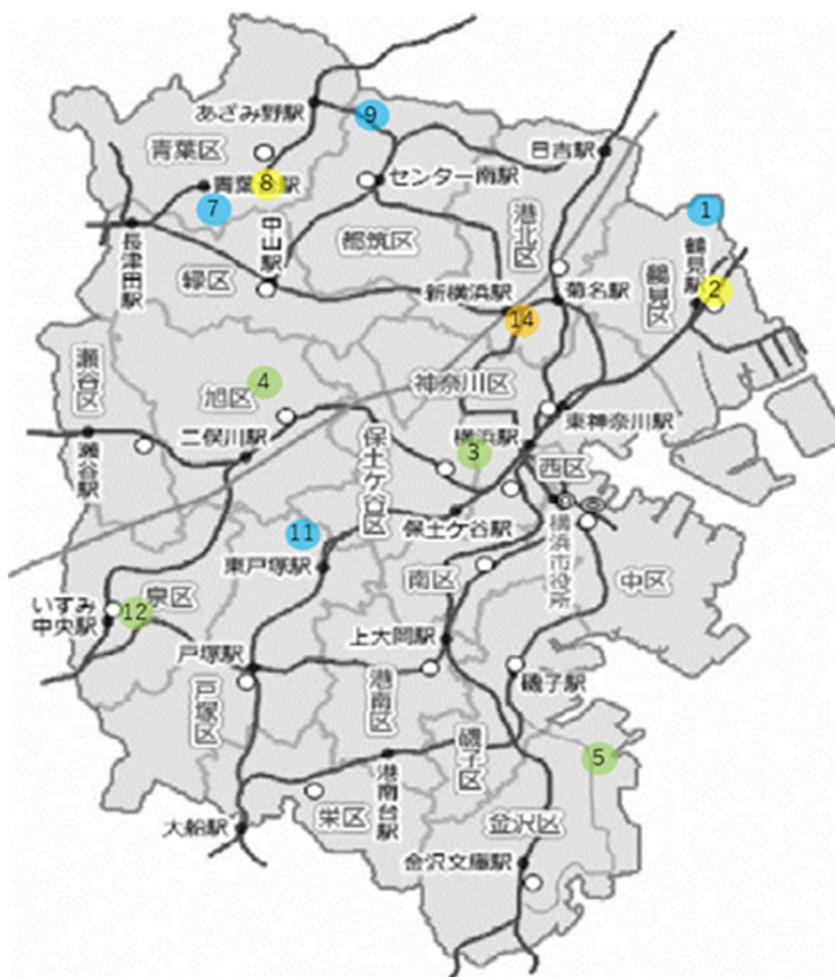
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	14,433 (決算額)	— (予算額)
市負担額	—	—	—	—	3,608	—
国負担額	—	—	—	—	10,825	—

② こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業とは

国は令和5年12月に策定された「こども未来戦略」において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することとした。そこで、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で幼稚園・保育所等を利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度」)が創設されることになった。

国は令和8年度の本格実施を目指していることから、市では「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」を市内幼稚園・保育所等の14箇所を実施するに至った。

このうち11箇所は補助事業者による補助金による実施であり、2箇所は公立保育所で実施しているため直営、1箇所は地域子育て支援拠点にて委託事業として実施している。なお補助事業者11箇所の所在地は次図のとおりである。



(市資料より)

③ こども誰でも通園制度(仮称)の概要

項目	内容
対象とすることも	①～③のすべてに該当することも ①横浜市内在住 ②0歳6か月～満3歳未満 ③幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業等に在籍していない
利用可能時間	1人当たり月10時間まで ※原則として定期利用(同じ園を定期的に利用)
利用料金	1時間300円 ※給食やおやつ等がある場合は、別途料金が必要 ※生活保護世帯など、世帯の状況により減免制度あり
実施施設	保育園、幼稚園や小規模保育施設など14事業者
利用方法	利用希望者が希望する施設に直接申し込み →各施設で事前面談を行う →利用を希望する時に適時施設に直接申し込み

(交付要綱などから監査人作成)

④ 補助事業者11箇所における利用実績

令和6年度の本補助事業の利用実績は次表のとおりである。

表1 延べ利用時間一覧

(単位:時間)

		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
A園	利用分	0	0	0	6	9	16	12	21	18	19	101
	うち当日キャンセル分	0	0	0	0	3	0	0	12	9	7	31
B園	利用分	0	0	18	15	15	15	3	10	0	0	76
	うち当日キャンセル分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C園	利用分	0	0	24	32	42	14	14	14	12	12	164
	うち当日キャンセル分	0	0	4	4	16	0	4	4	0	0	32
D園	利用分	0	0	0	0	0	8	9	0	0	0	17
	うち当日キャンセル分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E園	利用分	0	0	0	0	8	50	36	50	36	30	210
	うち当日キャンセル分	0	0	0	0	3	4	8	8	2	8	33
F園	利用分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち当日キャンセル分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G園	利用分	0	0	15	53	68	61	42	39	57	29	364
	うち当日キャンセル分	0	0	3	0	3	3	0	0	0	6	14
H園	利用分	0	0	26	28	33	33	31	31	38	38	258
	うち当日キャンセル分	0	0	2	0	0	7	0	7	0	0	16
I園	利用分	0	0	20	18	19	25	22	29	22	26	181
	うち当日キャンセル分	0	0	2	3	3	9	3	3	0	6.5	29.5
J園	利用分	0	0	0	5	8	12	8	4	4	2	43
	うち当日キャンセル分	0	0	0	0	0	4	4	0	0	2	10
K園	利用分	—	—	0	0	9	8	16	0	11	8	52
	うち当日キャンセル分	—	—	0	0	3	3	0	0	0	0	5
合計	利用分	0	0	103	157	211	242	193	198	198	164	1,466
	うち当日キャンセル分	0	0	11	7	30	29	19	34	11	29.5	170.5

※K園については、令和6年8月事業開始

第4 包括外部監査の指摘及び意見

A園は障害児利用実績があり、その利用状況は次表のとおりである。

表2 A園における利用状況(障害児受入利用時間) (単位:時間)

延べ利用時間	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用分	0	0	0	6	9	16	12	21	18	19	101
うち当日キャンセル分	0	0	0	0	3	0	0	12	9	7	31
障害児利用分	0	0	0	6	9	0	0	9	9	10	43
うち当日キャンセル分	0	0	0	0	3	0	0	9	9	7	28

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-1】 当日キャンセルに関する交付要綱の明確化を求めるもの

令和6年度における障害児の利用実績は表2のとおりである。A園から提出された実績報告書によると、利用日当日キャンセルが10回あり、合計28時間分の障害児等受入加算が申請されている。市はこの実績報告書に応じて補助金を交付している。

本補助金の交付要綱では次のように定めている。

<p>第4条(補助対象経費及び補助額) 補助の対象とする経費は、事業の実施に要する人件費及び研修費、備品費、消耗品費等とする。</p> <p>2 交際費、慶弔費、懇親会費並びに直接事業と関連のない修繕費、備品購入費及び食糧費等の経費については、本補助金の対象外とする。</p> <p>3 補助金の額は、別表1に定める単価に基づいた額とする。</p> <p>4 基本助成は、利用実績に関わらず事業開始月から支給する。</p> <p>5 利用児童加算は、利用実績に応じて支給する。ただし、当日キャンセル分については利用実績に含めて支給するものとする。</p> <p>6 実施要綱第12条第1項に基づく利用料減免を行った場合は、同条第2項の各号に応じた減免額を支給する。</p> <p>第5条(障害児等受入加算) 市長は、児童の処遇向上を図るため、次の各号に規定する児童の利用があった場合、別表1に掲げる利用児童加算に加え、障害児等受入加算を支給する。</p> <p>(1) 横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第3条第1号、第2号または第4号のいずれかに規定する児童</p> <p>(2) 障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証を所持する児童</p>

利用日当日キャンセルされた分につき、事業者側は児童を受け入れるための人繰りを行っていることから、その人件費等を補填するために、利用がなくとも当日キャンセル分の利用児童加算を利用実績に含めて支給する旨が交付要綱にただし書きにて定められている。

障害児受入れ加算についても、その加算の趣旨を鑑み、利用児童加算と同様の運用をすることとしていたものの、交付要綱では利用児童加算についてのみ規定しており、障害児受

入加算については規定がされていない。

A 園は、当日キャンセルされた分について障害児等受入加算を加えて実績報告書を作成しており、市では実績報告書に記載されているとおりに補助金を支給している。当日キャンセルについて、障害児受入れ加算についても利用児童加算と同様の運用とするならば、障害児受入加算についても当日キャンセルについて交付要綱に明記する必要がある。

本補助金の交付要綱は令和 6 年度限りと聞いているが、類似の事業が他にあるのであれば、当日キャンセルの運用については疑義がないように交付要綱に明記する必要がある。

【意見-2】実績報告書の審査体制の見直し及びフォーマットの追記を求めるもの

本事業の補助金額として、年間 250 千円上限で研修費・備品の経費が認められている。備品については交付要綱第 4 条 2 項において、直接事業と関連するものと定めている。

補助対象の研修費・備品費として、多くの事業者が備品購入費を申請しているが、I 園では PC2 台の購入代金を備品費として申請し、令和 6 年 7 月に備品費 250 千円の交付決定通知を受けていた。しかしながら 9 月には、PC3 台の購入代金として 396 千円の領収証を添付し実績報告書を提出している。これは PC2 台分の購入費として 250 千円の補助金交付が認められたものの、2 台では購入価額が上限 250 千円に満たなかったことから、PC を 1 台加えて購入することにしたものであると考えられる。

この PC3 台購入の実績報告書を受領後、市では交付申請書と PC 購入台数が異なることに対して、I 園に問合せなどを行っておらず、研修費・備品費として 250 千円を交付している。したがって、I 園では事後的に備品費として PC3 台分の購入費用が補助対象の備品費として認められたことになる。

市は補助事業者から入手した実績報告書については審査を行い、その内容が適格であるかの検証をする必要がある。申請時と内容が異なる実績報告書が提出された場合には、その理由について問合せを行い、妥当でない判断される場合には交付決定額の変更を行う必要があると考える。

なお、実績報告書フォーマットの研修費・備品費の項目には、「交付申請時と異なる内容や数量は基本的に認められない旨」を注記し、交付申請時と異なる場合にはその理由を記載する欄を設けておくと、審査時に留意することができる。市は効果的で適格な審査を実施するための工夫を行うことが望まれる。

【意見-3】補助金額の算定にあたるシステム構築の見直しが望まれるもの

表 1 に示すとおり、利用者による当日キャンセルが多発しており、利用児童加算の対象となる利用時間数 1,466 時間のうち、165.5 時間が当日キャンセル分である。このため、利用児童加算補助金は 1,466 時間分(1,246,100 円)支給されているが、実際に子どもが利用した時間は 1300.5 時間(1,105,425 円)にとどまっている。

特に C 園では 10 月に 16 時間当日キャンセルが発生しており、そのうち 10 時間は同一の利用者によるもので、2 時間の予約を 5 回にわたり利用日当日キャンセルしたケースである。

市の見解によれば、キャンセル料の徴収は補助事業者の任意設定であり、大半の補助事業者が徴収していない。また補助事業者にとっては、申込時間数に応じて、利用児童加算

第4 包括外部監査の指摘及び意見

補助金が給付されるため、事前キャンセルよりも当日キャンセルの方が収入面で有利となる可能性がある。

さらに、市は利用者連絡の時点を確認する手段を持たず、補助事業者から提出される利用実績報告に依存している。

このような状況下で、当日キャンセル分を利用実績に含めて利用児童加算補助金を支給するのであれば、キャンセル連絡の日時を記録・確認できるシステムの構築が望まれる。

【意見-4】補助金額が算出される仕組みの設計の見直しを求めるもの

表1に示されるとおり、年度の利用時間は、F園における0時間からG園における364時間まで、補助事業者間で大きな差がある。これは立地条件、受入人数に加えて実施日数・時間などの違いによるものであり、単純な比較は困難である。しかしながら、受入人数や実施時間などに関係なく、基本助成金は一律で月額100千円、研修費・備品費として年額250千円まで支給されている。

補助金の金額は適正、かつ公平であることが求められる。そのため、利用実績に応じた補助金額が算出される仕組みの設計が強く望まれる。

【意見-5】利用実績がない補助事業者に対する今後の方策を求めるもの

令和6年度を通して利用者がゼロの補助事業者に対して、市は地域の子育て支援拠点における周知活動や、園への利用促進に関する指導を実施している。

しかしながらF園では令和7年6月まで利用者は発生しておらず、利用実績が多い園はいくつかあるものの、事業全体としては十分な利用がなされていない状況である。

市はこの状況の要因として、乳幼児一時預かり事業との併存を挙げている。両事業とも基本的に料金は1時間あたり300円であるが、本事業が月10時間までの利用制限がある一方、乳幼児一時預かり事業は月120時間まで利用可能である。対象年齢が0歳6ヵ月から満3歳までの児童及び保護者にとって、月10時間という短時間では保育士との関係を築くことが難しく、信頼を深めるうえでも不利であると思われる。

本補助金はこども家庭庁が創設した制度に基づく試行的な取組みであることから、一時保育事業全体として事業整理を行い、補助金が公平、公正かつ適正に執行される仕組みの構築が望まれる。

2. 横浜市保育園児保健医療推進補助金(補—6)

(1) 概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市保育園児保健医療推進補助金
所管部署	こども青少年局保育・教育支援課
補助金交付要綱	横浜市保育園児保健医療推進補助金交付要綱
制定年月日	平成13年11月30日
直近の改正年月日	令和5年2月21日
補助目的	保育園児に関する保健医療の発展振興
補助事業	保育・教育支援事務諸費
補助事業者	一般社団法人横浜市医師会
補助金額の算定基準	実支出額と補助基準額(50万円)とを比較して、いずれか少ない額

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	500 (決算額)	500 (決算額)	500 (決算額)	500 (決算額)	500 (決算額)	500 (予算額)
市負担額	500	500	500	500	500	500
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 一般社団法人横浜市医師会について

一般社団法人横浜市医師会は、横浜市内の医師約4,100名を会員とする一般社団法人であり、公益社団法人日本医師会、公益社団法人神奈川県医師会の傘下に、市内18区医師会および大学区医師会(公立大学法人横浜市立大学)により組織された医療の学術専門団体である。

市民の健康と福祉を守るために桜木町・北部・南西部の3つの夜間急病センター及び18区医師会が運営している各区休日急患診療所において休日・夜間一次救急診療を担う一方、各種検診・予防接種・健康づくりなどの事業を行っている。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見—6】 補助事業収支決算の枠組み見直しを求めるもの

本補助金の補助対象経費は次のとおりである。

第2条(補助対象経費)

補助の対象とする経費は、次のとおりとする。

(1) 市医師会保育園医部会(以下「保育園医部会」という。)が実施する調査、研究費

第4 包括外部監査の指摘及び意見

(2) 保育園医部会が実施する研修費
 (3) その他市長が必要と認める経費
 2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

(交付要綱より)

保育園医部会は、令和6年度末現在、部会員数 247 名で構成されており、年 1 回の研修と年 1 回の保育園医部会報発刊に加え、年 5 回の部会を開催している。

表 令和6年度保育園児保健医療推進事業収支決算書 (単位:円)

	項目	決算額	内訳	
収入の部	横浜市からの補助金	500,000		
	医師会特別会計	648,998		
	収入の部合計	1,148,998		
支出の部	学術研究費	209,588		
		研修会費(1回開催)		
		①講師謝礼	55,685	@55,685×1名
		②座長謝礼	11,137	@11,137×1名
		③開催案内通信費	21,336	@84×254通
		④研修講演会日当	105,000	@7,500×14名
		⑤会場費	8,930	
		横浜市病児保育事業意見交換会費(1回開催)		
		①日当	7,500	@7,500×1名
		部会(年5回開催)	725,000	
		①会場参加者日当	540,000	@7,500×72名
		②オンライン参加者日当	185,000	@5,000×37名
		通信費(入会書類費等の郵送費用)	44,330	
		広報費(保育園医部会報発刊 年1回発刊)	170,080	
		支出の部合計	1,148,998	

この収支決算書によると、支出合計額 1,148,998 円のうち 837,500 円は、保育園医部会の会員に支払われた日当である。研修講演会や部会への出席に対するインセンティブとして日当が支払われていると推察される。しかしながら、研修会や部会に出席した医師に支払われる日当が、市からの補助金の用途として適切であると認めがたい。

この個人に対する金銭給付を除くと、支出は 311,498 円であり、市からの補助金で十分に補助対象事業である調査研究や研修費用を賄うことができる。研修講演会や部会への出席に対するインセンティブに関しては医師会特別会計を原資とし、この保育園児保健医療推進事業の収支決算からは切り離した処理を行うことが望まれる。

3. 横浜市児童野外活動センター補助金(補一7)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市児童野外活動センター補助金
所管部署	こども青少年局保育・教育支援課
補助金交付要綱	横浜市児童野外活動センター補助金交付要綱
制定年月日	平成17年4月7日
直近の改正年月日	令和5年3月23日
補助目的	児童に野外活動の機会を提供し児童の健全育成に資する
補助事業	保育・教育支援事務諸費
補助事業者	社会福祉法人 神奈川民間保育園協会
補助金額の算定基準	予算の範囲内で定める

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	6,159 (決算額)	6,159 (決算額)	6,159 (決算額)	6,159 (決算額)	6,159 (決算額)	6,159 (予算額)
市負担額	6,159	6,159	6,159	6,159	6,159	6,159
県負担額	—	—	—	—	—	—

本補助金は横浜市と川崎市から交付されており、その状況は次表のとおりである。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	10,265 (決算額)	10,265 (決算額)	10,265 (決算額)	10,265 (決算額)	10,265 (決算額)	10,265 (予算額)
市負担額	6,159	6,159	6,159	6,159	6,159	6,159
川崎市負担額	4,106	4,106	4,106	4,106	4,106	4,106

② 横浜市児童野外活動センターとは

社会福祉法人神奈川民間保育園協会が運営している野外活動センターのことであり、正式名称は「児童野外活動センター こどもの杜」(以下「センター」という。)である。

緑豊かな自然環境の中で、うさぎやモルモットなどの動物とのふれ合いや散策、宿泊など様々な経験を行うことができる。

表 センターの概要

項目	内容
所在地	横浜市青葉区みたけ台 26-17
敷地面積	8,567.48m ² (建築面積:845.87m ²)
延床面積	1,187.88m ² (1階 793.2m ² 、2階 394.68m ²)
屋内施設	1階 遊戯室・図書室・事務室兼医務室・食堂兼集会室・調理室・シャワー室・

第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目	内容	
	脱衣室・温水プール(10m×6m)・更衣室・トイレ	
屋外施設	1F ふれあい広場(ウサギ・モルモット・亀など)、野外炊事場 2F あそびの広場(ワンパク砦・砂場・ブランコ・飛行機ジム・鉄棒・ジャングルジム) 3F ふれあい広場(あずまや・ダンボール滑り台・クライミングロープ)池、じゃぶじゃぶ池、散策路、駐車場 13 台分のスペースあり	
利用対象者	保育園、幼稚園等の団体、及び乳幼児・児童(小学校低学年)とその保護者。 ただし、宿泊利用はおおむね 4・5 歳児を対象とし、団体での利用に限る	
一般利用	団体利用日以外は、誰でも利用可能 利用時間及び利用料	
	館内利用時間	午前 10 時～午後 4 時(閉館)
	屋外利用時間	午前 10 時～午後 5 時(閉門)
	入場料	こども(2 歳～)100 円 大人(中学生～)150 円
	駐車場	大型 1,500 円/1 台 1 日あたり 普通車 500 円/1 台 1 日あたり
	プール 一般利用	閉鎖中

③ 経営母体である社会福祉法人神奈川民間保育園協会とは

昭和 57 年 7 月財団法人神奈川県民間保育園協会として設立。その後、平成 24 年 4 月に社会福祉法人格を取得し、社会福祉法人神奈川民間保育園協会となる。同法人によるセンター以外の運営施設は次表のとおりである。

表 社会福祉法人神奈川民間保育園協会の運営施設

名称	所在地	定員
緑の杜保育園	川崎市高津区下作延 2-6-3	120 名
わかばの杜保育園	川崎市高津区子母口 378	130 名
みやまへの杜保育園	川崎市宮前区宮前平 3-9-1	60 名

(同法人現況報告書より)

④ センターの利用状況

センターは保育園、幼稚園等での団体貸切利用が主であり、令和 6 年度における地区別の団体利用人数は次のとおりである。

表 地区別団体利用人数表

(単位:人)

地区	横浜地区	川崎地区	横須賀地区	湘南地区	県央地区	西湘足柄地区	その他	合計
	横浜市全域	川崎市全域	横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・大和市・中郡	相模原市・厚木市・海老名市・座間市・綾瀬市・高座郡・伊勢原市	小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡		
日帰り利用	3,767	2,676	135	114	195	33	294	7,214
宿泊利用	825	463	100	38	114	33	81	1,654
合計	4,592	3,139	235	152	309	66	375	8,868

(補助事業者提供)

川崎地区の団体利用人数のうち、社会福祉法人神奈川民間保育園が運営する3つの保育園による利用人数は次表のとおりである。なお、一般利用者の居住地別利用人数は把握していないとのことである。

表 補助事業者が運営する保育園による利用人数 (単位:人)

	緑の杜保育園	わかばの杜保育園	みやまへの杜 保育園	合計
日帰り利用	100	273	30	403
宿泊利用	29	29	15	73

(補助事業者提供)

⑤ センターの入会資格・会員数について

センターでは会員制度を採用しており、団体が会員として入会することで利用料金の割引が適用される。

表 令和7年3月末時点における地区別会員数 (単位:園)

横浜地区	川崎地区	横須賀 地区	湘南地区	県央地区	西湘足柄 地区	その他	合計
73	55	11	12	19	7	0	177

(補助事業者提供)

⑥ 補助金の経緯について

市によると、「横浜市児童野外活動センター補助金交付要綱」が制定された平成17年4月当時から、市の補助金額は6,159千円とされており、その算定根拠となる資料は現存していないとのことである。

なお、交付要綱自体は保存されていないものの、平成17年度以前には「児童野外活動センター建設費補助」として補助金が支給されていた記録があり、負担割合は所管児童数に基づき、神奈川県が5、横浜市が3、川崎市が2の比率であったとされている。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-7】 補助金額の算定基準等の明確化を求めるもの

交付要綱では、補助対象経費などに関して次のように定めている。

<p>第3条(補助対象経費) 補助の対象とする経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) センターの運営にかかる職員の人件費 (2) センターを管理運営し事業を実施するための事務費 (3) センターの利用者に対する保育指導等の事務費 (4) その他市長が必要と認める経費</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費は、当該補助金の対</p>

第4 包括外部監査の指摘及び意見

<p>象経費から除く。</p> <p>3 特定の自治体その他からの委託を受けてセンターが実施する事業に要する経費は、当該補助金の対象経費から除く。</p> <p>第4条(補助金額等)</p> <p>この要綱に基づく補助金の交付金額は、予算の範囲内で定める。(以下、略)</p>
--

補助事業者から提出された交付金申請書及び実績報告書に記された内容は次表のとおりで、補助金交付額 6,159 千円に対して執行額は 6,159 千円と記載されている。

表 1 センター補助金申請額と対象経費の実績 (単位:千円)

項目	内容		申請	予算	実績
人件費	給与手当・福利厚生費等:主任・保育士2名・栄養士 パート職員給与:調理員5名・宿直員2名分		9,850	23,089	24,642
事務費	保育士研修開催経費	県内の保育士を対象に保育に必要な実技を習得し、保育技術の向上を図る	108	—	12
	情報提供経費	「こどもの杜」の広報発行など	100	—	311
事業費	利用団体保育指導費	宿泊及び日帰りを利用する団体に対し、水泳・動植物とのふれあい・野外活動の指導を行う	207	8,540	1,682
合計			10,265	—	26,648

- ※ 交付申請書と実績報告書 それぞれの添付書類から監査人が作成。
- ※ 申請欄は川崎市からの補助金交付額との合算値を記入した。これは、補助事業者から提出された事業実績報告書において市からの補助金 6,159 千円と川崎市からの補助金 4,106 千円の合計額 10,265 千円を原資とした実績値が記載されているためである。
- ※ 予算欄は、補助金申請時に補助事業者が提出したセンター運営資金計画から、補助金項目に該当する金額を抜き出して、監査人が記載した。

保育士研修開催経費の参加保育士地区別人数は、次表のとおりである。

横浜市	川崎市	京都府	熊本市	合計
4名	1名	13名	2名	20名

(補助事業者提供)

この補助金の申請から交付に至るまでの流れは次のとおりである。

実施期日	実施手続	手続の内容
令和6年4月1日	補助事業者が補助金交付申請	申請内容は表1における「申請」「予算」のとおり
令和6年5月7日	市が補助金決定通知書を交付	補助金額は 6,159 千円と通知
令和6年6月、8月、11月、令和7年2月	市から補助事業者に対して概算払い	
令和7年3月31日	補助事業者が実績報告書を提出	報告内容は表1における「実績」数値のとおり
令和7年5月20日	市が補助金額確定通知書を交付	補助金額は 6,159 千円と確定通知

現状において、補助金額に関して、対象経費は特定されているものの、具体的な算定基準が定められていないため、補助金申請額の適正性を判断することができず、申請書に記載された金額がそのまま交付されている。

また補助事業終了後に実績報告書を受理しても、その内容の検証が行われず、精算も実施されていないことから、補助金制度としての公正性に課題がある。

このため、共に補助金を執行している川崎市と協議を行い、補助対象経費に対する明確な算定基準を策定する必要がある。

たとえば、センターにおける予算で個別に策定されている人件費及び利用団体保育指導費に関してはそれぞれの補助率を具体的な数値で設定する。また、保育士研修開催経費については、参加保育士の地区別人数に応じて負担する、というように補助金執行額を明確に算出できる仕組みを整備する必要がある。

そのうえで、センターにおける全体予算に基づき補助金額を算出し、交付金額を決定する。さらに、年度末にセンター全体における実績値が確定した時点で、算定基準に基づく補助金額を再算出し、精算を行う。交付要綱 11 条 3 項に定められているとおり、余剰金が生じた場合には補助事業者からの返還が必要となる。

なお、センターでは補助事業者が運営する3つの保育園による利用頻度が相対的に高いことが認められている。これは、当然の傾向といえるが、補助金額の算定基準を定める際にこれらの利用実態を適切に考慮する必要がある。

【意見一8】 交付要綱の見直しを求めるもの

交付要綱では次のように定めている

(補助金額等)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付金額は、予算の範囲内で定める。

- 2 前項の規定により補助金の交付金額を定めるにあたっては、市長は、神奈川県及び川崎市(以下「県等」という。)が実施するセンターへの補助金交付について適宜調査し、又は県等と協調し、本市と県等のセンターに対する補助金の割合が大幅に変更しないようにしなければならない。
- 3 補助金の交付は、1会計年度あたり1回を限度とする。

この2項は、神奈川県からの補助金交付が行われていることを前提として定められていることから、神奈川県からの補助金交付がなされていない現状には即していない。そのため、この記載につき改定する必要がある。

4. 横浜市園内研修・研究推進事業補助金(補—8)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市園内研修・研究推進事業補助金
所管部署	こども青少年局保育・教育支援課
補助金交付要綱	横浜市園内研修・研究推進事業補助金交付要綱
制定年月日	平成28年4月1日
直近の改正年月日	令和6年3月29日
補助目的	園内研修・研究を推進し、保育の専門性などを高めるとともに、職員の共通理解を図り、協働性を高め、園内における保育の質向上を図る
補助事業	保育・幼児教育質向上事業
補助事業者	認可保育所等
補助金額の算定基準	上限額 30,000 円

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	1,084 (決算額)	951 (決算額)	835 (決算額)	764 (決算額)	572 (決算額)	1,050 (予算額)
市負担額	542	476	418	382	286	525
国負担額	542	475	417	382	286	525

② 園内研修・研究推進事業とは

事業内容は交付要綱に次のとおり、定められている。

第2条(事業内容)

この要綱に基づき実施する園内研修・研究の内容は、次に掲げる各号に定めるところによるものとする。

- (1) 保育・教育施設等職員が、保育・教育に必要な知識及び技術を修得して、保育に生かす保育・教育の質向上につなげていくために園内において実施する研修
- (2) 保育・教育施設等職員が、保育実践の中での課題について継続的に探究し実践を通し検証し、その内容を保育・教育施設等職員で共有するために園内において実施する研究

この取組を支援するために、園内における研修及び研究を推進する園内研修・研究サポーター(以下「サポーター」という。)を派遣している。

サポーターの派遣対象は、交付要綱において保育・教育施設等のうち、次のとおり定められている。

第3条(対象施設)

園内研修・研究の実施にあたり、サポーターの派遣を行う対象は保育・教育施設等のうち、次に定めるものとする。

- (1)開設1年目の保育・教育施設等
- (2)開設2年目の保育・教育施設等のうち、継続した支援が必要な保育・教育施設等
- (3)私立幼稚園2歳児受入推進事業を行う予定の幼稚園
- (4)その他、こども青少年局長が派遣を必要と認める保育・教育施設等

サポーター派遣は1施設あたり年度内において3回を限度としている。

なおサポーターの委任、業務内容、報酬などについては別途「横浜市園内研修・研究サポーター派遣委任要綱」に定められている。

③ 補助対象施設について

本補助金は、交付要綱により、サポーター派遣を受け、横浜市園内研修・研究実施予定表(以下「予定表」という。)による園内研修・研究を5回以上実施する施設が対象である。

第3条(補助対象施設等)

この要綱における補助対象施設等は、実施要綱第3条第1号、第3号及び第4号に規定する保育・教育施設等のうち、実施要綱第5条第2項に定める横浜市園内研修・研究実施予定表による園内研修・研究の実施回数が5回以上であるものとする。

(2)監査の指摘

【指摘-1】補助金交付申請書類の確認手続の適正な実施を求めるもの

補助金の交付申請時には、添付書類として予定表の提出が必要である。補助金の交付対象は園内研修・研究の実施回数が5回以上であることが条件であるが、補助金交付事業者の申請書類を確認したところ、実施予定回数を3回としている園と、1回としている園がそれぞれ1園ずつ認められた。

市は補助金交付申請書類の確認を適切に行い、補助対象要件に満たない場合には、書類の修正を求めるか、修正が応じられない場合には補助金を交付しない旨の決定通知を行う必要がある。

【指摘-2】実績報告書の確認手続の適正な実施を求めるもの

前項において園内研修・研究の実施予定回数が1回として提出した園は、事業終了後に提出された実績報告書では園内研修・研究を9回実施していた。他方、実施予定回数を3回としていた園は、実績報告書でも3回との記載がなされていた。しかしながら、補助金の交付通知額をそのまま確定通知額とし、市は補助金を交付している。

実績報告書に3回と記載していた園に関して確認したところ、実際には5回研修を実施しており実績報告書の記載誤りであった。

市は実績報告書の確認を適切に行い、補助対象要件に満たない場合には、書類の修正を求めるか、修正が応じられない場合には、補助金を交付しない旨の決定通知を行う必要がある。

(3)監査の意見

【意見一9】補助対象経費の明確化あるいは補助金交付制度自体の見直しを求めるもの

本補助金の補助対象経費及び補助金額は次のように定められている。

第5条(補助対象経費及び補助金額)

この要綱における補助対象は、実施要綱第2条に規定された園内研修・研究を実施するための経費とする。

- 2 補助対象に交付する補助金額は、30,000 円を上限とする。ただし、当該年度における施設開設期間が1年に満たないときは、補助上限額を12で除し、施設開設月数を乗じた額を上限とする。また、算定した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

(交付要綱より)

補助対象は園内研修・研究を実施するための経費と定められているにも関わらず、事業収支予算書及び事業収支決算書に記載された支出内容の多くは、絵本や絵の具などの保育材料、あるいは付箋やコピー用紙といった消耗品費であった。中には、「2歳児にふさわしい環境づくり」をテーマに研修を行った結果、必要と判断して購入した折り畳みテーブル1台(54,230円)について申請し、上限額30,000円の補助金交付を受けた事例も確認された。

本補助金の趣旨を踏まえると、補助対象経費として本来想定される支出は、保育指針や指導計画作成のための解説書の購入費などが中心であると思われる。

したがって、交付要綱や申請手続においては、具体的な支出事例を記載するか、補助対象外となる費用の例示を行うことで、補助対象経費の範囲をより明確にすることが望ましい。

なお、補助対象経費を限定することが難しい場合には、サポーター派遣は継続しつつも、上限30,000円の補助金交付制度の見直しを図り、保育・教育の質に資するより効果的な支援策の検討が望まれる。

5. 横浜市保育センター運営費補助金(補—10)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市保育センター運営費補助金
所管部署	こども青少年局保育・教育支援課
補助金交付要綱	横浜市保育センター運営費補助金交付要綱
制定年月日	平成17年4月1日
直近の改正年月日	令和5年4月1日
補助目的	保育関係者に必要な専門知識と技術の習得のための研修や保育に関する調査・研究の円滑な運営の推進
補助事業	保育・幼児教育職員等研修事業
補助事業者	学校法人白峰学園
補助金額の算定基準	予算の範囲内とする。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	5,876 (決算額)	5,876 (決算額)	5,876 (決算額)	5,876 (決算額)	5,876 (決算額)	3,578 (予算額)
市負担額	5,876	5,876	5,876	5,876	5,876	3,578
県負担額	—	—	—	—	—	—

本補助金は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市の1県4市の5自治体から交付されており、その状況は次表のとおりである。

表1 各自治体からの補助金額推移

補助金等の推移	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額(千円)	19,522 (決算額)	19,522 (決算額)	19,522 (決算額)	19,522 (決算額)	19,522 (決算額)	11,928 (予算額)
市負担額	5,876	5,876	5,876	5,876	5,876	3,578
県負担額	6,796	6,796	6,796	6,796	6,796	4,177
川崎市負担額	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	2,385
横須賀市負担額	2,032	2,032	2,032	2,032	2,032	1,192
相模原市負担額	978	978	978	978	978	596

補助金額は、講習会の受講定員数が減ったことにより、令和7年度より減額となっている。

② 保育センターについて

1) 保育センターとは

学校法人白峰学園横浜女子短期大学が昭和58年に設置した施設であり、保育に関する調査研究、及び神奈川県内保育関係者に必要な専門知識と技術の習得のための研修や保育に関する調査・研究を目的としている。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目	内容
所在地	〒234-0054 横浜市港南区港南台 4-4-5
事業内容	1)保育に関する調査研究事業 2)保育に関する研修等の事業 3)保育技術・保育内容及び保育所等の運営管理に関する研究事業 4)保育関係者に対する保育技術等の相談指導事業 5)保育関係情報等の提供事業 6)保育関係者相互、及び保育に関する専門家との交流事業 7)その他、保育センターの目的を遂行するために必要とする事業

2)運営に関して

保育センターの運営に関しては、運営に関する諮問事項を審議するための運営委員会が保育センター設置年である昭和 58 年より設置されている。

運営委員会は補助金交付元の各自治体(神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市)の首長から推薦された当該地方公共団体の関係者 5 名に加え、学校法人白峰学園関係者 3 名などを含む 15 名の運営委員で構成されている。

加えて、保育センター運営規程が平成元年に定められており(最終改正は平成 15 年 4 月)、概要は次のとおりである。この運営規程どおり、これら 5 つの自治体から補助金が交付されており、その状況は表1のとおりである。

第 5 条(運営委員会)

保育センターの運営について諮問するため、本学に保育センター運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する規程はこれを別に定める。

第 6 条(経費)

保育センターの業務遂行に要する経費は、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の補助金、講習料、本学の交付金、及び寄附金等をもって充当する。

第 8 条(事業報告及び決算)

保育センターの事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成し、監事の監査を受けて理事会の承認を得るものとする。

2 前項の事業報告及び収支決算に関し、県、及び4市の補助にかかわるものについては、必要関係書類等を県、及び 4 市に提出するものとする。

3)収支状況

表2 保育センターの令和6年度の予算書

(単位:千円)

科目		予算額	内容
収入	補助金収入	19,522	神奈川県・横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市からの補助金合計額
	講習料収入	8,554	
	横浜女子短期大学負担金	4	
	合計	28,080	

科目		予算額	内容
支出	研修事業費	11,280	
	人件費	8,600	事務職員人件費
	運営委員会等経費	200	運営委員会経費・事務局経費
	維持管理費	8,000	保育センター部分の年間維持管理費
	合計	28,080	

予算書は補助金交付申請書に添付される形で提出されているが、収支決算書は表3が提出されているだけであり、保育センター事業全体における収支決算書は市に提出されていない。

表3の収支決算書は、各自治体からの補助金収入を科目ごとに区分し、同額を支出額として記入しているものである。

表3 令和6年度収支決算書

(単位:千円)

項目	人件費 補助	事業費補助				合計	
		研修事業費	運営委員会 等費	維持管理費	小計		
交付決定	県	2,991	945	76	2,784	3,805	6,796
	横浜	2,585	823	59	2,409	3,291	5,876
	川崎	1,700	532	35	1,573	2,140	3,840
	相模原	894	285	20	833	1,138	2,032
	横須賀	430	137	10	401	548	978
受入 済額	県	2,991	945	76	2,784	3,805	6,796
	横浜	2,585	823	59	2,409	3,291	5,876
	川崎	1,700	532	35	1,573	2,140	3,840
	相模原	894	285	20	833	1,138	2,032
	横須賀	430	137	10	401	548	978
支出 額	県	2,991	945	76	2,784	3,805	6,796
	横浜	2,585	823	59	2,409	3,291	5,876
	川崎	1,700	532	35	1,573	2,140	3,840
	相模原	894	285	20	833	1,138	2,032
	横須賀	430	137	10	401	548	978

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-10】補助金額の算定基準等の明確化を求めるもの

本補助金は、保育センターの設置・運営主体である学校法人白峰学園に対する補助金交付要綱に基づいて交付されている。交付要綱では次のとおり、補助対象経費は定められているが、補助金額の算定基準が定められていない。補助金額の算定基準を交付要綱に

第4 包括外部監査の指摘及び意見

定めておく必要がある。

第4条（補助対象経費）

この要綱において交付の対象とする経費は、保育センターの運営に要する費用とする。

- (1) 研修事業
- (2) 調査研究事業
- (3) 情報提供事業
- (4) 連絡調整・運営事業
- (4) その他市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧品費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

第5条（補助金額）

この要綱に定める補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

【意見－11】事業全体にかかる収支決算書の提出及び事業実績報告書の記載方法の見直しを求めるもの

本補助金に関して学校法人白峰学園から表 3 のとおり収支決算書と事業実績報告書が提出されているが、補助金交付決定額（受入済額）と支出額が全く同額で記載されていた。

また保育センター事業全体にかかる決算書が提出されていないことから、実際の収支状況を把握することができておらず、実態が不透明である。

市及び補助金を交付しているその他の 4 自治体とで、補助事業者に対して事業全体の収支決算書の提出を求める必要がある。加えて各自治体からの補助金額に対する事業実績報告書の記載方法の見直しを指導する必要がある。

【意見－12】5つの自治体による補助金総額と負担比率の見直しを求めるもの

学校法人白峰学園横浜女子短期大学は、保育者養成機関として半世紀にわたる伝統と実績を有しているが、令和 8 年度以降の入学生募集を停止することが公表されている。

市によれば、同大学が運営する保育センターの今後の計画については、現時点で情報を得られていないとのことである。

しかしながら、神奈川県下の保育関係者に対する研修等を実施する機関として継続して運営される場合、今後も継続して神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市の 5 つの自治体から補助金が交付される可能性が高いと考えられる。

次表は令和 6 年度における研修事業実績である。

表 保育センター研修事業実績

研修区分		定員 (名)	日数 (日)	延定 員 (名)	延出 席者 (名)	延定員に 対する出 席率
分野 番号	研修名					
1	乳児保育講座	300	5	1,500	1,622	108.1%
2	幼児教育講座	300	5	1,500	1,576	105.1%
3	障害児保育講座	100	5	500	489	97.8%
4	食育・アレルギー対応講座	300	5	1,500	1,450	96.7%
5	保育衛生・安全対策講座	300	5	1,500	1,506	100.4%
6	保護者支援・子育て支援講座等	396	15	1,980	2,051	103.5%
7	マネジメント講座	300	5	1,500	1,360	90.7%
乳幼児救急法研修①～③		150	6	300	267	89.0%
乳幼児救急法研修けがの手当て訓練コース ①②		40	2	40	32	80.0%
合計		2,186	53	10,320	10,353	100.3%

表 令和6年度所轄別 研修参加者内訳

	神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	合計
参加者数	4,814名	3,851名	925名	259名	504名	10,353名

これらの実績を踏まえると、今後の運営方針や事業内容の変化に応じて、補助金の総額及び各自治体の負担比率について見直しを行う必要がある。

まずは事業全体の正確な収支状況を把握したうえで、補助金算定基準等を明確に設定し、適正な金額を算出することが求められる。そのうえで、各自治体の補助金負担率は研修参加者などの利用実態に即して、公正かつ合理的に算出されなければならない。入手可能な数値をもとに、負担率の算出見直しを行うことが望まれる。

6. 横浜市保育所等における午睡用寝具購入補助金(補-11)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市保育所等における午睡用寝具購入補助金
所管部署	こども青少年局保育・教育運営課
補助金交付要綱	横浜市保育所等における午睡用寝具購入補助金交付要綱
制定年月日	令和6年8月8日
直近の改正年月日	—
補助目的	保護者及び保育士等双方の負担軽減を図るため
補助事業	にもつ軽がる保育園事業
補助事業者	横浜市内の私立保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業
補助金額の算定基準	990千円を上限とし、補助対象経費(保育所等が買換えを除き、新たにお昼寝用コット・お昼寝用布団を購入する費用)と補助上限額を比較し、少ない額を補助するものとする。なお、千円未満の金額については、これを切り捨てる。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	5,149 (決算額)	68,310 (予算額)
市負担額	—	—	—	—	2,378	22,770
県負担額	—	—	—	—	2,771	45,540

② 横浜市保育所等における午睡用寝具購入補助金

お昼寝用寝具の取扱いは施設によって異なり、保護者が入園時に用意し週末に持ち帰って洗濯し、翌週に再度持参する方法や、園が寝具を用意・管理し、洗濯も園で行うこととし保護者から費用を徴収する方法などがある。

本補助金は、前者の方法を採用している施設に対して、保護者の持ち帰り負担を軽減するため、園で管理する布団やコットの購入費用を補助するものである。



参考:コット

本補助金の交付要綱が定める補助要件は次のとおりである。

<p>第6条(補助対象要件) 補助を受けるにあたり、対象事業者は、次の各号に定める要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 令和5年度に保護者が敷布団の持ち帰りを行っており、令和6年度中に保護者が敷布団の持ち帰りを行うことを不要とすること。ただし、令和6年度新規園については令和6年度中に保護者が敷布団の持ち帰りを行うことを不要とすること。</p> <p>(2) 保護者から午睡用寝具の購入に関する実費徴収を行わないこと。</p>
--

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-13】 購入実績報告書の審査体制の見直しを求めるもの

本補助金は、新たにお昼寝用コットやお昼寝用布団を購入した費用に対し、上限額 990 千円まで支給されるものであり、定員数に関係なく一律の上限額が設定されている。

次表は令和6年度における申請園ごとの補助金額と購入寝具の種類・単価・数量を一覧にしたものである。

表 午睡用寝具購入内容

	定員	補助金額(円)	購入寝具名と単価(消費税込の円)	購入数量	
A園	82名	990,000	スタッキングベッド 1000@12,540 スタッキングベッド 1300@12,760	8 77	※1
B園	90名	990,000	お昼寝マット @9,900	100	
C園	126名	988,000	お昼寝コット @9,200 ベースマット @8,400	70 41	
D園	130名	982,000	お昼寝ベースマット @8,400	117	
E園	50名	381,000	スタッキングベッド@12,700	30	
F園	19名	665,000	お昼寝マット @29,128 お昼寝マット @37,411	19 3	
G園	12名	153,000	お昼寝ベッド @10,263	15	

※1 値引きにより、購入金額は 996,213 円

(申請書類より監査人作成)

一部の園では定員を超える数量の寝具を購入しているが、市が待機児童解消のため、定員外入所を要請する場合があるほか、予備寝具の購入も常識の範囲内で認められているからである。

また、同じ「お昼寝マット」であっても B 園と F 園とでは単価に 3 倍以上の差がある。特に F 園では、同一業者から同一商品を年度内に 2 回購入しており、半年間で単価が約 28% 上昇している。

この件について市は、購入品のカタログと照合した結果、価格は常識的範囲内であり、補助対象期限内に支払いも完了していることから、補助金の交付執行に問題はないと判断し、

第4 包括外部監査の指摘及び意見

ヒアリング等は実施していない。

ただし、同一業者から同一商品を同じ年度内に追加購入する際に単価が大幅に上昇している場合、一般的には価格交渉が行われるべきである。そのため市としては、補助事業者に対して対応の有無を質問する必要がある。

さもないと、補助事業者の購買担当と業者が共謀し、不当な価格で取引を行い、キックバックが発生するという不正リスクもあることから、こうしたリスクを回避するためにも市は注意を払い審査を実施する必要がある。

市としては、申請書類を受領した際に十分にその内容を確認し、必要に応じて補助事業者を確認を行うことで、不正の抑止につながる。補助事業者に対する市の指導・監督体制の強化が望まれる。

【意見-14】補助金額の設定の見直しを求めるもの

本補助金は定員数に区別なく、一律的に上限金額内での購入金額が支給されている。

そのため、定員数が多い園と少ない園とでは購入単価に格差が生じている。定員数が多い園は購入数を確保するために、単価が安い寝具を購入せざるを得ず、反対に定員数が少ない園は高額な寝具を購入することができる上、予備分も購入可能である。一般的に高額な寝具は安価な寝具と比べて、相対的に耐久性も優れていることから、長期間にわたる使用が可能であると考えられる。

補助金は、同様の活動を行っている事業者に対して公平に支給されなければならない。したがって、定員数に応じた補助金支給金額を設定するか、あるいは定員1人ごとの補助単価を設定するなどの方法で、補助金額の設定につき見直しを行うことが望まれる。

7. 横浜市保育所等における紙おむつ処分費用補助金(補-12)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市保育所等における紙おむつ処分費用補助金
所管部署	こども青少年局保育・教育運営課
補助金交付要綱	保育所等における紙おむつ処分費用補助金交付要綱
制定年月日	令和6年6月28日
直近の改正年月日	—
補助目的	保護者及び保育士等双方の負担軽減を図るため
補助事業	にもつ軽がる保育園事業
補助事業者	市に認可等を受けた保育所、幼保連携型認定こども園など
補助金額の算定基準	(1) 原則として、当該年度6月から10月までに要した補助対象費用の合計を5で除した額に補助対象月数を乗じて得た額。 (2) 前号による算出が困難な場合は、原則として、4月1日時点の0歳から3歳までの入所児童数に120円を乗じた額に補助対象月数を乗じて得た額。 補助金の補助上限額は前項第号における入所児童数等に1,000円を乗じた額に補助対象月数を乗じて得た額とする。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	56,527 (決算額)	141,000 (予算額)
市負担額	—	—	—	—	34,471	81,180
県負担額	—	—	—	—	22,056	59,820

② 横浜市保育所等における紙おむつ処分費用補助金

従来は、使用済紙おむつを保育士が子どもごとに振り分け、保護者が子どもをお迎え時に持ち帰るのが一般的であった。本補助金は、保護者と保育士の負担軽減のため、園での使用済み紙おむつの処分を推奨することとし、使用済み紙おむつの処分費用を園に対して補助することにしたものである。

(2)監査の指摘

【指摘-3】 補助対象要件を満たしているかどうかの確認を求めるもの

本補助金の交付要綱によると、補助要件は次のとおりである。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

(補助対象要件)

第6条 本補助を受けるにあたり、対象事業者は、次の各号に定める要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 紙おむつを施設内で法令等に従い適切に処分していること
- (2) 保護者から紙おむつの処分費用として、実費徴収を行わないこと

交付申請時の書類には、この補助対象要件を満たすことが確認できる資料(重要事項説明書等)の提出が必要とされている。しかしながら、申請書類をサンプリング調査した結果、16事業者のうち4事業者について、「紙おむつを施設内で法令等に従い適切に処分していること」を証明する資料が提出されていなかった。

市によると、この補助金の交付申請は電子申告アプリ Kintone で行われており、申請者が「要件を満たしている」にチェックを入れないと申請できない仕組みになっている。つまり、要件の確認は自己申告に依存しており、市による実質的な確認は行われていない。

交付要綱に従い、廃棄物処理業者との契約書や領収書など客観的な証拠を提出させ、市が確認する体制の構築が必要である。

【指摘-4】補助金額の確認作業を求めるもの

交付要綱によると、補助対象費用となる紙おむつの処分費用の算定及び交付申請に必要な書類は次表のとおりである。

表 交付申請時に提出する書類

ケース	内容
①事業系ごみ袋を購入して、使い分けて処分している場合	ア 当該年度6月から10月に紙おむつ専用で使用したごみ袋の枚数が分かる書類
	イ ごみ袋購入の領収書
②重量に応じて処分費用を支払う場合	実際にかかった費用がわかる領収書の写し

ケース①にあたる事業者の申請書類を確認したところ、必要な「ア・イ両方の書類」のうち、イ(領収書)のみが提出されており、ア(紙おむつ専用で使用した枚数が分かる書類)が未提出の事業所が確認された。

Kintone 上では「使用枚数を入力してください」との欄があり、当該事業所は6月から10月まで毎月「12枚」と入力されていたが、これも自己申告によるものであり、客観的な証拠とは言えない。

市はこの事業者が提出した領収書に記載されている金額を基に、 $308 \times 12 = 3,696$ 円/月を実費相当額として認定し、12ヵ月分として44,000円(千円未満は切捨)を補助金額として交付していた。しかしながら、交付要綱では「紙おむつ専用で使用した枚数が分かる書類」の提出が明記されており、自己申告では要件を満たしたことになる。

Kintone の申請フォームを改め、アの書類を添付必須とするなど、客観的な確認が可能な仕組みを構築する必要がある。

(3) 監査の意見

【意見－15】補助金事業ではなく、委託事業へ改める検討を求めるもの

表 補助金額の算定方法

	処理方法	提出する書類	補助金額の算定
A 補助対象費用 算出可能	①事業系ごみ袋を購入して、使い分けて処分している場合	ア 当該年度6月から10月に紙おむつ専用にごみ袋の枚数が分かる書類 イ ごみ袋購入の領収書	当該年度6月から10月の平均費用×補助対象月数
	②重量に応じて処分費用を支払う場合	ウ 実際にかかった費用がわかる領収書の写し	実費に基づく算定
B 補助対象費用 算出困難		不要	入所児童数等×120円×補助対象月数(1ヶ月あたり1,000円を上限とする)

(交付要綱より監査人作成)

現状において、多くの事業者が B 方式(入所児童数方式)で申請しており、書類提出が不要なため手続は簡便である。一方、補助額(月額 120 円/人)では実際の処分費用を賄えず、補助事業者負担が大きいと市は認識している。

A 方式の①の場合、紙おむつ専用にごみ袋の枚数を特定する必要があるが、客観的な書類の取得が困難であり、現実的な運用が難しい。仮に、B 方式に一本化する場合、補助単価の引き上げが必要となり、市の財政負担が増加するため、実現は容易ではない。

そこで、補助金方式ではなく、市が地域ごとに廃棄物処理業者と委託契約を締結し、使用済み紙おむつ収集・処分を委託事業として実施する方式への移行を提案する。この方式により、園の申請業務や市の事務負担が軽減される。

実際に豊島区では平成 30 年度から委託方式を導入しており、次表の実績がある。

表 豊島区における園児1人あたりの紙おむつ年間処分費用(令和4年度)

保育所数	公立	私立
施設数	19 園(公設民営 2 園を含む)	73 園
定員数①	1,986 名	4,808 名
通常保育平均在籍率②	95.5%	90.0%
想定園児数③=①×②	1,896 名	4,327 名
処分費用(単位:円)④	4,511,430	7,134,820
園児 1 人当たり費用④/③	2,379 円/年	1,648 円/年

(豊島区ホームページ プラン 22 成果報告より監査人作成)

上記数値③想定園児数には 3 歳児を超える園児数も含まれること等から、概算の数値である。

豊島区のように、地域単位で回収を行うことで効率化が図られ、コスト面でも委託方式の方が優位と考えられる。補助金事業から委託事業への移行を検討することが望まれる。

8. 横浜市 24 時間型緊急一時保育事業費補助金(補-13)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市 24 時間型緊急一時保育事業費補助金
所管部署	こども青少年局保育・教育運営課
補助金交付要綱	横浜市 24 時間型緊急一時保育事業実施要綱
制定年月日	平成 16 年 6 月 24 日
直近の改正年月日	令和 6 年 4 月 1 日
補助目的	突発的な保護者の病気・就労等で緊急に保育を必要とする児童を保育する 24 時間型緊急一時保育事業の円滑な実施のため
補助事業	一時保育事業
補助事業者	本事業の実施を市長が承認した施設
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
補助金額 (千円)	40,798 (決算額)	41,215 (決算額)	44,127 (決算額)	43,500 (決算額)	60,479 (決算額)	81,244 (予算額)
市負担額	34,704	32,389	31,606	10,057	53,345	75,902
県負担額	2,232	4,413	6,231	15,831	2,917	2,671
国負担額	3,862	4,413	6,290	17,612	4,217	2,671

② 24 時間型緊急一時保育事業とは

突発的に起きてしまう保護者の病気・事故または急な出張などで、緊急に子どもを預けなければならないなくなった時に保育所で一時的に預かる事業であり、事業概要は次表のとおりである。

表 24 時間型緊急一時保育事業の概要

項目	内容
実施日と実施時間	365 日 24 時間
対象となる児童	次の各号のすべての条件に該当する者とする。 1 原則として生後 6 か月から就学前まで 兄・姉(小学生)については保育所と相談する 2 実施施設における保育を必要とする事由は次のいずれかであること。 ア 就労や出張等 イ 病気や事故等による入院・治療又は出産など ウ 冠婚葬祭 エ 家族や親族の看護や介護 オ 対象児童以外の同一世帯に係る所用 カ その他やむを得ない事情があると実施施設が判断するとき。ただし、緊急性の無い場合、又は本要綱の趣旨に反する場合は除く。

項目	内容			
	3 感染性の病気等に罹患していないこと			
利用上限時間	原則として3日以内 やむを得ず3日を超える場合は保育所と相談する			
利用料金	1時間あたり次のとおり			
	年齢	7時～19時	19時～7時	24時間の上限
	0～1歳児	600円	700円	1万円
	2～3歳児	500円	600円	
	4歳児以上	400円	500円	
別途食事代1食につき300円 減免制度あり				

(「24時間型緊急一時保育のご案内」リーフレット及び実施要綱より監査人作成)

なお、この事業名称が「24時間緊急一時保育事業」では、利用者側の目線に立つと緊迫感を過度に与えているのではないかと、という配慮により、市は令和7年度より「24時間いつでも預かり保育事業」に名称変更を行っている。

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見-16】補助事業者に対する指導・監督の実施を求めるもの

本事業は、子育て中の市民がやむを得ない事情により緊急に児童の保育を必要とする場合に、安心して預けられる場所を提供することで、育児に対する安心感をもってもらうことを目的として、市が独自に開始した事業である。

都市部は核家族化の進行が著しく、また身近に頼れる親類が少ない家庭が多い。そのため夜間まで急遽仕事に従事しなければならない場合や、保護者自身の病気、遠方に住む親族の葬儀参列などの不測の事態に、安心して時間や土日祝日を問わずいつでも必要な場合に保育を利用することができる点で、子育て中の市民にとって非常に心強く、また有意義な制度である。

市における乳幼児を臨時的に預けることができる事業は次表のとおり様々あるものの、土日祝日を問わず24時間対応で保育を利用できるのは本事業に限られている。

表 市における一時保育事業

制度	乳幼児一時預かり事業	24時間型緊急一時保育事業	病児保育事業
利用者	横浜市在住(里帰り出産の場合などは市外在住者でもOK)	—	—
預かる対象の児童	生後57日以上就学前	0歳6か月～就学前	生後6か月～小学校第6学年病氣中または病氣回復期の子ども
預ける理由	問わない	緊急性を要するやむを得ない理由	仕事の都合や事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむをえない事情

第4 包括外部監査の指摘及び意見

制度	乳幼児一時預かり事業	24時間型緊急一時保育事業	病児保育事業
利用時間	月曜～金曜 概ね9:00～17:00 (祝日除く)	いつでも(365日24時間)	月曜日～金曜日 8:30～18:00 (祝日・年末年始・臨時休診日を除く)

(事業実施要綱などから監査人作成)

本事業はやむを得ず緊急で保育の手を必要とする利用者にとって利便性が高い事業であるが、実施主体からすると24時間365日対応が求められることから、現在神奈川区と港南区の2つの保育園での実施に限られている。

補助事業者が令和6年度末に市に提出した「24時間型緊急一時保育事業実施結果報告書兼精算書」によると、利用理由別の利用実績は次表のとおりであった。

表 利用理由別の利用実績

理由	A 保育園		B 保育園	
	回数	時間	回数	時間
ア 就労や出張等	392	2,605	250	2,098
イ 病気や事故等による入院・治療又は出産等	22	189	19	161
ウ 冠婚葬祭	4	22	3	45
エ 家族や親族の看護や介護	10	129	0	0
オ 対象児童以外の同一世帯の者に係る所用	10	32	78	284
カ その他やむを得ない事情	79	331	0	0
計	517	3,308	350	2,588

(実施結果報告書兼請求書より監査人作成)

A 保育園において「カ その他やむを得ない事情」による保育利用が総利用回数の15%、総利用時間の約10%を占めている。

また、A 保育園が提出している「24時間型緊急一時保育事業実施結果報告書兼精算書」9月・10月分から「カ やむを得ない事情」による保育利用状況のみを抜き出すと次表のとおりである。

利用日	利用時間	在園・他園・一般の別※1	領収金額(円)	備考(減免)
9月28日(土)	17:00～19:00	在園	400	ひとり親
9月28日(土)	17:00～19:00	在園	500	ひとり親
9月28日(土)	17:00～19:00	在園	800	
9月28日(土)	17:00～19:00	在園	1,000	
9月28日(土)	17:00～19:00	在園	1,000	
9月28日(土)	17:00～19:00	一般	560	きょうだい児
9月28日(土)	17:00～19:00	在園	800	
9月28日(土)	17:00～19:00	在園	700	きょうだい児
10月26日(土)	17:00～19:00	在園	400	ひとり親
10月26日(土)	17:00～19:00	在園	500	ひとり親
10月26日(土)	17:00～19:00	一般	560	きょうだい児
10月26日(土)	17:00～19:00	在園	800	
10月26日(土)	17:00～19:00	在園	800	
10月26日(土)	17:00～19:00	在園	1,000	

利用日	利用時間	在園・他園・ 一般の別※1	領収金額 (円)	備考(減免)
10月26日(土)	17:00~19:00	在園	800	
10月26日(土)	17:00~19:00	在園	700	きょうだい児
10月26日(土)	17:00~19:00	在園	800	
10月26日(土)	17:00~19:00	在園	700	きょうだい児
10月26日(土)	17:00~19:00	在園	1,000	

※1 在園はA保育園に在籍している園児、一般は幼稚園や保育園に在籍していない児童のことである。

A保育園では土曜日保育を実施しており、同園のホームページにおいて開所時間は7:00~18:30との記載がなされている。したがって、上記9月28日(土)と10月26日(土)の利用に関して18:30までは通常の土曜日保育利用で足りと考えられる。

なお、利用理由が「カ やむを得ない事情」に相当するかどうかは実施要綱にも記載されているとおり、実施施設が判断するとしている。

市は、毎月提出される「24時間型緊急一時保育事業利用状況報告書」を確認することでその利用状況を把握し、必要に応じて補助事業者に対して指導・監督を行う必要がある。

「カ やむを得ない事情」による利用実績が多い場合には、緊急性のない場合に相当するものではないか、あるいは本事業の制度趣旨に反するものではないかどうかを実施施設である補助事業者からヒアリング等を行う必要がある。ヒアリングなどの結果、緊急性が低い場合やこの事業の趣旨に照らして妥当ではないと判断した場合には事業費の補助金額から、この利用時間分を減額する必要があることから、補助事業者に対する指導・監督を適切に行うことが望まれる。

【意見-17】事業状況報告書のフォーマットの改定を求めるもの

事業状況報告書の利用区分が利用料金の区分「0~1歳」、「2~3歳」、「4歳以上」と異なり、「3歳未満」、「3歳以上」となっていることから、利用料金の検証にあたり不都合が生じている。

また、利用料金の計算は利用時間入力により自動計算できるExcel関数が設定されておらず、補助事業者における手計算によることから、煩雑であり、計算誤りが生ずる恐れもある。

補助事業者及び確認を行う市の両方において、効率的かつ効果的に事業を執行するために、分かりやすくできる限り少ない労力で入力可能なフォーマットに改定することが望まれる。

【意見-18】市外在住者の利用への対応の見直しを求めるもの

本事業は利用者を市在住者に限定していない。これは市在勤者による利用や市に出張で訪れた方による利用が想定されているためである。

子育て中の保護者に対して、居住地を問わず広く受け入れる姿勢は、扶助の精神に照らして望ましいものである。しかしながら、本事業は公費によって運営されているため、その対象範囲については慎重な検討が求められる。たとえば、横浜市外在住者に対しては、利用料を別の料金体系で徴収するなど、費用負担の公平性を確保する方策が望まれる。

9. 横浜市病児保育事業施設・施設整備補助金(補-16)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市病児保育事業施設・設備整備補助金
所管部署	こども青少年局保育・教育運営課
補助金交付要綱	横浜市病児保育事業施設・設備整備補助金交付要綱
制定年月日	平成16年9月1日
直近の改正年月日	令和5年12月8日
補助目的	病児保育事業の円滑な遂行のため
補助事業	病児・病後児保育事業
補助事業者	病児保育事業の受託者
補助金額の算定基準	1 補助対象予定面積 実際の施設整備面積と補助対象基準面積 70 m ² を比較し低いほうの面積とする。 2 補助対象予定m ² 単価 第4条に規定する対象経費と認められる額のうち実際の施設及び設備整備に係る1 m ² 当たりの金額と補助対象基準m ² 単価 177,400 円を比較して低いほうの金額とする。 3 補助上限額 補助対象基準面積 70 m ² に補助対象基準m ² 単価 177,400 円を乗じた額に4分の3を乗じ、1,000 円未満の端数を切り捨てた額とする。 4 移転又は拡張補助上限額 補助上限額から既に交付された補助額を差し引きして得た額とする。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	9,157 (決算額)	5,933 (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	9,313 (決算額)	18,626 (予算額)
市負担額	6,091	5,933	—	—	9,313	12,494
県負担額	1,533	—	—	—	—	3,066
国負担額	1,533	—	—	—	—	3,066

② 横浜市病児保育事業について

養育者が仕事の都合や事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむをえない事情で家庭での育児が困難な期間、病氣中または病氣回復期の子どもを、医療機関併設型病児保育室で、看護師・保育士が一時的に預かる事業である。

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見－19】 補助金額の算定基準の見直しを求めるもの

補助金額の算定基準で用いられている「補助対象基準㎡単価 177,400 円」については、「平成 18 年度建設補助基準単価について(通知)」(平成 18 年 3 月 27 日付け福監第 10643 号)の「建設補助基準単価(保育所)」で示されている単価である。

昨今の建築資材高騰や人件費高騰を踏まえて、現状に即した単価に見直すことが望まれる。

10. 横浜市保育所等における業務効率化推進事業助成(補-17)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市保育所等における業務効率化推進事業補助金
所管部署	こども青少年局保育・教育運営課
交付要綱	横浜市保育所等における業務効率化推進事業補助金要綱
制定年月日	令和4年6月20日
直近の改正年月日	令和6年6月4日
補助目的	ICT化を促進し、保育士等の業務負担軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するため
補助事業	保育所等における業務効率化推進事業
補助事業者	市内の私立保育所等
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	87,753 (決算額)	42,051 (決算額)	55,225 (決算額)	55,537 (決算額)	95,963 (予算額)
市負担額	—	29,317	14,041	15,867	6,448	11,838
県負担額	—	58,436	28,010	39,358	49,089	84,125

② 保育所等における業務効率化推進事業とは

保育所等における業務効率化推進事業とは、市内の私立保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業において、業務のICT化を行うためのシステムの導入及び通訳や翻訳のための機器の導入に対する助成を行うものである。

補助対象の具体的な内容は次のとおりである。

1)保育業務支援システム導入事業

次の4つの機能のうち、1つ以上の機能を有する保育業務支援システムの導入に要する初期費用(システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。)

- ア 保育に関する計画・記録に関する機能
- イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ウ 保護者との連絡に関する機能
- エ キャッシュレス決済に関する機能

表 保育業務支援システム導入事業における上限額

導入する機能数	端末導入を伴う場合	端末導入を伴わない場合
1つ	525 千円	150 千円
2つ	675 千円	300 千円
3つ	825 千円	450 千円
4つ	975 千円	600 千円

2) 多言語翻訳機導入事業

外国人の子ども及びその保護者との意思の疎通を円滑に行うために、多言語翻訳機を新たに購入するための初期費用を補助するものである。(多言語翻訳機を利用するために必要な環境設定の費用、インターネット環境の整備や保証費用等を含む。ただし、多言語翻訳機の利用にあたり生じる通信等の維持費用は助成対象経費としない。)

上限額は、保育所1か所あたり112千円である。

助成割合については、1)と2)のどちらも導入に要した費用の4分の3である。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-20】申請スケジュールについての柔軟な対応を求めるもの

令和6年度の本補助金の申請スケジュールは次のとおりである。

表 保育所等における本補助金の手続スケジュール

項目	内容
事業に関する通知	令和6年6月24日
申請手続きに関するFAQ更新	令和6年7月2日
実施計画書の提出締切	令和6年7月31日
計画承認通知の受理	令和6年9月中
助成金交付申請書兼実績報告書の提出締切	令和6年11月末

(令和6年度横浜市作成の手続きの流れなどより監査人作成)

要綱には次の定めがある。

第5条(助成対象事業の要件)

助成金は、令和6年11月30日までに導入を完了し、かつ、支払いを完了する事業を対象として支給するものとする。

(以下、省略)

本事業は令和4年から継続して実施されているが、令和6年度においては通知が6月下旬となり、そこから申請・導入・支払いまでを11月までに完了させるスケジュールは非常に厳しい。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

保育業務支援システム等の導入に際しては、事業者が情報収集・比較検討・見積取得・稟議決裁などの内部手続を経たうえ発注・納品・支払を行う必要があるため、短期間での完了は困難である。

実際、事業実施計画書を提出し、承認通知を受理したものの、「物品の購入が11月中に間に合わなかった」、あるいは「システム会社への入金が期限内に完了しなかった」などの理由で3事業者が「実施計画中止・廃止承認申請書」を提出し助成申請を取り下げている。

一方、同年度の「認可外保育施設の登園管理システム導入事業補助金」(以下「認可外登園システム」という。)では、支払完了期限が12月末とされており、より柔軟な運用がなされている。

市によると、本事業は認可外登園システムと比較して申請件数が多く審査事務に時間を要するため、補助金の交付を年度内に行えるようにした、とのことである。

通常、業者間で行われる商取引では、納品月の翌月に支払いが行われることが一般的である。またシステム導入にはスペックの比較や施設への適合性の検討が必要であり、準備に時間を要することから、現行スケジュールの見直しが望まれる。

仮にスケジュール変更が困難な場合でも、「原則として11月末までに支払い完了」としつつ「困難な場合には市担当課に相談のうえ、領収書等の後日提出を認める」といった柔軟な運用が可能であると考えられる。

本事業の円滑な執行のためには、事業者の実務負担に配慮した申請スケジュールの見直し、または運用面での柔軟な対応が望まれる。

11. 横浜市民間社会福祉施設等償還金助成(補-20-21)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市民間社会福祉施設等償還金助成
所管部署	こども青少年局保育・教育給付課
補助金交付要綱	横浜市民間社会福祉施設等償還金助成要綱
制定年月日	平成 15 年 3 月 19 日
直近の改正年月日	令和 7 年 2 月 13 日
補助目的	認可保育所整備費用借入金の利子支払及び元金償還に係る補助
補助事業	民間児童福祉施設償還金助成事業
補助事業者	社会福祉法人
補助金額の算定基準	要綱に記載

(元金償還分)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	232,305 (決算額)	225,043 (決算額)	216,968 (決算額)	201,903 (決算額)	186,366 (決算額)	163,450 (予算額)
市負担額	232,305	225,043	216,968	201,903	186,366	163,450
県負担額	—	—	—	—	—	—

(利子支払分)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	10,330 (決算額)	8,587 (決算額)	6,983 (決算額)	5,509 (決算額)	4,141 (決算額)	2,949 (予算額)
市負担額	10,330	8,587	6,983	5,509	4,141	2,949
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 横浜市民間社会福祉施設等償還金助成事業

本事業は、保育所整備について事業者負担額を軽減し、整備が推進されることを目的に、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の振興資金、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付制度を利用して保育所を整備する施設に対し、元金及び利子を助成するものである。令和6年度現在においては新規募集を行っておらず、平成26年度までに整備費を助成した案件の償還金に対し、助成を行っている。本事業は以下の2つの事業からなるが、1)横浜市民間社会福祉施設償還金助成は、元金にかかるものと利子にかかるもので別に予算が組まれている。

1)横浜市民間社会福祉施設償還金助成

償還金の元本(1/2 または 3/4)及び独立行政法人福祉医療機構福祉貸付制度の利子分(全額)について、施設を整備した事業者に交付する。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

2)民間社会福祉施設利子補給補助金

市社協の振興資金の利子分については、市社協に一括で交付している。

表 本事業の支援実績

区分	R2	R3	R4	R5	R6
施設数	155	152	149	144	139
法人数	109	107	106	103	101

(市提出資料より監査人作成)

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見-21】関係書類の保存期間の見直しを求めるもの

本補助金の要綱第 16 条には次のように定められている。

(関係書類の保存期間)

第 16 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

また、条文中の補助金規則第 26 条の規定は次のとおりである。

(関係書類の整備)

第 26 条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等並びに第 14 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる書類を整備し、市長が定める期間保存しておくなければならない。

したがって、本補助金に関する書類一式については、補助事業者等に対し5年間の保存が求められている。

一方で、本補助金は、保育所整備(施設及び設備整備又は、用地購入)について市社協の振興資金、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付制度を利用した借入金の元金及び利子の支払資金を助成するものである。そして、その支払自体は保育所整備が終わった後も数年から 10 数年にわたって行われる。

本補助金は、現在、新規募集は行っておらず、平成 26 年度までに整備費を助成した案件の償還金に対し助成を行っているが、補助事業者等は毎年元金及び利子の支払について補助金の交付申請を行っている。このことから、補助事業者等が保育所整備やそれにかかる借入を行ったのは遅くとも平成 26 年度以前であるが、補助金の交付を受けている現在では 5 年以上が経過しており、保育所整備そのものにかかる資料については保存義務がないこととなる。

しかしながら、少なくとも補助金交付の原因となっている施設の整備に関する資料は補助金交付が行われている間は保存しておくことが望ましい。その上、補助事業者等は他の法令等の規定により保存している可能性が高いため、要綱等においてもこの点を踏まえた規定とする必要がある。

12. 入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金(補一24)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金
所管部署	こども青少年局保育対策課
補助金交付要綱	入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金交付要綱
制定年月日	令和5年5月8日
直近の改正年月日	令和6年1月25日
補助目的	駐車場の確保に係る費用に対する補助
補助事業	待機児童対策事業
補助事業者	1・2歳児で保留となった方の保護者
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	503 (決算額)	2,035 (決算額)	8,400 (予算額)
市負担額	—	—	—	503	2,035	8,400
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金

本補助金は、保育所、認定こども園及び地域型保育事業(以下「保育所等」という。)を利用できず保留となっている児童を、自宅から距離のある入所が可能な小規模保育事業に送迎する際の駐車場の確保にかかる費用を補助することが目的である。

【補助対象者】

当該年度の初日の前日における満年齢が1歳及び2歳である対象児童に係る子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者であって、対象児童の保護者が市内に登録をしている、現に当該住所地に居住している者

※子ども・子育て支援法第20条第4項:

(市町村の認定等)

市町村は、第一項及び前項の認定(以下「教育・保育給付認定」という。)を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「教育・保育給付認定子ども」という。)の該当する前条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他

第4 包括外部監査の指摘及び意見

の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。

【補助の要件】

下記の要件を全て満たした補助対象者が、補助利用施設に利用が内定し入所することを要件とする。

- 1) 補助対象者は、利用調整要綱第4条第7項に基づき発行された当該年度の施設・事業利用調整結果(保留)通知書(以下「保留通知書」という。)の交付を受けた日以降においても引き続き保育所等の利用を申請しており、定員超過による保留となっていること。
- 2) 補助対象者は、保留通知書の交付を受けた日以降に次項に定める補助利用施設を、対象児童の利用を希望する施設・事業として追加して申請(以下、「追加申請」という。)していること。
- 3) 補助対象者は、保育所等へのタクシー送迎支援事業実施要綱に規定する電子チケットの利用に係る申請を同時に行っていないこと。

補助利用施設は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- 1) 自宅の最寄りのバス停から当該小規模保育事業の最寄りのバス停まで乗り換えずに到達することができないなど、バス等を利用して対象児童を送迎することが容易ではないこと。
- 2) 自宅からおおむね2キロメートル以上の距離があること。
- 3) 以下に定める時点において当該小規模保育事業が入所可能であることが公表されており、かつ原則として補助対象者が交付を受けている保留通知書の希望施設・事業所名欄に記載がないこと。

ア 年度中における利用調整にあつては追加申請を行った日が属する月の初日時点
イ 4月利用調整にあつては二次利用調整の申請締切日時点

【補助対象経費】

補助利用施設に送迎するために駐車場の利用に要した費用のうち、次に掲げるもの

- 1) 月を単位とする駐車場の賃料
 - 2) 時間を単位とする駐車場の使用料
- ただし、次に掲げる費用は補助の対象としない。
- 1) 敷金、礼金、契約事務手数料その他駐車場の賃貸借契約に要した経費
 - 2) ガソリン代その他燃料費
 - 3) 自動車税・自動車重量税、損害保険料、車両のリース・レンタル料その他自動車の所有又は利用、維持及び修理に要した経費
 - 4) 自動車保険料及び送迎時における事故等に係る損害賠償、治療その他の費用

【補助金上限額】

1月あたりの補助金の上限額は、補助対象者1人あたり25,000円

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-22】実績報告に添付する領収書等の保管方法の見直しを求めるもの

本補助金の交付要綱第 16 条には次のように定められている。

(実績報告)

第 16 条 実績報告は、補助利用施設を退園した日が属する月の末日の翌日又は当該年度の3月 31 日の翌日から起算し 14 日以内に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金実績報告書(第 12 号様式)
- (2) 補助対象経費に係る領収書等
(以下、略)

上記の(2)にあるように実績報告には利用した経費にかかる領収書等を添付することが求められている。今般の監査において、それらの領収書等を確認したところ、印字が掠れて記載内容が半然としないものが見受けられた。

本補助金は、保育所等の補助利用施設に送迎するための駐車場利用に要した費用が補助対象経費であるが、その多くがコインパーキングの料金である。コインパーキングの料金にかかる領収書は感熱紙を用いたレシートであることが多く、これらの印字は温度が高い場所に長時間保管することで消えてしまうことがある。記載内容が読み取れないようでは証憑として機能しているとはいえないため、保管方法に対して注意喚起する必要がある。

13. 横浜市保育士資格取得支援事業受講料等補助金(補-27)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市保育士資格取得支援受講料等補助金
所管部署	こども青少年局保育対策課
補助金交付要綱	横浜市保育士資格取得支援受講料等補助金交付要綱
制定年月日	令和2年1月1日
直近の改正年月日	令和7年4月1日
補助目的	認可保育所等の保育士資格等の取得に対する補助
補助事業	保育・教育人材確保事業
補助事業者	認可保育所等
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	67 (決算額)	146 (決算額)	402 (決算額)	173 (決算額)	290 (決算額)	2,594 (予算額)
市負担額	34	93	247	120	190	1,427
国負担額	33	53	155	53	100	1,167

② 保育士資格取得支援受講料等補助金

本補助金は、学校教育と保育を一体的に提供する、幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより、保育教諭及び保育士の増加を図り、子ども達を安心して育てることが可能となる体制の整備を行うことを目的としている。

【補助対象事業】

1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

横浜市内で運営する認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設の長に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者(以下「保育教諭対象者」という。)が特例制度を利用して保育士資格を取得した後、保育士又は保育教諭として雇用された際に、資格の取得に要した、養成施設等の受講料等及び受講する保育教諭対象者の代替保育従事者の雇上費の補助を行う。

2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

保育所等への勤務の有無に関わらず、幼稚園教諭免許状を有する者であって保育士資格を取得していない者に対し、その者が特例制度を利用して保育士資格を取得した後、保育士又は保育教諭として保育所等へ勤務が決定した際に、資格の取得に要した養成施設等の受講料等の補助を行う。

3) 保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得した後、保育士として保育所等へ雇用された際に、資格の取得に要した、養成施設等の受講料等の補助を行う。

4) 保育士試験による保育士資格取得支援事業

保育士試験により保育士資格取得を目指す者に対し、保育士試験合格後、保育士として保育所等に勤務することが決定した場合に保育士試験受験のための学習に要した費用及び試験の受験手数料の補助を行う。

【補助対象経費等】

補助対象経費、補助基準額、補助率及び交付申請期限は次表のとおりである。

表 補助対象経費、補助基準額、補助率及び交付申請期限

事業名	補助対象経費	補助基準額	補助率	交付申請期限
1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	養成施設等に対して支払われた入学料、受講料(面接授業料、教科書等教材費)及び消費税	上限 200,000 円とする	1/2	保育士証の交付を受けた後、勤務する施設に【保育教諭】として勤務を開始した日の属する年度の末日まで ただし、養成施設等を卒業した日から起算して2年以内の申請に限る
	代替保育従事者を雇上げるのに要した費用	養成施設等受講者1人につき1日当たり上限 8,740 円とする。また、実際に代替保育従事者に支払っている額と比較し、低い方を基準額とする。ただし、上限 14 日とする	10/10	
2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	養成施設等に対して支払われた入学料、受講料(面接授業料、教科書等教材費)及び消費税	上限 200,000 円とする	1/2	保育士証の交付を受けた後、保育所等に【保育士】又は【保育教諭】として勤務を開始した日の属する年度の末日まで ただし、養成施設等を卒業した日から起算して2年以内の申請に限る
3) 保育所等保育士資格取得支援事業	養成施設等に対して支払われた入学料、受講料(面接授業料、教科書等教材費)及び消費税	受講の内容により、以下の上限あり。 ア 保育士養成施設の卒業により保育士資格を取得する場合 600,000 円 イ「保育士試験の実施について」(以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合	1/2	保育士証の交付を受けた後、勤務する施設に【保育士】として勤務を開始した日の属する年度の末日まで ただし、養成施設等を卒業した日から起算して2年以内の申請に限る

第4 包括外部監査の指摘及び意見

事業名	補助対象経費	補助基準額	補助率	交付申請期限
		200,000 円 ウ 試験実施通知の別表 ①により保育士資格を 取得する場合 400,000 円		
4)保育士試験による保育士資格取得支援事業	養成施設等に対して支払われた入学料、受講料(面接授業料、教科書等教材費)及び消費税 ただし、資格を取得した保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのものとする	上限 300,000 円とする	1/2	保育士証の交付を受けた後、保育所等に【保育士】として勤務を開始した日の属する年度の末日まで
	最終合格した保育士試験受験にかかる手数料	上限 12,700 円とする	10/10	

※ ただし、次の費用は含まない。(1) その他の検定試験の受講料、(2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費、(3) 補講費、(4) 養成施設等が定める期間を超えて受講した場合に必要となる費用、(5) 養成施設等が実施する各種行事参加に係る費用、(6) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用、(7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材費

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見-23】補助金の継続の必要性の検討を求めるもの

本補助金の最近の利用状況は次表のとおりである。

表 補助金の利用状況

区分		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 ※
補助額	予算額	2,594,000 円	2,594,000 円	2,594,000 円	2,594,000 円
	決算額	402,000 円	173,000 円	290,000 円	55,700 円
件数		8 件	7 件	9 件	2 件

※ 令和 7 年 9 月 24 日現在までの実績

本補助金の令和 6 年度当初予算額は、2,594 千円であった。上記の実績と比較すると、本補助金は当初の想定より利用されなかったといえる。

本補助金は、学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することが目的である。

ここで、幼保連携型認定こども園の先生(保育教諭)は、原則として幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方が必要である。ただし、一定の経過措置期間が設けられており、その間はどちらか一方の資格のみでも勤務可能であった。その経過措置とは、令和11年度末までは幼稚園教諭免許状または保育士資格のいずれか一方のみでも「保育教諭」として勤務可能というものである。そのため、どちらかの資格のみを有する保育教諭は、今後は必ずもう一方の資格も取得しなければならないが、すでに幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭の多くは、経過措置期間の間に両方取得している可能性が高い。そのため、今後は本補助金の需要は益々減少することも考えられる。市としては、今後の利用状況を確認の上、本補助金を継続するかどうかを検討する必要がある。

14. 横浜市保育園バス購入等補助金(補-30)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市保育園バス購入等補助金
所管部署	こども青少年局保育対策課
補助金交付要綱	横浜市保育園バス購入等補助金交付要綱
制定年月日	平成21年6月18日
直近の改正年月日	令和5年4月1日
補助目的	認可保育所、小規模保育事業の登降園又は屋外遊技場への児童の送迎用バスの購入等に対する補助
補助事業	保育所等整備事業
補助事業者	社会福祉法人、企業、NPO 法人 ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	3,438 (決算額)	4,780 (決算額)	4,800 (決算額)	— (決算額)	4,671 (決算額)	— (予算額)
市負担額	3,438	4,780	4,800	—	4,671	—
国負担額	—	—	—	—	—	—

② 保育園バス購入等補助事業

本補助金は、保育所等の定員枠及び施設を有効に活用するために保育園バスの購入等を行う者に対し、当該経費の一部を補助することにより、保育所待機児童の解消に資することを目的としている。

表 補助金の概要

項目	内容
補助対象者	認可保育所及び小規模保育事業設置者
補助要件	認可保育所及び小規模保育所の利用促進を図ることを目的に保育園バスを導入し、市内施設で次のいずれかを実施する場合 1) 登降園時の児童の送迎 2) 施設から距離のある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎
補助対象経費	(1) 保育園バスの車両(保育園バスの運行に必要と認められる付属品及びオプション費用を含む。)購入費又はリース費 (2) チャイルドシート等の備品購入費(1品 5,000 円以上のものに限る。) ※自動車税等の自動車取得に係る税、車庫証明手続代行費用、納車費用等の諸費用、保険料及びリサイクル預託金は除く。
補助金額	補助金額(上限 240 万円)は、補助対象経費(上限 320 万円)に4分の3を乗じて得た額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

項目	内容
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの運行にあたっては、保育士等の1名以上の添乗を必須とする。 ・バスの運行は、交付決定通知を受けた当該年度の3月を目途とする。 ・利用者から実費徴収される場合、道路運送法第78条の規定による神奈川運輸支局長の許可が必要となる。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-24】補助事業者の資産負債の状況確認を求めるもの

本補助金の交付要綱第5条には次のように記載されている。

<p>(交付の申請)</p> <p>第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 補助事業等の目的及び内容</p> <p>(3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画</p> <p>(4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p><u>(2) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類</u></p> <p>(3) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類</p> <p>(4) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助事業等の目的及び内容により、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する添付書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。</p> <p>(略)</p>
--

令和6年度に申請のあった2者について、交付申請書を閲覧したが、上記要綱の第5条第2項第2号に記載されている資産及び負債に関する事項を記載した書類は、いずれの申請者も提出していなかった。ただし、上記第3項に記載のあるとおり、「必要がないと認めるもの」については添付を省略させることができることから、本補助金の申請においては添付を要請しなかったと考えられる。

要綱第5条第2項第2号にて、申請者の資産及び負債に関する事項を記載した書類を提出させる意義は、当該申請者が安定的に保育園を運営できるかどうかを判断するため

第4 包括外部監査の指摘及び意見

あると考えられる。しかしながら、補助金で購入した車両が借財の担保に充てられる等の状況は回避する必要があるため、補助事象者の財政状況を確認する意義はあると思われる。そのように考えると資産及び負債に関する事項を記載した書類の提出を省略することが適当かどうかは再検討する必要がある。

また、逆に、資金的に余裕のある保育園運営者にまで補助を行うということについても検討する意義があると考えられる。

本来、保育園の利便性向上や利用促進等を図る義務は保育園運営者にあるのであって、市は極力これに関与すべきではない。そうでなければ、保育園運営者の自立性は損なわれ、モラルハザードさえ発生しかねないためである。

一方で、市には市民の要望を受け待機児童を解消するという目標がある。したがって、待機児童を直接コントロールするような補助は積極的に行っていくべきである。たとえば、どうしても保育園運営者が進出してくれないような地域への保育園設置を促すような補助金や、あるいは1歳児の定員を増やしたいがために、保育園運営者にこれを促すような補助金の企画は市の領分といえる。しかしながら、単に保育園の利便性向上や利用促進等を図るための投資は一義的には保育園運営者が実施し、どうしてもそれでは足りないものを市が支えるという姿勢で臨むべきと考える。

いずれにせよ上記の2つの考えから、要綱の第5条第2項第2号に記載されている資産及び負債に関する事項を記載した書類を徴取し、その上で、補助対象者として適当な保育園運営者がどうかを吟味する必要があると考える。

15. 横浜市医療的ケア児等保育受入推進環境整備補助金(補-32)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金
所管部署	こども青少年局保育対策課
補助金交付要綱	横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金交付要綱
制定年月日	令和5年9月14日
直近の改正年月日	—
補助目的	認可保育所等の事業費に対する補助
補助事業	保育所等整備事業
補助事業者	社会福祉法人、企業、NPO 法人ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	6,678 (決算額)	4,142 (決算額)	12,500 (予算額)
市負担額	—	—	—	6,335	3,253	10,785
国負担額	—	—	—	343	889	1,715

② 医療的ケア児等保育受入推進環境整備補助金

本補助金は、医療的ケア児や重症心身障害児を、横浜市内の保育所等で受け入れるため、施設の改修等環境の整備に要する費用を補助することが目的である。

表 用語説明

項目	内容
医療的ケア	ここでは、下記を総称して「医療的ケア」としている。 <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器による呼吸管理 ・喀痰(かたん)吸引 ・その他の医療行為
医療的ケア児	日常生活および社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童で、対象は以下の2つのグループになる。 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の者 ・18歳以上であっても、高等学校、中等教育学校の後期課程、または特別支援学校の高等部に在籍している者
重症心身障害児	指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童

第4 包括外部監査の指摘及び意見

表 補助金の概要

項目	内容
補助要件	(1) 横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施要綱第6条第2項に掲げる認定を申請年度に新たに受けた保育所等が、対応できる医療的ケア児及び重症心身障害児が限定されない汎用的な受入環境整備を行う場合 (2) 補助金の交付を申請する会計年度又は翌会計年度に、医療的ケア児等の受入れを予定している保育所等又は利用調整を通じて現に医療的ケア児等の受け入れをしている保育所等が、当該児童に対応するための受入環境整備及び備品購入を行う場合 (3) その他、こども青少年局長が必要と認める場合
補助対象経費	ア 内装の改修に要する費用 イ 外構の改修に要する費用 ウ その他、こども青少年局長が必要と認める費用
補助金額	費用全額

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-25】整備拡充の促進と地理的偏りの解消を踏まえた整備を求めるもの

本補助金は、医療的ケア児等を保育所等で受け入れるため、施設の改修を含む環境の整備に要する費用を補助することを目的として、令和5年度に創設したものである。医療的ケア児サポート保育園の認定を受けた保育所等や、利用を希望する医療的ケア児等がいる保育所等が対象である。次表は、横浜市内の医療的ケア児等を受け入れる保育園の整備状況である。

表 市内の医療的ケア児サポート保育園 施設一覧(令和7年10月1日時点)

区名	施設種別	保育所等名	施設所在地
鶴見	小規模保育事業	おれんじハウス鶴見保育園	鶴見中央 4-3-8 アルカサール鶴見中央1階
鶴見	認可保育所	總持寺保育園	鶴見 2-3-29
神奈川	認可保育所	ひびき金港町保育園	金港町7-6
神奈川	小規模保育事業	おれんじハウス横浜駅前保育園	栄町 1-19 グレイス横浜ポートシティ 101
西	認可保育所	ろぜっと保育園	浜松町 10-10 なかまの杜
西	小規模保育事業	おれんじハウス西戸部保育園	西戸部町 2-190 西戸部住宅 1号棟 101号室
中	認可保育所	アスク馬車道保育園	南仲通 4-47 馬車道 L2
南	認可保育所	睦町保育園	睦町 1-30
港南	認可保育所	みなみひの保育園	日野南 3-13-1

第4 包括外部監査の指摘及び意見

区名	施設種別	保育所等名	施設所在地
保土ヶ谷	小規模保育事業	おれんじハウス星川保育園	星川 1-4-1 クレスト星川
旭	市立保育所	横浜市左近山保育園	左近山 1997
旭	認可保育所	土と愛子供の家保育所第2	上白根町 1306-28
旭	小規模保育事業	おれんじハウス二俣川保育園	本村町 38-3 宮の杜パーク 106号室
磯子	市立保育所	横浜市洋光台第二保育園	洋光台 4-12-14
港北	認可保育所	大倉山保育園	大曾根 1-7-1
港北	小規模保育事業	天才キッズクラブ楽遊館綱島園	綱島東 1-12-2
港北	認可保育所	日吉ちとせ保育園	日吉 2-10-23
港北	認可保育所	アスク日吉東保育園	日吉 7-20-44
港北	市立保育所	横浜市太尾保育園	大倉山 4-24-7
緑	市立保育所	横浜市鴨居保育園	鴨居 1-3-19
青葉	市立保育所	横浜市荏田保育園	荏田北 2-11-40
青葉	認可保育所	市ヶ尾保育園	市ヶ尾町 524-15
都筑	市立保育所	横浜市みどり保育園	荏田南 1-9-1
戸塚	認可保育所	俣野保育園	俣野町 1403-19
泉	認可保育所	鳩の森愛の詩保育園	新橋町 765-3
瀬谷	認可保育所	ネスト瀬谷	中央 6-15 イトーヨーカ堂 3F
瀬谷	認可保育所	鳩の森愛の詩瀬谷保育園	二ツ橋町 83-3
瀬谷	認可保育所	保育室「ネスト」	三ツ境 17-1

(市ホームページより監査人作成)

国において「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されたのは、令和3年度である。これを受けて全国の地方公共団体においても、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援していく方向となり、本補助金が制定されたものである。

本補助金は制定されてから時間があまり経っていないことから、まだ成果といえるものは明確でないが、今後広く認知され、整備が進むことを期待する。また、上表から横浜市内の現状では、港北区に5カ所ある一方、栄区と金沢区に設置されていないなど、地域的な偏りが見られる。今後この点も意識した整備が必要である。

16. 横浜市待機児童解消促進補助金(補-34)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市待機児童解消促進事業補助金
所管部署	こども青少年局保育対策課
補助金交付要綱	横浜市待機児童解消促進事業補助金交付要綱
制定年月日	平成 25 年 7 月 26 日
直近の改正年月日	令和 4 年 4 月 15 日
補助目的	認可保育所等の事業費に対する補助
補助事業	保育所等整備事業
補助事業者	社会福祉法人、企業、NPO 法人ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	6,297 (決算額)	17,822 (決算額)	11,890 (決算額)	8,282 (決算額)	4,891 (決算額)	15,000 (予算額)
市負担額	5,614	17,822	11,890	4,494	3,216	11,238
国負担額	683	0	0	3,788	1,675	3,762

② 横浜市待機児童解消促進事業補助金

本補助金は、待機児童解消の継続と横浜市家庭的保育事業等の設備、小規模保育事業、家庭的保育事業の「卒園後の進級先の確保」を目的とした既存施設の定員の増加又は定員を超える入所による受入れの増加を図るとともに、今後の保育ニーズ(受入年齢児童数の変動等)に対応するために要する費用に対し補助するものである。

表 補助要件、補助対象経費、補助金額

項目	内容
補助要件	<p>下記を全て満たしていることが要件である。</p> <p>1) 受入増又は定員構成の変更等について、各区と調整を終えていること</p> <p>2) 本事業を活用することで、次のいずれかの効果が見込まれること</p> <p>ア 1・2 歳児が 1 名以上定員増できること。1・2 歳児の定員増に伴い、3 歳児以上の各年齢の定員が2歳児の定員より少なくなった場合は、2 歳児の持ち上がりに必要な、3 歳児から 5 歳児までの定員増に対する費用も補助対象とする。</p> <p>なお、小規模保育事業において 19 名を超える受入増加をする場合は、定員外入所に対する費用も補助対象とする。</p> <p>イ 小規模保育事業等の「卒園後の進級先の確保」として、3～5 歳児が 1 名以上定員増できること。2 歳児と 3 歳児の定員が同数の場合は、3 歳児の定員外入所に対する費用も補助対象とすることができる。</p>

項目	内容
	3) 原則として、令和6年4月1日時点において、受入枠の拡大を行う年齢の定員が埋まっていること。
補助対象経費	1) 物品購入費 具体例: 児童用ロッカー、児童用下駄箱、児童用机・椅子、調理器具、寝具等 2) 内装改修費 具体例: 乳児室・幼児室の間仕切り変更、便所・調理室の改修、空調整備等 ※ 公的助成金や公的融資を受けた経費、人件費等運営費で賄うべき経費については対象外 ※ 補助金交付決定前に工事契約や物品発注を行った場合、当該経費は補助対象外
補助金額	1) 物品購入費 1人増えるごとに、25万円を上限 2) 内装改修費 補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とする。 ※ 物品購入費及び内装改修費の合計補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、総額250万円を上限とする。 ※ 受入1名増の場合は、100万円を上限とする。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-26】 補助対象経費の申請時チェックについて

本補助金は、保育需要のある1・2歳児の受け入れ態勢を強化するため、申請した保育園における1・2歳児の定員増に合わせて必要となる物品購入費や内装改修費などを補助するというものである。

令和6年度においては5つの保育園から申請があったが、このうち1園の交付申請内容及びそれに対応する実績報告に次のようなものが見られた。

表 補助金購入備品の内訳

購入品名	申請時 予定価格	実績報告	予定と実績の差異理由
ベビーゲート	233,269円	231,991円	販売価格が変更になってため。
玩具			
エアドッグ			
ベビーカー			
エリアパネル	67,650円	67,650円	—

第4 包括外部監査の指摘及び意見

購入品名	申請時 予定価格	実績報告	予定と実績の差異理由	
配送費				
木製絵本立て	369,605 円	120,815 円	左記うち 36 点の玩具等 に対して「変更予定園児 数を誤って認識していた ため、変更園児数に伴う 補助金額にて物品を選 択」したため。	
送料				
玩具 23 点				
大型絵本 8 点				
紙芝居 3 点				
絵本 7 点				
他 1 点				
【運動用具】ステップカラーラ バーリング	96,170 円	49,140 円	変更予定園児数を誤っ て認識していたため、変 更園児数に伴う補助金 額にて物品を選択した ため。	
ソフトベンチ				
大型絵本				—
パネルシアター用ミニボード				—
ミニカラーパネルシアター				—
あそびソングパネル全5巻セット				変更予定園児数を誤っ て認識していたため、変 更園児数に伴う補助金 額にて物品を選択した ため。
ウッドセレクトチェア(1歳児用)	—			
食器	31,361 円	31,361 円	—	
内装工事	1,151,150 円	1,151,150 円	—	

(交付申請書及び実績報告書を加工して作成)

このように備品購入費は大幅に変更(減額)されているが、それらの変更理由欄には、「変更予定園児数を誤って認識していたため、変更園児数に伴う補助金額にて物品を選択」と記載されている。

この保育園は、本補助金を申請するにあたって1歳児定員が1名増及び2歳児定員が2名増の合計3名増加する予定であった。市が申請書を受理した後、双方で補助対象になり得るのは2名分であることを確認したが、納期の都合上、実績報告時に2名分へ修正することを条件に、当初の3名分の申請内容で交付決定を行ったことから、このような結果になっている。

補助金の申請書を検討し、適切な補助金額を決定する際には、その申請によって購入する予定の備品等の数や性質が申請内容と整合しているかどうかを検討して、その可否を決定する必要がある。

17. 横浜市認定こども園内装整備費補助金(補-38)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市認定こども園内装整備費補助金
所管部署	こども青少年局こども施設整備課
補助金交付要綱	横浜市認定こども園内装整備費補助金交付要綱
制定年月日	平成 18 年 9 月 25 日
直近の改正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
補助目的	認定こども園の施設整備(改修費)に対する補助
補助事業	保育所等整備事業
補助事業者	学校法人ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	45,000 (決算額)	56,530 (予算額)
市負担額	—	—	—	—	5,000	45,867
国負担額	—	—	—	—	40,000	10,663

② 認定こども園内装整備費

本補助金は、既存の建築物の改修等により幼保連携型認定こども園を整備する者に対し、その改修及び増築等に要する費用を補助するものである。

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に提供する施設である。平成 18 年度に制度が創設され、現在はこども家庭庁が所管している。

※ 認定こども園の 4 つのタイプ：

- ・ 幼保連携型：幼稚園と保育所の機能を一体化した施設。最も一般的なタイプ
- ・ 幼稚園型：幼稚園が保育機能を追加して認定を受けた施設
- ・ 保育所型：保育所が教育機能を追加して認定を受けた施設
- ・ 地方裁量型：認可外施設などが地域の実情に応じて認定を受けた施設

表 補助金の概要

項目	内容
補助要件	(1) 定員は、20 人以上であること。ただし、既存の幼保連携型認定こども園等の改修等の場合は、現在定員の増員が図れること。 (2) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営は、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱に適合するものであること。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目	内容		
補助対象経費	対象経費	内容	
	工事費	既存建築物の改修等(改修、新築の設備整備、増築)に必要な工事請負費(増築は既存幼保連携型認定こども園に限る。)	
	工事事務費	工事施工に直接必要な監理費(補助対象工事費の2.6%に相当する額を限度とする。)	
	備品費	施設整備に必要な備品購入費(1品5千円以上の備品とし、1人当たり実行備品単価(実行備品単価が32,000円を超える場合は32,000円とする。)に定員を乗じて得た額を補助対象限度額とする。)	
	大型遊具費	施設整備に必要な大型遊具購入費(1品10万円以上のものとし、補助対象限度額は350万円以内とする。) ※既存の幼保連携型認定こども園の改修等の場合は除く。	
	<p>※ただし、次の費用は含まない。</p> <p>1)施設を新築する費用</p> <p>2)土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>3)既存建物(集合住宅の場合の区分所有権を含む。)の買収に係る費用</p> <p>4)その他整備として適当と認められないもの</p>		
補助金額	補助金の額は、補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較し低い方に補助率を乗じて得た額とする。		
	整備に伴い増加する保育を必要とする子どもの定員数	補助基準額	補助率
	90人以上	8,000万円	3/4
	50人以上90人未満	6,000万円	
50人未満及び既存の幼保連携型認定こども園の改修等	(6,000万円×(増員数/50人))		

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-27】 補助事業者の財務状況にかかる検討内容について

本補助金の交付先に決定した事業者は、複数の幼稚園や保育園を運営する学校法人である。当該学校法人の令和2年度から令和6年度における事業活動収支計算書の要約は次のとおりである。

表 事業活動収支計算書(令和2年度～令和6年度) (単位:千円)

科目		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
教育活動収支	収入の部	学生生徒等納付金	409,484	432,762	384,459	379,505	341,999
		経常費等補助金	688,131	718,518	729,694	749,682	775,220
		その他	39,654	34,484	49,646	44,736	55,233
		教育活動収入計	1,137,269	1,185,764	1,163,799	1,173,923	1,172,452
	支出の部	人件費	823,147	835,290	856,125	823,770	818,960
		教育研究経費	232,429	234,718	222,823	212,620	215,648
		その他	162,207	161,626	164,686	169,119	169,013
		教育活動支出計	1,217,783	1,231,634	1,243,634	1,205,509	1,203,621
	教育活動収支差額		▲80,514	▲45,870	▲79,835	▲31,586	▲31,169
	教育活動外収支差額		▲308	175	▲473	▲463	1,954
経常収支差額		▲80,822	▲45,695	▲80,308	▲32,049	▲29,215	
特別収支差額		▲89	5,727	621	449	51,713	
基本金組入前当年度収支差額		▲80,911	▲39,968	▲79,687	▲31,600	22,498	
基本金組入額合計		▲3,020	▲530	▲17,446	▲760	▲56,133	
当年度収支差額		▲83,931	▲40,498	▲97,133	▲32,360	▲33,635	

一方、本補助金の交付要綱第2条には補助金を受領する対象者の条件として次のように定められている。

(対象者等)
第2条 補助の対象者は、既存の建築物の改修等により幼保連携型認定こども園を整備する事業(以下「補助対象事業」という。)を行う学校法人及び社会福祉法人とする。
2 対象者が整備する認定こども園は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。
(1) 定員は、20人以上であること。ただし、既存の幼保連携型認定こども園等の改修等の場合は、現在定員の増員が図れること。
(2) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営は、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第49号)及び横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱に適合するものであること。
(3) 10年以上継続して運営が確保できるもの。
(4) 施設の改修等の費用及び運営に要する費用について資金計画が確実なもの。
(5) その他関係法令に適合するものであること。
(略)

上記の交付要綱第2条第2項の第3号及び第4号は、対象者の財務状況を検討し、認定こども園を継続的に運営できる資力があると思われる者に補助金を交付するという趣旨と考えられる。この点につき、市の対応を質問したところ、当該法人の財務安定性について、次のような検討を加えた上で補助金の交付決定に至ったとのことであった。すなわち、「補助金交付先法人の選定にあたっては、事業計画書等から財務状況を含む各種項目による採点基準に則り、適否を決定している。同法人の審査・採点においては、中小企業診断士による経営分析を行い、「収益性」、「健全性」、「生産性」の視点から、10年以上継続して運営が確保できることを確認している。また、施設の改修にあたり、借入金や年間施設賃借料がなく、

第4 包括外部監査の指摘及び意見

同時に整備事業費を負担するための自己資金も保有していることから、資金計画が確実な計画であると判断している。なお、自己資金は残高証明書で確認している。」としている。

上記の内容について改めて資料を閲覧し検討を加えた内容は次のとおりである。

補助金申請時に提出された令和4年度の事業報告書に記載されている平成30年度から令和4年度の状況推移より、確かに最近数年は借入金が増加傾向にあることはわかるが、現金預金についても減少傾向で令和4年度残高は5千万円程度となっている。一方で、当該法人が本補助金の交付申請にあたって提出した事業計画書では、全事業費140百万円について、補助金45百万円、自己資金65百万円及び借入金30百万円を財源として想定している。これより、補助金交付申請をしたのは令和6年度であるため、1年間のタイムラグがあるが、自己資金65百万円の調達に余裕のあるものではないと思われる。また、借入金も30百万円あることから、「施設の改修にあたり、借入金や年間施設賃借料がなく、同時に整備事業費を負担するための自己資金も保有している」という状態が適切な状況認識であったかについては疑問が残る。

当該学校法人の過去5年間の当年度収支差額は全て赤字となっている。特に教育活動収支差額については、学校運営にかかる収支の中核になるものであり、ここが継続的に赤字になっている場合には、学校等の施設運営上の構造的な問題がある可能性がある。今後の学校法人の教育活動収支がどのように改善されていくのか、その計画の実現可能性について検討を加えることは、市の保育事業にも、また学校法人の経営にとっても有益であり、必要なことであると思われるため、今後はこの点についても留意した事業者選定を行う必要がある。

18. 横浜市小規模保育事業整備補助金(補-42)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市小規模保育事業整備補助金
所管部署	こども青少年局こども施設整備課
補助金交付要綱	横浜市小規模保育事業整備補助金交付要綱
制定年月日	平成26年7月31日
直近の改正年月日	令和6年8月30日
補助目的	小規模保育事業の整備(改修費)に対する補助
補助事業	保育所等整備事業
補助事業者	社会福祉法人、企業、NPO 法人ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	236,802 (決算額)	109,707 (決算額)	190,375 (決算額)	103,261 (決算額)	274,866 (決算額)	181,715 (予算額)
市負担額	24,361	13,262	21,640	9,642	26,952	43,985
国負担額	212,441	96,445	168,735	93,619	247,914	137,730

② 横浜市小規模保育事業整備補助金

本補助金は、小規模保育事業を実施しようとする者に対し、建築物の改修等に要する費用を補助するものである。小規模保育事業とは、2歳までの児童を対象とし、定員6人から19人の少人数で保育を行う事業である。また、認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかと、「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の受け皿の設定」の連携をすることになる。

※ 小規模保育事業のA型・B型・C型は、平成27年に始まった「子ども・子育て支援新制度」に基づく地域型保育事業の一種で、主に0～2歳児を対象にした少人数制の認可保育施設である。それぞれの型は、職員の資格や配置基準によって分類されている。

類型	職員資格	職員配置基準
A型	全員が保育士	保育所の配置基準+1名
B型	保育士が半数以上(1/2以上)	保育所の配置基準+1名
C型	家庭的保育者(研修修了者など)	0～2歳児:3人に対して1人(補助者ありで5:2も可)

③ 補助対象事業者

次の全てに該当し、法人格を有するものとする。

ア 法人格を有するものとする。(政治的な目的のために結成された法人、暴力団経営支配

第4 包括外部監査の指摘及び意見

法人等を除く。)

- イ 小規模保育事業を設置・運営するにあたって、必要な資力・信用があること。
- ウ 「整備が必要な地域」に指定されているエリア、又は、「大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請」に基づく要請があったマンション開発等の計画において、整備物件を確保し、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。
- エ 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に全て該当しないこと。(例:不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。)
- オ その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと。

<補助対象事業者の場合>

上記ア～オに加えて、令和5年4月1日から申請時点まで継続して、認可保育所・幼稚園・認定こども園・横浜保育室・自治体の認証保育所・地域型保育事業(居宅訪問型保育事業は除く)・認可外保育施設のいずれかを良好な内容(※)で運営していること。

※ 監査結果・立ち入り調査等により重大な指摘がなされていないこと。

④ 小規模保育事業の要件

新たに整備する小規模保育事業は、原則として次に掲げる要件を満たすこととされている。

- ア 小規模保育事業A型の6人から19人まで
- イ 各年齢の定員は持ち上がりできる定員設定とする
- ウ 認可定員と利用定員は同人数で設定する
- エ 定員設定にあたっては地域の保育ニーズに応じて横浜市との協議に応じること。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととする。

⑤ 補助対象経費

表 小規模保育事業を整備するために必要な経費

対象経費		内容
新設	工事費	既存建築物の改修等に必要な工事請負費
	工事事務費	工事施工に直接必要な監理費(補助対象工事費の2.6%に相当する額を限度とする。)
	備品費(1)	施設整備に必要な備品購入費(1品5,000円以上の備品とし、1人当たり実行備品単価(実行備品単価が32,000円を超える場合は32,000円とする。)に定員を乗じて得た額を補助対象限度額とする。)
	備品費(2)	備品費(1)の他、休憩室等の整備に必要な備品購入費(休憩室等設置加算の対象となっている場合に限る。補助対象限度額は30万円以内とする。)
既存施設	自園調理設備にかかる備品費	1品5千円以上の備品とし、補助対象限度額は30万円以内とする。

※ ただし、次の費用は含まない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物(集合住宅の場合の区分所有権を含む。)の買収に係る費用

- (3) 保証金等の預かり金、
- (4) その他整備として適当と認められないもの

※ 上表のほか、既存の建築物の改修等を行う場合に限り、小規模保育事業を整備するために必要な経費以外に、賃貸借契約締結日から開所日の前日までの賃借料及び礼金等(敷金、保証金は除く)を補助対象経費とする。ただし、礼金等に関しては賃借料の6か月分を上限とする。なお、貸主が法人の役員(法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。)、寄付者等特別の関係のある者である場合には、補助の対象としない。

⑥ 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の実支出額と、補助基準額とを比較し低い方に補助率を乗じて得た額とする。補助基準額及び補助率は次表のとおりである。いずれも千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

表 新設に係る改修費等の補助基準額及び補助率

	基本整備費	定員	補助基準額
(1)	A型	6人以上19人以下	3,549万円
	B型	6人以上12人以下	1,100万円
		13人以上19人以下	3,549万円
	C型	6人以上10人以下	1,100万円
(2)	0歳児未設定加算(※1)		300万円
(3)	休憩室等設置加算(※2)		
	基準面積	6㎡	100万円
補助基準額の上限			(1)～(3)の基準額の合計
補助率			3/4

※1 新たに整備する施設において、0歳児定員を設けない場合に加算する。

※2 保育者のための休憩室・更衣室や、職員同士のコミュニケーションを図る場及び職員面談等を行う場としての機能を有する居室を、基準面積以上整備した場合に加算する。

表 自園調理の経過措置を受け、自園調理設備設置にかかる改修費の補助基準額及び補助率

類型	基準額	補助率
A型、B型、C型	300万円	3/4

表 開所準備期間中の賃借料の補助基準額及び補助率

項目	補助限度額(補助基準額×補助率)
月額賃借料	22万5千円(30万円×3/4)
礼金等(敷金・保証金除く)	22万5千円(30万円×3/4)×6か月分

※ 期間中1か月未満の月の賃借料については、実日数にて日割計算する。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-28】 補助事業者の財務状況にかかる検討内容について

本補助金の交付先に決定した事業者は、小規模保育事業を運営する法人である。令和6年度における実績としては対象法人9者への交付となった。そのうちの1者について、交付要綱第6条第4項に基づき提出された、補助金交付先法人の貸借対照表の要旨は次のとおりである。

表 補助金交付先法人の貸借対照表(要旨) (単位:千円)

勘定科目	令和6年6月末残高
現金預金	11,412
その他流動資産	9,416
流動資産計	20,828
有形固定資産	51,093
無形固定資産	220
投資その他の資産	7,904
固定資産計	59,217
のれん	54,385
資産合計	134,431
1年以内返済長期借入金	11,772
その他流動負債	11,717
流動負債計	23,489
長期借入金	108,412
その他固定負債	18,231
固定負債計	126,643
	150,133
資本金	10,000
利益剰余金計	▲25,701
純資産合計	▲15,701

本補助金の交付要綱第2条には補助金を受領する対象者の条件として次のように定められている。

<p>(対象者等)</p> <p>第2条 補助の対象者は、小規模保育事業を実施するために既存の建築物の改修等(改修、設備整備及び子ども青少年局長が認めた移転をいう。以下同じ。)を行う者とする。</p> <p>2 実施事業が小規模保育事業A型又はB型の場合、補助対象者は法人格を有するもの(保育施設を運営する目的で設立を準備しており、当該補助対象事業に着手するまでに法人格を有することができるものと見込まれるものを含み、政治的な目的のために結成された法人を除く。)とする。</p> <p>3 対象者が整備する小規模保育事業は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 定員は、小規模保育事業A型及びB型は6人以上19人以下であること。C型は6人以</p>
--

上 10 人以下であること。

(2)設備及び運営に関し、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成 26 年9月横浜市条例第 47 号)に適合するものであること。

(3)10 年以上継続して運営が確保できるもの。

(4)施設の改修等の費用及び運営に要する費用について資金計画が確実なもの。

上記の要綱第 2 条第 3 項の第 3 号及び第 4 号は、補助対象者の財務状況を検討し、小規模保育事業を継続的に実施していくことができる資力があると思われる者に補助金を交付するという趣旨と考えられる。この点につき、前述した当該法人の貸借対照表の要旨を検討すると、短期の支払能力を示す流動比率が 88.7%ほどであり、資金繰りはかなり厳しい状況が考えられる。また、申請時点ですでに借入金が短期長期合わせて 130 百万円あり、事業計画によるとさらに 60 百万円の借入金を起こすなど、財務状況としては相当困難な局面を想定しなければならない。

市としては、このような状況についても専門家等による必要な検討を加えた上で、当該法人に対する補助金の交付を決定したと思われるが、一つ一つの項目を見ていくと直近時点での財務状況や将来における経営の安定性の評価が適切に行われたとはいえない部分もある。

少なくとも、流動比率が 100%を切る場合や債務超過となっている場合、さらに、役員借入金がある場合については、特に財務状況の評価を厳格に行う必要がある。それらの場合には、直近時点での財務状況について、施設運営者の考えや事情を直接聞いてみることも必要である。法人によっては、財務状況や経営の安定性を補う事情(たとえば、施設運営者の個人財産により資金繰りの目途がたっているなど)がある場合も考えられるため、そのような定性的な情報を法人の財務状況の評価に反映させることは一定の合理性が認められる。

いずれにせよ、財務状況にかかる不安要素が認められる法人に対して補助を行う際には、財務状況や経営の安定性を現在の方法以上に厳格な方法を採用する必要がある。

19. 横浜市子ども食堂等活動支援補助金(補-44)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市子ども食堂等活動支援補助金
所管部署	子ども青少年局地域子育て支援課
補助金交付要綱	横浜市子ども食堂等活動支援補助金交付要綱
制定年月日	令和3年5月26日
直近の改正年月日	令和6年5月27日
補助目的	子ども食堂等の運営団体の事業費に対する補助
補助事業	子ども食堂等支援事業
補助事業者	NPO 法人ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	1,021 (決算額)	1,112 (決算額)	897 (決算額)	8,221 (決算額)	20,400 (予算額)
市負担額	—	0	0	0	0	0
社会福祉基金	—	1,021	1,112	897	2,759	6,800
国負担額	—	0	0	0	5,462	13,600

③ 横浜市子ども食堂等活動支援補助金交付要綱の概要

横浜市子ども食堂等活動支援補助金交付要綱が定める本補助金の概要は次表のとおりである。

表 補助事業の概要

項目	内容
補助目的	子ども食堂等市内における地域の様々な主体による自主的な子どもの居場所づくりを支援すること。
補助事業	子ども食堂等の運営団体の事業費に対する補助 市内において実施する事業とし、次の各号の全てに該当するもの。 (1) 感染症等に対して適切に対策を実施しながら、主に子どもを対象に食事の提供や学習支援等を行う等身近な地域における子どもの居場所づくりを目的とした取組であること。 (2) 原則月1回以上(取組を開始した月から平均して月1回以上)継続的に開催していること。ただし、荒天やその他のやむを得ない事情により開催できなかった場合は、この限りではない。 (3) 参加費が無料又は低廉(実費相当程度で子どもの参加費が1回あたり300円程度を想定)であること。 (4) 地域に住む子どもを広く対象とする取組であること。

項目	内容
	<p>(5) 食事の提供にあたっては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底していること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の防止に努めていること。</p> <p>(6) 活動内容や予定を事前に周知・公表していること。あわせて、横浜市ホームページ「横浜市内のこどもの居場所を探す・支援する」に掲載する活動内容等を市長に提出すること。</p> <p>(7) 横浜市(区役所を含む)から補助・助成及び委託を受けていないこと。</p> <p>(8) その他市長が必要と認める条件 但し、次の各号に該当するものは対象外とする。</p> <p>(1) 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受けるもの。</p> <p>(2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの。</p> <p>(3) 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とするもの。</p> <p>(4) 未就学の子と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としたもの。</p> <p>(5) 本市から他の補助・助成及び委託(指定管理を含む)を受けている又は受ける見込みのあるもの。</p> <p>(6) 事業実施を伴わない調査・研究のみのもの。</p> <p>(7) 施設、備品等の整備、購入のみを目的とするもの。</p> <p>(8) 公序良俗に反するもの。</p> <p>(9) 補助金の申請をしようとする年度の2月以降に取組を開始するもの。</p>
補助事業者	市内において身近な地域におけるこどもの居場所づくりを目的とした取組を自主的に行う又は行う予定がある団体・グループ等

(2) 監査の指摘

【指摘一5】実績報告書の審査において対象経費又は対象外経費の精緻な確認を求めるもの

本事業における補助対象経費に関して、交付要綱では次のように規定している。

<p>(補助対象経費)</p> <p>第6条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の運営・継続のために要する経費とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。</p> <p>2 補助の対象外となる経費は、別表2に定めるとおりとする。</p>

上記、交付要綱第6条を受けて、補助対象経費及び補助対象外経費に関して、別表1及び別表2において次のように規定している。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

別表1・別表2 補助対象経費と補助対象外経費の列挙

別表1 (第6条 補助対象経費)	
対象経費	内容
報償費	ボランティアや講師（団体構成員を除く）等に対する謝礼に係る費用
消耗品費	事務用消耗品、感染症対策に関する消耗品、教材等の購入に係る費用
印刷製本費	印刷物（チラシ・ポスター等）の印刷製本に係る費用
通信運搬費	郵便、配送・運送の費用
交通費	公共交通機関・タクシー運賃代
使用料	会場や器材等使用料に係る費用
食糧費・原材料費	食糧・食材等の仕入れ、購入に係る費用
保険料	ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用
その他横浜市長が特に必要と認める経費	

別表2 (第6条 補助対象外経費)	
(1) 専ら団体構成員の親睦を目的とした飲食費や娯楽費、他団体への寄付・交際費など、この補助金を受けて実施する取組に直接関係しない経費	
(2) インターネット回線使用料、プロバイダー料、電話・ファクス代、自家用車のガソリン代	
(3) 団体等の維持・運営に要する事務所の管理経費など、団体の経常経費や、日常的な活動に必要な経費	
(4) 団体構成員への謝金、人件費	
(5) 使途が明確でない雑費、事務費、予備費	
(6) 単なる物品類の購入に類するもの	
(7) 領収書類が前述の要件を満たしていないもの	
(8) その他、社会通念上不適切な経費	

実績報告書(収支決算書)の内容を確認したところ、補助対象外経費とされる「団体構成員への謝金、人件費」が対象経費に含まれていることが判明した。

市は、実績報告書に対する審査を、補助事業者に対する電子メール、電話によるヒアリング等により実施し、また、他の補助事業者の実績報告における支出額や参加人数と比較し、経費が突出していないか等を確認しているというが、対象外経費とすべき経費を対象経費としていないかどうかという観点についての確認を1団体について失念してしまったとのことである。今般の監査において、当該補助事業者へあらためて確認したところ、団体構成員分の謝金、人件費を対象経費に含めて計上していたことが明らかになった。

団体構成員分の謝金、人件費を除いた他の経費により補助対象限度額を超過しているため、補助額に変更はなく確定し、本件にかかる補助金の返還は不要であるが、市は補助事業者に対して、団体構成員の謝金、人件費を対象外経費として計上した実績報告書を再提出させている。

市においては、収支決算書に対象外経費が含まれている場合に確実に識別し除外できるように、実績報告に対する審査及び確定手続を慎重に実施する必要がある。

(3) 監査の意見

【意見-29】 補助事業者に対する実績報告書の記載内容の指導を求めるもの

実績報告書(収支決算書)の内容を確認したところ、ある補助事業者に関して、消耗品費及び通信費の取引内容や算出根拠等の説明書きが空欄であるものが認められた。取引内容等を把握することができないため、対象経費又は対象外経費の判別を行うことができず、場合によっては対象外経費が計上されている可能性がある。

市は、実績報告書上の記載は漏れていたが、実績報告書に対する審査を、補助事業者に対する電話によるヒアリング等で実施し、その内容を確認しているという。

市が、実績報告書に対する審査を適切に実施したことを事後的に検証するため、また、対象経費又は対象外経費の判別を適切に実施したことの説明責任を果たすためにも、実績報告書に取引内容や算出根拠等の説明書きが確実になされるよう、補助事業者を適時に指導し、適切な実績報告書が提出されることが望まれる。

【意見-30】 補助事業者による自己点検チェックリストや実績報告の審査におけるチェックリスト等の活用を求めるもの

交付要綱及び補助金等規則において、補助事業者は補助事業が完了したときは、市長に対し補助金実績報告書の提出をするものと規定し、市は、必要な審査を実施の上、交付すべき補助金の額を確定することを規定している。

交付要綱

(実績報告)

第 14 条 補助金規則第 14 条第 1 項の規定により補助事業者が市長への報告に用いる書類は、補助金実績報告書(第 8 号様式)を用いなければならない。

2 前項の実績報告には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書(第 9 号様式)

(2) 収支決算書(第 10 号様式)

(3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し(1件の金額が 100,000 円未満のものに係る領収書等は省略することができる。)

3 第 1 項に定める実績報告書は、市長が定める期日までに提出しなければならない。

4 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により実績報告書への添付を省略することができる書類は、同規則第 14 条第 1 項第 3 号及び同条第 3 項第 3 号の書類とする。

補助金等規則

(実績報告)

第 14 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。第 3 号及び第 3 項第 3 号において同じ。)は、速やかに、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(以下略する。)

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

市は、実績報告書に対する審査を、一般的な食材価格や他の団体の実績報告における支出額や参加人数と比較し、経費が突出していないか等の観点から、補助事業者に対する電話によるヒアリング等を実施し、その内容を確認しているというが、実績報告に係る審査上のマニュアルのような定型化された審査手続書やチェックリスト等の整備はしていないという。

本補助金の形態や内容に応じて、実績報告に係る審査チェックリストを整備することが望まれる。加えて、具体的な審査方法を記載した審査手続書等を整備することが望まれる。

審査手続書やチェックリスト等の整備により、審査上の着眼点、重点チェック項目等を明確にすることができ、また審査を行う深度のバラツキを減らすことができるなど審査水準の公平性を確保することができる。また、過去に実施した審査内容や方法を事後的に確認することができ、市が必要な審査を適切に実施したことの説明責任を果たすことが可能となる。さらに、市職員の異動等があった場合に、審査担当者間の引継ぎを円滑かつ確実に実施することができる。

市の実績報告書の審査における審査チェックリスト等を整備すること(発見的な統制)に加えて、申請時点で補助事業者が自ら自己点検チェックリストを実施したうえで申請すること(防止的な統制)も有用であろう。さらには、実績報告に係る各種様式に脚注等を付して、記載誤りや記載漏れが生じないように注意喚起することも一案であると考えられる。

補助事業者による自己点検チェックリストの実施、実績報告書の審査における手続書やチェックリスト等の活用により、実効性があり、かつ事後的に検証可能な審査を行うことを検討することが望まれる。

【意見-31】実績報告書に対する審査の充実化を求めるもの

本事業の交付要綱及び補助金等規則には、補助事業者が市長へ実績報告に用いる書類は、補助金実績報告書を用いなければならないとされ、その添付書類の一つとして、領収書等の経費の支出を証する書類の写し(1件の金額が100,000円未満のものに係る領収書等は省略することができる。)が規定されている。

市は、補助金等規則により、1件の金額が100,000円未満のものに係る領収書は提出を省略できると規定されているため、本補助金についても省略を可能としている。

市は、他の団体の実績報告における支出額や参加人数と比較し、経費が突出していないか等の観点から、補助事業者に対する電話によるヒアリング等を実施し、その内容を確認しているが、実際に領収書等の経費の支出を証する書類の写しで確認を行ったのは1件のみであった。

たしかに、補助金等規則に基づいて、1件の金額が100,000円未満のものに係る領収書等を省略することは、審査業務の効率性や簡便性を鑑みれば理解できるが、一方で実効性

のある審査が行えるかどうか疑問が残る。現状では、実質的に領収書等との照合がほとんどできていない状況であると思料する。

補助金の適正性を確保し実効性のある審査を実施するため、領収書等の提出、確認する基準額を下げることを検討することが望まれる。補助事業者に対して領収書等の経費の支出を証する書類の提出を要請することは、補助事業者へ一定のプレッシャーを与えることができ、架空申請等の不正を防止する牽制になるとも考えられる。

【意見－32】 交付決定時期の早期化を求めるもの

本事業に係る補助金の案内資料によれば、「補助金の交付の可否及び補助金交付額については、各申請期限の1か月後を目途にお知らせ(補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書)する予定です。」と記載されている。

第1回申請期限は8月16日、第2回申請期限は12月27日と記載されているが、交付決定日が前者分では10月21日、11月25日、12月3日、後者分では3月3日というように、補助金の案内資料で連絡された期間を超過して交付決定がなされていることが認められた。

市は、当初予算では30団体程度の見込みであったところ、第1回は約50団体からの申請を受け付け、先に補助金の支払を希望する団体を優先的に審査し、少しでも早く支払いができるように取り組んでいたものの、団体によっては書類の不備も多数あり、不備の確認、団体への説明及び修正対応等に時間を要したという。

本事業の性格上、団体からの返答がなく時間を要した事例も認められるが、補助事業者の財務基盤がそれほど盤石ではない団体からの申請が多数であると考えられるため、補助事業者の収支計画や予算執行上の観点からできるだけ早期に交付決定することが望まれる。

【意見－33】 消費税等に係る仕入控除税額報告書に係る「仕入控除税額がない理由」の記載についての確認を求めるもの

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関して、交付要綱では次のように規定している。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)
 第17条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第13号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。
 なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

補助事業者が市へ提出した消費税等の仕入控除税額報告書を確認したところ、本補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額がない理由として、「仕入すべてに消費税が課されているため」との回答があった。また、回答が未記載のまま報告を受けている事案が認められ

第4 包括外部監査の指摘及び意見

た。

市は、確定通知書を発出する際に、消費税等の仕入控除税額報告書の提出を受け、補助金の返還の必要がないことを確認しているというが、この回答のみでは、仕入控除税額がないこと理由の説明として不十分であり、真に仕入控除税額がなく、返還の必要がなかったかどうかの判断が適切に行われたとは言い難いと思料する。

補助事業者が、補助事業を実施する過程で消費税法に規定する課税仕入れを行うときには、仕入先に消費税相当額を含む支払いを行うこととなるが、補助事業者によっては一定の要件のもとで、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として消費税納付額から控除できる場合がある。この場合、補助事業者は仕入れに係る消費税相当額を実質的に負担していないこととなり、補助事業者が実質的に消費税等を負担しないものを補助対象とすることは適当でないものと考えられる。すなわち、補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題が生じる可能性がある。

検討すべき仕入控除税額の対象となり得る補助金等は、補助金等のうち補助金の使途に課税仕入れが含まれ、かつ課税事業者のうち補助金等の交付先が簡易課税事業者及び特定収入割合が5%を超える事業者を除く者である。

本補助事業においても、補助事業者が消費税等の課税事業者であるかどうか、課税事業者だとすると、課税方式として簡易課税事業者であるか本則課税事業者であるかどうか、また、本則課税事業者のうち特定収入割合が5%を超える課税事業者であり特定収入調整が適正に行われているかどうか等の検討を行う必要がある。

市は、消費税等の仕入税額控除等の検討を適切に行うため、補助事業者に対し、消費税等の仕入控除税額報告書を正確に作成することを指導することが望まれる。また、前記の消費税等に係る返還の必要がないかどうかを適切に判断するため、補助事業者より消費税等の仕入控除税額報告書に加えて、消費税確定申告書等の必要な判断資料を徴求し、慎重に検討することが望まれる。

【意見-34】補助金事業の効果の継続的な測定を求めるもの

本事業は、子ども食堂等の地域の自主的なこどもの居場所づくりを支援することにより、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気づきや見守り等につなげることを目的としている。

令和5年度までは「子どもの居場所づくり活動支援補助金」事業として実施してきたが、令和6年度から補助金額や補助期間等の補助事業の内容をより一層拡充し、新たに「子ども食堂等活動支援補助金」事業へ変更している。

補助金活用団体数は、令和5年度で11団体、令和6年度で58団体、令和7年度では第1回目の申請締切り時点において62団体と増加傾向にあり、本事業がこどもの居場所づくりに大きく寄与しているものと考えられる。

本事業に関して市は、市内のこどもの居場所を対象としたアンケートを実施し、ニーズや活動状況等を把握し、補助事業の評価、事業立案等の今後の方向性の検討を行い、子ども食堂が安定的に運営されることで、結果的に子どもたちの安心できる居場所づくりにつながっているかどうか等の評価を行っている。

限られた予算の中で、補助事業を実施し、その課題を明らかにし、継続的に事業の改善

を図る仕組みを検討することは重要であると考えられる。そのためには、たとえば、事業の定量的な成果指標と目標値を設定して、目標と実績との比較や期間比較などを行い、課題が認められれば、課題の改善を図る、あるいは事業の見直しを行うことにより、継続して事業の最適化を図っていくことが肝要である。

令和6年度より新たな制度として開始された時期でもあり、市はアンケート等の実施により補助事業の評価を行っているが、今後の補助事業を最適化し、本事業のより一層の向上を図られるよう、現状の課題や改善状況を把握し、補助事業の効果を継続的に測定していくことがより一層重要になると考えられる。

次年度以降へフィードバックしていくため、また、中長期の施策や事業計画の検討に資するような、より有用な効果測定を継続して行っていくことが望まれる。

20. 横浜いずみ学園教育棟運営費助成金(補-45)

(1) 概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜いずみ学園教育棟運営費助成金
所管部署	こども青少年局こどもの権利擁護課
補助金交付要綱	横浜いずみ学園教育棟運営費助成金交付要綱
制定年月日	令和5年3月10日
直近の改正年月日	—
補助目的	横浜いずみ学園の事業に係る事務費等に対する助成金
補助事業	横浜いずみ学園教育棟運営費助成事業
補助事業者	横浜いずみ学園
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	3,732 (決算額)	3,806 (決算額)	1,973 (予算額)
市負担額	—	—	—	3,732	3,806	1,973
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 横浜いずみ学園教育棟運営費助成金

本助成金の交付要綱が定める補助目的、補助事業及び補助事業者の概要は次表のとおりである。

表 補助事業等の概要

項目	内容
補助目的	児童心理治療施設「横浜いずみ学園」に入所する児童が義務教育を受ける機会の確保に寄与すること
補助事業	児童心理治療施設「横浜いずみ学園」の分教室を設置及び運営する事業者に助成金を交付する
補助事業者	児童心理治療施設「横浜いずみ学園」を運営する社会福祉法人横浜博萌会

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-35】 助成金交付申請書兼実績報告書の審査におけるチェックリスト等の活用を求めるもの

交付要綱では、補助事業者は補助事業が完了したときは、市長に対し横浜いずみ学園教育棟運営費助成金交付申請書兼実績報告書を提出するものと規定し、市は、必要な審

査を実施の上、交付すべき助成金の額を確定することが定められている。

(交付の申請)

第6条 横浜いずみ学園教育棟運営費助成金交付申請書兼実績報告書(第1号様式。以下「申請書」という。)は、助成対象年度の3月20日までに市長に提出するものとする。

- 2 前項のほか、市長は、申請書に記載すべき事項及び添付書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、助成金の交付決定及び額の確定をするときは、横浜いずみ学園教育棟運営費助成金交付決定及び額確定通知書(第2号様式)により行う。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金の交付をしないことと決定したときは、横浜いずみ学園教育棟運営費助成金不交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

市は、本補助金において、主に電気・水道等の光熱水費、機械警備、一般産業廃棄物の委託等の金額を助成するとしており、助成金交付申請書兼実績報告書を受領した際に、教育棟運営費として認められないような内容が含まれていなければ、助成金交付申請書兼実績報告書のとおり補助額を決定しているという。

実績報告に記載されている対象経費に関して市は、光熱水費、清掃、警備等の金額の妥当性について、契約内容及び例年の支出額をもとに確認し、支払いのあった領収書若しくは、振込明細を確認しているが、実績報告に係る審査上のマニュアルのような定型化された審査手続書やチェックリスト等の整備がされていない。

本助成金の形態や内容に応じて、助成金交付申請書兼実績報告書に係る審査チェックリストを整備することが望まれる。加えて、審査方法を具体的に記載した審査手続書等を整備することが望まれる。

審査手続書やチェックリスト等の整備により、審査上の着眼点、重点チェック項目等を明確にすることができ、また審査を行う深度のバラツキを減らすことができるなど審査水準の公平性を確保することができる。また、過去に実施した審査内容や方法を事後的に確認することができ、市が必要な審査を適切に実施したことの説明責任を果たすことが可能となる。さらに、市職員の異動等があった場合に、審査担当者間の引継ぎを円滑かつ確実に実施することができる。

助成金交付申請書兼実績報告書の審査におけるチェックリスト等の活用により、実効性があり、かつ事後的に検証可能な審査を行うことを検討することが望まれる。

【意見-36】消費税等に係る仕入控除税額報告書に係る「仕入控除税額がない理由」の記載についての確認を求めるもの

消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関して、交付要綱では次のように規定している。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者等は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、横浜いずみ学園教育棟運営費助成金に係る消費税及び地方消費税に係る

第4 包括外部監査の指摘及び意見

仕入控除税額報告書(第5号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。
なお、補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

補助事業者が市へ提出した消費税等の仕入控除税額報告書を確認したところ、本補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額がない理由として、「運営上の必要経費にたいする助成金のため、売り上げなどが発生しないため」との記載があった。

市は、補助対象経費が、主に光熱水費や機械警備、清掃委託料等であり、消費税及び仕入税額控除は生じていないため、消費税等に係る返還の検討は必要がないと判断しているというが、この回答のみでは、仕入控除税額がないことの理由の説明として不十分であり、真に仕入控除税額がなく、返還の必要がなかったかどうかの判断が適切に行われたとは言い難いと思料する。

補助事業者が、補助事業を実施する過程で消費税法に規定する課税仕入れを行うときには、仕入先に消費税相当額を含む支払いを行うこととなるが、補助事業者によっては一定の要件のもとで、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として消費税納付額から控除できる場合がある。この場合、補助事業者は仕入れに係る消費税相当額を実質的に負担していないこととなり、補助事業者が実質的に消費税等を負担しないものを補助対象とすることは適当でないものと考えられる。すなわち、補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題が生じる可能性がある。

検討すべき仕入控除税額の対象となり得る補助金等は、補助金等のうち補助金の使途に課税仕入れが含まれ、かつ課税事業者のうち補助金等の交付先が簡易課税事業者及び特定収入割合が5%を超える事業者を除く者である。

本補助事業においても、補助事業者が消費税等の課税事業者であるかどうか、課税事業者だとすると、課税方式として簡易課税事業者であるか本則課税事業者であるかどうか、また、本則課税事業者のうち特定収入割合が5%を超える課税事業者であり特定収入調整が適切に行われているかどうか等の検討を行う必要がある。

市は、消費税等の仕入税額控除等の検討を適切に行うため、補助事業者に対し、消費税等の仕入控除税額報告書を正確に作成することを指導することが望まれる。また、前記の消費税等に係る返還の必要性がないかどうかを適切に判断するため、補助事業者より消費税等の仕入控除税額報告書に加えて、消費税確定申告書等の必要な判断資料を徴求し、慎重に検討することが望まれる。

21. 横浜市民間児童福祉施設地域交流スペース等運営補助金(補-49)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市民間児童福祉施設地域交流スペース等運営補助金
所管部署	こども青少年局こどもの権利擁護課
補助金交付要綱	横浜市民間児童福祉施設地域交流スペース等運営補助金交付要綱
制定年月日	平成8年4月1日
直近の改正年月日	令和27年3月16日
補助目的	団体の事業に係る事務費等に対する補助
補助事業	児童養護向上支援事業
補助事業者	民間児童福祉施設
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	59 (決算額)	99 (決算額)	133 (決算額)	164 (決算額)	178 (決算額)	300 (予算額)
市負担額	59	99	133	164	178	300
県負担額	—	—	—	—	—	—

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見-37】補助金事業の効果測定を求めるもの

本事業では、補助事業の目的に対する効果を測定するための具体的な評価指標や目標値などが設定されていない。

限られた予算の中で、補助事業を実施し、その課題を明らかにして、継続的に事業の改善を図る仕組みを作ることは重要であると考えられる。そのためには、事業の定量的な成果指標と目標値を設定して、目標と実績との比較や期間比較などを行い、課題が認められれば、課題の改善を図る、あるいは事業の見直しを行うことにより、継続して事業の最適化を図っていくことが肝要である。

また、中長期的な視点で何らかの数値目標や業績評価指標(KPI)を定め、毎期の事業計画において年度の目標値を設定し、1年間の活動を実施した結果に関しては実績値と比較検討し業績評価を実施することが有用であると考えられる。その業績評価結果に基づき、課題を分析し、どのように改善すればよいのか具体的な対策を検討して、次年度の事業計画や将来的な中長期的な計画に反映していくことで、確実に事業の目標達成に近づけるこ

第4 包括外部監査の指摘及び意見

とが可能となり、補助事業の最適化が実現できると考えられる。

市は、補助事業の効果測定、評価等の必要性を認識しているものの、本事業の実施施設の大半は母子生活支援施設であり、当該施設では様々な事情により家庭を離れた母子が生活するため、その特性上、所在地を大々的にPRすることが困難であることから、各種指標を設定及び評価することは馴染まないという。

母子生活支援(DV)事業を対象とするという性格から、秘匿性が高く、広く周知するようなことは好ましくないという事情は理解できるが、対外的でなく、庁内の内部管理的であれば、効果測定は実施可能であり、事業に対する把握、分析等の検討を行うことは有用であると考えられる。

本事業の目的が、民間児童福祉施設が地域交流スペース等を設置した場合に、この運営費を補助することで地域住民と施設との交流を促進し地域福祉の向上に寄与することにあるとすれば、利用実績回数や利用者数、利用日数等を具体的な評価指標として設定することが一案であろう。

今後の補助事業をより最適化していくため、補助事業の目的に対する効果を評価するための具体的な評価指標や目標値等を設定し、実績値と目標値を比較検討して効果測定を行い、次年度以降へフィードバックしていく仕組みを検討することが望まれる。

【意見一38】補助基準額の見直しの検討を求めるもの

補助金の交付額に関して、交付要綱では次のように規定している。

(交付額の算定方法)

第8条 この補助金の交付額は、地域交流スペース等の利用1回について利用実績回数に、別表1の単価を乗じて得た額とする。ただし、1部屋あたり1日3回を限度として交付する。

本事業の補助事業者は、地域交流スペース等の運営を開始しようとする施設長が市長に事業開始の申請を行い市長が承認した者であり、交付要綱の別表1に定められている。

本補助金は、交付要綱別表1で定められた施設の地域交流スペース等の利用実績回数に、同別表1の基準額(単価)を乗じて得た額を交付することとされている。

市は各施設の補助基準額(利用単価)に関して、本事業開始時に類似施設の光熱水費実績を参考に、原則160㎡あたり600円として設定しているものの、これまで基準額の変更や見直し等を行っていないという。

昨今では、光熱水費等の物価上昇などの環境変化によりコスト負担が増していると考えられる。運営環境による実状を踏まえ、また今後の経済動向等を鑑みて、補助基準額の変更の可否を定期的に検討することが望まれる。

図表 交付要綱第8条の別表1

(別表1)

施設名	設備	基準額
母子生活支援施設 カサ・デ・サンタマリア	多目的ホール 調理室 談話室	300円 200円 100円
母子生活支援施設 グリーンヒル能見台	多目的ホール (1階) 多目的ホール (2階)	320円 280円
母子生活支援施設 睦母子生活支援施設	多目的ホール (2階)	390円
母子生活支援施設 アーサマ總持寺	多目的ホール (3階) 調理室	320円 70円
母子生活支援施設 カーサ野庭	多目的ホール 調理室	610円 100円
母子生活支援施設 白百合パークハイム	多目的ホール 調理室 集会室	350円 40円 260円
乳児院 白百合ベビーホーム	多目的ホール 地域交流室	180円 180円

(市提出資料を監査人加工)

【意見-39】実績報告書の提出期限についての規定の見直しを求めるもの

補助金の実績報告書の提出期限に関して、交付要綱では次のように規定している。

(実績報告)

第13条 施設長は、補助金規則第14条第1項の規定により、地域交流スペース等利用実績報告書(第4号様式)を年度末までに市長に提出するものとする。

交付要綱第13条では、実績報告書を年度末(3月31日)までに市長に提出するものと規定している。

市は、実績報告しなければならぬ件数は多くないため年度末までに市長へ提出することは可能であり、会計年度の関係でそのような提出の締め日を設けているという。

当該地域交流スペースの利用者の中には3月下旬に利用するケースもあり、年度末間近に利用があった場合には、補助事業者が年度末までに市に報告することは困難であると考えられる。また、春休み期間中の年度末頃に集中的に利用する団体がいる場合、実績報告書の期限があるため、当該地域交流スペースの貸し出しを実施できないケースがあるかもしれない。事業実施上の障壁になっている可能性がある。

当該地域交流スペースの利用がより促進されるように、交付要綱上の実績報告書の提出期限に係る規定について見直しを検討することが望まれる。

22. 横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金(補-50)

(1) 概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金
所管部署	こども青少年局こどもの権利擁護課
補助金交付要綱	横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金交付要綱
制定年月日	平成22年7月21日
直近の改正年月日	令和6年9月30日
補助目的	社会福祉法人、公益財団法人、NPO法人等、ファミリーホームを行う者における施設整備(建設費)に対する補助
補助事業	児童養護向上支援事業
補助事業者	社会福祉法人、公益財団法人、NPO法人等、ファミリーホームを行う者
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	— (決算額)	10,000 (決算額)	10,000 (決算額)	9,600 (決算額)	20,000 (予算額)
市負担額	—	—	5,000	5,000	4,800	10,000
国負担額	—	—	5,000	5,000	4,800	10,000

(2) 監査の指摘

【指摘-6】工事着工後の工事進捗状況等の適切な確認を求めるもの

本補助金では、工事着手後における状況報告に関して交付要綱では、次のように規定している。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、工事に着手したときは工事請負業者が提出する工事着手届出書等を市長に提出し、また、着工後においては毎月末日現在の工事進捗状況及び当該写真を遅滞なく市長に報告しなければならない。

工事着工時の工事着手届出書及び完成時の工事完成届出書等については、補助事業者から市へ提出されていたものの、交付要綱が規定する着工後における毎月末日現在の工事進捗状況及び当該写真の報告がなされていなかった。補助事業者がその提出を失念し、市もその確認を怠ってしまったという。

工事着工後の状況報告は、工事の進捗状況を把握するとともに、年度内に工事が計画どおりに完了するかどうか、新年度の開園に向けて間に合うかどうか等を見極めるため、交付要綱において特段の規定が設けられていると考えられる。

交付要綱で規定しているとおり、毎月末日現在の工事進捗状況及び当該写真を失念することなく確実に市長に報告され、市は工事の進捗状況等を適切に確認する必要がある。

(3) 監査の意見

【意見－40】 執行率向上に向けてのより一層の努力、促進を求めるもの

本事業が開始されてから直近年度まで、本事業を活用してファミリーホームが 2 施設、その分園として 1 施設が設置されている。

令和 6 年度の予算額は、2 施設分を想定し 20,000 千円であったことに対し、補助金交付実績額は 1 施設分の 9,600 千円であり、予算執行率が 48%にとどまっている。

本補助金の対象は、新たにファミリーホームを設置することを想定しており、そのためにはファミリーホームを開設するだけの空き物件が必要で、主に賃貸物件を改修することを前提としているという。市内において児童 6 名程度に対して職員数名程度が住める賃貸物件の数が少なく、また、本補助金の公募の時期に空き物件があるかどうか不確実であることから、応募者数が増えない状況であるという。

市は、児童福祉施設等の施設長が集まる場で本事業の周知を行い、市のホームページで公募情報を掲載するとともに、電子メールを活用する等して積極的に周知を行っているが、ファミリーホームや分園の増設が進みにくい状況となっている。

施設長が集まる場では、新設や増設だけではなく、修繕や改修等を行って多機能化できるような、補助対象の枠を拡大してほしいとの要望等があるという。長期間にわたり運営している施設があることから、本補助金を改修費として使用可能とする制度へ変更するなど、活用範囲を広げてより柔軟で使い勝手の良い制度に改編していくことは有用であると考えられる。

また、本事業にかかる公募期間に関しては、申込開始が 7 月 1 日であることに対し、その申込みの期限が 8 月 30 日までとなっており、公募期間が短期間でタイトであること、さらに、内示が 10 月上旬に行われた後、年度内に業務を完了させる必要があるなど、事業スケジュールの観点から事業者が応募しづらい状況であると思料する。

補助対象要件、周知方法等の見直しを検討し、公募や事業スケジュールに余裕を持たせること等により、補助事業の目的に沿った柔軟な運営を行い、広く活用しやすい制度とすることで、執行率を上げられるようより一層の努力、促進を図ることが望まれる。

23. 横浜市虐待・思春期問題情報研修センター事業費補助金(補-51)

(1) 概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市虐待・思春期問題情報研修センター事業費補助金
所管部署	こども青少年局こどもの権利擁護課
補助金交付要綱	横浜市虐待・思春期問題情報研修センター事業費補助金交付要綱
制定年月日	平成18年3月22日
直近の改正年月日	令和7年3月4日
補助目的	団体の事業に係る事務費等に対する補助
補助事業	虐待・思春期問題情報研修センター運営費
補助事業者	社会福祉法人横浜博萌会
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	796,586 (決算額)	397,648 (決算額)	536,591 (決算額)	849,422 (決算額)	760,252 (決算額)	760,365 (予算額)
市負担額	—	—	—	—	—	—
国負担額	796,586	397,648	536,591	849,422	760,252	760,365

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-41】補助金事業の効果測定を求めるもの

本事業では、補助事業の目的に対する効果を測定するための具体的な評価指標や目標値などが設定されていない。市は、本事業の財源は、国費が10割の事業のため、国が積算し予算を確保しており、効果等の検証は国が実施しているという。

財源は国費で賄われるとしても、本事業を実施するのは市であり、実施主体として事業の効果測定を行って、補助事業を実施し、その課題を明らかにして、継続的に事業の改善を図る仕組みを検討することは有用であると考えられる。そのためには、事業の定量的な成果指標と目標値を設定して、目標と実績との比較や分析などを行い、課題が認められれば、課題の改善を図る、あるいは事業の見直しを行うことにより、継続して事業の最適化を図っていくことが肝要である。

また、中長期的な視点で何らかの数値目標や業績評価指標(KPI)を定め、毎期の事業計画において年度の目標値を設定し、1年間の活動を実施した結果に関しては実績値と比較検討し業績評価を実施することが有用であると考えられる。その業績評価結果に基づき、課題を分析し、どのように改善すればよいのか具体的な対策を検討して、次年度の事業計

画や将来的な中長期的な計画に反映していくことで、確実に事業の目標達成に近づけることが可能となり、補助事業の最適化が実現できると考えられる。

本事業の目的が、子どもに対する虐待や思春期問題にかかわる職員を育成し、また高度な専門情報を集約・発信する拠点として活動する虐待・思春期問題情報研修センターの運営事業費を補助することによって児童の福祉の増進に資することにあるとすれば、たとえば、相談受理件数(支援に関する相談、支援以外に関する相談、その他等の内容別受理件数)、研修の実施本数や受講者数、調査研究の実施件数等を具体的な評価指標として設定することが一案であろう。

今後の補助事業をより最適化していくため、補助事業の目的に対する効果を評価するための具体的な評価指標や目標値等を設定し、実績値と目標値を比較検討して効果測定を行い、次年度以降へフィードバックしていく仕組みを検討することが望まれる。

【意見-42】実績報告の審査におけるチェックリスト等の活用を求めるもの

交付要綱及び補助金等規則では、補助事業者は補助事業が完了したときは、市長に対し実績報告書の提出をするものと規定し、市は、必要な審査を実施の上、交付すべき補助金の額を確定することを規定している。

交付要綱

(実績報告)	
第 10 条	補助金規則第 14 条第 1 項の規定により補助事業者等が市長への実績報告に用いる書類は、虐待・思春期問題情報研修センター事業費実績報告書(第3号様式)を用いなければならない。
2	補助金規則第 14 条第 1 項第 6 号の規定により市長が必要と認める事業実績報告書への添付書類は、次の各号に掲げる書類とし、各書類に記載する項目については別途指定するものとする。 (1) 補助事業等の精算書 (2) 補助事業等の活動報告書
(補助金交付額の確定通知)	
第 11 条	補助金規則第 15 条の規定による補助金交付額確定の通知は、虐待・思春期問題情報研修センター事業費補助金交付額確定通知書(第 4 号様式)により行うものとする。

補助金等規則

(実績報告)	
第 14 条	補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。第 3 号及び第 3 項第 3 号において同じ。)は、速やかに、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。 (以下略する。)
(補助金等の額の確定等)	
第 15 条	市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

実績報告書に対する対象経費の妥当性に関しては、市は、所管課として市の支払事務マニュアルや審査マニュアル等に基づいて、提出された領収書等の確認をしているが、実績報告に係る審査上のチェックリストの整備がされていない。

本補助金の形態や内容に応じて、実績報告に係る審査チェックリストを整備することが望まれる。

審査チェックリストの整備により、審査上の着眼点、重点チェック項目等を明確にすることができ、また審査を行う深度のバラツキを減らすことができるなど審査水準の公平性を確保することができる。また、過去に実施した審査内容や方法を事後的に確認することができ、市が必要な審査を適切に実施したことの説明責任を果たすことが可能となる。さらに、市職員の異動等があった場合に、審査担当者間の引継ぎを円滑かつ確実に実施することができる。

実績報告書の審査におけるチェックリストの活用により、実効性があり、かつ事後的に検証可能な審査を行うことを検討することが望まれる。

【意見－43】消費税等の仕入控除税額に係る報告の適時実施を求めるもの

消費税等の仕入控除税額に係る報告に関して、交付要綱では次のように規定している。

(交付の条件)

第8条 補助金規則第7条第4項の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守することとする。

- 2 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。
なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。
また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

補助事業者から提出される「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)」を確認しようとしたところ、監査日(令和7年8月)時点で未入手の状況であった。市は、ヒアリング等により返還の必要がないことを確認しているという。

本事業の補助事業者は、社会福祉法人であり、決算日は3月末であるため、原則として5月末までには消費税の申告可否や納税額は判明している。また、6月末までには法人決算も確定することから、より早期に消費税等の仕入税額控除等に係る報告を行うことが可能であると考えられる。

監査日時点において、消費税等の仕入税額控除等に係る報告がなされていないことは、交付要綱で規定している、速やかに市長へ提出されているとは言い難いと言わざるを得ない。

交付要綱の規定を遵守し補助事業者より、適時にかつ確実に「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)」を入手し、報告を受けることが望まれる。

【意見－44】手続記録の適切な保存を求めるもの

市は交付要綱第6条等の規定に基づいて、事業者にスケジュールを提示し、補助金交

付申請書の提出期限を指定しているというが、その記録が保存されていない。

(交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

市は、補助金交付申請書の提出期限等について、補助事業者と市担当者間で電子メールのやり取りにより連絡を取り交わしていたものの、書面による案内文の送付はしていないという。また、市担当者の交代が行われた際に、前任担当者から後任担当者へ引継ぎされず、補助事業者との記録が保存されていない。このため、後任担当者は補助金交付申請書の提出期限等について、事後的に確認することができていない。

手続記録を適切に残すことは、事務手続の公平性、事後的に挙証することができることに加え、市担当者に交代があった場合の適切な引継ぎ等の趣旨から有用であると考えられる。

市が実施した補助金事業に係る手続記録については、適切に保存することが望まれる。

【意見一45】実績報告に係る審査及び確定手続の迅速化早期化を求めるもの

本事業では、補助事業者による実績報告はなされているものの、一部の領収書等の取引証憑の確認が未了であるため、監査日(令和7年8月)時点において審査未了のまま確定手続が完了していない。

市に理由を確認したところ、補助事業者からシステム保守会社への支払いが令和7年4月以降に行われているものの、システム保守会社から補助事業者への領収書等の取引証憑の提出が遅れているため、実績確認が完了していないとのことである。

補助事業者は社会福祉法人であり、遅くとも6月末までには決算は確定しているものと考えられ、監査日時点で、いまだ取引証憑の確認が完了せず、確定手続が行われていない状況は手続が遅延していると言わざるを得ない。

補助金確定手続について、補助事業者と実績報告書の提出スケジュールや提出書類、確認書類等について事前に綿密に調整を行う等して、適時に必要な手続を完了することが望まれる。

24. 横浜市子どもの電話相談機関補助金(補-52)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市子どもの電話相談機関補助金
所管部署	こども青少年局こどもの権利擁護課
補助金交付要綱	横浜市子どもの電話相談機関補助金交付要綱
制定年月日	平成20年3月21日
直近の改正年月日	令和4年4月1日
補助目的	団体の事業費に対する補助
補助事業	児童虐待防止啓発地域連携事業
補助事業者	NPO 法人 よこはまチャイルドライン
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	800 (決算額)	800 (決算額)	800 (決算額)	800 (決算額)	800 (決算額)	800 (予算額)
市負担額	400	400	400	400	400	400
国負担額	400	400	400	400	400	400

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見-46】実績報告に対するより実効性のある審査方法の検討を求めるもの

実績報告書に対して、市が対象経費の金額の妥当性をどのようにチェックしているかを確認したところ、補助事業者から提出された月別の支出額内訳の資料及び事業報告をチェックしているとのことであった。すなわち、実績報告書のうち活動計算書とその内訳科目として月別明細の金額に異常性がないかどうかを全体としてレビューするのみで、領収書や請求書等の取引証憑との突合など詳細な確認を実施していないという。実績報告書に対して実効性のある審査が行えているかどうか疑念が生じる。

理想としては、全件分の取引証憑を提出させ、取引の発生事実や対象経費の金額の妥当性等について精緻にチェックすることが望まれるが、少なくともサンプルチェック等を実施して、金額誤りや架空計上等がないことを確認することが望まれる。また、特定科目や一定金額以上等の基準を設けて確認をすることも一案である。

活動計算書の具体的内容を市が細かくチェックしている状況が補助事業者へ伝わることで、補助事業者に対する牽制の意義もあり、事実に基づいた正確な実績報告書を作成することが動機づけされ、不正や誤謬の発生を事前に回避することもできるだろう。

実績報告書に対するより実効性のある審査が行えるよう、審査の方法等の見直しを検討

することが望まれる。

【意見-47】 手続記録の適切な保存を求めるもの

市は交付要綱第6条等の規定に基づいて、事業者にスケジュールを提示し、補助金交付申請書の提出期限を指定しているというが、その記録が保存されていない。

(交付申請)
 第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。(以下略する。)

市は、補助金申請にかかる案内を補助事業者へ口頭により行っているため、書面やメール等の記録が保存されていないという。このため、補助金交付申請書の提出期限等について、事後的に確認することができなかった。

手続記録を適切に残すことは、事務手続の公平性、事後的に挙証することができることに加え、市担当者に交代があった場合の適切な引継ぎ等の趣旨から有用であると考えられる。

市が実施した補助金事業に係る手続記録については、適切に保存することが望まれる。

【意見-48】 運営費補助のあり方と補助額の継続した検討を求めるもの

本補助金は、子どもの民間電話相談機関に対する運営費補助であるが、市は、補助金申請時に、補助事業者より活動予算書や貸借対照表、財産目録等の提出を受け、財務状況の把握を行っているものの、補助事業者の運営状況、財務状況等に関する単年度分析や経年比較等が行われていない。よって、運営費の補助額が補助事業者の実態に即して適切であるかどうかの合理性等の検証が定期的に行われていないように見受けられる。

市は、実績報告書や活動計算書を確認し、運営費の必要性を検討し、活動計算書の収支状況から、継続して運営費を補助することは妥当であると考えているという。また、実績報告書等から事業の運営状況を確認し、本補助金が有効に活用されていると判断し、子ども本人からの相談を受ける専門機関として、市の施策として寄与する事業であることから、引き続き当該団体へ補助金の交付を継続していきたいと考えているという。

一方で、補助額については、定期的な見直しの検討がなされておらず、金額の合理性を精査していく必要があるように思う。

補助事業者の財務の状況を確認したところ、次表のとおりである。

活動計算書		単位:千円	
科目	令和5年度	令和6年度	
経常収入	6,965	7,222	
経常支出	5,236	5,296	
経常収支差額	1,728	1,925	

第4 包括外部監査の指摘及び意見

科目	令和5年度	令和6年度
現金	152	89
普通預金	10,554	13,191
：	：	：
流動資産合計	11,073	13,370
固定資産合計	1,084	735
資産合計	12,158	14,106
負債合計	6	27
正味財産合計	12,151	14,079
負債及び正味財産合計	12,158	14,106

上記の活動計算書及び貸借対照表から、令和5年度において1,728千円、令和6年度において1,925千円の経常収支差額のプラスが読み取れる。年度の活動業績がプラスであることから、正味財産合計額も、令和5年度では12,151千円であったが、令和6年度では14,079千円と増大している。また、手許の現金預金残高は、令和5年度では、10,706千円であったが、令和6年度末では13,191千円であり、資金的な余裕が認められる。

補助金は、交付団体の活動を支援するために運営費の一部を補助するものであることから、補助事業者の財務状況を精緻に検証し、財務的資金的に余裕のある状態であり、自立性が認められるようであれば、補助金額の見直しを検討する必要がある。

運営費補助を継続的に実施していくとしても、補助額に関しては補助事業者の財務状態を每期継続して確認、検討、分析を行い、補助金を原資に過剰な内部留保が増大していないことの確認、必要最小限の公費で済むような検討は必要である。

毎年度末の普通預金や正味財産合計残高、また各事業年度の経常収支差額の状況、さらに今後の経済動向等を鑑みて、必要な補助金額の妥当性について定期的に検討することが望まれる。

25. 横浜市措置児童文化体育活動補助金(補一53)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市措置児童文化体育活動補助金
所管部署	こども青少年局こどもの権利擁護課
補助金交付要綱	横浜市措置児童文化体育活動補助金交付要綱
制定年月日	平成 18 年 4 月 1 日
直近の改正年月日	平成 21 年 4 月 1 日
補助目的	団体の事業に係る事務費等に対する補助
補助事業	児童福祉事業諸費
補助事業者	神奈川県児童福祉文化体育協会 神奈川県児童福祉施設職員研究会 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	220 (決算額)	220 (決算額)	220 (決算額)	220 (決算額)	220 (予算額)
市負担額	—	220	220	220	220	220
県負担額	—	—	—	—	—	—

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見一49】実績報告に対するより実効性のある審査及び体制を求めるもの

市は、神奈川県下(県・横浜・川崎・相模原・横須賀という5つの行政区分)の児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・児童心理治療施設の施設長で構成する児童福祉施設協議会(社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が事務局)を母体とした神奈川県児童福祉文化体育協会を補助事業者として、補助金を交付している。

実績報告のうち収支決算書の諸勘定科目に対する確認手続に関して、領収書等の原始証憑との突合等は児童福祉施設協議会において実施しているため、市では個別に確認作業を行っていない。このことについて、児童福祉施設協議会における領収書等の原始証憑との突合結果の照合証跡が残されておらず、実際にどのようなチェックが行われたのか判然としない状況である。

市は、児童福祉施設協議会から突合等の確認結果の報告を受け、収支決算書の諸勘定科目の収支額を全体的にレビューし、異常性がないかどうかを確認する程度にとどまっているという。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

しかしながら、審査の実施主体はあくまで市であることから、たとえ児童福祉施設協議会が実施した結果を受け入れたとしても、その結果の報告を受けて判断をする責務は市にあると考えられる。したがって、児童福祉施設協議会で領収書等の原始証憑との突合を実施している場合であっても、児童福祉施設協議会が実施した確認プロセスや方法、確認内容、その結果等が、市が必要とする審査手続として必要十分かつ適切に実施されているかどうか、詳細に検証する必要がある。また、実績報告書に対する審査において、どのような確認を行ったのか、市が説明責任を果たす必要がある。

たとえば、審査チェックリストやマニュアル等を作成して、それに基づいて児童福祉施設協議会において確認作業を実施し、その結果を審査チェックリストのかたちで市は報告を受け、市としては児童福祉施設協議会がチェックした結果である審査チェックリスト等を精査することにより審査することも一案である。また、市担当者がサンプルとして重要な取引、科目等に関してサンプルチェックして審査の実効性を確保することも一案である。

市は、児童福祉施設協議会から確認結果の報告を受けるとともに、そのチェック内容や結果を精査し、市の審査基準に照らして受け入れられる程度のものかを慎重に検討し判断することが望まれる。もって、市として審査を完了させ、補助額確定とすることが望まれる。

【意見一50】繰越金が発生している団体への継続的な補助額の検討を求めるもの

本事業では、市が継続して補助を行っているものの、補助の必要額の見直しにかかる検討が毎年度行われていない。

本事業費は総額で 5,142,706 円であるが、その一部は収入のうち自己収入や繰越金等で賄うことができるように思われる。団体の次年度繰越金が 1,492,739 円あり、前年度繰越金が 1,065,030 円であることから、本年度のみで 42 万円程度の繰越金(余剰金)が増加しているように見て取れる。

単位:円

	科目	金額
収入の部	前年度繰越金	1,065,030
	補助金等	3,069,880
	共同募金配分金	800,000
	参加費収入	1,560,000
	寄付金収入	140,000
	雑収入	535
	収入 計	6,635,445
支出の部	協会運営費	42,790
	文化行事費	3,450,321
	体育行事費	1,646,035
	雑費	3,560
	支出 計	5,142,706
収支差額	次年度繰越金	1,492,739

補助事業者である神奈川県児童福祉文化体育協会は、神奈川県下(県・横浜・川崎・相模原・横須賀という5つの行政区分)の児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・児童心理治療施設の施設長で構成する児童福祉施設協議会が母体となる組織である。

市は、この団体の文化活動、体育活動により、神奈川県下児童福祉施設入所児童が毎年、集い、交流し、切磋琢磨する機会が得られているという。また、施設対抗で競技等を行える場は他になく、施設単位で参加できることで、児童も施設職員ものびのびと競技を楽しむことができ、児童や施設職員にとってもなくてはならない活動となっていることから、必要な補助であると認識しているという。

団体にとって行政から補助金を受けることは、公的な取組であることを説明しやすくする意義があり、本事業では、横浜市以外の他の自治体等からも補助金を受けているため、横浜市だけ交付しないという訳にはいかないという。また、行政が補助金を交付することにより、団体において資金が集めやすくなっている側面もあるという。

一方で、補助事業の経済性や効率性も考えなければならない。団体の運営費は本来、団体の経常的な収益で賄うべきものであり、運営費が経常的な収益を上回っているならば、経常的な収益の増加を図るか、諸経費の削減を図る等して、まずは団体の自助努力によって収支不均衡の課題を解消すべきものである。

繰越金(余剰金)が存在している場合には、補助事業者の財務状況に関して財務分析等を実施して、繰越金の内容や発生要因を十分に検証し、資金的に余裕のある団体への補助については、団体の自立性が高いことから、補助金額の逡減等を行うなど、継続的に補助金額の妥当性を検討することが望まれる。

少なくとも、団体の剰余金(繰越金)が増大する程度まで、補助することは過剰であるといえ、本来であれば、補助事業は、事業者が独り立ちし、自立運営ができるまでの期間を補助するためのものであるから、終期も設定されていなければならないものと考えられる。団体への運営費補助は、団体の公益上の必要性が高い場合に、補助金なしでは運営が困難な団体に対してなされるべきもので、費用負担の妥当性を検証したうえで補助を継続することが適当であると考えられる。団体の公的な取組を後押しするのであれば、「後援」や「共催」等の別の方法も考えられるだろう。

繰越金の存在を考慮すると、剰余金が経常的に発生している団体については、その内容や要因を精査し、補助金額の妥当性を継続的に検討することが望まれる。

26. 横浜市女性緊急一時保護施設等補助金(補-54)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市女性緊急一時保護施設等補助金
所管部署	こども青少年局こどもの権利擁護課
補助金交付要綱	横浜市女性緊急一時保護施設等補助金交付要綱
制定年月日	平成 18 年 4 月 1 日
直近の改正年月日	令和 6 年 2 月 29 日
補助目的	女性緊急一時保護施設等を運営する民間団体等の事業費に対する補助
補助事業	女性緊急一時保護施設等補助事業
補助事業者	NPO 法人ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	30,180 (決算額)	21,333 (決算額)	24,736 (決算額)	24,736 (決算額)	24,736 (決算額)	24,797 (予算額)
市負担額	28,468	17,717	18,226	19,854	19,104	19,165
国負担額	1,712	3,616	6,510	4,882	5,632	5,632

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見-51】実績報告の審査におけるチェックリスト等の活用を求めるもの

交付要綱及び補助金等規則では、補助事業者は補助事業が完了したときは、市長に対し実績報告書の提出をするものと規定しており、市は、必要な審査を実施の上、交付すべき補助金の額を確定することを規定している。

交付要綱

(実績報告)
第 11 条 補助金規則第 14 条第1項の規定により補助事業者が市長へ実績報告する際は、女性緊急一時保護施設等補助金実績報告書(第5-1~4号様式)を用いなければならない。
2 補助金規則第 14 条第1項第6号の規定により市長が必要と認める補助金実績報告書への添付書類は、次の各号に掲げる書類とし、各書類に記載する項目については別途指定するものとする。
(1) 補助事業の活動報告書
(2) 補助事業の収支決算書
3 実績報告書において、補助金に余剰金が発生した場合には、精算し、市に返還しなければならない。

(補助金交付額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、女性緊急一時保護施設等補助金交付額確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

補助金等規則

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。第3号及び第3項第3号において同じ。)は、速やかに、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(以下略する。)

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

市は、実績報告書に対する対象経費と対象外経費の区別等の妥当性に関しては、活動報告書および収支決算書に記載されている支出内容について給与明細や領収書等の挙証資料をもとに品目ごとに詳細を確認し、場合によっては現地での実地確認により確認を行っているという。具体的には、交付要綱や補助金等規則に基づき、人件費や諸経費に関して貸金台帳や領収書、請求書等の取引証憑によるチェックを行い、必要に応じて現地での実地確認により審査を実施している。しかしながら、実績報告に係る審査上のマニュアルのような定型化された審査手続書やチェックリスト等の整備がされていない。

本補助金の形態や内容に応じて、実績報告に係る審査チェックリストを整備することが望まれる。加えて、具体の審査方法を記載した審査手続書等を整備することが望まれる。

審査手続書やチェックリスト等の整備により、審査上の着眼点、重点チェック項目等を明確にすることができ、また審査を行う深度のバラツキを減らすことができるなど審査水準の公平性を確保することができる。また、過去に実施した審査内容や方法を事後的に確認することができ、市が必要な審査を適切に実施したことの説明責任を果たすことが可能となる。さらに、市職員の異動等があった場合に、審査担当者間の引継ぎを円滑かつ確実に実施することができる。

実績報告書の審査におけるチェックリスト等の活用により、実効性があり、かつ事後的に検証可能な審査を行うことを検討することが望まれる。

【意見一52】運営費補助のあり方と補助額の継続した検討を求めるもの

本補助金は、女性緊急一時保護等の事業を実施する民間団体に対する運営費補助である。市は毎年度、補助金申請時に、補助事業者から財産目録および貸借対照表の提出を求め、財務状況の把握を行っているものの、各事業者の運営状況、財務状況等に関して、提出資料に基づく単年度分析や経年比較等の詳細な財務分析が実施されていない。

市は、運営費補助の必要性および補助額の合理性について、本事業は配偶者からの暴力被害や居場所の喪失等、緊急的課題を抱えた女性や母子の自立のために、一時保護と支援を提供する事業であり、このような事業の実施にあたっては、継続的な支援体制の確保

第4 包括外部監査の指摘及び意見

や事業者による安定的な運営が重要であるという。また、運営費補助は、補助事業者が施設の維持管理、職員の配置等を継続的に行うための財政的基盤であり、補助の継続がなければ、支援の質や対応力の低下の恐れがあり、事業の継続性と支援の実効性を確保するため、今後も安定的かつ計画的に実施していく必要があるという。

一方で、補助額については、定期的な見直しの検討がなされておらず、金額の合理性を精査していく必要があるように思う。

ある補助事業者の財務の状況を確認したところ、次のとおりであった。

(単位:千円)

【A 法人】加害者更生プログラム	令和4年度	令和5年度	令和6年度
正味財産額	5,616	5,670	5,144
現金預金(流動資産)	5,219	7,291	6,828
流動負債	0	2,017	2,081
当期正味財産増減額	1,075	54	△526

(単位:千円)

【B 法人】DV 法委託緊急一時保護施設運営経費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
正味財産額	92,405	97,679	98,766	94,898
流動資産	94,057	99,117	102,732	96,545
流動負債	1,652	1,437	3,965	1,646
当期正味財産増減額	72,050	5,274	1,086	△3,868

上記からA法人においては、正味財産額が令和4年度末で5,616千円、令和5年度末で5,670千円、令和6年度末で5,144千円あり、また現金預金残高は、令和4年度末で5,219千円、令和5年度末で7,291千円、令和6年度末で6,828千円があり、資金的に潤沢であると考えられる。

B法人においては、正味財産額が令和2年度末で92,405千円、令和3年度末で97,679千円、令和4年度末で98,766千円、令和5年度末で94,898千円あり、また流動資産残高は、令和2年度末で94,057千円、令和3年度末で99,117千円、令和4年度末で102,732千円、令和5年度末で96,545千円があり、流動性の高い資産が潤沢にあると考えられる。

補助金は、交付団体の活動を支援するために運営費の一部を補助するものであることから、補助事業者の財務状況を精緻に検証し、財政的に余裕のある状態で、自立性が認められるようであれば、補助金額の見直しを検討する必要がある。

運営費補助を継続的に実施していくとしても、補助額に関しては補助事業者の財務状態を每期継続して確認、検討、分析をし、補助金を原資に過剰な内部留保が増大していないことの確認、必要最小限の公費で済むような検討は必要である。

毎年度末の現金預金(流動資産)や正味財産額、各事業年度の当期正味財産増減額の状況、今後の経済動向等を鑑みて、必要な補助金額の妥当性について定期的に検討することが望まれる。

27. 横浜市児童福祉施設職員研修会補助金(補一58)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市児童福祉施設職員研修会補助金
所管部署	こども青少年局こどもの権利擁護課
補助金交付要綱	横浜市児童福祉施設職員研修会補助金交付要綱
制定年月日	平成 18 年 4 月 1 日
直近の改正年月日	平成 21 年 4 月 1 日
補助目的	団体の事業に係る事務費等に対する補助
補助事業	児童福祉事業諸費
補助事業者	神奈川県児童福祉施設職員研究会
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	94 (決算額)	94 (決算額)	94 (決算額)	94 (決算額)	94 (予算額)
市負担額	—	94	94	94	94	94
県負担額	—	—	—	—	—	—

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見一53】適時な実績報告書の提出と確定手続の完了を求めるもの

本事業では、補助事業が令和7年3月31日に完了しているものの、監査日時点(令和7年8月)において収支決算の確定及び補助金事務の額確定手続が未完了の状況であった。

補助事業者による確定した実績報告書の提出は、補助事業者における承認決裁手続後となるため、市は確定した実績報告書が届き次第、額確定を行うという。

この点、補助事業者の規約では、決算に関して次の規定がなされている。

(総会)
第8条 神児研(運営委員会)の総会は、次により開催する。
1 総会は、各年度の5月と3月に開催する。
2 総会は、運営委員の3分の2以上(含委任状)の出席をもって成立する。
3 総会は、次の事項を審議し、出席した運営委員3分の2以上(含委任状)の賛成をもって決定する。
(1) 事業計画及び収支予算
(2) 事業報告及び収支決算 (以下略する。)

補助事業者の決算は、総会において承認手続を経ることとなっており、その総会は遅くとも5月末までには確定しているものと考えられ、監査日時点(令和7年8月)で、いまだ収支決

第4 包括外部監査の指摘及び意見

算の提出がされず、補助金額の確定手続が行われていないのは確認手続が遅延していると言わざるを得ない。

補助金額の確定手続に関しては、補助事業者と実績報告書の提出スケジュールや提出書類、確認書類等について事前に綿密に調整を行う等して、適時に必要な手続を完了することが望まれる。

【意見－54】繰越金が発生している団体への継続的な補助額の検討を求めるもの

本事業では、市が継続して補助を行っているものの、補助の必要額の見直しにかかる検討が毎年度行われていない。

令和6年度収支予算書によれば、本事業費は総額で4,468,040円であるが、団体の支出予算として予備費が748,040円計上されており、収入のうち自己収入や前年度繰越金等で賄うことができるように思われる。すなわち、予備費相当額は使用されなければ、繰越金と同様、余剰金としての性格を有するものと考えられる。

令和6年度収支予算書

(単位:円)

	科目	金額
収入の部	前年度繰越金	900,000
	会費収入	2,840,640
	参加費収入	390,000
	雑収入	1,000
	補助金収入	336,400
	収入計	4,468,040
支出の部	事業費	2,550,000
	事務費	1,170,000
	予備費	748,040
	支出計	4,468,040
収支差額	次年度繰越金	0

団体にとって行政からの補助金を受けることは、公的な取組であることを説明しやすくする意義があり、本事業では、横浜市以外の他の自治体等からも補助金を受けているため、横浜市だけ交付しないという訳にはいかないという。また、行政が補助金を交付することにより、団体において資金が集めやすくなっている側面もあるという。

一方で、補助事業の経済性や効率性も考えなければならない。団体の運営費は本来、団体の経常的な収益で賄うべきものであり、運営費が経常的な収益を上回っているならば、経常的な収益の増加を図るか、諸経費の削減を図る等して、まずは団体の自助努力によって収支不均衡の課題を解消すべきものである。

繰越金(余剰金)が存在している場合には、補助事業者の財務状況に関して財務分析等を実施して、繰越金の内容や発生要因を十分に検証し、資金的に余裕のある団体への補助については、団体の自立性が高いことから、補助金額の逡減等を行うなど、継続的に補助金額の妥当性を検討することが望まれる。

少なくとも、団体の剰余金(繰越金)が増大する程度まで、補助することは過剰であるといえ、本来であれば、補助事業は、事業者が立ち立ちし、自立運営ができるまでの期間を補助するためのものであるから、終期も設定されていなければならないものと考えられる。団体への運営費補助は、団体の公益上の必要性が高い場合に、補助金なしでは運営が困難な団体に対してなされるべきもので、費用負担の妥当性を検証したうえで補助を継続することが適当であると考えられる。団体の公的な取組を後押しするのであれば、「後援」や「共催」等の別の方法も考えられるだろう。

繰越金の存在を考慮すると、剰余金が経常的に発生している団体については、その内容や要因を精査し、補助金額の妥当性を継続的に検討することが望まれる。

28. 横浜市重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助金(補-60)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市重度障害児・者対応専門医療機関(重度重複障害者入所施設)運営費補助金
所管部署	こども青少年局障害児福祉保健課
補助金交付要綱	横浜市重度障害児・者対応専門医療機関(重度重複障害者入所施設)運営費補助金交付要綱
制定年月日	令和5年4月1日
直近の改正年月日	—
補助目的	人件費、医療機器リース費の事業にかかる人件費等に対する補助
補助事業	重度障害児・者対応専門医療機関等運営費補助事業
補助事業者	社会福祉法人十愛療育会ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	13,055 (決算額)	125,175 (決算額)	129,956 (決算額)	138,270 (決算額)	143,046 (決算額)	149,287 (予算額)
市負担額	13,055	125,175	129,956	122,730	127,000	133,748
県負担額	—	—	—	5,180	5,349	5,000
国負担額	—	—	—	10,360	10,697	10,539

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見-55】補助金事業の効果測定を求めるもの

市は、本事業に関して補助事業の目的に対する効果を評価するための具体的な評価指標として「外来診療者延べ人数」(利用者数)を設定している。小児療育相談センター等では年間 25,000 人を目標値とし、市は実績と目標値に大きな乖離はないか、近年の実績から利用者数がどう増減しているか推移をみて評価を行っている。

市は、現状では利用者数の延べ人数のみの把握にとどまっているが、関係医療機関と協議し、他の指標を加えてより有効な効果測定や事業評価を行うことの検討途上にあるという。

限られた予算の中で、補助事業を実施し、その課題を明らかにして、継続的に事業の改善を図る仕組みを作ることは重要であると考えられる。そのためには、事業の定量的な成果指標と目標値を設定して、目標と実績との比較や期間比較などを行い、課題が認められれば、課題の改善を図る、あるいは事業の見直しを行うことにより、継続して事業の最適化を図

っていくことが肝要である。

また、中長期的な視点で何らかの数値目標や業績評価指標 (KPI) を定め、毎期の事業計画において年度の目標値を設定し、1 年間の活動を実施した結果に関しては実績値と比較検討し業績評価を実施することが考えられる。その業績評価結果に基づき、課題を分析し、どのように改善すればよいのか具体的な対策を検討して、次年度の事業計画や将来的な中長期的な計画に反映していくことで、確実に事業の目標達成に近づけることが可能となり、補助事業の最適化が実現できると考えられる。

本事業の目的が、横浜市重度障害児・者対応専門医療機関に対してその運営費の一部を補助することで、重度障害児・者対応施設の安定した運営を図り、もって重度障害児・者の福祉の増進に資することにあるとすれば、たとえば患者満足度調査を実施しその結果である満足度数等を具体的な評価指標として加えることが一案であろう。

今後の補助事業をより最適化していくため、補助事業の目的に対する効果を評価するための具体的な指標や目標値等として「外来診療者延べ人数」に他の指標等を加え、実績値と目標値を比較検討して効果測定を行い、次年度以降へフィードバックしていく仕組みを検討することが望まれる。

【意見-56】 運営費補助のあり方と補助額の継続した検討を求めるもの

本補助金は、医療機関に対する運営費補助(人件費補助)であるが、市は各事業者の経営状況や財務状況等を交付申請や実績報告の提出資料から把握しているものの、単年度分析や経年比較といった財務分析等が行われていない。よって、運営費の補助額が補助事業者の実態に即して適切であるかどうかの合理性等の検証が継続的に行われていない。

本事業は、重複障害者や支援困難事例に対する早期かつ専門的な対応といった機能強化、医療的ケアを要する重度障害児・者が安心して充実した医療を受けられるような体制確保を目的としており、補助事業者が良好な経営状況であっても、常に重複障害者や支援困難事例に対応できるような体制を確保することを医療機関に強制することは困難であり、良好な財務状況であっても補助自体は継続して行う必要があるという。

補助金を交付することで、医療機関に専門資格をもつ人員の確保や専門的な検査機器の整備等、体制確保を継続的に行い、市として体制を確保していく必要があると考えているという。

一方で、補助額に関して、見直しを実施しておらず、平成 28 年度から据え置きとなっている。補助事業者の財務状況を確認したところ、次表のとおりであった。

(単位:百万円)

拠点区分	科目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小児療育相談センター 拠点区分	人件費支出	302	318	351
	事業活動資金収支差額	10	22	33
	当期資金収支差額	—	—	—
	当期末支払資金残高	—	—	—
	サービス活動増減差額	8	20	27
	当期活動増減差額	0	2	12

第4 包括外部監査の指摘及び意見

拠点区分	科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	次期繰越活動増減差額	△8	△5	6
療育医療センター拠点区分	人件費支出	1,621	1,586	1,642
	事業活動資金収支差額	106	121	50
	当期資金収支差額	42	63	△11
	当期末支払資金残高	1,045	1,108	1,097
	サービス活動増減差額	30	49	△32
	当期活動増減差額	41	58	△22
	次期繰越活動増減差額	1,238	1,296	1,273
医療福祉センター港南拠点区分	人件費支出	1,861	1,950	1,958
	事業活動資金収支差額	327	394	380
	当期資金収支差額	283	174	312
	当期末支払資金残高	1,024	1,199	1,511
	サービス活動増減差額	263	350	323
	当期活動増減差額	268	242	328
	次期繰越活動増減差額	826	1,068	1,397

(市提出資料より監査人作成)

上表の各拠点区分における財務状況から、次のように読み取ることができる。

「小児療育相談センター拠点区分」では、令和4年度から令和6年度にかけて人件費支出が302百万円、318百万円、351百万円と増大しているものの、事業活動資金収支差額は10百万円、22百万円、33百万円と事業運営上の資金収支差額は増加しており、資金的な余裕があるように見受けられる。また、事業活動計算書上のサービス活動増減差額は、8百万円、20百万円、27百万円と増大しており、次期繰越活動増減差額も増加傾向にあるように見て取れる。

次に、療育医療センター拠点区分では、令和4年度から令和6年度にかけて人件費支出が1,621百万円、1,586百万円、1,642百万円と増加傾向にあるものの、当期末支払資金残高は1,045百万円、1,108百万円、1,097百万円と多額な支払資金を保有していることが把握でき、資金的な余裕があるように見受けられる。また、事業活動計算書上のサービス活動増減差額は、令和6年度は赤字の32百万円となったものの、令和4年度は30百万円、令和5年度は49百万円の黒字となっている。次期繰越活動増減差額も令和4年度から令和6年度にかけて、1,238百万円、1,296百万円、1,273百万円と健全な財政状態にあるように見受けられる。

次いで、医療福祉センター港南拠点区分では、令和4年度から令和6年度にかけて人件費支出が1,861百万円、1,950百万円、1,958百万円と増大しているものの、事業活動資金収支差額は327百万円、394百万円、380百万円と事業運営上の資金収支差額は増加しており、資金的な余裕があるように見受けられる。また、事業活動計算書上のサービス活動増減差額は、263百万円、350百万円、323百万円と増大傾向にあり、次期繰越活動増減差額は826百万円、1,068百万円、1,397百万円と増加しており、健全な財政状態にあるように見受けられる。

補助金は、交付団体の活動を支援するために運営費の一部を補助するものであることか

ら、補助事業者の財務状況を精緻に検証し、資金的に余裕のある状態であり、自立性が認められるようであれば、補助金額の見直しを検討する必要がある。

運営費補助を継続的に実施していくとしても、補助額に関しては補助事業者の財務状態を毎期継続して確認、精査、分析をし、補助金を原資に内部留保が過剰に増大していないことの確認、必要最小限の公費で済むような合理性の検討は必要である。

毎年度末の支払資金残高や次期繰越活動増減差額、また各会計年度の事業活動資金収支差額やサービス活動増減差額の状況、また経済動向等を鑑みて、必要な補助金額の妥当性について継続的に検討することが望まれる。

【意見一57】請求事由を明示した文書の提出を補助事業者に要請することを求めるもの

補助金の概算払いに関して、交付要綱では次のように規定している。

(補助金の時期の例外)

- 第 13 条 補助金規則第 17 条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合とする。
- 2 前項の規定により補助金を交付する場合は、補助事業者等の個々の状況を確認した上で交付の時期及び回数を決定するものとする。

また、補助金の交付の時期等及び請求に関して、補助金等規則では次のように規定している。

(交付の時期等)

- 第 17 条 補助金等は、第 15 条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

(交付の請求)

- 第 18 条 第 15 条の規定による通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、前条ただし書の規定により補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。

市は、補助事業者は通年で補助事業を実施していることから、法人の経営状況が良好であつても人件費相当分を補助し、事業を実施するため補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると判断しているというが、補助事業者が概算払いの請求事由を記載した文書は見受けられず、補助事業者による、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できないことの説明が明示的になされていないように思料する。

概算払いの請求は、補助事業者が、事業計画書や交付申請書等において請求理由を適切かつ具体的な内容で記載し、補助事業者自らが概算払いの必要性を明示的に主張する必要がある。市は、補助事業者より、当該請求を受けて請求事由や必要性を精査し、「補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるとき」、すなわち「補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合」と認めた場合に、例外的に補助事業等の完了前に交付することができるものであると考える。

補助金等規則第 17 条及び第 18 条にあるように、補助事業等の完了前に補助金等の全

第4 包括外部監査の指摘及び意見

部又は一部の交付を受けようとする場合には、補助事業者は、交付請求書を市長に提出しなければならないとされており、その際には市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があるかどうかを判断するための、請求事由を明示する必要がある。

市は概算払いの可否に関して、補助事業者に適切かつ具体的な請求事由が記載された概算払いに係る文書を提出させ、市は当該請求事由等に基づいて慎重に審査することを徹底することが望まれる。

なお、市では補助金等の概算払いの請求にかかる様式が不明確であり、また標準的な様式が定められていないように見受けられる。概算払いの請求事由を明示的に記載できる様式等を検討することも望まれる。

【意見一58】実績報告の審査におけるチェックリスト等の活用を求めるもの

交付要綱及び補助金等規則では、補助事業者は補助事業が完了したときは、市長に対し実績報告書の提出をするものと規定し、市は、必要な審査を実施の上、交付すべき助成金の額を確定することを規定している。

交付要綱

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により、補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いるものとする。なお、当該年度終了後20日以内に市長に提出させるものとする。(以下、略する。)

(補助金額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定通知は、重度障害児・者対応専門医療機関(重度重複障害者入所施設)運営費補助金交付確定通知書(第10号様式)により行うものとする。

補助金等規則

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。第3号及び第3項第3号において同じ。)は、速やかに、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(以下略する。)

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

実績報告書に対する対象経費の金額の妥当性に関して、市は、補助対象職員の当該年度の出勤簿から運営費補助金精算額内訳にある開所月数分の勤務が行われているか等を確認しているというが、実績報告に係る審査上のマニュアルのような定型化された審査手続書やチェックリスト等の整備がされていない。

本補助金の形態や内容に応じて、実績報告に係る審査チェックリストを整備することが望まれる。加えて、具体的な審査方法等を記載した審査手続書等を整備することが望まれる。

審査手続書やチェックリスト等の整備により、審査上の着眼点、重点チェック項目等を明確にすることができ、また審査を行う深度のバラツキを減らすことができるなど審査水準の公平性を確保することができる。また、過去に実施した審査内容や方法等を事後的に確認することができ、市が必要な審査を適切に実施したことの説明責任を果たすことが可能となる。さらに、市職員の異動等があった場合に、審査担当者間の引継ぎを円滑かつ確実に実施することができる。

実績報告書の審査におけるチェックリスト等の活用により、実効性があり、かつ事後的に検証可能な審査を行うことを検討することが望まれる。

29. 障害児地域訓練会運営費助成(補-61)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	障害児地域訓練会運営費助成
所管部署	こども青少年局障害児福祉保健課
補助金交付要綱	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱
制定年月日	平成17年10月31日
直近の改正年月日	令和5年1月26日
補助目的	障害児の保育や訓練等集団活動、地域への啓発・交流活動、親の学習支援等の活動における事業費に対する補助
補助事業	障害児地域訓練会運営費助成事業
補助事業者	市社協
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	62,989 (決算額)	58,342 (決算額)	56,678 (決算額)	57,411 (決算額)	62,330 (決算額)	73,996 (予算額)
市負担額	62,989	58,342	56,678	57,411	39,244	53,089
県負担額	—	—	—	—	7,687	6,985
国負担額	—	—	—	—	15,375	13,922

② 障害児地域訓練会とは

障害児地域訓練会は、発達に心配のある子どもとその家族が地域の方の協力を得ながら自主的に活動しており、保育や水泳、外出など、会によってさまざまな活動がある。子どもたちにとっては育ち合う場であり、家族にとっては情報交換・学び合いの場となっている。

市は、障害児地域訓練会に対して、市社協の障害者支援センターを通じて間接的に運営費の助成を行っている。

③ 心身障害児地域訓練会運営費助成事業要綱の概要

市社協の障害者支援センターが規定する心身障害児地域訓練会運営費助成事業の概要は次のとおりである。

表 補助事業の概要

項目	内容
補助事業	心身障害児の親が主体的に地域で行う事業で、次の各号に掲げるすべての活動を含み、かつ、別表「地域訓練会事業内容」に該当するもの。 (1) 障害児の訓練等集団活動 (2) 地域啓発及び地域交流活動 (3) 心身障害児の親の学習活動

項目	内容
	<p>【別表(抜粋)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の在宅障害児を対象として、地域で実施すること。 2. 入会を希望する児童の受け入れについては、障害に種別・程度を問わない。又、原則として団体の定員を設けない。 3. 幼児のみの訓練会は毎週1回以上継続して地域訓練会を実施すること。 ・学齢児を含む訓練会は月 2 回以上継続して地域訓練会を実施すること。 4. 児童の対象児数は、別表「補助基準額表」にある人数であること。 5. この要綱で定める団体に2つ以上所属する児童については、いずれか1団体の対象とする。 6. 原則として、対象児の支援にあたるものは、児童指導員・社会福祉主事・保育士 ・医師・心理判定員・理学療法士・作業療法士・言語療法士・教員等いずれかの資格を有する者か、又は、地域訓練会等で3年間以上経験を有する者1人以上を含めること。 7. 当該補助金を交付する団体は、次の各号に掲げるすべての実績を有し、かつ運営実績が良好であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> イ 障害児の訓練等集団活動 ロ 地域啓発及び地域交流活動 ハ 心身障害児の親の学習活動 (2) 回数及び期間 回数は週1回(幼児のみ)、または月2回(学齢を含む) 期間は3ヶ月間とする。 (3) 対象児数 別表「助成基準額表」にある人数とする。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見－59】市の補助金交付要綱規定と同水準となる事業要綱規定を求めるもの

本事業は、間接補助事業であるため、市社協の障害者支援センターが「社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター 心身障害地域訓練会運営費助成事業要綱」を作成し、当該要綱に基づき再交付先団体へ補助が行われている。

一方、市から市社協へ交付している補助金は、市が作成した「社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱」(以下「市社協交付要綱」という。)に基づいて運用されている。

市は、市社協が作成した事業要綱は、補助金等規則や市社協交付要綱の規定に準ずるものとして規定されているという認識であり、市社協は当該事業要綱に基づいて、再交付先

第4 包括外部監査の指摘及び意見

団体を適切に指導しており、再交付先団体の補助金の使用方法等について懸念している事項はないという。

しかしながら、市社協が作成した事業要綱上の諸規定を補助金等規則や市社協交付要綱と照らし比較検討すると、以下の内容に関する詳細な定めが見受けられない。

たとえば、市社協が実施する事業に関し、市が作成した市社協交付要綱においては、以下のように対象外経費が規定されている。

(交付対象)
第3条 2 前項の規定に関わらず、交際費、慶弔費、懇談会費、直接事業と関係のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとは言えない経費については、本補助金の対象外とする。

一方で、市社協が作成した事業要綱では、対象とする経費を規定しているものの、対象外経費に関する規定が存在しない。

(助成対象)
第5条 助成対象となる経費は、人件費、会場費、教材費、その他の運営に要する経費とする。

また、市が作成した市社協交付要綱においては、消費税等に係る仕入控除税額の報告規定があるが、市社協が作成した事業要綱ではそのような規定は存在しない。

(交付対象)
第3条 市社協が実施する事業及び団体の運営等に関し、次の各号に掲げるものについて、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助するものとする。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とし、別に補助に関する定めがある場合は、その定めによるものとする。
(以下、略する。)

さらに、市が作成した市社協交付要綱においては、財産処分の制限規定があるが、市社協が作成した事業要綱ではそのような規定は存在しない。

(財産の処分の制限)
第14条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限が効からなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の器具等については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成13年厚生労働省告示第239号規定する処分制限期間)とする。

市社協が作成した事業要綱は、補助金等規則や市社協交付要綱と照らすと、規定されている内容等が不明瞭であり、市が定める規定に準じたものとなっているとは言い難い部分がある。

たとえば、対象外経費としている経費が存在すること、消費税等に関して返還が必要なケースがあること、財産処分に関して規制があること等、市が市社協へ要請する規制、趣旨が再交付先団体においては遵守されないおそれがある。ゆえに、市が市社協に対して要求する水準での、再交付先団体の補助金運用・管理が不十分ではないかと思料する。

間接補助という性格から、市社協が再交付先団体の確認や審査等を実施し、市は市社協の運営・管理をモニタリングする立場にある。間接補助事業者である市社協の補助事業の執行内容や結果は、市社協で構築された内部統制等に依拠することになるが、市が市社協に対するモニタリングやチェックを強化するといった直接的な牽制を充実させること(外部

からの事後的・発見的な内部統制に依拠すること)に加え、市社協が自ら規定した適切な運用ルールに則って、事前にエラーが発生することを食い止める事前的・防止的な内部統制を充実強化することがより適当であると考えらる。

再交付先団体への補助金を規定する事業要綱の規定水準が、市社協を規制する市の市社協交付要綱よりも緩やかな場合、市社協が再交付先団体に対して実施する統制は、市が市社協に要請する水準以下となり、市は安心して市社協に任せることができず、また、市は自らのモニタリングや説明責任を果たすことができないであろう。

市社協が、市社協交付要綱の規定を踏まえて自ら厳格な事業要綱を作成し、この事業要綱に基づいて市社協が適切に業務を遂行し事業を実施しているかどうかを、市が確認をすることが、効率的かつ効果的な行政によるモニタリングとなるのではなかろうか。市社協が独自で市社協交付要綱の規定を内包したしっかりした事業要綱たる規定を定め、そのとおりに市社協が事業運営しているかどうかを市が確認する仕組みが肝要であると考えらる。

市の立場からすれば、市社協に市社協交付要綱と同レベルの事業要綱を策定してもらい、そのとおりに運用できているかどうかを外郭団体業務監察(「外郭団体等の指導・調整に関する要綱」(昭和57年8月30日制定 総行第2号)第11条に基づく監察)等で監査するといった仕組みが実効性のある監査になるであろう。

市社協が作成する事業要綱を補助金等規則及び市社協交付要綱と同水準の規定となるよう検討することが望まれる。

(参考)外郭団体等の指導・調整に関する要綱

<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、外郭団体及び関係団体の設立、統合及び解散に関する事項並びに団体運営や活動に関する事項などの必要な事項を定めるものであり、団体のより適正な経営の確保を図るとともに、外郭団体及び関係団体に対して適切な関与を行うことを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(運営や活動に関する指導・調整)</p> <p>第9条 局長等は、外郭団体及び関係団体のより適正な経営の確保を図るため、次の各号に掲げる事項を把握し、毎年度総務局長に報告するとともに、必要に応じて適切な指導・調整を行うものとする。</p> <p>(1) 団体概要、経営、運営及び活動の状況</p> <p>(2) 団体の重要な経営目標である協約等の達成状況</p> <p>(3) 予算及び事業計画</p> <p>(4) 決算及び事業報告</p> <p>(5) 役員の構成、組織、人員等及び横浜市からの人的関与の状況</p> <p>(6) 事業収支等の財務状況及び補助金、貸付金等の横浜市からの財政的関与の状況</p> <p>(7) その他総務局長が必要と認める事項</p> <p>(中略)</p> <p>(監察)</p> <p>第11条 局長等は、毎年度、外郭団体に対して監察を実施するものとする。(以下、</p>

第4 包括外部監査の指摘及び意見

略する。)

※本要綱の別表1「横浜市外郭団体一覧表(35 団体)」において、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会は「非出資法人のうち、総収入額の50%以上が本市からの財政的関与による、又は本市の職員若しくは退職者が法人の代表者等の役員に就任しているなど、本市の事務事業と密接な関係を有しかつ本市が主導するもので特に重要なもの」(第2条第1号ウに該当する団体)と規定されている。

【意見一60】処分制限財産に係る継続した管理を求めるもの

財産処分の制限に関して、市社協交付要綱では次のように規定している。

(財産の処分の制限)

第14条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がわからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の器具等については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成13年厚生労働省告示第239号規定する処分制限期間)とする。

また、財産処分の制限に関して、補助金等規則では次のように規定している。

(財産の処分の制限)

第25条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの

市は、補助事業者が補助事業で取得した財産に関して、処分制限期間内に処分されていないことの確認を外郭団体業務監察等の実施により確認し、また補助金交付や運営指導その他の機会に適宜確認を行っているものの、全ての実態把握には至っておらず、処分制限財産を網羅的に管理すべく台帳等が整備されていない。

補助金交付後の処分制限期間内に譲渡等の処分が行われると、当該財産を使用できず事業の実効性が阻害されるおそれがあり、また当該財産が換金されることで不正等の問題が生じうる可能性がある。交付した補助金が、公正かつ適正に使用されていることを継続的かつ網羅的にモニタリングする必要があると考える。

財産処分の制限に関する遵守状況の確認を確実に実施するため、市は一元管理が行えるよう処分制限が付された財産に関する管理台帳等を整備し、定期的かつ網羅的に実地調査等により確認することが望まれる。

30. 横浜市障害児相談支援推進事業補助金(補-63)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市障害児相談支援推進事業補助金
所管部署	こども青少年局障害児福祉保健課
補助金交付要綱	横浜市障害児相談支援推進事業補助金交付要綱
制定年月日	令和3年3月30日
直近の改正年月日	令和6年10月1日
補助目的	障害児相談支援を実施する障害児相談支援事業所が事業費に対する補助
補助事業	障害児相談支援事業
補助事業者	障害児相談支援事業所
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	380 (決算額)	180 (決算額)	140 (決算額)	1,380 (決算額)	6,000 (予算額)
市負担額	—	380	180	140	1,380	6,000
県負担額	—	—	—	—	—	—

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見-61】 執行率向上に向けてのより一層の努力、促進を求めるもの

市は、障害者プランにおいて障害児相談支援事業所の設置数を150か所、その受給者数を3,525人とすることを目標に掲げている。このうち本事業に関しては、重度の知的障害(精神遅滞)と重度の肢体不自由が重複している児童等(以下「重心児等」という。)を対象としていることから、その利用人数1,400人を目標とし、予算や事業所の状況等を鑑みて、特に「未就学の時に障害児相談の利用があったものの、学齢児となってから障害児相談支援事業所の変更があり、新たに障害児相談支援を実施しても、法定の初回加算の対象とならない学齢児」を150人、「居宅訪問型児童発達支援の対象となりうる外出することが困難な重度の障害の状態の児童」を20人、「障害児通所支援の支給決定で(強度行動障害支援加算の対象児童、重症心身障害児区分の対象児童、医療的ケア児等)の重度の障害の状態の児童」を50人として目標値としている。

目標達成に向けて、市は毎年度振返りを行い、事業所等を増加させたい意向があるが、採算性が厳しい事業である等の事情から苦慮しているという。

令和6年度は、多数の事業所に応募してもらうことを目標として6,000千円の予算を確保

第4 包括外部監査の指摘及び意見

したが、補助金交付実績は1,380千円(8事業所)となり、予算執行率は23%にとどまっている。市は、本制度を活用してもらい、予算執行率の向上を図る必要があると認識している。

市は、これまでの重心児等の計画策定に一定の事業成果があったと認識しているものの、予算執行率が低迷している要因は、相談支援専門員の不足、補助金要件(新規で重心児等のみ)の厳しさ、周知不足等に課題があるという。

市は、市主催の集団指導での周知に加え、市ホームページ及び事業所向けポータルサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に募集案内等を掲載し、加えて対象事業所宛に電子メールで周知している。

市は、今後は補助対象要件、周知方法等の見直しを検討し、現行では重度の障害状態の児童及び所定の学齢児の場合のみを対象としているが、対象児を拡大するような見直しを検討するとともに、事業所へ向けた周知方法として、相談支援事業所の集まる各区自立支援協議会相談部会などでの周知も行うなどを検討しているという。また、申請対象となる事業所だけでなく、事業所と連携する機会のある関係機関(各区役所、療育センター等)への周知もあわせて実施することにより、本事業について知る機会を提供していくという。

補助対象要件、周知方法等の見直しを検討し、補助事業の目的に沿った柔軟な運営を行い、広く活用しやすい制度とすることで、執行率の向上を図られるようより一層の促進を図ることが望まれる。

【意見-62】実績報告の審査におけるチェックリスト等の活用を求めるもの

交付要綱及び補助金等規則では、補助事業者は補助事業が完了したときは、市長に対し実績報告書の提出をするものと規定し、市は、必要な審査を実施のうえ交付すべき補助金の額を確定することを規定している。

交付要綱

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第14条第1項第1号に基づく書類 補助金に係る補助事業実績報告書(第7号様式)

(2) 第14条第1項第2号に基づく決算書 補助金収支書(第7号様式別紙)

(3) 第14条第1項第6号に基づき市長が必要と認める書類

ア 障害児相談支援推進事業実施状況報告書(実績)(第8号様式)

イ 補助対象児童であることを挙証する書類

2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が前項に定める実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する書類とする。

3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定通知)

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、補助金の額の確定通知書(第9号様式)により行うものとする。

補助金等規則

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む)。

第3号及び第3項第3号において同じ。)は、速やかに、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。
(以下略する。)

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

実績報告書に対する対象経費の妥当性に関して、市は受給者番号や支給決定の状況、愛の手帳及び身体障害手帳の交付状況等を確認しているが、実績報告に係る審査上のマニュアルのような定型化された審査手続書やチェックリスト等の整備がされていない。

本補助金の形態や内容に応じて、実績報告に係る審査チェックリストを整備することが望まれる。加えて、具体の審査方法等を記載した審査手続書等を整備することが望まれる。

審査手続書やチェックリスト等の整備により、審査上の着眼点、重点チェック項目等を明確にすることができ、また審査を行う深度のバラツキを減らすことができるなど審査水準の公平性を確保することができる。また、過去に実施した審査内容や方法等を事後的に確認することができ、市が必要な審査を適切に実施したことの説明責任を果たすことが可能となる。さらに、市職員の異動等があった場合に、審査担当者間の引継ぎを円滑かつ確実に実施することができる。

実績報告の審査におけるチェックリスト等の活用により、実効性があり、かつ事後的に検証可能な審査を行うことを検討することが望まれる。

31. 横浜市民間社会福祉施設等償還金助成(補-65)

(1) 概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市民間社会福祉施設等償還金助成
所管部署	こども青少年局障害児福祉保健課
補助金交付要綱	横浜市民間社会福祉施設等償還金助成要綱
制定年月日	平成 15 年 3 月 19 日
直近の改正年月日	令和 7 年 2 月 13 日
補助目的	児童福祉施設整備費用借入金の元金償還に対する補助
補助事業	児童福祉施設償還金助成事業(民間障害児施設分)
補助事業者	横浜療育医療センターほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	22,617 (決算額)	22,617 (決算額)	16,477 (決算額)	16,477 (決算額)	16,477 (決算額)	17,502 (予算額)
市負担額	22,617	22,617	16,477	16,477	16,477	17,502
県負担額	—	—	—	—	—	—

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-63】 助成交付申請書上の添付書類の範囲の明示を求めるもの

本補助金の助成交付申請に関して、交付要綱では次のように規定している。

(助成の申請)	
第 6 条	補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める助成金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。
2	補助金規則第5条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする法人が提出する書類は、横浜市民間社会福祉施設等償還金助成交付申請書(第1号様式)を用いるものとする。
3	補助金規則第5条第2項第1号の規定により市長が定める事業計画書は、対象借入先が発行した償還計画書の写しとする。ただし、福祉医療機構からの借入金に係る償還計画書が発行されていない場合は、法人が福祉医療機構に提出した償還計画書の写しをもって事業計画書にかえることができる。
4	補助金規則第5条第2項第2号の規定により市長が定める資産及び負債に関する事項を記載した書類は、財産目録及び貸借対照表とする。
5	補助金規則第5条第2項第4号に規定する書類は、収支予算書等に、補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を示す記載がある場合は、省略できるものとする。
6	前項の場合のほか、補助金規則第5条第3項の規定により市長が助成金交付申請書への記載

又は添付を省略させることができる事項及び書類は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

交付要綱では、助成交付申請書に添付する書類が具体的に明記されていない。そのためか、交付申請にかかる審査を実施するうえで必要性がそれほど高くない書類を提出させており、実務的に補助事業者に対して過度な事務負担が生じているものと考えられる。すなわち、市へ提出する添付書類は必要最小限度の書類であるべきと考えるが、毎年度、提出の必要性が高くない書類が提出対象となっているように見受けられる。

具体的には、各事業者より毎年度、金銭消費貸借契約書の写しが提出されている。契約期間が長期間に及ぶ借入れ契約の場合は、一旦、契約が交わされた後は、契約の内容が変更されることは想定されにくく、金銭消費貸借契約書の提出を毎年度要請するのは補助事業者には負担が分かり、また市の行政手続にも手間がかかるだろう。

このような必要以上の書類の提出を補助事業者を求めることは、補助事業者に対して無用な時間的、物理的コストを強いることとなる。

また、行政手続の効率化の観点からは、償還補助金のように、毎年度継続案件であれば、当初の年度に一度、金銭消費貸借契約書を提出しているのであれば、契約に変更があった時にのみ、提出を要請し、変更がない年度は提出することは省略し、償還予定表と償還金の支払事実を把握できる資料の提出があれば必要な確認ができるものと考えられる。

事業者への負担軽減、また行政事務の効率化が図られるよう、申請時の添付書類は必要最小限のものにすることが望まれる。

また、交付要綱に、申請時の添付書類は必要最小限となるよう、たとえば、金銭消費貸借契約書に関しては当初年度のみに提出することとし、次年度以降は変更があった場合のみ提出するとともに、翌年度以降は償還予定表と通帳等の出金事実が確認できる資料があれば足りると規定することも一案である。添付書類としてどのような書類を提出する必要があるか、より具体的に明示することもあわせて検討することが望まれる。

【意見-64】 処分制限財産に係る継続した管理を求めるもの

財産処分の制限に関して、交付要綱では次のように規定している。

(財産の処分の制限)
 第 15 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がわからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の器具等については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 20 年7月 11 日厚生労働省告示第 384 号規定する処分制限期間)とする。

また、財産処分の制限に関して、補助金等規則では次のように規定している。

(財産の処分の制限)
 第 25 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 不動産及びその従物(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの |
|--|

本事業では、補助事業者が事業を終了する等して不動産を売り払うことなどが想定されるが、市は補助事業者より定期的な特段の報告等は受けていないという。また、補助事業者の施設が運営を停止し、その不動産を処分することがあれば、市はすぐに確認できる状況にあるというが、処分制限財産を網羅的に管理すべく台帳等が整備されていない。

補助金交付後の処分制限期間内に譲渡等の処分が行われると、当該財産を使用できず事業の実効性が阻害されるおそれがあり、また当該財産が換金されることで不正等の問題が生じうる可能性がある。交付した補助金が、公正かつ適正に使用されていることを継続的かつ網羅的にモニタリングする必要があると考える。

財産処分の制限に関する遵守状況の確認を確実に実施するため、市は一元管理が行えるよう処分制限が付された財産に関する管理台帳等を整備し、定期的かつ網羅的に実地調査等により確認することが望まれる。

II. 健康福祉局

1. 横浜市ノンステップバス導入促進補助金(補-67)

(1) 概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市ノンステップバス導入促進補助金
所管部署	健康福祉局福祉保健課
補助金交付要綱	横浜市ノンステップバス導入促進補助金交付要綱
制定年月日	平成 10 年 3 月 31 日
直近の改正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
補助目的	事業者の購入に対する補助
補助事業	ノンステップバス導入促進補助事業
補助事業者	営業所の所在地が横浜市内にある路線バス事業者
補助金額の算定基準	車両 1 台当たり 55 万円(消費税相当分は除く)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
補助金額 (千円)	5,501 (決算額)	1,100 (決算額)	1,100 (決算額)	14,850 (決算額)	18,150 (決算額)	11,000 (予算額)
市負担額	5,501	1,100	1,100	14,850	18,150	11,000
県負担額	—	—	—	—	—	—

② ノンステップバスとは

ノンステップバスとは、乗降口の段差(ステップ)をなくし床の高さが地面から 30cm以下の低床バスをいう。国土交通省が認定する標準仕様に基づいて設計されており、高齢者や障害者、妊婦、子供連れなど誰でも容易に乗り降りしやすいように作られている。

この事業では、ニーリング(乗降時に車体を傾けて更に床の高さを低くする機能)装備、スロープ板及び車椅子固定装置を備えたノンステップバスを補助対象としている。

③ ノンステップバス導入促進について

国は平成 18 年 12 月にバリアフリー化を総合的に推進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(いわゆる「バリアフリー新法」)を施行し、その中で「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を定めている。この方針に基づき、令和 7 年度までに全国における乗合バス車両(一部車両を除く)のうち、ノンステップバスが占める割合を約 80%にすることを目標としている。

また今後の国の施策として、次期「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、ノンステップバスが占める割合を90%以上に引き上げることになっていることから、市においても市内のノンステップバスの割合を同率に引き上げることが目標とし、導入率の低い民間事業者を中心に補助していきたいと考えている。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

表 横浜市内におけるノンステップバス導入率(令和7年3月31日現在) (単位:台)

事業者名	ノンステップバス導入率	ノンステップバス	リフト付きバス	スロープ付バス※1	ツーステップバス	バス台数
横浜市交通局	93.5%	756	4	48	0	808
江ノ電バス横浜	94.7%	36	0	2	0	38
神奈川中央交通	73.9%	364	0	128	0	492
川崎鶴見臨港バス	100%	87	0	0	0	87
京浜急行バス	98.8%	83	1	0	0	84
相鉄バス	77.9%	163	0	43	3	209
大新東	100%	8	0	0	0	8
東急バス	65.7%	144	8	67	0	219
フジエクスプレス	100%	5	0	0	0	5
横浜交通開発	81.8%	9	0	2	0	11
天台交通	100%	2	0	0	0	2
合計	84.4%	1,657	13	290	3	1,963

※1 スロープ付バスは、車いす利用者が乗り降りできるようにスロープ板を搭載しているバス全般を指す。
(市提供資料より監査人作成)

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見一65】 交付要綱における補助事業者要件の明確化を求めるもの

交付要綱における補助事業者の範囲は、次のとおり定められている。

(補助事業者の範囲)

第3条 この要綱における補助事業者は、ノンステップバスを導入しようとする営業所の所在地が横浜市内にあり、その管轄する営業走行路線のおおむね80パーセント以上が横浜市内にある路線バス事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者で、横浜市交通局長以外の者。)又はこの路線バス事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する事業者であること。ただし、補助金の交付を受けようとする年度の前年度末日時点において、当該営業所で運行に供するバスのうち、ノンステップバスの占める割合が80パーセント未満である場合に限る。

交付要綱第3条における補助事業者の要件は、市内にある営業所単位で判定されると解釈できる。

神奈川中央交通の補助金交付申請書によれば、横浜営業所における前年度末時点におけるノンステップ導入比率は81%であり、交付要綱の条件を満たしていないため、同営業所における購入車両1行分は補助対象外である。しかしながら、市内にあるすべての営業所を合算し、その合算した割合で補助事業者に該当するか否かを判断し、補助金の交付を行っている。横浜市内におけるノンステップバスの導入を推進するという点においては、営業所

単位で判定するのではなく、市内のすべての営業所において合算した導入比率で判定するという方法も理に適っていると考えられる。

このように補助事業者としての要件の判定方法につき、交付要綱の記載が曖昧であることから、記載を見直すことが望ましい。

2. 横浜市地域福祉活動補助金(補一68)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市地域福祉活動補助金
所管部署	健康福祉局福祉保健課
補助金交付要綱	市社協交付要綱
制定年月日	平成 17 年 10 月 31 日
直近の改正年月日	令和 5 年 1 月 26 日
補助目的	地域福祉の推進を図る
補助事業	横浜市地域福祉活動補助金
補助事業者	市社協
補助金額の算定基準	予算の範囲内で必要な経費の一部

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
補助金額 (千円)	1,052,450 (決算額)	1,055,431 (決算額)	1,071,665 (決算額)	1,084,971 (決算額)	1,111,867 (決算額)	1,152,369 (予算額)
市負担額	1,050,314	1,050,263	1,060,148	1,070,225	1,095,874	1,115,259
県負担額	706	1,723	3,839	4,915	5,331	12,370
国負担額	1,430	3,445	7,678	9,831	10,662	24,740

② 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的としており、営利を目的としない民間組織である。昭和 26 年に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき設置されており、設置は各都道府県及び市区町村ごとに一団体に限られている。

地域の福祉増進を図るため、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金活動への協力など、全国的な取組みから地域の特性に応じた活動を行っている。

③ 市社協とは

市社協は、昭和 26 年 3 月に任意の団体として設立され、昭和 28 年 2 月に社会福祉法人として認可されている。

以下は所轄庁に提出された決算書(法人単位資金収支計算書)を監査人が集約したものである。

表1 市社協の令和6年度 法人全体資金収支決算状況 (単位:千円)

	予算		実績	
	収入	支出	収入	支出
事業活動	10,589,531	10,054,188	9,984,654	9,654,734
施設整備	140	137,891	79,225	88,166
その他活動	6,898,344	7,369,333	7,038,533	7,400,678
合計	17,488,015	17,561,412	17,102,413	17,143,579
予備費支出		2,962,108		0
当期資金収支差額		△3,035,505		△41,166
前期末支払資金残高		3,035,505		3,035,504
当期末支払資金残高		0		2,994,338
うち使途特定分(注)を除いた当期末残高		—		982,064

注)使途特定分は次のとおり

社会福祉事業振興資金貸付事業	1,524,205
善意銀行運営	4,049
よこはまあいあい基金	22,175
障害者年記念基金	42,268
福祉基金	168,694
共同募金配分事業	40,636
保育士就学資金貸付	157,637
ひとり親訓練促進資金貸付	51,703
年金共済事業	904
合計	2,012,274

(市社協「令和6年度 収入支出決算概要」及び法人単位資金収支決算書より)

表2 市社協の令和6年度 収入内訳(実績) (単位:千円)

	事業活動	施設整備	その他活動	合計
会費収入	19,492	—	—	19,492
分担金収入	12,825	—	—	12,825
寄附金収入	65,266	—	—	65,266
補助金収入	5,062,762	79,225	—	5,141,988
受託金収入	2,337,358	—	—	2,337,358
貸付事業収入	559,073	—	—	559,073
事業収入	198,861	—	—	198,861
負担金収入	4,077	—	—	4,077
介護保険事業収入	1,634,779	—	—	1,634,779
受取利息配当金収入	60,508	—	—	60,508
その他の収入	29,649	—	7,038,533	7,068,182
収入合計	9,984,654	79,225	7,038,533	17,102,413
収入総額に縮める補助金収入の割合	50.7%	100%	—	30.0%

第4 包括外部監査の指摘及び意見

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見－66】補助対象項目、補助対象経費及び補助金額の算定基準等の明確化を求めるもの

本補助金は市社協交付要綱に基づいて交付されている。市社協交付要綱には、市社協が実施する事業及び団体の運営等に関する経費として交付対象が下記のとおり定められており、本補助金だけでなく市から市社協に対する下記に記載の補助金に関しての共通交付要綱としての位置づけとなっている。

第3条(交付対象)

市社協が実施する事業及び団体の運営等に関し、次の各号に掲げるものについて、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助するものとする。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とし、別に補助に関する定めがある場合は、その定めによるものとする。

- (1) 人件費
 - (2) 団体の管理・運営に関する経費
 - (3) 横浜生活あんしんセンターの運営及び事業に関する経費
 - (4) 障害者支援センターの運営及び事業に関する経費
 - (5) 区社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の運営支援等に関する経費
 - (6) 社会福祉施設の整備に対する社会福祉事業振興資金の貸付に関する経費
 - (7) 横浜市民生委員児童委員協議会事務局の運営及び事業に関する経費
 - (8) その他市社協の自主事業等で第1条の目的を達成するために市長が必要と認める経費
- 2 前項の規定に関わらず、交際費、慶弔費、懇談会費、直接事業と関係のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとは言えない経費については、本補助金の対象外とする。

市社協は、本補助金の補助対象とする次の項目に関して、交付申請時に収支予算書を、会計年度終了後に事業精算報告書を提出し、精算を行っている。表3は令和6年度のこれらの書類をもとに本補助金の予算と補助金執行額をまとめたものである。

表3 補助金の予算と補助金執行額

(単位:千円)

項目	予算		補助金 執行額②	差引 ①-②
	全体予算	補助金予算①		
地域福祉活動推進事業(市)	103,266	100,214	100,015	199
地域福祉活動推進事業(区)	927,643	926,193	924,078	2,114
市ボランティアセンター運営事業	35,371	35,009	34,797	211
福祉バス事業	56,588	56,189	46,644	9,544
社会福祉事業振興資金貸付事業	6,360	6,360	6,331	28
合計	1,129,228	1,123,965	1,111,867	12,097

収支予算書として他からの財源も含む全体予算書と、本補助金を財源とする補助金予算書の2部が提出されている。しかしながら、そもそも市社協交付要綱がこの補助金単独の交付要綱でなく、市社協に対する補助金の共通交付要綱であり、本補助金の補助対象項目は具体的に明示されていない。そのため、全体予算がどのように策定されているのかを検証することができない。

加えて補助金額については、「予算の範囲内で必要な経費の一部を補助する」としており、全体予算に対する補助金予算の算定基準(補助率あるいは補助額)も具体的に定められていないことから、補助金予算の金額についてもその正確性を検証することができない。

補助金交付要綱は、市社協に対する補助金ごとに制定するか、あるいは現状のまま共通交付要綱としての位置づけとするのであれば、補助金ごとに補助対象項目を分かりやすく明確に示すものに改める必要がある。加えて、補助対象経費及び補助金額の算定基準を設定する必要もある。

【意見一67】補助金対象項目の実績報告書の提出と決算書の整合性を求めるもの

市社協は会計年度終了後に、本補助金事業の精算報告書を提出している。その内容は表3の①(予算額)と②(執行額)及びその差引額が明示されており、執行残高が発生した理由も記されている。

令和6年度は差引金額が12,097千円発生したため、市社協は令和7年5月に同金額を市に返還納付している。しかしながら、現状において他財源を含む全体実績報告書が提出されていないため、精算報告書に記載された②補助金執行額が適正に算出されたかどうかを検証することができない状況である。

予算段階では、他財源を含む「全体予算書」と、補助金を財源とする「補助金予算書」の2部が提出されており、これにより補助金予算が全体予算に占める割合(補助金予算率)を算出することが可能である。この補助金予算率を全体実績報告書に乗じることで、補助金執行額の妥当性を検証することができるが、現状では全体実績報告書が未提出であるため、それが不可能となっている。

したがって、精算報告書に加えて、補助金事業全体の実績報告書の提出を求める必要がある。なお、前項の意見で述べたとおり、補助金対象項目が明確であれば、決算書と補助金事業全体の実績報告書との整合性を確認することが可能となることから、対応が望まれる。

【意見一68】市社協に対する補助金に関して効率的な事務手続の整備を求めるもの

市社協に対しては市から複数の補助金を交付しているが、所管する部署が複数の局及び課にまたがっている。そのため、補助金の交付から実績報告の受取まで補助金の数だけ事務処理作業を行っており、非効率であるといえる。

他財源を含む全体実績報告書が提出されていないことから、補助金執行額の適正を判断することが困難な状態である。

そこで市として市社協に対する補助金に関する手続や情報を効率的に整理することが望まれる。事務手続の改善を図ることで、市及び市社協双方における事務負担の手間及びコストを削減することが出来ると思われる。

3. 横浜生活あんしんセンター運営費補助金(補-69)

(1) 概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜生活あんしんセンター運営費補助金
所管部署	健康福祉局福祉保健課
補助金交付要綱	市社協交付要綱
制定年月日	平成17年10月31日
直近の改正年月日	令和5年1月26日
補助目的	地域福祉の推進を図る
補助事業	権利擁護支援事業
補助事業者	市社協
補助金額の算定基準	予算の範囲内で必要な経費の一部

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	258,891 (決算額)	272,579 (決算額)	280,939 (決算額)	282,001 (決算額)	287,577 (決算額)	313,066 (予算額)
市負担額	145,773	130,685	138,403	138,349	140,061	46,653
国負担額	113,118	141,894	142,536	143,652	147,516	266,413

② 横浜生活あんしんセンターとは

高齢者や障がいのある方が安心して暮らせるよう支援する機関であり、平成10年10月に市社協に設置された。

具体的には次の2つの事業を実施している。

権利擁護事業	高齢者や障害者が安心して生活ができるよう財産や権利を守るため、相談対応や契約によるサービス提供
成年後見制度促進事業	成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の相談や広報啓発、市民後見人の養成・支援などを行う

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-69】 収支予算書と収支決算書における予算額の一致を求めるもの

本補助金においては、交付申請書には補助事業収支予算書が、年度末には補助事業収支決算書が提出されている。以下は、両書類に記載された支出項目を併記したものである。

表 横浜生活あんしんセンター事業補助金 (単位:千円)

項目	収支予算書より	収支決算書より		
	予算額	予算額	決算額	差引
人件費	257,664	257,228	259,273	△2,045
事業費	3,917	10,631	8,769	1,861
事務費	—	486	301	184
センター事務費	3,342	—	—	—
区社協事務費	3,402	—	—	—
公課費	20	—	—	—
管理費	19,527	19,527	19,232	295
支出計	287,872	287,872	287,577	295

令和6年度においては差引金額295千円が発生したため、市社協は令和7年5月に同額を市に返還している。

収支予算書と収支決算書に記載されている予算額が区分・金額とも一致していない場合、実績との比較が困難となり、事業の実績状況を正確に把握することができない。

今回、支出総額は一致しているものの、人件費の金額や項目の区分が異なっている。したがって、両書類における予算額の項目建て及び金額を一致させるよう、市においては適切な指導を行う必要がある。

【意見-70】補助対象項目・経費・補助金額の算定基準の明確化を求めるもの

前項で取り上げた「横浜市地域福祉活動補助金」についても同様であるが、本補助金の交付要綱である市社協交付要綱は、市から市社協に対する全ての補助金に共通する交付要綱として位置づけられている。

市社協交付要綱第3条では、「3) 横浜生活あんしんセンターの運営及び事業に関する経費」と明記されているが、補助金額については「予算の範囲内で必要な経費の一部を補助する」とされている。このような表現では、補助率や補助対象経費が不明瞭であり、事業者側の予算計画や実績報告に支障をきたす可能性がある。

したがって、補助率を明確に定めるとともに、補助対象経費を具体的に特定し、市社協交付要綱に明記しておく必要がある。

【意見-71】市社協に対する補助金に関して効率的な事務手続の整備を求めるもの

市社協に対しては市から複数の補助金を交付しているが、所管する部署が複数の局及び課にまたがっている。そのため、補助金の交付から実績報告の受取まで補助金の数だけ事務処理作業を行っており、非効率であるといえる。

他財源を含む全体実績報告書が提出されていないことから、補助金執行額の適正を判断することが困難な状態である。

そこで市として市社協に対する補助金に関する手続や情報を効率的に整理することが望まれる。事務手続の改善を図ることで、市及び市社協双方における事務負担の手間及びコストを削減することが出来ると思われる。

4. 更生保護法人補助金(補-72)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	更生保護法人補助金
所管部署	健康福祉局福祉保健課
補助金交付要綱	更生保護法人に対する補助金交付要綱
制定年月日	平成17年9月7日
直近の改正年月日	令和5年3月30日
補助目的	更生保護事業を円滑に推進するため
補助事業	地域福祉保健推進事業
補助事業者	更生保護法人まこと寮
補助金額の算定基準	予算の範囲内で必要な経費の一部 運営経費のうち、光熱水費に充当する経費20万円を上限とする。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	200 (決算額)	200 (決算額)	200 (決算額)	200 (決算額)	200 (決算額)	200 (予算額)
市負担額	200	200	200	200	200	200
県負担額	0	0	0	0	0	0

② 更生保護法人とは

更生保護法人とは、更生保護事業法に基づき法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間団体である。

更生保護法人は、更生保護施設を設置・運営して被保護者に対する宿泊場所を提供しての自立支援、金品の給貸与や生活の相談支援の実施等を行っている。

③ 更生保護施設とは

更生保護施設とは、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人等で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人達に対して、一定期間(原則6か月)宿泊場所や食事を提供する民間の施設である。

刑事施設退所者や、少年院を出た少年、刑の執行猶予を言い渡された人などのうち、直ちに自立することが困難な人に対し、国(保護観察所)からの委託や保護を必要としている人からの申出によって、更生保護施設での保護が始まる。

表 県内の更生保護施設

	まこと寮	横浜力行舎	川崎自立会	報徳更生寮
設立	昭和 39 年 3 月	昭和 25 年 11 月	昭和 25 年 4 月	昭和 25 年 11 月
所在地	横浜市港南区 日野中央	横浜市磯子区 丸山	川崎市川崎区	小田原市扇町
定員	34 名	19 名	40 名	30 名
対象	男子成人 男子少年	男子成人	男子成人 男子少年	男子成人 男子少年
備考	軽犯罪、就労可能な人を受け入れ	・高齢者、障害者を中心に受け入れ ・更生施設「甲突寮」と併設		

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-72】 経営の黒字化に向け、市による指導機能を求めるもの

更生保護法人まこと寮における収支状況の推移は次表のとおりである。

表 更生保護法人まこと寮の収支等推移 (単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
収入総額	48,059	47,924	48,921	45,390	50,226
支出総額	51,512	51,148	54,088	55,756	58,083
収支差額	△3,452	△3,223	△5,167	△10,365	△7,857
更生保護 延べ人数	6,186 人	5,680 人	6,148 人	5,870 人	5,571 人
更生保護委託費収入	44,249	45,060	45,062	40,978	46,281
補助金等収入	2,468	2,040	2,022	1,898	2,068
事務費	27,489	33,372	36,629	39,404	39,612
うち人件費	22,053	28,736	32,230	34,950	34,547
宿泊保護費	11,498	14,353	13,574	11,728	14,383
うち食料費	3,909	6,024	4,914	3,821	5,843
給食支給延べ人数	3,453 人	5,638 人	4,860 人	3,678 人	不明

注) 人件費・給料手当+退職給与+雑給与+顧問料+福利厚生費

(更生保護法人まこと寮「一般会計収支決算書」より監査人作成)

更生保護延べ人数は減少傾向にあるが、1人あたりの事務委託費単価が上昇したことにより、更生保護委託費収入は微増している。補助金等収入については、5年間を通じて、大きな変動は見られない。

一方、支出総額は毎年増加しており、主な要因は人件費及び食料費の増加による宿泊

第4 包括外部監査の指摘及び意見

保護費の上昇と考えられる。食料費の増加は、コメ不足や食品メーカーによる値上げなど、外的要因による価格高騰の影響が大きい。

しかしながら人件費については、国による処遇改善の方針があるものの、増加の幅が大きく、適正性の検証が必要と考えられる。

延べ人数及び宿泊保護における給食支給延べ人数は減少傾向にあることから、人件費の対象となる人員配置が適正かどうかについても、見直しの余地がある。

この事業者に対する補助金支給は、赤字決算が続く限り継続される方針であるが、財政の健全化を図るためには、市が主体的に指導機能を果たし、経営改善に向けた支援を行うことが望まれる。

5. 横浜市民生委員児童委員協議会事業補助金(補一73)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市民生委員児童委員協議会事業補助金
所管部署	健康福祉局地域支援課
補助金交付要綱	市社協交付要綱
制定年月日	平成17年10月31日
直近の改正年月日	令和5年1月26日
補助目的	市社協が実施する事業及び団体の運営等に必要な経費の一部について補助金を交付することにより、地域住民の参加を促進し、横浜市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること
補助事業	民生委員児童委員事業
補助事業者	市社協
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	49,738 (決算額)	49,269 (決算額)	52,056 (決算額)	49,990 (決算額)	50,264 (決算額)	55,147 (予算額)
市負担額	49,738	49,269	52,056	49,990	50,264	55,147
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 民生委員児童委員事業とは

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な助言を行い、社会福祉の増進に努める方々で、「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

民生委員・児童委員、主任児童委員の委嘱及び活動を支援することで地域福祉を推進するものである。民生委員・児童委員は、ボランティアで高齢者や障害者など様々な方の相談に応じるほか、支援が必要な方を公的機関や地域の見守りにつなげるなど、地域住民の方々の身近な相談役としての役割を担っている。近年、少子高齢化の進展、単身世帯の増加、地域や家族関係の希薄化など、生活に不安を感じる市民の方々が増え、民生委員の役割はさらに重要となっている。

その一方で、地域における民生委員・児童委員の役割が大きくなるにつれて、業務の負

第4 包括外部監査の指摘及び意見

担感が増加し、担い手が不足している。やりがいを感じて活動を続けていただけるよう、負担感を軽減し、新たな担い手を確保する必要がある。

横浜市の民生委員児童委員事業は

- i .民生委員・児童委員活動費
 - ii .民生委員・児童委員事業事務
 - iii .横浜市民生委員児童委員協議会事業補助金
- の3つに分かれている。

③ 横浜市民生委員児童委員協議会事業とは

横浜市民生委員児童委員協議会(以下「民児協」という。)事務局の運営を通じ、民児協の組織強化、地域における民生委員・児童委員活動の推進支援を行うとともに、地域福祉の推進及び区・地区社会福祉協議会活動の基盤強化を図ることを目的としている。

④ 横浜市民生委員児童委員協議会事業補助金とは

横浜市民生委員児童委員協議会の事務局を担っている市社協へ事務費等を補助するものである。その補助の主なものは区民児協活動費、地区民児協活動費である。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見ー73】より詳細な記載の精算報告書を求めるもの

交付申請書に添付の収支予算書には費目別内訳が記載されているが、補助金確定のための実績報告としての精算報告書には、大項目の支出金額のみが記載されており、費目別内訳が分からない状況にある。精算報告書であることから精算額を計算するのが目的であるので別途収支決算書があるのかもしれないが、この精算報告書以外には収支決算書の添付はなかった。

このため、予算書どおりに支出がされたか不明であり、支出の妥当性についての検証が行えず、実際に行われていない。

また、補助金額の大半が区民児協活動費、地区民児協活動費への補助であることを考えると、市社協からの報告も、区民児協、地区民児協別の内訳項目の記載もあるべきではないかと考える。

区民児協、地区民児協からは市社協へ報告があり、市社協側で実施内容の把握とその支出についてチェックしているとは思いますが、市としては市社協からより丁寧な報告を受けることにより補助金の使用状況について理解を深めるべきと考える。

次に市より提出された資料の抜粋を記載する。

令和6年度 横浜市民生委員児童委員協議会事業 収支予算書 (単位:千円)

項目	予算額	備考
1 横浜市補助金	50,282	
収入計	50,282	
1 横浜市民生委員児童委員協議会交付金事業	42,316	
(1)運営費	1,737	
ア 会議費	394	
イ 旅費	35	
ウ 需用費	240	
エ 役務費	250	
オ 印刷費	57	
カ 銀行振込手数料	101	
キ 非常勤人件費	660	
(2)事業費	3,171	
ア-1 各種大会費	2,641	
ア-2 指定都市社協・民児連	0	
イ 広報誌作成費	530	
(3)負担金	16,068	
ア 全国互助共励会費	11,536	
イ 関東ブロック会費	95	
ウ 市社協会費	4,437	
(4)交付金	47,600	
ア 区民児協活動費	15,334	
イ 地区民児協活動費	32,140	
ウ 指定民協育成費	126	
(5)繰出金	7,543	
ア 互助会計繰出	7,099	
イ 110周年積立特別会計繰出	444	
(6)市民児協会費収入等	△ 33,803	
2 管理費	7,966	
(1)人件費	7,575	
(2)事務費	391	
支出計	50,282	
収支差引	0	

補助金等の交付に関する規則第5条第2項第4号に規定する補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類については、本事業において補助金によって賄われる部分以外の本会負担はありません。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

令和6年度 横浜市民生委員児童委員協議会事業精算報告書 令和7年3月31日

(単位:円)

項目	補助額	支出済額	補助金 執行額	差引
1 横浜市民生委員児童委員協議会交付金	42,316,000	42,316,000	42,316,000	0
2 管理費	7,966,000	7,948,000	7,948,000	18,000
(1) 人件費	7,575,000	7,575,000	7,575,000	0
(2) 事務費	391,000	373,000	373,000	18,000
合計	50,282,000	50,264,000	50,264,000	18,000

【意見ー74】収支予算書の様式の見直しを求めるもの

現在の収支予算書は上記に掲載のとおりであるが、支出項目(6)に記載の「市民児協会費収入 △33,803」については支出項目のマイナスになっているが、収入の部へ移したほうが収支がはっきりする。

また、表下に記載の「補助金等の交付に関する規則第5条第2項第4号に規定する補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類については、本事業において補助金によって賄われる部分以外の本会負担はありません。」の部分は、負担金部分があるので当てはまっていない。「備考」欄に負担金で賄う部分と補助金で賄う部分に分けて記載する方法により、規則第5条第2項第4号に規定する書類を作成しなくても済むと考える。

【意見ー75】市社協に対する補助金に関して交付要綱との対応と効率的な事務手続の整備を求めるもの

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条によって、「地域福祉の増進を図ることを、目的とする団体」と定められており、全国すべての都道府県と市区町村に設置されている。

市社協もそのひとつであり、令和6年7月1日現在、横浜市の35ある外郭団体のひとつとして記載されている。一般的な外郭団体は横浜市の出資比率が25%以上のものが多いが、市社協は、「非出資団体のうち、その運営費の2分の1以上が本市からの財政的関与によるもの、若しくは、団体の代表者等に本市職員等が就任しているなど、本市の事務事業と密接な関係を有し、かつ本市が主導するもので市長が特に指定する団体」とされている。

外郭団体の経営状況を説明する資料「法定団体に準ずる団体の経営状況を説明する書類」の「2 令和6年度決算 (2)財務書類 エ 参考」では令和6年度決算における市社協への「横浜市からの補助金総額」は5,054,504千円と記載されている。

一方、令和6年度の市社協への補助金を「各種補助金一覧」より集計すると次表のようになる。

表 市社協への補助金一覧(令和6年度決算)

補助金の名称	決算額 (千円)	補助目的	所管区、局、 統括本部
民間社会福祉施設利子補給補助金	5,158	認可保育所整備費用借入金の利子償還に対する補助	こども青少年局
民間社会福祉施設利子補給補助金	1,440	児童福祉施設整備費用借入金の利子償還に対する補助	こども青少年局
振興資金利子補給補助金	7,488	施設及び設備整備費に係る借入金の利子償還に対する補助	健康福祉局
小計	14,086	事業活動計算書 借入金利息補助金収益と一致	
横浜生活あんしんセンター運営費補助金	287,577	団体の事業費に対する補助	健康福祉局
小計	287,577	事業活動計算書と一致	
保育士修学資金貸付事業補助金	71,255	保育士修学資金貸付事業の経費等に対する補助	こども青少年局
障害児地域訓練会運営費助成	62,331	障害児の保育や訓練等集団活動、地域への啓発・交流活動、親の学習支援等の活動における事業費に対する補助	こども青少年局
横浜市民生委員児童委員協議会事業補助金	50,264	団体の事業費に対する補助	健康福祉局
横浜市地域福祉活動補助金	1,111,867	団体の事業費に対する補助	健康福祉局
横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助金	501,078	団体の事業費に対する補助	健康福祉局
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金	115,463	団体の事業費に対する補助	健康福祉局
横浜市地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型補助金	1,265,048	団体の事業費に対する補助	健康福祉局
横浜市地域活動支援センター作業所型設置運営費補助金	1,559,067	団体の事業費に対する補助	健康福祉局
横浜市地域活動支援センター職員処遇改善助成金	24,552	団体の事業に係る人件費に対する補助	健康福祉局
小計	4,760,925		
合計	5,062,588		

また、市社協の(拠点区分)資金収支計算書を集計すると次表のようになる。

表 令和6年度 市社協 補助金受領額

(単位:千円)

	社会福祉事業						合計
	法人運営及び市社協実施事業	横浜市野毛山荘	地域ケアプラザ(合算)	横浜生活あんしんセンター	障害者支援センター	もえぎのセンター	
経常経費補助金収益	1,288,335	85	2,024	287,577	3,470,545	110	5,048,677
神奈川県補助金収益		85	2,024			110	2,219
横浜市補助金収益	1,117,555			287,577	3,470,545		4,875,677
県共募配分金収益	168,950						168,950
その他の助成金収益	1,830						1,830

第4 包括外部監査の指摘及び意見

	社会福祉事業						合計
	法人運営及び市社協実施事業	横浜市野毛山荘	地域ケアプラザ(合算)	横浜生活あんしんセンター	障害者支援センター	もえぎのセンター	
借入金利息補助金収益	14,085						14,085
施設整備等補助金収益	140				79,086		79,226
合計	1,302,560	85	2,024	287,577	3,549,631	110	5,141,988

両者はほぼ一致しているが、明確な対応関係がない。

明確な対応関係がない原因のひとつには、補助金の交付要綱について、利子補給に関する補助金については別途要綱があるが、それ以外についてはすべて市社協交付要綱に基づいて交付されている。

第3条(交付対象)は次のとおりであるが、幅広く解釈されているものもあり、交付申請時に提出されている資料と、実績報告について提出されている資料がその補助金の効果を測るのに適していない。

補助金別に交付要綱を設けるのも一案とは思いますが、役員名簿、組織図、定款など共通する資料も多いので、現在の市社協交付要綱のようにひとつの補助金交付要綱でも構わないが、その場合は、交付対象を補助金別に記載することにより、実施報告と対応し、実績内容を把握できるようにする必要があります。

市社協に対しては市から複数の補助金を交付しているが、所管する部署が複数の局及び課にまたがっている。そのため、補助金の交付から実績報告の受取まで補助金の数だけ事務処理作業を行っており、非効率であるといえる。

また、他財源を含む全体実績報告書が提出されていないことから、補助金執行額の適正を判断することが困難な状態である。

そこで市として市社協に対する補助金に関する手続や情報を効率的に整理することが望まれる。事務手続の改善を図ることで、市及び市社協双方における事務負担の手間及びコストを削減することが可能と思われる。

(交付対象)

第3条 市社協が実施する事業及び団体の運営等に関し、次の各号に掲げるものについて、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助するものとする。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とし、別に補助に関する定めがある場合は、その定めによるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 団体の管理・運営に関する経費
- (3) 横浜生活あんしんセンターの運営及び事業に関する経費
- (4) 障害者支援センターの運営及び事業に関する経費
- (5) 区社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の運営支援等に関する経費
- (6) 社会福祉施設の整備に対する社会福祉事業振興資金の貸付に関する経費
- (7) 横浜市民生委員児童委員協議会事務局の運営及び事業に関する経費
- (8) その他市社協の自主事業等で第1条の目的を達成するために市長が必要と認める経費

- 2 前項の規定に関わらず、交際費、慶弔費、懇談会費、直接事業と関係のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとは言えない経費については、本補助金の対象外とする。

6. 横浜市遺族会事業補助金(補-74)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市遺族会事業補助金
所管部署	健康福祉局生活支援課
補助金交付要綱	横浜市遺族会事業補助金交付要綱
制定年月日	平成 17 年 3 月 30 日
直近の改正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
補助目的	横浜市遺族会の事業費に対する補助
補助事業	遺族援護事業
補助事業者	横浜市遺族会
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	122 (決算額)	115 (決算額)	900 (決算額)	900 (決算額)	900 (決算額)	900 (予算額)
市負担額	122	115	900	900	900	900
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 遺族援護事業とは

遺族援護事業の概要

- ・横浜市の戦没者を慰霊するため、毎年 11 月 1 日に追悼式を実施します。(第 1 回開催は昭和 28 年 3 月。第 2 回は同年 11 月に開催。以後毎年1回 11 月に開催)
- ・戦没者遺族に対する各種弔慰金、給付金、年金等の請求書受付、進達事務及び証書等の交付事務を行います。
- ・旧軍人軍属で既に内示のあった者に対して勲章・記念品を伝達、旧軍人に対して定例未伝達勲章及び未伝達位記記念品を伝達します。(平成 9 年以降件数なし)
- ・戦没者遺族の援護の一環として、横浜市遺族会に対し補助金を交付し、運営を支援します。

(＜令和 7 年度事業評価書＞より)

③ 横浜市遺族会事業補助金

本補助金は遺族援護事業の一つである。本補助金は横浜市に居住する戦没者遺族(以下「遺族」という。)を会員とし、その援護を目的として活動する横浜市遺族会が、遺族の相互扶助並びに道義昂揚に努めるとともに、福祉の増進を計り、もって平和国家の建設に資することを目的として実施する事業の経費に対する補助金である。

令和 6 年度横浜市遺族会事業計画には次の計画がある。

実施予定	内容
1. 役員研修会の実施	戦没者遺族の生活相談等に関し、必要な助言、指導が行われるよう、役員研修会を実施する。
2. 靖国神社参拝の実施	戦没者の慰霊、平和への祈念をすると共に、会員相互の親睦を

実施予定	内容
	図るため、靖国神社への参拝を実施する。
3. 横浜市戦没者追悼式等への参加及び協力	横浜市戦没者追悼式に積極的に参加するとともに、実施について協力する。また、神奈川県等の主催する追悼行事に参加するとともに、各区遺族会が開催する戦没者追悼行事に対して供花料等を贈呈する。
4. 南方諸地域戦没者追悼式の参列者に対する補助	南方諸地域戦没者慰霊祭(沖縄「神奈川の塔」)に参加する会員遺族に対し、参加費用の一部補助を行う。
5. 県遺族会並びに日本遺族会等上部団体との協力	上部団体等の実施する催行行事等には協力要請に応じ対応する。

(「令和6年度横浜市遺族会事業計画」より監査人作成)

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-76】補助金額の見直しを求めるもの

国の都合で戦争という不条理な理由により遺族となった方々を援護することを目的とした事業に市として補助金を支給することはもっともなことである。一方で戦後 80 年の現在、戦没者遺族の数も年々減少傾向にある。

予算・決算書を見ると、歳出項目のうちもっとも額の大きいものは遺族援護費である。その内容は、靖国神社参拝、南方諸地域戦没者慰霊祭への参加費補助で、次に慶弔費としての供花代で支出内容は概ね合理的である。また、参加費も会員の負担金によりまかなっている分もあり補助金の負担はその一部である。

しかしながら、会員数の3年前(令和3年度)からの約23%の減少や、会員の自己負担はあるものの横浜市遺族会に繰越金が残っていることを考えると、近年定額になっている補助額を規模に見合った額にすべきと考える。補助金を出すこと自体には問題はないが、補助金額が妥当かどうかの検討が必要と考える。

表 会員数と予備費

年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
会員数(人)	1,464	1,352	1,268	1,131
歳入の部 横浜市補助金(円)	900,000	900,000	900,000	900,000
歳出の部 予備費(次期繰越額)(円)	252,747	206,141	53,967	203,883

(市提出資料より監査人作成)

【意見-77】補助金交付要綱の見直しを求めるもの

交付要綱第11条第2項では「補助事業の完了前に補助金を交付する場合は前払いとし、支払い回数は年2回とする。」と記載されている。しかしながら、実際には金額が僅少なためか8月初めの年1回の支払いになっている。

実態に合うように交付要綱を次回の改定の際には見直すことが望まれる。

7. 横浜市原子爆弾被爆者援護事業補助金(補一75)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市原子爆弾被爆者援護事業補助金
所管部署	健康福祉局生活支援課
補助金交付要綱	横浜市原子爆弾被爆者援護事業補助金交付要綱
制定年月日	平成6年4月1日
直近の改正年月日	令和5年4月1日
補助目的	原子爆弾被爆者援護事業に要する経費を補助すること
補助事業	被爆者援護事業、横浜市原爆被災者の会補助事業
補助事業者	横浜市原爆被災者の会(浜友の会)
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	730 (決算額)	730 (決算額)	730 (決算額)	730 (決算額)	730 (決算額)	730 (予算額)
市負担額	730	730	730	730	730	730
県負担額	—	—	—	—	—	—

②被爆者援護事業とは

市内在住の原爆被爆者に対し、市の被爆者団体である横浜市原爆被災者の会が実施する援護事業に補助金を交付し、活動を援助するものである。

具体的には、横浜市原爆被災者の会が原爆被爆者の医療、保険、生活の支援を目的として実施する、被爆者相談、懇談会、研修会、機関誌発行などの活動である。

活動内容も次の3つを主な活動としている。

1. ふたたび被爆者をつくらないための運動
2. 被爆者の生活、健康、福祉の充実並びに会員相互の親睦
3. 組織の維持、強化

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見一78】補助金額の見直しを求めるもの

戦争という不条理な理由により被爆者となった方々を援護することを目的とした事業に市として補助金を支給することはもつともなことである。

一方で戦後80年の現在、被爆者の数も年々減少傾向にあり、横浜市原爆被災者の会の

活動も当初の原爆被爆者の医療、生活の支援というよりは、核兵器の廃絶や被爆の実相に対する理解の促進にかかる活動が主となってきている。

原爆被災者の会の活動資金は会費や自己負担金など補助金に頼らない努力は感じられるが、会員数を会費納入者に限定すると、令和6年度254人で令和元年度の417人に対して約6割と約4割減少している。

補助金が被爆者に対して実施する各種援護事業に対して支給されることを考えると、補助金を出すこと自体には問題はないが、補助金額が妥当かどうかの検討が必要と考える。

表 会員数と補助金

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
会員数(人)	417	345	342	318	268	254
市補助金(円)	730,000	730,000	730,000	730,000	730,000	730,000

(市提出資料より監査人作成)

8. 生活保護法による指定医療機関指導補助金(補-76)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	生活保護法による指定医療機関指導補助金
所管部署	健康福祉局生活支援課
補助金交付要綱	生活保護法による指定医療機関指導補助金交付要綱
制定年月日	昭和50年4月1日
直近の改正年月日	令和3年3月1日
補助目的	横浜市医師会、横浜市歯科医師会、横浜市薬剤師会が実施する指導研修及び生活保護法の指定促進に関わる経費に対し、その資金を交付することにより生活保護法による医療扶助の適正かつ円滑な運営を図る。
補助事業	医療機関研修費補助金
補助事業者	横浜市医師会、横浜市歯科医師会、横浜市薬剤師会
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	1,290 (決算額)	1,290 (決算額)	1,290 (決算額)	1,290 (決算額)	1,290 (決算額)	1,290 (予算額)
市負担額	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 生活保護法による医療扶助とは

生活保護法第15条により、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない方に対して医療の給付を行うものである。

国民の医療を保障する制度としては、生活保護法のほか健康保険法、国民健康保険法等の医療保険制度、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、障害者総合支援法等があるが、これらの制度はいずれも適用範囲が限られている等から、最終的な医療の保障は医療扶助が行うことになる。

この医療扶助は、各市町村を担当する福祉事務所が、生活保護法による指定を受けた医療機関に委託して行っている。

③ 医療機関研修費補助金とは

横浜市医師会、横浜市歯科医師会、横浜市薬剤師会がそれぞれの生活保護指定医療機関に対し、自主的に行う指導、講習会及び各種会議、委員会、医療機関の指定促進、制度周知等の事業に要する経費並びに医療扶助の現物給付、福祉保健センター嘱託医の推薦等に要する経費に対し、補助金を交付するものである。

④ 生活保護法による指定医療機関の割合

次表は、令和6年4月1日現在の市の指定医療機関数とその割合を示したものである。薬局に対してはかなり理解が進んでいるようであるが、医科、歯科については引き続き医療機関の指定促進、制度周知等が必要な状況である。

表 令和6年4月1日現在の市の指定医療機関数とその割合

	医科	歯科	薬局
生活保護指定数	2,514	1,365	1,638
医療機関数	3,324	2,096	1,685
指定率	75.6%	65.1%	97.2%

(市提出資料より監査人作成)

⑤ 補助対象事業

本補助金は、市より指定を受けた医療機関を取りまとめる横浜市医師会、横浜市歯科医師会、横浜市薬剤師会に対して、指定医療機関としての指導、研修を行うための経費を補助するものである。補助対象事業としては下記4つが交付要綱に記載されている。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 各師会が行う、医療扶助に関する指導、研修、講習会に係る事業 2. 各師会が行う、生活保護指定医療機関の指定促進及び医療扶助に関する制度周知等に係る事業 3. 各師会が行う、医療扶助に係る会議及び委員会等に係る事業 4. その他市長が必要と認める事業 |
|--|

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-79】交付申請書の添付書類の内容の見直しを求めるもの

横浜市医師会からの令和6年度の補助金交付申請書に添付されている事業計画書には、市の令和元年度の生活保護法による医療扶助受給人数と指定医療機関の指定率が記載されている。

毎年申請しているもので、直近の情報により判断すべきものであるので、市においては、添付書類も最新の情報を記載するよう、横浜市医師会に要請する必要がある。

【意見-80】添付書類のレベルの統一を求めるもの

横浜市医師会、横浜市歯科医師会、横浜市薬剤師会の3つの団体から補助金の申請を受け補助金を交付し実績報告書をそれぞれから入手している。

実施報告書のうち収支決算書について、補助事業にかかる決算書と補助対象者である法人の全体の決算書の2種類がある。

交付要綱第9条第1項による第4号様式に添付の収支決算書の内容、形式には特段の定めはないが、現状では補助事業にかかる決算書だけを提出している法人と法人全体の決算書も併せて提出している法人とに分かれているので、どこまで補助金の交付実績把握に必要なかを考慮した上で、提出すべき書類のレベルを法人間で統一することが望ましい。

9. 横浜市新規相談支援専門員配置等補助金(補一80)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市新規相談支援専門員配置等補助金
所管部署	健康福祉局障害施策推進課
補助金交付要綱	横浜市新規相談支援専門員配置等補助金交付要綱
制定年月日	令和5年4月1日
直近の改正年月日	令和6年6月13日
補助目的	計画相談利用希望者に対する利用を推進するため、横浜市内の相談支援事業所に従事する常勤・専従の相談支援専門員の配置を推進し、契約件数の増加を図ること
補助事業	計画相談・地域相談支援事業
補助事業者	相談支援事業者
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	600 (決算額)	600 (決算額)	9,000 (予算額)
市負担額	—	—	—	600	600	9,000
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 補助内容

本補助金の対象事業所は、市から指定を受けている指定特定相談支援事業所であり、補助金額は、対象となる相談支援専門員一人当たりの人件費として30万円である。

交付には次表の要件をすべて満たしていることが必要であり、交付対象となった事業所は、令和6年度、原則、運営指導を行い、交付要件を満たしていることの確認を行うこととしている。

表 交付要件

交付要件
ア 令和6年4月1日以降に、新たに常勤かつ専従の相談支援専門員を配置し、交付申請日及び実績報告日時点において、常勤かつ専従の相談支援専門員の配置を継続していること。
イ 上記に該当する相談支援専門員の配置日以降に、新たに計画相談支援の利用契約を締結した件数(新規契約)が、実績報告日時点で配置日時点と比して30件以上増加していること。 【新規契約の対象】 ・横浜市が援護の実施をしている者(横浜市が支給決定している者) ・障害児相談支援の支給決定を受けていない者

<ul style="list-style-type: none"> ・事業所変更でない者(別の事業所の休止又は廃止により事業所を変更した者は除く) ・同一法人内の別の相談支援事業所からの変更でない者
<p>ウ 区自立支援協議会相談支援部会に参画し、基幹相談支援センターや区福祉保健センターと連携していること。</p>

(市提供資料より監査人作成)

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見－81】実績報告の期限について

本補助金の交付要綱第9条の規定により、補助事業者は、市長が別途定める期限までに、横浜市新規相談支援専門員配置等補助金実績報告書(第6号様式)を提出しなければならない。

令和6年度における実績報告書の提出期限は、令和7年3月3日となっている。

交付要綱

(実績報告)

第9条 補助金規則第14条第1項の規定により相談支援事業者が市長への報告に用いる書類は、横浜市新規相談支援専門員配置等補助金実績報告書(第6号様式)とし、市長が別途定める期限までに提出しなければならない。

交付要件として、新規契約が、実績報告日時点で配置日時点と比して30件以上増加していることが求められている(交付要綱第5条第1項第2号)が、この場合、実績報告日が早いほど、新規契約を獲得することができる期間が短くなる。

令和6年度の実績報告の期限は3月3日であるため、年度末までに約1か月の期間があるが、この期間に新規契約を獲得したとしても、交付要綱上、当該契約件数はカウントされない。

事業者によっては、年度末までの期間があれば30件をクリアできる見込みがあるが、期間が短い場合クリアが見込めない場合も想定され、その場合、補助金交付を受けるためのインセンティブ、つまり、相談支援の新規契約を増加させるインセンティブが働かなくなることも想定される。

本補助金は、計画相談利用希望者に対する利用を推進するため、市内の相談支援事業所に従事する常勤・専従の相談支援専門員の配置を推進し、契約件数の増加を図ることを目的としている(交付要綱第3条)。そうであれば、新規契約を獲得することができる期間を可能な限り長くすることで、交付要件を満たしやすくし、契約件数の増加を図ることが、有効性の観点から望ましいと考える。

したがって、市は、補助効果を高めるため、実績報告書の提出期限を年度末とするなど、実績報告の期限の見直しを検討する必要がある。

10. 災害時障害者支援事業(福祉避難所応急備蓄物資整備)助成金(補一81)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	災害時障害者支援事業(福祉避難所応急備蓄物資整備)助成金
所管部署	健康福祉局障害施策推進課
補助金交付要綱	横浜市災害時障害者支援事業(福祉避難所応急備蓄物資整備)実施要綱
制定年月日	平成23年3月18日
直近の改正年月日	令和6年8月6日
補助目的	災害時における在宅要援護者への支援を充実すること
補助事業	災害時障害者支援事業
補助事業者	福祉避難所となる施設のうち障害福祉サービスを実施する施設を運営する法人代表者
補助金額の算定基準	要綱別表に定める応急備蓄物資で上限100万円

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	995 (決算額)	— (決算額)	997 (決算額)	987 (決算額)	5,342 (決算額)	5,000 (予算額)
市負担額	995	—	997	987	5,342	5,000
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 応急備蓄物資の整備内容

本助成金の対象となる応急備蓄物資は次のとおりである。なお、発電機が整備されていない施設は、発電機を優先的に整備することとされている。また、応急備蓄物資整備に伴い発生する設置費用についても、本助成金の実施要綱より助成金対象経費としている(実施要綱第4条別表)。

実施要綱

応急備蓄物資	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設(多目的)トイレ ・車椅子対応テント ・簡易ベッド ・車椅子 ・じょくそう防止マット 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機、充電器 ・ガスコンロ、固形燃料 ・非常灯 ・非常用通信機器 ・その他福祉避難所の運営に必要な備品
--------	---	---

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見**【意見－82】消費税等の仕入控除税額に係る規定を求めるもの**

事業者が課税事業者であれば、応急備蓄物資の整備について課税仕入れを行った場合、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能となっているため、事業者が、消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合、当該事業者は仕入に係る消費税を実質的に負担していないことになる。

実質的に負担していないこととなる場合には、市への返還を求める必要があるため、本来であれば、実施要綱において、消費税等の仕入控除税額に係る規定が定められているべきである。

また、次のとおり、助成金額には消費税が含まれる旨が実施要綱に明記されていることを踏まえても、消費税等の仕入控除税額に係る規定が定められているべきであるといえる。

実施要綱

(整備内容及び助成金額)

第4条 整備施設は、別表に定める応急備蓄物資を整備するものとし、助成金額の上限は100万円とする。ただし、助成金額には消費税が含まれるものとする。

しかしながら、実施要綱には、消費税等の仕入控除税額に係る規定は定められていない。免税事業者であるなどの理由により、市への返還額が生じない場合もあるが、実施要綱上、消費税等の仕入控除税額に係る取扱いが明確にしておくべきである。

したがって、市は、実施要綱に、消費税等の仕入控除税額に係る規定を定める必要がある。

【意見－83】応急備蓄物資の保管状況の確認を求めるもの

本助成金は平成23年度から開始され、令和6年度までの14年間で計93施設に応急備蓄物資が整備されている。

実施要綱によると、応急備蓄物資を処分したとき、または使用したときは、市に報告することとされているが、制度開始後これまで、当該報告がなされたことはない。

実施要綱

(応急支援物資の処分)

第16条 保管責任者は、応急備蓄物資について廃棄等の処分を行ったときは、市長に対し、災害時障害者支援事業(福祉避難所応急備蓄物資整備)状況報告書(第4号様式)を提出するものとする。

(使用の報告)

第18条 前条の規定により応急備蓄物資を使用したときは、保管責任者はすみやかに市長に対し、災害時障害者支援事業(福祉避難所応急備蓄物資整備)使用報告書(第7号様式)を提出するものとする。

しかしながら、制度開始から14年経過しているなか、整備した応急備蓄物資が一度も使用されていないことは考えにくい。仮に、一度も使用されていないとしても、経年劣化や故障等により使用できない状況となっている応急備蓄物資もあると考える。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

このように、整備した応急備蓄物資が使用できない状況となっている場合、本助成金の目的である災害時における在宅要援護者への支援の充実に支障をきたすおそれがある。

現状、応急備蓄物資の整備状況については、実績報告において、災害時障害者支援事業(福祉避難所応急備蓄物資整備)状況報告書(第4号様式)を提出させている(実施要綱第11条第1項第2号)のみである。つまり、整備時点における整備状況を把握した後は、応急備蓄物資の保管状況等について何ら把握していない。

したがって、市は、災害時に応急備蓄物資が使用できないといった状況に陥ることがないよう、実施要綱を見直し、定期的に応急備蓄物資の保管状況等を確認する必要がある。

11. 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金(補一85)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金
所管部署	健康福祉局精神保健福祉課
補助金交付要綱	横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金交付要綱
制定年月日	平成元年7月23日
直近の改正年月日	令和6年4月1日
補助目的	アルコール関連問題、薬物依存症及びギャンブル等依存症を抱える依存者等が、健康的な生活を営むことができるよう、依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動に対して支援すること
補助事業	依存症対策事業
補助事業者	活動拠点が横浜市内にあり、横浜市域の依存症関連問題の改善に取り組む民間団体(令和6年度は7団体)
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	1,012 (決算額)	2,288 (決算額)	2,076 (決算額)	2,941 (決算額)	2,753 (決算額)	4,000 (予算額)
市負担額	255	573	519	737	700	1,000
県負担額	252	571	519	734	684	1,000
国負担額	505	1,144	1,038	1,470	1,369	2,000

② 依存症対策事業とは

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族等を支援するため、「横浜市依存症対策地域支援計画」(令和3年度策定)に基づき、次の事業を展開している。

- i 地域支援計画の推進
- ii 専門相談支援事業
- iii 普及啓発・情報提供
- iv 連携推進事業
- v 支援者研修事業
- vi 回復プログラム
- vii 家族支援事業
- viii 民間団体支援事業

第4 包括外部監査の指摘及び意見

依存症は意志が弱い人になる、だらしないといった誤解・偏見を解消し、誰でもなり得る疾患であるといった正しい知識や理解を普及することで、依存症の予防につながる。

また、近年、新たな課題として、ゲーム障害、処方薬・市販薬の乱用、オンラインギャンブル等の若年層にもより身近な物質や行為への依存が浮上してきており、このような課題も含めた総合的な依存症対策の取組を進める必要がある。

この補助金はⅧ 民間団体支援事業に対して補助するものである。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見－84】補助金事業の効果測定を引き続き求めるもの

交付要綱第9条では、「補助金の交付申請があったときは、補助金交付の対象として適するかどうかの審査を審査委員会で行うものとする」と記載があり、審査委員会やその審査項目が要綱別表に定められている。

別表2 審査委員会(第9条第2項)

1	審査委員会は健康福祉局の次の委員をもって構成する。 企画課長 障害施策推進課長 精神保健福祉課長 障害施設サービス課長 障害自立支援課長
2	審査委員会に委員長を置く。委員長は障害施策推進課長とする。
3	委員長に事故等があり、欠けたときには、精神保健福祉課長を除く委員の中から職務の代理人を選定する。
4	審査委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。

別表3 審査項目(第9条第3項)

審査項目	審査視点
事業効果	・申請事業は補助金の目的の達成に効果的か ・申請事業によって得られる効果を把握・評価できる見込みがあるか ・申請事業によって十分な効果や成果を得られる見込みがあるか ・申請事業は特定の個人や団体の受益に偏らず、公平性に配慮されているか
企画実施能力	・予算の見積もりは適正か ・対象者や規模の見積もりは現実的か ・計画は現実的で、計画通りに実現することができるか ・経費等の適正な執行及び報告ができるか ・継続して申請事業を実施することができるか(備品購入費が含まれる場合) ・過去に補助金の交付を受け実施した結果を踏まえた企画となっているか。

この審査があるためか、交付申請書添付の実施計画書には、「補助金実施により期待できる効果」欄がある。また、実施報告書には「補助金事業実施の効果」を記載する欄がある。これらの欄は補助事業者に常に補助金の効果を意識させるものとして有意義である。

また、実施計画書に記載すべき項目が様式により明確に指定されていることで他の民間団体との比較もしやすく、補助事業者が独自の判断で自由に記載する場合よりも分かりやすい。

さらに、補助金を支払う市側にも審査委員会で補助内容について審査があり、大変有用な取り組みである。

しかしながら、審査会を実施するための委員の日程調整や事前資料の準備、説明に時間がかかり事務的に非効率であるとの理由により、令和7年度からこの審査委員会は申請金額が予算額を上回った場合等、必要に応じて実施されることになった。補助金が交付される前の審査委員会が常設でなくなるのは残念ではあるが、補助金の効果についての検討を引き続き実施する必要がある。

【意見一85】 収支決算書の「申請時の金額」の決算時の差異の分析を求めるもの

補助事業者が提出する事業別収支決算書については、「(2)支出の部」の「実績時の支出額」の左側に「申請時の支出額」を記載する欄がある。この欄は通常交付申請書に添付された「収支予算書」の「(2)支出の部」の「今年度の支出予定額」と一致するものである。

補助対象となっている7団体12事業のうち3つの事業について、申請後の事情の変化による金額の変更を理由とするものではない不一致の箇所があった。

この補助金だけではないが、所管課は支出した金額についての領収書との突合はどんなに少額なものでも行っているが、決算書間の整合性や差異があった場合の理由についてはあまり気に留めていないようである。

申請時と一致すべき欄が申請時と異なっている場合には、理由を確認し、写し誤りなどの場合には訂正を求めるべきである。

12. 横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成金(補-87)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成金
所管部署	健康福祉局障害自立支援課
補助金交付要綱	横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成金交付要綱
制定年月日	平成22年3月31日
直近の改正年月日	令和3年4月1日
補助目的	福祉人材確保のための研修の受講料に対する補助
補助事業	居宅介護事業
補助事業者	ガイドヘルパー等養成研修終了者
補助金額の算定基準	要綱に記載(上限2万円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	2,554 (決算額)	2,421 (決算額)	2,095 (決算額)	2,576 (決算額)	2,545 (決算額)	4,525 (予算額)
市負担額	2,554	2,421	2,095	2,576	2,545	4,525
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 居宅介護事業とは

身体介護や家事援助を必要とする障害者及び視覚障害等により移動に著しい困難を有する障害者に対してホームヘルプサービスを、単独で外出が困難な重度障害者に対してガイドヘルプサービスを提供することにより、障害者の自立と社会参加を促進するものである。

居宅介護事業には次の事業がある。

- i 障害者ホームヘルプ事業
- ii 障害者ガイドヘルプ事業
- iii 重度訪問介護利用者大学修学支援事業
- iv 訪問介護利用者負担助成事業
- v ガイドヘルパー等研修受講料助成
- vi ガイドヘルパースキルアップ研修
- vii 重度障害者等就労支援特別事業
- viii 事務費

③ 横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業とは

横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業は、居宅介護事業のひとつであり、福祉人材の確保を目的としたものである。

年度の予算範囲内において、ガイドヘルパー等養成研修の受講料を助成することで市内の移動支援従事者の増加を図り、もって障害福祉の向上を図ることを目的とするものである。助成対象者は、次の全てに該当する者としている。

- | |
|---|
| 1) 申請時点で、横浜市民であること |
| 2) 以下の表の研修いずれかを受講済みであり、研修修了証を交付されていること |
| 3) 横浜市内の事業所で就業し、受講した研修で対応可能なサービスに従事したこと |
| 4) 過去2年以内に、本事業による助成を受けていないこと |

表 助成の対象となるガイドヘルパー等養成研修

対象研修	内容
1. ガイドヘルパー等養成研修	各対象者について、外出支援従事者になるための養成研修が行われている。 県下では、「全身性障害者ガイドヘルパー養成研修」、「知的障害者ガイドヘルパー養成研修」の二種類が開講されており、本事業では県下で開講された二つの養成研修を対象としている。
2. 同行援護従業者養成研修	視覚障害者を対象とした外出支援従事者の養成研修。 全国一律の基準(「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)」第1条第6号)に基づいて開講される研修のため、県外で研修を受講したのもも本事業の対象としている。
3. 行動援護従業者養成研修	区分3以上の重い行動障害を持つ知的・精神障害者を対象とした外出支援従事者の養成研修。 2.と同様に、全国一律の基準(同告示第1条第7号)に基づいて開講される研修のため、県外で研修を受講したものであっても本事業の対象としている。

(＜事務の手引き＞より監査人作成)

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見一86】 助成件数の具体的な目標値の設定を求めるもの

市は平成22年度から本事業を行っているが、助成件数は年度によりばらつきがあり、コロナ以降落ち込んでいる。

表 助成件数推移

(単位:件)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
200	399	290	344	228	183	210	277
H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
276	181	130	123	106	131	129	

(市より入手)

第4 包括外部監査の指摘及び意見

令和6年度の助成申請があった130件について、他の機関からの助成を受けた1件については交付決定を取り消すなど、申請内容を適切に審査している。

しかしながら、補助の効果については令和6年度は予算上では250件まで助成可能であるが実績は半分程度であり、当初の予測どおりの効果になっていない。

これに対して市は世の中の全体的な人手不足のために福祉事業従事者が減っており、新規に研修を受講する人が減っている中で、新規に研修を受講する人を増やすために、周知のためのさらなる広報活動を行うとともに、令和7年度からは補助の上限金額をこれまでの2万円から2万5千円に引き上げている。

これらの効果が出るのは次期以降であるが、移動支援を必要とする障害者がどのくらいいて、その障害者数に対してどのくらいのガイドヘルパーが必要なのかを百人単位のざっくりしたものでいいので、数値目標として設定する必要がある。現状ではどの程度不足しているのかが不明確である。あと何人必要で、その人数を達成するにはどうすればいいのか具体的な指針が必要と思われる。

13. 横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金(補-88)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金
所管部署	健康福祉局障害自立支援課
補助金交付要綱	横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付要綱
制定年月日	平成24年5月1日
直近の改正年月日	令和5年12月28日
補助目的	横浜市内を営業区域として届け出ているタクシー事業者等に対して福祉車両の導入経費の一部を補助することにより、福祉車両の普及促進を図り、もって高齢者・障害者などの公共交通機関の利用環境の改善とこれを通じた福祉のまちづくりの推進を図ること
補助事業	障害者移動支援事業
補助事業者	タクシー事業者またはタクシー事業者に当該事業に供する車両を貸与する事業者
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	7,560 (決算額)	5,640 (決算額)	5,880 (決算額)	10,080 (決算額)	12,600 (決算額)	18,240 (予算額)
市負担額	7,560	5,640	5,880	10,080	12,600	18,240
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 障害者移動支援事業とは

車椅子を常用する重度障害者や単独では外出が困難な障害者の外出機会を確保し、障害者の自立と社会参加を促進することを目的に次の3つの事業がある。

- i ハンディキャブ(リフト付車両)事業
- ii タクシー事業者福祉車両導入促進事業
- ii 外出時に付き添いを行うガイドボランティア事業

③ 横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金

障害者移動支援事業のうちタクシー事業者福祉車両導入促進事業について、市内を営業区域として届け出ているタクシー事業者等に対して福祉車両の導入経費の一部を補助することにより、福祉車両の普及促進を図り、もって高齢者・障害者などの公共交通機関の利用環境の改善とこれを通じた福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とする補助金である。

補助金交付の対象となる事業とは、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領

第4 包括外部監査の指摘及び意見

(平成24年3月28日国自旅第192号)に基づき国土交通大臣が認定した福祉車両を導入するものをいう。

補助事業者の範囲は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定事業者を除く)において、市内を営業区域として届け出ているタクシー事業者又はこのタクシー事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する事業者とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1) 「横浜市地域公共交通バリア解消促進等事業タクシー部門協議会」において策定された「生活交通改善事業計画」に位置づけられ、国から補助を受けることが決定していること
- 2) 前号のほか、国の定める補助金交付要綱等(ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る経費を補助対象とするものに限る。)に基づき、国から補助を受けることが決定していること

補助対象経費は、タクシー事業者が当該運送事業を行う上で使用する福祉車両本体の購入費とする。ただし、購入費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

補助金の額は、当該年度本市予算の範囲内において市長が決定する額とし、車両1台あたりの補助上限額は12万円とする。

つまり、市内を営業区域とするタクシー事業者が、運送事業のために使用するユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)車両を導入した場合、その購入費の一部(上限12万円)を補助する事業である。「地域公共交通バリア解消促進等事業」が国で平成23年4月に開始されたことを受け、市では平成24年5月より、あんしん施策の一環として事業を開始している。

現在、国の「標準ユニバーサルデザインタクシー認定」を受けているのは、日産NV200、トヨタジャパンタクシーなどがある。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-87】補助事業継続の理由の再検討を求めるもの

市へのヒアリングによると、UDタクシーの導入状況は次のとおりである。

<国の動向>

国は、バリアフリー法(「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」)にもとづく基本方針(「移動等円滑化の促進に関する基本方針」)のなかで福祉タクシー・UDタクシーの導入台数目標を設定している。令和3年度から令和7年度までを目標期間とする次期目標では、福祉タクシーの導入台数目標を全国で約90,000台に引き上げたほか、各都道府県における総車両の約25パーセントをUDタクシーとすることを掲げている。

＜タクシー業界の動向＞

現在、セダンタイプのタクシー専用車は生産されていない。

上述した国の令和7年度までの目標が約25%であることと、「横浜市UDタクシー保有一覧(令和6年3月31日現在)」によると、令和6年度末の全タクシー車両数(4,683台)のうちUDタクシー車両数は1,138台、UDタクシー保有率は24.3%で、国の目標をほぼ達成している。

また、現在ではセダンタイプのタクシー専用車の生産が終了しており、UDタクシーの導入が進んでいくと思われ、この補助金を続けるのであれば、市として続ける意味が求められる。

国のUDタクシーの普及の目的は、障害者のための福祉というよりも東京オリンピック等を目指したインバウンドへの対応が主眼であったと思われる。よって、車椅子のまま乗車できるリフト付自動車であるハンディキャブのような、より障害者の移動支援を直接的に補助するような自動車に対する補助金への移行なども検討すべきと考える。

14. 横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助金等(補-104・105)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助金 社会福祉法人型地域活動ホーム運営費補助金
所管部署	健康福祉局障害施設サービス課
補助金交付要綱	横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助要綱
制定年月日	平成 11 年 3 月 31 日
直近の改正年月日	令和 5 年 2 月 25 日
補助目的	団体の事業費に対する補助
補助事業	機能強化型障害者地域活動ホーム運営事業 社会福祉法人型障害者地域活動ホーム運営事業
補助事業者	市社協 社会福祉法人訪問の家ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助金(強化型)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	462,254 (決算額)	480,285 (決算額)	472,684 (決算額)	470,118 (決算額)	501,078 (決算額)	541,753 (予算額)
市負担額	462,254	480,285	472,684	470,118	501,078	541,753
県負担額	—	—	—	—	—	—

社会福祉法人型地域活動ホーム運営費補助金(法人型)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	1,150,112 (決算額)	1,117,296 (決算額)	1,124,177 (決算額)	1,142,639 (決算額)	1,142,425 (決算額)	1,174,636 (予算額)
市負担額	1,150,112	1,117,296	1,124,177	1,142,639	1,142,425	1,174,636
県負担額	—	—	—	—	—	—

※ 横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助金、社会福祉法人型地域活動ホーム運営費補助金とも補助要綱は横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助要綱で同一であり、両補助金を運営費補助金として、以下記述する。

② 障害者地域活動ホームとは

障害者地域活動ホームは、在宅の障害児・者及びその家族等の地域生活を支援する拠点施設として、市が独自に設置している施設である。

障害者地域活動ホームが実施している主なサービスは次のとおりである。

- 日中活動事業(デイサービス事業、障害福祉サービス事業)
- 生活支援事業(一時ケア、ショートステイ、余暇活動支援、おもちゃ文庫)
- 相談支援事業(社会福祉法人型障害者地域活動ホームにて実施)

③ 障害福祉サービスについて

障害福祉サービスとは、障害者が日常生活・社会生活を送るために必要な支援を提供する公的支援サービスである。障害者総合支援法で規定されており、日常生活における課題のサポートを目的とした介護給付と、自立や就労を目的とした訓練等給付の2種類がある。

介護給付・訓練等給付を合わせて18種類のサービスがあり、大きく「生活系、入所系、自立・就労系」に分けることができる。

障害福祉サービスの対象者は次表のいずれかに該当する者である。

表1 障害福祉サービスの対象者

項目	内容
18歳以上で右記の条件に該当する者	身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む)
障害児	満18歳に達しておらず、身体・知的・精神に障害のある児童。発達障害児も含まれる。
難病患者	障害者総合支援法で指定されている難病を指す。その程度が日常生活や社会生活に相当の制限が加わると認められる場合に、障害者総合支援法の障害者として扱われ、障害福祉サービスの対象となる。

④ 障害者地域活動ホームの強化型と法人型について

障害者地域活動ホームは、施設規模等により機能強化型障害者地域活動ホーム(以下「強化型」という。)と、社会福祉法人型障害者地域活動ホーム(以下「法人型」という。)に分類される。令和7年7月31日現在、強化型は市全域に23か所、法人型は各区に1か所、市全域で18か所設置されている。

強化型と法人型の実施事業等は次表のとおりである。

表2 障害者地域活動ホームの実施事業等

実施事業	事業内容	強化型	法人型
相談支援事業	地域で生活する障害児・者及びその家族の生活を支えるための、総合的な相談を行っている。また、相談を受けて、関係機関との連絡調整なども行う。	—	○
日中活動(18歳以上)	在宅の障害者が日中、地域活動ホームに通所し、機能訓練・創作的活動・給食・送迎等のサービスを受けることができる。	○	○
ショートステイ	障害児・者の家族等が入院、出産等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合に、宿泊して介助する。	○	○
一時ケア	障害児・者の家族等が通院、各種行事参加等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合に、日中の数時間介助する。	○	○
余暇活動支援	活動ホーム又はその他の場所で、余暇の充実を図る事業を実施する。	○	○
おもちゃ文庫	障害児が遊びを通じて機能訓練を行ったり、家族の交流を図る。また、健常児やその家族の利用も進め、障害児、家族同士の交流を図る機会を作る。	△	○

第4 包括外部監査の指摘及び意見

実施事業	事業内容	強化型	法人型
地域交流事業	地域の団体・グループ等に地域交流室の貸し出しを行い、地域の住民と障害児・者が交流する機会を作る。また、活動ホーム独自のイベントを実施したり、地域への行事に参加することで地域との交流を図る。	○	○

(市ホームページより)

⑤ 補助金の交付方法について

補助要綱第 8 条より、強化型の運営費補助金の交付は、市社協交付要綱に基づき市社協を通じて行うとされている。

法人型の運営費補助金の交付は、補助要綱に基づき市が行っている。

⑥ 補助金交付額について

1)強化型

強化型では市社協に補助金額を支出している。令和6年度の概算交付額は557,891,000円で、支出決算額は501,077,681円、56,813,319円の余剰金(返還額)が生じている。

表3 強化型障害者地域活動ホーム

	名称	運営法人
1	障害者地域活動ホームふれあいの家	NPO 法人げんき
2	鶴見区障害者地域活動ホームもとみや	NPO 法人げんき
3	神奈川区福祉活動ホーム	NPO 法人もくせい
4	たんまち福祉活動ホーム	NPO 法人たんまち福祉活動ホーム
5	西区地域活動ホーム	NPO 法人西区地域活動ホーム
6	中区本牧活動ホーム	NPO 法人新
7	南福祉ホームむつみ	NPO 法人るんと
8	港南福祉ホーム	NPO 法人港南福祉ホーム
9	港南地域活動ホームひの	NPO 法人るんと
10	障害者地域活動ホームほどがや希望の家	NPO 法人きてん
11	障害者地域活動ホームあさひ	NPO 法人障害者地域活動ホームあさひ
12	障害者地域活動ホームふたまたがわ	NPO 法人活動ホームふたまたがわ
13	磯子区障害者地域活動ホーム	NPO 法人新
14	障害者地域活動ホーム金沢福祉センター	NPO 法人 NPO 法人こんちえと
15	地域活動ホームシーサイド	NPO 法人こんちえと
16	港北区障害者地域活動ホームともだちの丘	NPO 法人げんき
17	港北区障害者地域活動ホームしもだ	NPO 法人げんき
18	みどり福祉ホーム	NPO 法人みどり福祉ホーム
19	えだ福祉ホーム	NPO 法人えだ福祉ホーム
20	戸塚障害者地域活動ホームしもごう	NPO 法人活動ホームしもごう
21	さかえ福祉活動ホーム	NPO 法人こんちえと
22	障害者地域活動ホームいずみ会館	NPO 法人活動ホームいずみ
23	せや福祉ホーム	NPO 法人せや福祉ホーム

2) 法人型

法人型では障害者地域活動ホームを運営している社会福祉法人に直接補助金を交付している。令和6年度の交付申請額は1,161,790,120円で、精算金額は1,142,425,492円、19,364,628円の余剰金(返還額)が発生している。

表4 法人型障害者地域活動ホーム

No.	名称	運営法人
1	つるみ地域活動ホーム幹(みき)	大樹
2	かながわ地域活動ホームほのぼの	若竹大寿会
3	地域活動ホームガッツ・ビーと西	横浜共生会
4	中区障害者地域活動ホーム	みはらし
5	地域活動ホームどんとこい・みなみ	横浜共生会
6	港南中央地域活動ホームそよかぜの家	そよかぜの丘
7	ほどがや地域活動ホームゆめ	ほどがや
8	地域活動ホーム連(れん)	訪問の家
9	いそご地域活動ホームいぶき	光友会
10	金沢地域活動ホームりんごの森	すみなす会
11	しんよこはま地域活動ホーム	横浜共生会
12	みどり地域活動ホームあおぞら	ル・プリ
13	あおぼ地域活動ホームすてっぷ	ル・プリ
14	つづき地域活動ホームくさぶえ	同愛会
15	東戸塚地域活動ホームひかり	ひかり
16	地域活動ホーム径(みち)	訪問の家
17	泉地域活動ホームかがやき	いずみ苗場の会
18	せや活動ホーム太陽	瀬谷はーと

⑦ 補助対象経費について

補助要綱別表において、補助の対象となる障害者地域活動ホームの類型、経費及び補助額は、次表のように定められている。

表5 対象経費

補助対象経費		補助額	
		法人型	強化型
運営委員会事務費		年額 100,000円	—
基本運営費		年額 29,764,660円	年額 9,233,087円
基本運営費 別館運営加算		年額 3,740,340円	—
地域交流活動費		年額 300,000円	—
法人型・区連 携事業費	第一期申請 (4月～9月)	年額 600,000円	—
	第二期申請 (10月)	年額 予算の範囲内 (ただし600,000円を限度額とする)	
開設準備費		年額 10,106,000円	
生活支援	ショートステイ	基本事業費	@25,000円×ショートステイ実

第4 包括外部監査の指摘及び意見

補助対象経費		補助額	
		法人型	強化型
準備費	一時ケア	19,592,000 円 実績払分 @15,300 円×ショートステイ実 施回数	施回数 @5,200 円×一時ケア実施回数
	余暇活動支援	@12,500 円×回数	@12,500 円×回数
	おもちゃ文庫	年額 2,507,000 円	@16,850 円×回数
	生活支援基本事業	—	年額 6,000,000 円
重度重複障害者加算		—	重度重複障害者の利用があつた場合、日中活動費と次の額との差額を補助 @日額 10,420 円

(補助要綱より)

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見－88】補助額の再検討をもとめるもの

独立行政法人福祉医療機構が運営している社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム WAM NET では、拠点区分事業活動計算書を含め社会福祉法人の計算書類が開示されている。

次表は、WAMNET より、法人型の障害者地域活動ホームを運営している社会福祉法人の拠点区分事業活動計算書(障害者地域活動ホームにかかるもの)を抽出し、サービス活動収益、経常増減差額、経常増減差額率、補助金額を示したものである。

表6 障害者地域活動ホーム運営費補助金(法人型)の内訳 (単位:千円)

No.	名称	サービス活動収益	経常増減差額	経常増減差額率	補助金額
1	社会福祉法人 A	308,027	△ 31,691	△10.3%	68,382
2	社会福祉法人 B	301,827	8,062	2.7%	68,139
3	社会福祉法人 C	295,936	15,899	5.4%	68,076
4	社会福祉法人 D	335,157	3,919	1.2%	65,853
5	社会福祉法人 E	361,359	54,309	15.0%	65,744
6	社会福祉法人 F	299,535	3,470	1.2%	65,685
7	社会福祉法人 G	325,786	22,244	6.8%	65,082
8	社会福祉法人 H	272,981	14,897	5.5%	64,269
9	社会福祉法人 I	157,848	△ 153	-0.1%	64,129
10	社会福祉法人 J	410,319	50,930	12.4%	63,841
11	社会福祉法人 K	310,925	9,762	3.1%	63,114
12	社会福祉法人 L	216,137	556	0.3%	62,117
13	社会福祉法人 M	318,694	6,938	2.2%	61,284
14	社会福祉法人 N	361,572	△ 5,910	△1.6%	61,031

No.	名称	サービス活動収益	経常増減差額	経常増減差額率	補助金額
15	社会福祉法人 O	199,471	10,557	5.3%	60,494
16	社会福祉法人 P	213,184	11,702	5.5%	59,209
17	社会福祉法人 Q	237,099	35,600	15.0%	58,815
18	社会福祉法人 R	249,505	△ 12,029	△4.8%	57,152
	合計	5,175,368	199,067	—	1,142,425
	平均値	287,520	11,059	3.6%	63,468
	標準偏差	63,024	20,065	0.062	3,231
	変動係数	0.219	1.814	1.721	0.051

経常増減差額は施設の通常の事業活動による収益と費用の差額であり、経常増減差額率は経常増減差額をサービス活動収益で除したもので、施設の収益性を示すものである。

平均値に対するばらつきの相対的な大きさを示す指標である変動係数をみると、補助金額の数値が最も小さい。これは 18 施設間で補助金額のばらつきが小さいことを示している。

サービス活動収益は多少ばらつきがあり、経常増減差額や経常増減差額率はばらつきが大きい。経常増減差額がプラスで、かつ大きな黒字を計上している施設がある一方、経常増減差額がマイナスで通常の事業活動で赤字を計上している施設が 4 施設ある。

市においては、法人型の障害者地域活動ホームの収益性について、施設間でばらつきが生じている要因を分析し、収益性が低い施設を運営する社会福祉法人について、サービスの継続性に問題はないか、サービスの質の低下につながる可能性はないかを確認する必要がある。また、各施設が提供しているサービス内容に対して、現在の補助額が合理的であるか、補助額を見直す必要はないかを分析、検討する必要がある。

さらに、このことについては、強化型の障害者地域活動ホームに対しても同様の対応を図る必要がある。

【意見－89】法人型について拠点区分別事業活動計算書の内容の確認を求めるもの

WAM NET より、社会福祉法人 I の拠点区分事業活動計算書を確認したところ、同法人は、福祉事業拠点区分と公益事業拠点区分を設けているが、補助金事業収益(公費) 77,407 千円が公益事業の拠点区分別事業活動計算書に計上されている。福祉事業の拠点区分別事業活動計算書に計上されている補助金事業収益(公費)は 207 千円であるため、市からの補助金は公益事業に計上されていると思われる。

社会福祉事業にかかる補助金は社会福祉事業にかかる拠点区分別事業活動計算書に計上することが通常であるが、同法人は、社会福祉事業に計上していない。市においては、市からの補助金を福祉事業ではなく公益事業に計上していることの原因と妥当性を確認する必要がある。

【意見－90】強化型について実績報告の内容の見直しを求めるもの

強化型については、市社協から「令和 6 年度 障害者地域活動ホーム助成事業補助金実績報告書と添付資料として「令和 6 年度 障害者地域活動ホーム助成事業補助金精算書」を受領している。

両資料とも収入決算額総額(557,891,000 円)と支出決算額総額(501,077,681 円)が記載

第4 包括外部監査の指摘及び意見

されているが、その内訳が記載されていない。市においては、補助金等規則第14条に基づく実績報告において、補助金額の内訳を記載した書類の提出を要請する必要がある。

【意見－91】市社協が行っている監査の取扱いの見直しを求めるもの

補助要綱第6条では、「機能強化型活動ホームの運営主体を指導し、市と協議の上補助を行なうこととし、このことに必要な事項は、市社協が別に定める。」とある。

この規定に基づいて市社協では、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター助成団体監査実施要領(以下「助成団体要領」という。)を定めている。助成団体要領は、地域活動支援センター障害者地域作業所型、障害者地域活動ホーム、障害児地域訓練会及び障害児者家庭援護事業実施団体を監査対象施設等と定め、施設等の運営管理に関する事項、会計経理に関する事項及び労務管理に関する事項を監査項目としている。

補助要綱及び助成団体要領には、市社協が行った監査の内容を市に報告する規定が定められていない。監査を実施した施設、監査実施日、監査結果など監査の実施内容を市に報告することを規定化しておくことが望ましい。

【意見－92】市社協に対する補助金に関して効率的な事務手続の整備を求めるもの

市社協に対しては市から複数の補助金を交付しているが、所管する部署が複数の局及び課にまたがっている。そのため、補助金の交付から実績報告の受取まで補助金の数だけ事務処理作業を行っており、非効率であるといえる。

他財源を含む全体実績報告書が提出されていないことから、補助金執行額の適正を判断することが困難な状態である。

そこで市として市社協に対する補助金に関する手続や情報を効率的に整理することが望まれる。事務手続の改善を図ることで、市及び市社協双方における事務負担の手間及びコストを削減することが可能と思われる。

15. 在宅障害者援護事業補助金(補一108)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	在宅障害者援護事業補助金
所管部署	健康福祉局障害施設サービス課
補助金交付要綱	市社協交付要綱
制定年月日	平成 17 年 10 月 31 日
直近の改正年月日	令和 5 年 1 月 26 日
補助目的	団体の事業費に対する補助
補助事業	要綱に記載
補助事業者	市社協
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	99,961 (決算額)	100,135 (決算額)	105,099 (決算額)	114,917 (決算額)	115,463 (決算額)	131,675 (予算額)
市負担額	99,518	99,300	104,166	114,506	115,093	130,925
県負担額	146	143	146	137	123	250
国負担額	297	285	291	274	247	500

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見一93】補助対象項目、補助対象経費及び補助金額の算定基準等の明確化を求めるもの

表1は、本補助金の令和6年度の内訳で、表2は表1に記載している事業の内容を説明したものである。

表1 令和6年度の補助金の内容

(単位:円)

	項目	予算額	収入決算額 A	支出決算額 B	差引 A-B
1	在宅障害児者家庭援護事業	2,634,000	2,634,000	800,768	1,833,232
2	障害者福祉団体活動支援事業	3,000,000	3,000,000	2,597,411	402,589
3	療育検診活動事業	614,000	614,000	614,000	0
4	地域活動支援事業	12,002,000	12,002,000	9,076,500	2,925,500
5	啓発活動事業	1,267,000	1,267,000	1,267,000	0
6	研修事業	1,451,000	1,451,000	1,451,000	0
7	調査研究事業	479,000	479,000	479,000	0

第4 包括外部監査の指摘及び意見

	項目	予算額	収入決算額 A	支出決算額 B	差引 A-B
8	障害者人権擁護事業	2,950,000	2,950,000	1,230,000	1,720,000
9	販路拡大事業	4,146,000	4,146,000	4,146,000	0
10	助成団体監査事業	6,000,000	6,000,000	4,978,969	1,021,031
11	施設賠償責任保険費	1,344,000	1,344,000	925,990	418,010
12	「セイフティーネットプロジェクト横浜」支援事業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
13	センター職員研修費	383,000	383,000	383,000	0
14	支援センター事務費	6,123,000	6,123,000	6,475,703	△ 352,703
15	人件費	91,621,000	91,621,000	80,037,779	11,583,221
	合計	135,014,000	135,014,000	115,463,120	19,550,880

(令和6年度 在宅障害者援護事業補助金精算書より)

表2 補助金の事業内容

	項目	事業内容
1	在宅障害児者家庭援護事業	障害児者のいる家庭に、家庭奉仕員を派遣する障害児者団体を対象に必要な経費を助成。 家庭奉仕員及び受入家庭を団体ごとに事前登録。実績に応じて助成。
2	障害者福祉団体活動支援事業	市域の障害児者団体が実施する活動に対し、その事業費の一部を助成。 <助成基準>当該年度に計画されている事業について、事業費の1/2を上限(400千円以下)として助成。
3	療育検診活動事業	進行性筋萎縮症、筋ジストロフィー症児者に対し、機能回復訓練等を継続的に実施し、健康管理とリハビリテーションを行う。
4	地域活動支援事業	巡回相談・訪問健康相談 障害者福祉に関する相談活動及び地域作業所等に医師、弁護士等を派遣し専門相談を行う。
5	啓発活動事業	支援センターの機関紙や関係団体名簿作成及びホームページ運営管理費用。 ○機関紙「お元気ですか」発行 ○「感謝の集い」開催 ○各種啓発ビデオの貸し出し等 ○横浜市障害福祉関係事務所就職フェア」開催(市他、関連団体との共催)
6	研修事業	活動ホーム、作業所、グループホーム、訓練会等の障害者と家族、障害者団体や関係機関職員等に対し、障害者福祉の総合的な研修を実施。
7	調査研究事業	特別支援学校等卒業生の進路状況調査、重度重複障害児者の生活支援等に関する懇談会など、障害者福祉に関する各種調査研究を行う。 ○進路対策研究会(1984年から)

	項目	事業内容
		○重症心身障害児者の進路と生活支援を考える懇談会(1997年から)
8	障害者人権擁護事業	障害児者の人権が生活のさまざまな場面で確立していくよう、研究活動や相談、モニター活動を行う。
9	販路拡大事業	障害者地域作業所の自主製品について、「ハートメイド(H EART MADE)」の統一ブランド名で通信販売(カタログ販売)を行うとともに、ふれあいショップ、あゆみ荘等での展示販売を通じて、広く市民に活動を紹介している。
10	助成団体監査事業	支援センターの助成団体が助成金を適正に執行して健全な運営を行うよう指導するため、外部専門職(税理士、社会保険労務士)を加えた監査を実施する。
11	施設賠償責任保険費	障害者地域作業所等の運営者が管理責任によって施設利用者及びその他第三者を死傷または疾病せしめる等の人的事故、もしくは外来者に与えた物的事故等により、被害者側から法律上の賠償責任を請求されたとき、その賠償を保障するため障害者地域作業所等賠償責任保険に加入し、作業所等の運営の安定を図る。
12	「セイフティーネットプロジェクト横浜」支援事業	障害児者関係団体等が構成する「セイフティーネットプロジェクト横浜」について、障害のある人や家族・支援者と共に地域生活にかかわる機関や地域の方への啓発活動を行い、障害のある人たちの地域生活を推進します。
13	センター職員研修費	支援センターの職員に対する研修参加費(有料の外部研修に参加する場合)

(市資料より)

本補助金の交付要綱は、市社協交付要綱とされているが、市社協交付要綱第3条第1項に定められている交付対象に上表の事業は記載されていない。同条第1項第8号では、「その他市社協の自主事業等で第1条の目的を達成するために市長が必要と認める経費」を交付対象とする定めがあるが、上表の事業がその定めに該当するのかも市から提出された資料では確認できなかった。

また、補助対象経費や補助限度額についての定めも確認できず、表1に記載している予算額の設定根拠が不明確となっている。本補助金では人件費に対する補助が大きな割合を占めているが、補助対象となる人件費の考え方や、補助額がどのように決められているのかが明確となっていない。

市においては、本補助金について、交付対象となる事業、補助対象経費、補助額を明確にしておく必要がある。

【意見-94】実績報告のあり方とその確認方法の見直しを求めるもの

本補助金については、実績報告として市社協から在宅障害者援護事業補助金精算書を受領している。表1は、同精算書の内容を記載したものだが、表1に記載している個々の事

第4 包括外部監査の指摘及び意見

業の支出内容を示す書類が確認できない。たとえば、地域活動支援事業に関して市社協は9,076,500円の支出を行っているが、市が市社協から受領している書類ではその支出の中身が把握できない。そのため、市は、市社協からの実績報告の内容をどこまで確認しているのかも外部からは把握できない。

市においては、支出内容を記載した実績報告の提出を制度化する必要がある。また、報告を受けた支出内容の妥当性、適切性を確認するためにどのような手続を行い、その結果がどのようなであったかについて証跡を残しておく必要がある。

【意見－95】市社協に対する補助金に関して効率的な事務手続の整備を求めるもの

市社協に対しては市から複数の補助金を交付しているが、所管する部署が複数の局及び課にまたがっている。そのため、補助金の交付から実績報告の受取まで補助金の数だけ事務処理作業を行っており、非効率であるといえる。

他財源を含む全体実績報告書が提出されていないことから、補助金執行額の適正を判断することが困難な状態である。

そこで市として市社協に対する補助金に関する手続や情報を効率的に整理することが望まれる。事務手続の改善を図ることで、市及び市社協双方における事務負担の手間及びコストを削減することが可能と思われる。

16. 災害時応急備蓄物資整備費補助金(補-110~112)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	災害時応急備蓄物資整備費補助金
所管部署	健康福祉局障害施設サービス課
補助金交付要綱	横浜市福祉避難所応急備蓄物資整備事業助成要綱
制定年月日	平成9年1月1日
直近の改正年月日	令和6年8月1日
補助目的	災害時福祉避難所応急備蓄物資の購入に対する補助
補助事業	障害者支援施設等自立支援給付費ほか
補助事業者	社会福祉法人ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	3,644 (決算額)	3,623 (決算額)	3,032 (決算額)	2,206 (決算額)	2,603 (決算額)	3,496 (予算額)
市負担額	3,644	3,623	3,032	2,206	2,603	3,496
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 補助目的について

本補助金の助成要綱において、本補助金は、「横浜市防災計画」に基づき、災害時に地域防災拠点等での避難生活が困難な在宅要援護者のための福祉避難所を運営する社会福祉施設等に対し、予算の範囲で横浜市福祉避難所応急備蓄物資整備事業助成金を交付することにより、災害時における在宅要援護者への支援を充実することを目的としている。

③ 横浜市防災計画における福祉避難所に関する定め

災害対策基本法第16条第1項より、市町村には市町村防災会議が置かれ、同法第42条第1項より、市町村防災会議は、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成しなければならないとされている。市も横浜市防災会議が地域防災計画として横浜市防災計画を定めている。

災害の危険がなくなるまでの一時的な避難施設を指定避難所とよぶ。横浜市防災計画では、指定避難所での避難生活に支援等が必要な災害時要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど災害時要援護者の利用に適する社会福祉施設等を、福祉避難所として選定することを定めている。また、福祉避難所の確保のため、施設所在地の区と社会福祉施設等は協定を締結するとともに、助成要綱等に基づき、必要な物資を備蓄すると定めている。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見－96】補助金のあり方の再検討を求めるもの

次表は、本補助金の助成要綱より補助対象としている備蓄物資の一覧を記載したものである。

次表については、平成 26 年の助成要綱改正時に単価の見直しを行い、各施設の購入実績をもとに設定されたとのことである。

現在は、物価をはじめ、平成 26 年当時と比較すると様々な環境の変化が生じている。補助単価を含め見直せるところはないか、市においては補助のあり方を再検討することが望ましい。

表 品目別補助金額算定項目一覧

品目	補助単価	補助の対象とする人数	更新時の補助上限	一人あたりの備蓄量	使用期限
食糧	3,000 円	補助対象人数	単価の 5分の1	9食分	5年間
水	1,500 円	補助対象人数	単価の 5分の1	9リットル	5年間
粉ミルク 哺乳瓶	1,500 円	受入人数を上限に、各施設で必要と見込まれる人数	単価分	内容量約 320g	1年間
紙おむつ 簡易トイレ等	1,500 円	受入人数を上限に、各施設で必要と見込まれる人数	単価分	紙おむつ約 30 枚 簡易トイレ約 12 個	—
毛布	4,000 円	補助対象人数	単価分	1枚	—

(助成要綱より)

17. 重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助金(補-114)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助金
所管部署	健康福祉局障害施設サービス課
補助金交付要綱	横浜市重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助金交付要綱
制定年月日	平成11年4月13日
直近の改正年月日	令和5年3月1日
補助目的	団体の事業に係る人件費に対する補助
補助事業	重度障害者対応専門医療機関運営費助成事業
補助事業者	社会福祉法人訪問の家ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	72,241 (決算額)	74,758 (決算額)	77,518 (決算額)	78,954 (決算額)	79,861 (決算額)	87,573 (予算額)
市負担額	72,241	74,758	77,518	78,954	79,861	87,573
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 補助目的について

本補助金は、横浜市重度障害児・者対応専門医療機関(以下「専門医療機関」という。)に補助を行うことにより、専門医療機関の安定した運営を図り、もって重度障害児・者の福祉の増進に資することを目的としている。

専門医療機関等の定義は、本補助金の交付要綱に示されている。

交付要綱において専門医療機関は、重度重複障害者通所施設に併設される診療所(以下「診療所」という。)や、重度の知的障害児・者を専門に診療している病院(以下「病院」という。)と定義されている。また、重度重複障害者は、重度の知的障害と重度の身体障害を重複する障害児・者、重度重複障害者通所施設は、主に重度重複障害者を対象とした診療所を併設する生活介護事業所と定義されている。なお、生活介護事業所は、障害者の日中の時間帯の生活支援を担うほか、運動・リハビリ、生産・創作活動等をサポートする通所施設である。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見一97】 補助対象経費及び補助額の算定方法の再検討を求めるもの

交付要綱第3条第1項及び別表第1より、本補助金は、補助対象事業者を次表の4法人に限定している。

表 補助対象事業者

種別	名称	運営法人	補助額
診療所	朋診療所	社会福祉法人訪問の家	10,460,904 円
	若草診療所	社会福祉法人和枝福祉会	10,460,904 円
	みどりの家診療所	社会福祉法人キャマラード	10,460,904 円
病院	十愛病院	公益財団法人十愛会	48,478,400 円

上表のうち3診療所については、主に重度重複障害者を対象とした診療所で、生活介護事業所に併設されている。朋診療所は社会福祉法人訪問の家が運営している生活介護事業所である朋、若草診療所は若草、みどりの家診療所はみどりの家にそれぞれ併設されている。

市には、上述した施設とは別に横浜市多機能型拠点(以下「多機能型拠点」という。)が4施設設置されている。多機能型拠点とは、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等やその家族の地域での生活を支援するために、必要なサービスを一体的に提供する機能を持つ拠点である。主なサービスは、短期入所、日中一時支援、相談支援機能のほか、診療所が併設されている。

現在、市に設置されている多機能型拠点は次表のとおりである。

表 多機能型拠点の一覧

拠点方面	多機能型拠点	診療所	運営法人
南西部	郷	郷診療所	社会福祉法人訪問の家
北西部	つづきの家	つづきの家診療所	社会福祉法人キャマラード
西部	こまち	なごみクリニック	社会福祉法人横浜市社会事業協会
北東部	び・すけっと菊名	び・すけっと	社会福祉法人横浜共生会

市は、上表の多機能型拠点についても、その運営事業者に横浜市多機能型拠点事業補助金(以下「多機能型拠点補助金」という。)を交付している。

次表は、本補助金の補助対象経費及び補助単価を示したもので、診療所については医師に対する月額給与として871,742円を補助しているが、多機能型拠点補助金も同額の補助を行っている。さらに、多機能型拠点補助金では看護師に対する人件費補助も行われている。

現状では多機能型拠点補助金の対象となる診療所への補助が手厚くなっている。多機能型拠点補助金の対象となる診療所の方が、診療対象者の範囲が幅広いとのことだが、両補助金の違いをより明確にしておく必要がある。

表 補助対象経費及び補助単価等

種別	補助対象	1か月あたりの単価	補助対象人数	年間補助月数	補助の条件
診療所	医師に対する給与	871,742 円/1 診療所	—	12 月	祝祭日並びに各診療所で定めた夏季休暇及び年末年始等を除き、原則週 5 日開所する場合。
病院	常勤の指導員に対する給与 (給料及び諸手当)	173,200 円/ 人	8 人	16 月	補助対象である各常勤指導員の雇用期間(勤務実態のある期間)が、代替常勤職員も含め各月の半数以上の場合を補助対象月とする。
	精神科に入院している療育手帳等を有する知的障害者の支援に関わる費用	37,800 円/人	月初日に精神科に入院している療育手帳等を有する知的障害者数	12 月	—

(交付要綱より)

3 診療所に対しては、医師に対する給与を補助対象として、1 か月あたりの単価を 1 診療所あたり 871,742 円としている。

交付要綱では減額時の積算方法を次のように定めている。

当該月の補助額＝871,742 円×実際の開所日数/本来の開所日数

補助事業者が市に提出するとされている精算額内訳書(診療所)(第 10 号様式の 1)に記載されている注意書きによると、本来の開所日数とは、祝祭日並びに各診療所で定めた夏季休暇及び年末年始等を除いて、週 5 日全て開所した場合の日数で、実際の開所日数が、本来の開所日数の 1/2 に満たない場合は、上記に基づき減額するとされている。すなわち、実際の開所日数が本来の開所日数の 1/2 以上であれば、871,742 円全額が補助されることになる。

このことについて、3 診療所のホームページより診療時間を確認すると、次表に示したとおり、開所する曜日や 1 日の診療時間に違いがある。本来の開所日数は 3 診療所とも共通だが、実際の開所日数や 1 日の診療時間には違いがある。しかしながら、本来の開所日数の 1/2 以上であれば、実際の開所日数や 1 日の診療時間に違いがあっても 871,742 円全額が補助される仕組みとなっている。

以上より、3 施設の補助単価を 871,742 円と同額として、当該月の補助額を算定していることにも疑問が残る。

市においては、本補助金の補助対象経費及び補助額の算定方法を再検討する必要がある。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

表 補助対象となる診療所の診察時間

名称	診療時間
朋診療所	月曜、火曜、金曜、第 2・4 木曜 午前受付 9時15分～11時30分 午後受付 13時30分～15時30分
若草診療所	月曜、火曜、木曜、金曜 水曜 午前 10時00分～12時00分 午後 13時00分～15時00分 午後 13時00分～15時00分
みどりの家診療所	月曜～金曜 第 1・3 土曜 午前 9時～12時 午後 13時～17時 (受付は 16時30分まで) 午前 9時～12時

(各診療所のホームページより)

【意見-98】診療実績の把握を求めるもの

病院を含む 4 施設について、補助事業先から診療実績に関する報告を受けているかを市に確認したところ、報告は受けていないとのことであった。

交付要綱では、補助事業者に対して実績報告を行うことを要請しており、事業実施報告書のフォーマットが示されているが、診療実績を記載する箇所はない。市においては、実施報告書のフォーマットを改め、診療実績を報告するよう補助事業者に要請する必要がある。

【意見-99】補助対象事業者の提出書類の確認の徹底を求めるもの

A 法人が運営している B 診療所について、補助対象事業者から提出されている書類を確認したところ、次の事項が認められた。

- ① 毎月の出勤日数、勤務時間、基本給、銀行振込額等を 12 か月分記載した「月額勤怠支給控除一覧表」が提出されているが、C 医師の「月額勤怠支給控除一覧表」は、毎月の基本給や社会保険料の控除額、銀行振込額の記載はあるが、出勤日数、勤務時間、通勤手当をはじめとする諸手当の日数が記載されていない。
- ② C 医師の 1 年分の出勤簿が提出されている。出勤簿は毎日の勤務時間を記録する形式となっているが、勤務時間の記載はなく、C 医師の押印だけがなされている。なお、押印の数は 161 日で、「精算額内訳書(診療所)」に記載されている年間開所実績表の日数とは一致している。

市においては、①の「月額勤怠支給控除一覧表」を受領した際に、出勤日数等が記載されている「月額勤怠支給控除一覧表」の再提出を要請する必要があった。また、②の出勤簿を受領した際には、日々の勤務時間を記入するよう補助事業者に要請する必要があった。

市においては、補助事業者が提出している補助対象経費の妥当性を確認するためにも、提出された書類の内容の確認をより徹底する必要がある。

18. 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金(補-116)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金
所管部署	健康福祉局障害施設サービス課
補助金交付要綱	横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱
制定年月日	平成3年3月1日
直近の改正年月日	令和5年4月17日
補助目的	団体の事業費に対する補助
補助事業	障害者グループホーム設置運営費補助事業
補助事業者	NPO 法人重度身体障害者と共に歩む会 NPO 法人西区は一との会
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	37,422 (決算額)	38,792 (決算額)	38,274 (決算額)	35,164 (決算額)	36,054 (決算額)	37,411 (予算額)
市負担額	37,422	38,792	38,274	35,164	36,054	37,411
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 補助事業者の範囲について

本補助金の補助事業者は、次表のいずれかに該当する障害者グループホームを運営するものである。

なお、障害者グループホームは、障害者が地域の中で家庭的な雰囲気のもと、平均5名程度で共同生活を行う住まいの場である。また、総合支援法第5条第17項に規定される共同生活援助に基づき、法人が設置、運営するものを指定障害者グループホームという。

表 補助対象となる障害者グループホーム

項目	内容
1) 重度化対応障害者グループホーム	指定障害者グループホームのうち、平成23年3月1日から平成26年3月31日までの期間、横浜市障害者グループホーム重度化対応モデル事業として実施していたもの
2) 高齢化対応障害者グループホーム	指定障害者グループホームのうち、平成26年3月1日から平成29年3月31日までの期間、横浜市障害者グループホーム高齢化対応モデル事業として実施していたもの

③ 補助対象経費及び補助金額

補助事業者への補助額の算定方法及び補助対象となる経費は次表のとおりである。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

表 重度化対応障害者グループホーム運営費補助金

補助項目	補助基準額(年額)	算定方法	補助対象経費
交流室等借上補助	5,460,000 円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	交流室等の賃料
指導員雇用補助	5,576,400 円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	指導員の賃金
看護師雇用補助	5,668,800 円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	看護師の賃金

表 高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金

補助項目	補助基準額(年額)	算定方法	補助対象経費
看護師雇用補助	5,668,800 円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	看護師の賃金
栄養士雇用補助	2,136,000 円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	栄養士の賃金
調理員雇用補助	3,504,000 円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	調理員の賃金
介護福祉士雇用補助	3,804,000 円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	介護福祉士の賃金

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-100】高齢化対応障害者グループホームに対する補助のあり方の検討を求めるもの

本補助金のうち高齢化対応障害者グループホームに対する補助の内訳は次表のとおりである。NPO 法人西区は一との会が運営するおきな草と福寿草が補助対象となっている。

表 NPO 法人西区は一との会

ホーム名	既交付決定額	執行額	精算額
おきな草	11,130,872 円	9,582,784 円	1,548,088 円
福寿草	12,453,632 円	9,765,537 円	2,688,095 円
合計	23,584,504 円	19,348,321 円	4,236,183 円

次表は、おきな草と福寿草の令和6年度の収支計算書である。おきな草は、補助額9,582

千円に対して収支差額 27,302 千円、福寿草は、補助額 9,765 千円に対して収支差額 21,913 千円と、両施設とも補助額を大きく上回る収支を計上している。

グループホーム運営費補助金は市独自の補助金で、市としては補助対象事業者に対して手厚い支援を行っているとのことである。しかしながら、決算数値を見る限り、手厚すぎると感じられる。

現行の補助制度を継続すると、補助対象事業者に必要な以上の支援を行う可能性がある。

市においては、高齢化対応グループホームの拡大の可否や、事業の安定に資するための補助のあり方について、どのような水準が良いのかを検討する必要がある。

表 高齢化の収支計算書 (単位:円)

科目		おきな草	福寿草	
収入	給付費	訓練等給付費	37,000,000	30,600,000
	補助金等	この要綱に基づく補助金	11,130,872	12,453,632
		市の加算	5,400,000	4,612,000
		上記以外の補助金	97,900	1,811,150
		利用者負担金	家賃	2,700,480
		水道光熱費	1,920,000	1,600,000
		日用品費	480,000	400,000
		食材料費	3,212,000	2,675,200
	その他	雑収入	15,000	15,000
		繰越金	4,666,458	13,688,101
収入合計①		66,622,710	70,105,483	
支出	家賃	本体住居	7,200,000	7,200,000
	人件費	看護師	3,696,144	2,805,470
		栄養士	1,111,461	1,136,196
		調理員	997,343	2,046,035
		介護福祉士	3,777,836	3,777,836
		その他職員	15,377,359	23,862,740
	水道光熱費		1,920,000	1,600,000
	日用品費		480,000	400,000
	食材料費		3,212,000	2,675,200
	補助金戻入額		1,548,088	2,688,095
支出合計②		39,320,231	48,191,572	
収支差額(①-②)		27,302,479	21,913,911	

【意見-101】重度化対応障害者グループホームの収支報告の確認を求めるもの

グループホーム運営費補助金のうち、重度化対応障害者グループホームに対する補助の内訳は次表のとおりである。NPO 法人重度身体障害者と共に歩む会が運営するグループホームあゆむ会が補助対象となっている。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

表 NPO 法人重度身体障害者と共に歩む会(重度化)

ホーム名	既交付決定額	執行額	精算額
グループホームあゆむ会	16,705,200 円	16,705,200 円	0 円

次表は、グループホームあゆむ会の令和6年度の収支計算書である。

表 重度化の収支計算書 (単位:円)

科目		あゆむ会	
収入	給付費	15,514,643	
	補助金等	16,705,200	
		市の加算	4,872,300
		上記以外の補助金	
	利用者負担金	4,520,000	
		水道光熱費	2,825,000
		医材・日用品費	2,260,000
		レク費	1,130,000
その他	雑収入		
	繰越金		
収入合計		47,827,143 ①	
支出	家賃	9,960,000	
		本体住居	6,060,000
		交流室等	
	人件費	13,141,765	
		指導員	17,050,378
		看護師	
		その他の職員	
		水道光熱費	1,050,000
	医材・日用品費	90,000	
	レク費	125,000	
	通信費	200,000	
	雑費・その他	150,000	
支出合計		47,827,143 ②	
収支		0 ①-②	

上記の収支計算書には次の点に留意する必要がある。

- 1) 収入合計と支出合計が 47,827,143 円で同額となっている。収入合計と支出合計が同額となる可能性は、ゼロではないが一致しないことが通常である。補助事業者は、支出を計上する際に収支を一致させるための会計処理を行っている可能性がある
- 2) 収入科目と支出科目の金額の整合性に留意する必要がある。たとえば、水道光熱費は、収入の部に利用者負担金として 2,825,000 円計上されており、支出の部に 1,050,000 円計上されている。収支計算書上は、実際の支出額を大幅に上回る額を利用者に負担させていることになる。このことについては、医材・日用品費及びレク費についても同様である。

以上より、上記の収支計算書は、補助事業の収支を正確に表していない可能性がある。市においては、上記事項について補助事業者に状況を確認し、今後、是正すべき事項があれば、適切に指導する必要がある。

19. 横浜市障害者グループホーム運営費補助金(補-117)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市障害者グループホーム運営費補助金
所管部署	健康福祉局障害施設サービス課
補助金交付要綱	横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱
制定年月日	令和3年3月10日
直近の改正年月日	令和5年4月1日
補助目的	団体の事業費に対する補助
補助事業	障害者グループホーム設置運営費補助事業
補助事業者	社会福祉法人ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	140,444 (決算額)	148,441 (決算額)	162,138 (決算額)	156,264 (決算額)	166,136 (予算額)
市負担額	—	140,444	148,441	162,138	156,264	166,136
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 補助事業者の範囲

本補助金の補助事業者は、要綱第6条第1項に定める設置承認を受けている障害者グループホームを運営する法人である。

(設置協議)

第5条 第3条第1項第1号に規定する障害者グループホームを設置、運営しようとする法人は、原則として設置日の14日前までに、障害者グループホーム設置協議書(第1号様式)(以下「協議書」という。)に、障害者グループホーム運営計画書(第2号様式)及び障害者グループホーム設置予算書(第3号様式)を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 第3条第1項第5号に規定する障害者グループホームを設置、運営しようとする運営委員会については、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)と協議し、設置日の14日前までに、市社協が協議書を市長に提出しなければならない。

(設置承認)

第6条 市長は、前条により協議書の提出を受けたときは、これを審査し、障害者グループホーム設置承認(不承認)通知(第4号様式)により、設置の承認及び不承認を行うものとする。

- 2 前項の設置承認後に、本要綱に基づき、適正な運営がなされていないと市長が認める時は、当該障害者グループホームに対する設置承認を取り消すことができる。

③ 障害者グループホームの定義

要綱第3条では、障害者グループホームを次のように定義している。

(障害者グループホームの定義)

第3条 本要綱における障害者グループホームの種類は、以下のとおりとする。

- (1) 総合支援法第5条第17項に規定される共同生活援助に基づき、法人が設置、運営するもの(以下「指定障害者グループホーム」という。)
 - (2) 指定障害者グループホームのうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。)第210条第9項に規定されるサテライト型住居(以下「サテライト型住居」という。)
 - (3) 指定障害者グループホームのうち、平成23年3月1日から平成26年3月31日までの期間、横浜市障害者グループホーム重度化対応モデル事業として実施していたもの
 - (4) 指定障害者グループホームのうち、平成26年3月1日から平成29年3月31日までの期間、横浜市障害者グループホーム高齢化対応モデル事業として実施していたもの
 - (5) 7人以上の者で構成される運営委員会により設置、運営されるもの。なお、運営委員会は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター役職員及び概ね入居者の代表者、世話人の代表者、入居者の家族等の代表者、障害者福祉関係者、ボランティア関係者又は地域住民の代表者により構成する。
- 2 前項各号に掲げる障害者グループホームについては、新規設置にかかる設置意向について市と協議し、承認されたものでなければならない。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-102】 補助対象経費及び補助金額の見直しを求めるもの

本補助金は、グループホームに空室が生じている場合に、家賃額等の一部をその運営事業者に補助するものである。空室が生じている理由は特段問われておらず、月の初めの時点で空室だった場合はその月の家賃額等の一部を補助している。

空室が生じている理由は様々であり、なかには施設開設初年度で利用者が集まらないという理由があった。この場合は補助を行うことに合理性があると感じられる。

また、運営するグループホームの規模が小さく、運営事業者の規模も小さい場合などは、空室は経営に大きな影響を与えるため、空室を埋めるインセンティブが強く働くと思われる。そのような運営事業者に対して、空室が生じた場合に補助を行うことには合理性があると考えられる。

一方、運営するグループホームの規模が大きく、運営事業者の規模も大きい場合などは、多少の空室は経営にさほどの影響を与えない可能性がある。そのため、空室でも家賃額等の一部が補助されることから、空室を埋めるインセンティブが十分に働いていない事業者が

存在する可能性もある。

また、多少の空室が生じていても経営に余裕のある事業者は、入居者の条件を厳しく設定し、入居者の選択を行うことも可能となる。入居希望者の求める条件やサービスが運営事業者の提供できるサービスに合致しないケースも考えられるため、ある程度の選択は止むを得ないと考えるが、これが行き過ぎると、グループホーム自体のあり方にも課題が生じかねない。

このように、現在のグループホーム運営費補助金は、大規模なグループホームを運営しているなど経営に余裕のある運営事業者に有利な制度となっている。

市においては、グループホーム運営費補助金について、空室であれば無条件に補助対象とするのではなく、空室に一定の条件を付すなど、補助のあり方を見直す必要がある。

20. 横浜市民設型精神障害者生活支援センター設置運営費補助金(補-119)

(1) 概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市民設型精神障害者生活支援センター設置運営費補助金
所管部署	健康福祉局障害施設サービス課
補助金交付要綱	横浜市民設型精神障害者生活支援センターの設置及び運営費等補助金交付に係る要綱
制定年月日	平成16年10月29日
直近の改正年月日	令和5年2月1日
補助目的	団体の事業に係る人件費に対する補助
補助事業	精神障害者生活支援センター運営事業
補助事業者	社会福祉法人恵友会、 NPO法人共に歩む市民の会ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	485,702 (決算額)	427,996 (決算額)	540,090 (決算額)	557,788 (決算額)	571,635 (決算額)	655,892 (予算額)
市負担額	412,755	346,280	468,608	487,766	508,458	508,277
県負担額	24,112	27,318	23,827	23,341	21,059	49,205
国負担額	48,835	54,368	47,655	46,681	42,118	98,410

② 横浜市民設型精神障害者生活支援センター設置運営費補助金

本補助金は、民間団体が横浜市内に設置運営する精神障害者生活支援センター(以下「民設型生活支援センター」という。)に補助金を交付することにより、精神障害者の地域生活を支援することを目的としている。

③ 民設型生活支援センターについて

民設型生活支援センターとは、地域で生活する精神障害者に、通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常生活の支援及び相談支援、地域交流の促進等を行い、精神障害者の社会復帰と自立及び社会参加の促進を図るとともに、精神障害者に対する理解の促進を図るため、民間団体が横浜市内において設置運営する施設である。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見**【意見－103】実績報告書を確認したことの記録を求めるもの**

本補助金の要綱では、補助対象経費を設置費、移転費及び運営費に区分している。このうち、運営費の内訳は次表のとおりである。

表 補助対象経費となる運営費の内訳

費目		補助金の説明・用途
基本運営費	人件費	別表 2 に定める職種及び職員配置基準の範囲内で職員を雇用するための経費
	管理費	修繕費、旅費、需用費、光熱水費、役務費、委託料、備品購入費などの経費
付加運営費		独自事業の実施に必要な経費で市長が認める経費
家賃		民設型生活支援センターとして使用する建物の賃借料

要綱では、実績報告として事業報告書(様式 11)、収支決算書(様式 12-2)、横浜市民設型精神障害者生活支援センター運営費補助金精算報告書(様式 10-2)及びその他参考となる書類の提出を補助事業者に要請している。

また、補助金等規則第 14 条第 1 項第 2 号では、当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し(以下単に「領収書等」という。)の提出が必要とされている。一方、同条第 5 項第 2 号より、補助事業等に係る支出で、1 件の金額が 100,000 円未満のものに係る領収書等は提出を省略できるとされている。

市では、補助事業者から提出された書類については、「実地指導確認ポイント」をもとに確認を行っており、領収書の確認については、不備があった際に指摘事項として記録を残しているとのことである。

市においては、領収書に不備があった場合の記録のほか、補助対象事業者ごとに「実地指導確認ポイント」に基づいて確認を行ったことの記録を残しておく必要がある。

【意見－104】実績報告書と決算書の整合性の確認を求めるもの

市内には 18 区各区に民設型生活支援センターが 1 施設ずつあり、指定管理者制度を導入している施設が 9 施設、民設型が 9 施設となっている。

このうち、サンプルとして南区生活支援センターを抽出し、運営事業者である社会福祉法人恵友会が市に提出している令和 6 年度運営費補助金収支決算書の記載内容と、社会福祉法人恵友会が作成している南区生活支援センター拠点区分資金収支計算書(以下「拠点区分計算書」という。)を比較した。なお、拠点区分計算書は、独立行政法人福祉医療機構が運営している社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム WAM NET より入手している。

表 1 は、本補助金の実績報告として運営事業者が市に提出している収支決算書を要約したもので、**表 2** は拠点区分計算書を要約したものである。

決算額をみると、収入合計は**表 2** の金額が**表 1** を大きく上回っているが、支出合計は**表 2** が**表 1** を僅かに下回っているなど、収支計算書と拠点区分計算書で金額に違いが生じている。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

市においては、収支計算書と拠点区分計算書で金額が違っていることの原因を調べ、その違いが合理的であるかを確認する必要がある。このことについては、南区生活支援センターだけでなく、他の民設型生活支援センターについても同様の対応を行う必要がある。

表1 収支決算書

科目		予算額	決算額	差引額
収入	補助金収入	79,206,000	70,977,634	8,228,366
	負担金収入	20,000	63,470	△ 43,470
	自主財源	1,349,708	652,708	697,000
	収入合計①	80,575,708	71,693,812	8,881,896
支出	基本運営費	74,867,000	65,341,474	9,525,526
	人件費	68,238,000	59,153,379	9,084,621
	管理費	6,629,000	6,188,095	440,905
	付加運営費	455,000	382,452	72,548
	家賃	5,253,708	5,253,708	0
	支出合計②	80,575,708	70,977,634	9,598,074
収支(①-②)		0	716,178	△ 716,178

表2 拠点区分計算書

科目		予算額	決算額	差引額
収入	自立支援給付費収入	1,120,000	1,234,388	△ 114,388
	利用者負担金収入	1,150,000	1,503,720	△ 353,720
	補助金事業収入(公費)	85,700,000	76,775,428	8,924,572
	受取利息配当金収入	1,000	575	425
	その他の収入	351,000	235,300	115,700
	収入合計①	88,322,000	79,749,411	8,572,589
支出	人件費支出	64,101,000	55,957,372	8,143,628
	事業費支出	6,700,000	5,783,967	916,033
	事務費支出	10,519,000	8,907,639	1,611,361
	支出合計②	81,320,000	70,648,978	10,671,022
収支(①-②)		7,002,000	9,100,433	△ 2,098,433

21. 横浜市地域活動支援センター作業所型設置運営費補助金(補-121)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市地域活動支援センター作業所型設置運営費補助金
所管部署	健康福祉局障害施設サービス課
補助金交付要綱	横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型実施要綱
制定年月日	平成 19年 2月 9日
直近の改正年月日	平成 7年 4月 1日
補助目的	団体の事業費に対する補助
補助事業	地域活動支援センター運営事業(身体・知的障害者地域作業所型)
補助事業者	市社協ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	1,649,640 (決算額)	1,616,683 (決算額)	1,611,085 (決算額)	1,602,379 (決算額)	1,559,066 (決算額)	1,667,029 (予算額)
市負担額	1,540,754	1,498,972	1,491,136	1,490,162	1,460,924	1,145,650
県負担額	35,991	39,237	39,983	37,406	32,714	173,793
国負担額	72,895	78,474	79,966	74,811	65,428	347,586

② 地域活動支援センターについて

地域活動支援センターは、障害者等が通うことによって、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設である。

③ 横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型について

本補助金の実施要綱は、横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型(以下「作業所型」という。)の目的を次のように定めている。すなわち、作業所型事業所を利用する障害者(以下「利用者」という。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者が作業所型事業所に通うことによって、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うことにある。

④ 横浜市地域活動支援センター作業所型設置運営費補助金の補助事業者について

実施要綱より、作業所型の事業を行おうとする者は、作業所型事業者として登録をしなければならない。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

作業所型事業者として登録を行った者で、登録事業所を運営する事業者は、本補助金の補助事業者等となる。

⑤ 運営費補助金の交付方法について

実施要綱より、登録事業者に対する補助金の交付は、原則として、市社協交付要綱に基づき市社協を通じて行うとされている。また、市社協は、登録事業者を指導し、市と協議のうえ補助、監査を行うこととし、このことに必要な事項は、市社協が別に定めるとされている。

⑥ 運営費補助金の支出状況について

本補助金の令和6年度の市社協に対する支出額は、1,631,537千円の概算払いを行い、確定額は1,559,066千円で、72,470千円の返還金が生じている。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-105】実績報告のあり方の見直しを求めるもの

本補助金の令和6年度の市社協に対する支出は、1,631,537千円の概算払いを行い、確定額は1,559,066千円であった。概算払い額と確定額の内訳は次表のとおりである。

表2 令和6年度運営費補助金内訳書 (単位:円)

費目	当初予算額	収入額	決算額	差引
運営費	1,584,556,000	1,584,556,000	1,517,227,970	67,328,030
運営費	1,237,536,000	1,237,536,000	1,184,531,880	53,004,120
借地借家費	262,986,000	262,986,000	257,411,690	5,574,310
特別介助加算	22,176,000	22,176,000	16,896,000	5,280,000
介助加算	61,858,000	61,858,000	58,388,400	3,469,600
技術指導員謝金	2,400,000	2,400,000	2,375,000	25,000
水道料金補助	2,048,000	2,048,000	1,925,100	122,900
人件費	39,871,000	39,871,000	34,722,902	5,148,098
職員給与等	39,871,000	39,871,000	34,722,902	5,148,098
センター長報酬	0	0	0	0
事務費	2,662,000	2,662,000	2,815,742	△153,742
合計	1,631,537,000	1,631,537,000	1,559,066,714	72,470,286

(市社協提出資料)

実績報告として市社協から令和6年度運営費補助金内訳書を受領している。上表は、その内訳書の内容を記載したもののだが、上表に記載している個々の事業の支出内容を示す書類が確認できない。たとえば、人件費に関して市社協は34,722,902円の支出を行っているが、市が市社協から受領している書類ではその支出の中身が把握できない。

市においては、支出内容を記載した実績報告の提出をルール化する必要がある。

【意見－106】事務費の補助のルールの特明確化を求めるもの

実施要綱に補助対象となる経費の詳細及び補助基準額が定められているが、そのなかに事務費についての定めは見受けられない。受託者から提出された令和6年度運営費補助金内訳書では、決算額に事務費2,815,742円が含まれているが、補助対象経費に含めている根拠が不明である。

市においては、事務費を補助対象経費として認めるならば、その根拠と補助基準額を明確にしておく必要がある。

【意見－107】市社協が行っている監査の取扱いの見直しを求めるもの

実施要綱第22条に、「市社協は登録事業者を指導し、横浜市と協議のうえ補助、監査を行うこととし、このことに必要な事項は、市社協が別に定める。」とある。

この規定に基づいて市社協では、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター助成団体監査実施要領を定めている。本実施要領は、地域活動支援センター障害者地域作業所型、障害者地域活動ホーム、障害児地域訓練会及び障害児者家庭援護事業実施団体を監査対象施設等と定め、施設等の運営管理に関する事項、会計経理に関する事項及び労務管理に関する事項を監査項目としている。

本実施要領において、市社協が行う監査項目については定められているが、市社協が行った監査の内容を市に報告する規定が定められていない。監査を実施した施設、監査実施日、監査結果など監査の実施内容を市に報告することを規定化しておくことが望ましい。

【意見－108】市社協に対する補助金に関して効率的な事務手続の整備を求めるもの

市社協に対しては市から複数の補助金を交付しているが、所管する部署が複数の局及び課にまたがっている。そのため、補助金の交付から実績報告の受取まで補助金の数だけ事務処理作業を行っており、非効率であるといえる。

他財源を含む全体実績報告書が提出されていないことから、補助金執行額の適正を判断することが困難な状態である。

そこで市として市社協に対する補助金に関する手続や情報を効率的に整理することが望まれる。事務手続の改善を図ることで、市及び市社協双方における事務負担の手間及びコストを削減することが可能と思われる。

22. 横浜市精神障害者地域作業所自主製品販路拡大等助成事業補助金 (補-122)

(1) 概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市精神障害者地域作業所自主製品販路拡大等助成事業補助金
所管部署	健康福祉局障害施設サービス課
補助金交付要綱	横浜市精神障害者地域作業所自主製品販路拡大等助成事業実施要綱
制定年月日	平成7年6月15日
直近の改正年月日	平成7年4月1日
補助目的	団体の事業費に対する補助
補助事業	地域活動支援センター運営事業(精神障害者地域作業所型)
補助事業者	NPO 法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	2,400 (決算額)	2,400 (決算額)	2,400 (決算額)	2,400 (決算額)	2,400 (決算額)	2,400 (予算額)
市負担額	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 補助事業者等の範囲と対象経費について

本補助金の実施要綱は、補助事業者等を NPO 法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会(以下「市精連」という。)に限定している。

また、実施要綱では対象経費を次のように規定している。

実施要綱

<p>(対象経費)</p> <p>第4条 この要綱において、補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業の企画・運営に要する経費とし、予算の範囲内において、別表1に定める額を上限とする。</p> <p>(1) 作業所等の自主製品の販売促進</p> <p>(2) 作業所等の自主製品パンフレットの作成</p> <p>(3) その他作業所等の販路拡大のための事業</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。</p>

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見－109】実績報告書を確認したことの記録を求めるもの

販路拡大等事業については、実施要綱別表 1 より、2,400,000 円を補助額の上限として、販路拡大事業を企画・運営することに必要な職員の給料、パンフレットの印刷製本費、事務費等(旅費、消耗品費等)を補助対象としている。

実施要綱第 9 条第 1 項第 2 号に基づき補助事業者は、事業収支決算書(第 12 号様式)を市に提出している。

また、補助金等規則第 14 条第 1 項第 2 号では、当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し(以下「領収書等」という。)の提出が必要とされている。一方、同条第 5 項第 2 号より、補助事業等に係る支出で、1 件の金額が 100,000 円未満のものに係る領収書等は提出を省略できるとされている。

市では、補助事業者から提出された書類については、「実地指導確認ポイント」をもとに確認を行っており、領収書の確認については、不備があった際に指摘事項として記録を残すとされている。ただし、本事業については、これまで領収書に関する指摘事項はないとのことである。

市においては、領収書に不備があった場合の記録のほかに、補助対象事業者ごとに「実地指導確認ポイント」に基づいて確認を行ったことの記録を残しておく必要がある。

【意見－110】自主製品販路拡大事業の成果の報告を求めるもの

市精連のホームページによると、市精連が行っている自主製品販路拡大事業の内容は、有隣堂本店自主製品フェア、戸塚モディ店でのフェア、神奈川県総合医療会館での弁当販売(コロナで 3 年間ほど中止)、野毛ちかマルシェ等となっている。

実施要綱で市が市精連に提出を求めている実績報告においては、販路拡大等事業の具体的な内容を示す書類が確認できない。市においては、販路拡大等事業として市精連が実際に行った内容を明記した書類の提出を実施要綱に明記しておくことが望ましい。

23. 横浜市地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型補助金 (補-124)

(1) 概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型補助金
所管部署	健康福祉局障害施設サービス課
補助金交付要綱	横浜市地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型実施要綱
制定年月日	平成 18 年 12 月 28 日
直近の改正年月日	令和 7 年 4 月 1 日
補助目的	団体の事業費に対する補助
補助事業	地域活動支援センター運営事業(精神障害者地域作業所型)
補助事業者	市社協ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	1,235,668 (決算額)	1,261,827 (決算額)	1,281,739 (決算額)	1,288,295 (決算額)	1,265,048 (決算額)	1,283,634 (予算額)
市負担額	1,149,300	1,163,080	1,179,385	1,194,451	1,182,287	898,452
県負担額	28,548	32,916	34,118	31,401	27,587	128,394
国負担額	57,820	65,831	68,236	62,803	55,174	256,788

② 横浜市地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型について

本補助金の実施要綱は、横浜市地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型(以下「精神作業所型」という。)の目的を定めている。

実施要綱が定める精神作業所型の目的は次のとおりである。すなわち、精神作業所型事業所(以下「事業所」という。)を利用する障害者(以下「利用者」という。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を事業所に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うことにある。

③ 補助事業者について

実施要綱より、精神作業所型の事業を行おうとする者は、精神作業所型事業者として登録をしなければならない。

精神作業所型事業者として登録を行った者(以下「登録事業者」という。)で、登録事業所を運営する登録事業者は、本補助金の補助事業者等に該当する。

④ 運営費補助金の交付方法について

実施要綱より、登録事業者に対する補助金の交付は、原則として、市社協交付要綱に基づき市社協を通じて行うとされている。また、市社協は、登録事業者を指導し、市と協議のうえ補助、監査を行うこととし、このことに必要な事項は、市社協が別に定めるとされている。

⑤ 精神運営費補助金の支出状況について

本補助金の令和6年度の市社協に対する支出額は、1,361,255千円の概算払いを行い、確定額は1,265,047千円で、96,207千円の返還金が生じている。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見**【意見－111】実績報告のあり方の見直しを求めるもの**

本補助金の令和6年度の市社協に対する支出は、1,361,255千円の概算払いを行い、確定額は1,265,047千円であった。概算払い額と確定額の内訳は次表のとおりである。

表 令和6年度運営費補助金内訳書 (単位:円)

費目	当初予算額	収入額	決算額	差引
運営費	1,339,035,000	1,339,035,000	1,245,016,326	94,018,674
運営費	1,116,534,000	1,116,534,000	1,036,290,545	80,243,455
借地借家費	215,751,000	215,751,000	201,975,781	13,775,219
365日開所助成費	6,750,000	6,750,000	6,750,000	0
技術指導員謝金	120,000	120,000	415,000	△295,000
水道料金補助	1,957,000	1,957,000	1,708,875	248,125
人件費	18,660,000	18,660,000	16,343,356	2,316,644
職員給与等	18,660,000	18,660,000	16,343,356	2,316,644
センター長報酬	0	0	0	0
事務費	1,483,000	1,483,000	1,564,393	△81,393
合計	1,361,255,000	1,361,255,000	1,265,047,950	96,207,050

(市社協提出資料)

実績報告として市社協から令和6年度運営費補助金内訳書を受領している。上表は、その内訳書の内容を記載したものだが、上表に記載している個々の事業の支出内容を示す書類が確認できない。たとえば、人件費に関して市社協は16,343,356円の支出を行っているが、市が市社協から受領している書類ではその支出の中身が把握できない。

市においては、支出内容を記載した実績報告の提出を制度化する必要がある。

【意見－112】事務費の補助のルールの特明化を求めるもの

実施要綱に補助対象となる経費の詳細及び補助基準額が定められているが、そのなか

第4 包括外部監査の指摘及び意見

に事務費についての定めは見受けられない。受託者から提出された令和6年度運営費補助金内訳書では、決算額に事務費1,564,393円が含まれているが、補助対象経費に含めている根拠が不明である。

市においては、事務費を補助対象経費として認めるならば、その根拠と補助基準額を明確にしておく必要がある。

【意見-113】市社協が行っている監査の取扱いの見直しを求めるもの

実施要綱第24条に、「市社協は登録事業者を指導し、横浜市と協議のうえ補助、監査を行うこととし、このことに必要な事項は、市社協が別に定める。」とある。

この規定に基づいて市社協では、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター助成団体監査実施要領を定めている。本実施要領は、地域活動支援センター障害者地域作業所型、障害者地域活動ホーム、障害児地域訓練会及び障害児者家庭援護事業実施団体を監査対象施設等と定め、施設等の運営管理に関する事項、会計経理に関する事項及び労務管理に関する事項を監査項目としている。

本実施要領において、市社協が行う監査項目については定められているが、市社協が行った監査の内容を市に報告する規定が定められていない。監査を実施した施設、監査実施日、監査結果など監査の実施内容を市に報告することを要綱で規定化しておくことが望ましい。

【意見-114】市社協に対する補助金に関して効率的な事務手続の整備を求めるもの

市社協に対しては市から複数の補助金を交付しているが、所管する部署が複数の局及び課にまたがっている。そのため、補助金の交付から実績報告の受取まで補助金の数だけ事務処理作業を行っており、非効率であるといえる。

他財源を含む全体実績報告書が提出されていないことから、補助金執行額の適正を判断することが困難な状態である。

そこで市として市社協に対する補助金に関する手続や情報を効率的に整理することが望まれる。事務手続の改善を図ることで、市及び市社協双方における事務負担の手間及びコストを削減することが可能と思われる。

24. 横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事業への移行支援事業補助金(補-125)

(1) 概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事業への移行支援事業補助金
所管部署	健康福祉局障害施設サービス課
補助金交付要綱	横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事業への移行支援事業補助金交付要綱
制定年月日	平成 18 年 7 月 1 日
直近の改正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
補助目的	団体の事業に係る事務費等に対する補助
補助事業	法定事業移行支援事業
補助事業者	社会福祉法人横浜愛育会
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	577,052 (決算額)	567,282 (決算額)	572,986 (決算額)	561,209 (決算額)	560,079 (決算額)	569,605 (予算額)
市負担額	577,052	567,282	572,986	561,209	560,079	569,605
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 補助目的と補助対象事業者について

本補助金は、障害者が通所する施設等を運営する事業者が、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業(以下「障害福祉サービス事業」という。)を実施するために必要となる経費の一部について予算の範囲内で補助することにより、横浜市における障害福祉サービスの安定的な提供を図ることを目的としている。

補助事業者等は、次の 1)から 3)に定める者とされている。

- 1) 次のいずれかに該当する事業所を運営する者
 - ア. 横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型実施要綱に基づき事業者登録を行っている地域活動支援センター事業障害者地域作業所型
 - イ. 横浜市障害者グループホーム設置運営要綱に規定する運営委員会が設置・運営するグループホーム
- 2) ア、イのいずれかの事業所を、市内に所在する障害者総合支援法第 36 条第 1 項の指定を受けた障害福祉サービス事業を行う事業所(以下「サービス事業所」という。)に移行させる者
- 3) ア、イの事業所のうち、2)に定める事業に移行する直前の事業の運営実績が、2)に定

第4 包括外部監査の指摘及び意見

める移行によりサービス事業所となる日において3年以上ある事業所。ただし、平成28年10月2日から平成31年2月31日の間に第2項第1号に定める事業の運営を開始した者は、その限りでない。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-115】補助額と交付要綱の関係の整理を求めるもの

本補助金の交付要綱では、補助対象となる経費を次の各号としている。

- ① 移行支援準備金
- ② 設備整備費(ただし、横浜市障害者グループホーム設置運営要綱に規定する運営委員会が設置・運営するグループホーム(以下「運営委員会グループホーム」という。)を除く)

①②の補助対象となる経費の詳細及び補助基準額については、運営委員会グループホームの運営主体に対する①移行支援準備金は表1、運営委員会グループホームの運営主体以外の運営主体に対する①移行支援準備金と②設備整備費は表2とされている。

表1 補助対象経費(運営委員会グループホームの運営主体)

補助対象経費	移行支援準備金			
補助基準額	移行前事業の入居定員ごとに次に定める額			
	入居定員数			
	4人	5人	6人	7人
	1,341,600円	1,365,000円	1,594,800円	1,701,200円
補助対象	障害福祉サービス事業運営のために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費)、役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費			

表2 補助対象経費(運営委員会グループホームの運営主体以外)

補助対象経費	補助基準額	補助対象
移行支援準備金	移行後事業の介護給付費等単位数×単位単価×日数×定員数×80%×2月(小数点以下四捨五入)	補助対象経費については、第9号別紙2に定める経費
設備備品費	1か所あたり3,000千円を限度	建物等の賃貸借に関する権利取得に係る経費(敷金、保証金又はこれらに類するものは、賃貸借契約書に償却が明記され、返還されない金額に限る。)並びに障害福

補助対象経費	補助基準額	補助対象
		社サービス事業への移行により必要となる家屋改造等に係る経費及び設備整備に係る経費

市から提出された本補助金の内訳を示す資料を確認したところ、補助額は、補助事業者等が締結している施設の賃貸借契約に基づく賃借料をベースに算定されている。

表1、表2は交付要綱の内容を示したものである。交付要綱に賃借料の記載はあるが、交付要綱からでは補助金額の算定根拠が把握できない。市においては、両者のつながりを整理する必要がある。

【意見-116】賃貸借契約の見直しを求めるもの

本補助金については、補助額の算定にあたって補助事業者から賃貸借契約を受領している。A 法人から提出された賃貸借契約を確認したところ、次の事案が確認された。

- ① B 事業所について、平成 21 年 11 月 1 日付で建物賃貸借契約と駐車場使用契約を締結しており、両契約とも賃貸人は C 氏とされている。建物賃貸借契約については、平成 28 年 10 月 10 日付で契約の更新が行われ、賃貸借契約更新書では賃貸人は D 氏とされている。一方、駐車場使用契約については更新されていることが確認できなかった。
- ② B 事業所について、平成 16 年 11 月 1 日付の建物賃貸借契約を受領しているが、賃借人が E 氏、賃貸人が A 法人 理事長 F 氏となっており、賃貸人と賃借人の記載が逆となっている。

市においては、①について駐車場使用契約の更新が行われていないのかを確認し、更新されていることが確認された場合は、現在の契約書入手する必要がある。②については、賃貸人と賃借人の記載誤りであり、訂正した建物賃貸借契約を入手しておく必要がある。

25. 横浜市介護福祉士専門学校学費補助事業費補助金(補-129)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市介護福祉士専門学校学費補助事業費補助金
所管部署	健康福祉局高齢健康福祉課
補助金交付要綱	横浜市介護福祉士専門学校学費補助事業費補助金交付要綱
制定年月日	令和元年7月31日
直近の改正年月日	令和4年9月30日
補助目的	介護福祉士を目指す者を支援する横浜市内の介護サービス事業者等に対し、対象となる経費の一部を助成することにより、介護福祉士を目指す者の就学・就労等が円滑に行われること
補助事業	介護人材支援事業
補助事業者	横浜市内に事業所・事務所を設置する介護サービス事業者等のうち、本事業の実施主体として市長が相当と認めるもの
補助金額の算定基準	学費から「介護福祉士修学資金貸付事業」における貸付額を引いた額(上限20万円/年)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	4,896 (決算額)	4,788 (決算額)	1,200 (決算額)	1,400 (決算額)	1,800 (決算額)	3,000 (予算額)
市負担額	4,896	4,788	1,200	1,400	1,800	3,000
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 介護福祉士専門学校学費補助金事業とは

介護福祉士を目指して来日する留学生を受け入れ、日本語学校の学費を負担する市内介護サービス事業者等に対し、その経費の一部を補助する事業である。

(2)監査の指摘

【指摘-7】 役員等氏名一覧表の確認漏れについて十分な対応を求めるもの

市では、横浜市暴力団排除条例を定め、補助金の給付等事業が、暴力団の資金源とならないよう必要な措置を講ずるよう規定している。

<p>(給付金の交付等における暴力団排除)</p> <p>第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付し、又は貸付金を貸し付ける事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
--

本補助金については、暴力団の資金源とならないよう、交付要綱第3条第3項で次のとおり補助対象者を制限している。

- 3 次の各号に掲げる団体は、本事業の対象としない。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 代表者又は役員のうち暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるもの

これに基づき、補助金の申請時に役員等が暴力団員でないことを確認するための提出様式である「役員等一覧表」の提出が義務付けられている。提出された「役員等一覧表」を確認したところ、医療法人社団の記載については、代表者の氏名のみが記載されている書類があった。

医療法人社団については、医療法第46条の5に基づき、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならないとされているため、役員等の氏名について記載漏れがあると考えられる。

本補助金については、株式会社や社会福祉法人、医療法人など様々な法人格を有する法人が補助対象者となるため、役員等一覧表に記載漏れがないことを審査できるよう十分な確認が求められる。

(3) 監査の意見

【意見-117】暴力団の排除に関する役員等氏名一覧表の範囲の明確化を求めるもの

補助金の申請時に役員等が暴力団員でないことを確認するための提出様式である「役員等氏名一覧表(第1号様式別紙1)」を提出している。提出された役員等氏名一覧表を確認すると、補助事業者が社会福祉法人である場合に、評議員の氏名を記載しているケースと記載していないケースが確認された。

横浜市暴力団排除条例逐条解説では、補助事業者から排除すべき対象者を「法人にあっては、代表者又は役員に暴力団員に該当するもの」と定義している。

社会福祉法人の役員については、社会福祉法で理事と監事と定められている。評議員は社会福祉法上の役員の定義には含まれないため、評議員は、神奈川県警本部長への確認対象とならないようにも思える。

一方、横浜市暴力団排除条例逐条解説では、役員を「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」としており、社会福祉法人において理事の選任権を有する評議員会の構成員である評議員についても、逐条解説で定義する役員に範囲に含まれているとも考えられる。なお、新潟市暴力団排除条例逐条解説では、「法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者」とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(監査役、評議員、理事、監事等)をいい…」と定めており、評議員についても調査対象であることを明記している。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

また、社会福祉法では、役員のみならず評議員についても暴力団員であることを欠格事由としており、暴力団員でないことが求められていることから、積極的に暴力団員でないことを確認する必要性が高いと考えられる。

したがって、横浜市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、あらためて社会福祉法人の評議員が、役員等氏名一覧表の記載対象となるかどうかを明確にしておく必要がある。

26. 横浜市介護ロボット等導入支援事業費補助金(補-132)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市介護ロボット等導入支援事業費補助金
所管部署	健康福祉局高齢健康福祉課
補助金交付要綱	横浜市介護ロボット等導入支援事業費補助金交付要綱
制定年月日	平成30年3月28日
直近の改正年月日	令和6年4月1日
補助目的	介護サービス事業者が当該年度において新たな介護職員等を雇用した場合のインセンティブとして、介護ロボット等を導入する際の経費の一部を助成することにより、介護ロボット等の使用による介護職員等の負担軽減を図るとともに、介護ロボット等の普及による働きやすい職場環境の整備により、介護職員等の確保に資すること
補助事業	介護人材支援事業
補助事業者	対象施設・事業所を運営する介護サービス事業者のうち、本事業の実施主体として市長が適当と認めるもの
補助金額の算定基準	補助金額は、補助対象経費の10分の9とする。ただし、単年度につき1対象施設・事業所あたり補助金額の上限を45万円とし、予算の範囲内において補助する。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	13,449 (決算額)	13,718 (決算額)	5,736 (決算額)	4,717 (決算額)	19,426 (決算額)	24,750 (予算額)
市負担額	13,449	13,718	5,736	4,717	19,426	24,750
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 介護ロボット等導入支援事業補助金事業とは

40歳以上の中高齢者又は外国人の雇用を条件に、介護ロボット等の導入費用の一部を補助する事業である。

③ 介護ロボット等とは

介護ロボット等とは、ア及びイの要件を満たすものをいう。

ア:目的要件…日常生活支援における、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護職員等の負担軽減効果のあるものであること。または、日本人介護職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーションを支援するものであること。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

イ:市場的要件…販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-118】 補助対象経費の範囲の明確化を求めるもの

補助対象経費については、交付要綱第4条に記載がある。

(補助対象経費等)

第4条 本事業の補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条第2項に規定する事業主体が第1条第2項に掲げる事業目的の達成のために行う介護ロボット等の導入に係る次の各号に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)とする。

- (1) 介護ロボット等購入費
- (2) 初期設定費

補助事業者が申請・実績報告した補助対象経費の中に介護ロボット等の導入に伴う「操作説明費」があった。導入に伴う操作説明費や研修費用等については、交付要綱で規定している「初期設定費」の範囲に含まれるかどうかは現在の交付要綱の記載内容だけでは明確ではないと考えられる。

補助事業者によって異なる取扱いとならないように、購入したロボット等の導入時に付随して生じる操作説明費や研修費用等が補助金の対象経費となるかどうかについては、「制度内容等に関するFAQ」や交付要綱の中で初期設定費の定義として明示しておくことが望ましい。

【意見-119】 使用状況報告書の活用を求めるもの

市は、交付要綱第11条において、実績報告の際に「介護ロボット等使用状況報告書(第6号様式別紙1-2)」を提出することを求めている。

補助金で取得した介護ロボット等の種別や製品名に加えて、使用状況や導入効果、不都合な点の課題を調査することについては有益であると考えられる。たとえば、介護事業の効率化や経営のDX化を目指している法人にとっては、先行事例を理解することによって、介護事業運営に活用できる先進的な機器を導入する契機となる。また、ロボット等導入にあたっての課題については、介護ロボット等を開発している事業者にとって改善点を把握する機会となる。

したがって、補助金の効果を高め、介護事業運営のDX化・効率化に資するよう、市は「介護ロボット等使用状況報告書」を活用し、導入事例とその効果等についてHPの「制度内容等に関するFAQ」などに積極的に公開することが望ましい。

表 介護ロボット等使用状況報告書

(第6号様式別添1-2)

介護ロボット等使用状況報告書

年 月 日

報告担当者職・氏名
報告担当者連絡先

法人名	
介護施設名(事業所名)	
介護サービスの種別	
介護ロボットの種別	移乗支援・移動支援・排泄支援・見守り・コミュニケーション ・入浴支援・介護業務支援・ポータブル翻訳機
介護ロボットの製品名	
導入台(セット)数	
購入に要する経費の内訳	
介護ロボット導入時期	
<p>【介護ロボットの使用状況(使用する業務・使用頻度等)】 ※日々の利用状況等が確認できる日誌等を活用して、具体的に記載すること。</p>	
<p>【介護ロボットの導入効果(導入による業務改善状況等)】 ※介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者・介護支援専門員(利用者)の満足度等、日々の利用状況が確認できる日誌等の活用や定点観測情報に基づいて具体的に記載すること。</p>	
<p>【介護ロボットの不都合な点の課題】 ※介護ロボットの機能に関すること、使い勝手に関することなど具体的に記載すること。</p>	

(A4)

27. 横浜市老人クラブ補助金(補-134)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市老人クラブ補助金
所管部署	健康福祉局高齢健康福祉課
補助金交付要綱	横浜市老人クラブ補助金交付要綱
制定年月日	平成23年3月1日
直近の改正年月日	令和5年4月1日
補助目的	老人福祉法第13条第2項に基づき、老人クラブ等を普遍的に育成し、健全な発展を図るため、その運営費及び事業費の一部を予算の範囲内において補助すること
補助事業	老人クラブ助成事業
補助事業者	<p>公益財団法人横浜市老人クラブ連合会(以下「市老連」という。)及び次の各号に掲げる要件を全て満たす市域の住民で組織された老人クラブとする。</p> <p>(1)会員数が、補助を受けようとする年度の4月1日を基準日とし、基準日現在で30人以上であること。ただし、年度途中において設立した老人クラブにあっては、設立日の属する年度に限り、当該設立年月日を基準日とする。</p> <p>(2)他の老人クラブ、法人、団体(自治会・町内会は除く等の全部又は一部として組織され、活動、運営しているものではないこと。</p> <p>(3)老人クラブの活動として政治活動又は宗教活動を行っていないこと。</p> <p>(4)市老連及び区老連が別に実施する単位クラブへの運営支援に関する経費にかかる補助を申請、受理していないこと。</p>
補助金額の算定基準	<ul style="list-style-type: none"> 単位クラブ及び未加入クラブに対する補助金の額は、交付要綱別表1に定める額の範囲内とする。 市老連に対する補助金の額は、予算の範囲内で申請の都度決定するものとする。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	294,061 (決算額)	290,113 (決算額)	284,968 (決算額)	285,135 (決算額)	281,737 (決算額)	333,394 (予算額)
市負担額	163,404	160,410	157,056	156,430	153,962	180,668
国負担額	130,657	129,703	127,912	128,705	127,775	152,726

② 老人クラブ助成事業とは

高齢者福祉施策として、高齢者の自主的組織である老人クラブを育成し、その健全な発展を図るため、老人クラブの助成を行う事業である。

当該事業は、主として単位老人クラブ及び市老連未加入老人クラブが行う活動に対して、補助を行う「老人クラブ事業」と、指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対して、補助を行う事業と、地域の支え合い活動の立ち上げや老人クラブ活動の継続・活性化のための事務をサポートする費用を補助する事業である「指定都市老人クラブ連合会事業」からなる。令和6年度決算額の内訳は次表のとおりである。

	老人クラブ事業	指定都市老人クラブ 連合会事業	合計額
令和6年度決算額	78,545 千円	203,192 千円	281,737 千円

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見－120】補助金に係る消費税等の仕入控除税額の報告の確認を求めるもの

補助金に係る消費税等の仕入控除税額の取扱いに関して、現在の交付要綱に記載されていない。

市老連に対する補助対象経費については、交付要綱に明示されており、消費税等が課税される経費が補助対象となっていることから、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が生じた場合その報告が必要となる。そこで市に対し、交付要綱に「消費税等に係る仕入控除税額の報告」の記載がない理由を確認した。

市によると、市老連は「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を国税庁に提出しており、現在は消費税の納税義務がないことを市老連に確認しているとのことであった。

確かに市老連が消費税等の納税義務者でなければ、消費税等に係る仕入控除税額の報告の必要はないが、補助対象経費に消費税等が課税される経費が含まれる場合には、そもそも納税義務者であるかどうかについて每期確認する必要がある。実務的には、市老連が消費税課税の委託事業を行うなど、新たに消費税等の課税義務者になる可能性が否定できないことから、交付要綱に「消費税等に係る仕入控除税額の報告」を規定し、每期免税事業者であることを確認できるように改正することが望ましい。

28. 横浜市高齢者生きがい活動促進事業費補助金(補-135)

(1) 概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市高齢者生きがい活動促進事業費補助金
所管部署	健康福祉局地域包括ケア推進課
補助金交付要綱	介護保険事業費補助金交付要綱(厚生労働省) 横浜市高齢者生きがい活動促進事業費補助金交付要綱
制定年月日	平成30年6月1日
直近の改正年月日	令和6年4月22日
補助目的	団体の立ち上げ支援に対する補助
補助事業	高齢者生きがい活動促進支援事業
補助事業者	団体
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	2,000 (決算額)	1,000 (決算額)	1,000 (決算額)	241 (決算額)	— (決算額)	— (予算額)
市負担額	—	—	—	—	—	—
国負担額	2,000	1,000	1,000	241	—	—

② 補助事業者

本補助金の補助事業者は次の各号全てに該当する法人又は任意団体である。

- 1) 代表者又は役員が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと
- 2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でないこと。
法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者がいないこと。
法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者でないこと。
- 3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- 4) 市税を滞納していないこと
- 5) 公序良俗に反しない団体であること
- 6) 法人格を持たない任意団体の場合は、規約、会則等の定めがあり、責任者及び団体意志が明確であること

③ 高齢者生きがい活動促進事業とは

厚生労働省老健局作成の「令和6年度予算案の概要(老健局)の参考資料」では、高齢者生きがい活動促進事業を次のように説明している。

表 高齢者生きがい活動促進事業の概要

項目	内容
1.事業の目的	少子高齢化が進展し、現役世代が減少するとともに、高齢者の大幅な増加が見込まれる中、生涯現役社会の実現に向け、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ち、積極的な社会への参加を促進するための環境を整備することが重要。このため、住民主体による生活支援、共生の居場所づくりや農福連携に取り組むなど、高齢者の社会参加・役割創出に資する活動等の立ち上げへの支援を行う。
2.事業の概要 ・スキーム	以下の取組の立ち上げ支援(初度設備等の補助)を行う。 ①農福連携推進事業(令和2年度創設) 高齢者が農作業や農作物の調理・販売等とおして、運動機能低下・認知症・閉じこもり等の介護予防を図るなど、農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場づくりの提供に資する活動 ②高齢者等が行う地域の支え合い活動 (事業例) ・単身高齢者等に対する見守り、配食サービス等の有償ボランティア活動 ・地域共生社会の推進に向け、多世代交流等の「共生の居場所づくり」に資する活動など
3.実施主体等	【実施主体】市区町村【補助率】定額(国 10/10) 【補助対象数】1 市区町村あたり原則 1 団体 【補助上限額】①の取組 200 万円、②の取組 100 万円

厚生労働省は、高齢者生きがい活動促進事業を実施している市区町村に補助を行うとしており、市は、厚生労働省の制度を利用して、高齢者生きがい活動促進事業を実施する団体への補助を行っている。

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見-121】事業を実施する必要性の検討を求めるもの

市は、厚生労働省の制度を利用して、高齢者生きがい活動促進事業を実施する団体への補助を行うとしている。しかしながら、この補助金は、令和6年度の補助実績はなく、監査実施時点(令和7年8月末時点)においては令和7年度も補助実績はない状況であった。

本補助金は、企業を退職した高齢者等が地域社会の中で役割をもっていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を促進するためとしている。定年退職者の活動に対して補助を行うものだが、定年退職後も様々な活動をされている方が多く、補助対象となる事業に従事する定年退職者が少ないこと、補助を受けるための事務手続きが煩雑なことなどがこの補助金が利用されていない理由と考えられる。

本補助事業に関して、市は特定の支出は行っていないが、ニーズが見込めないのであれば事業を継続する必要性は低く、事業の廃止を検討する必要がある。

29. 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金(補-137)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金
所管部署	健康福祉局地域包括ケア推進課
補助金交付要綱	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金交付要綱
制定年月日	平成 29 年 5 月 22 日
直近の改正年月日	令和 6 年 10 月 1 日
補助目的	団体、法人の事業に係る人件費・事務費・賃借料等に対する補助
補助事業	介護予防・生活支援サービス補助事業
補助事業者	社会福祉法人ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
補助金額 (千円)	85,202 (決算額)	91,985 (決算額)	104,808 (決算額)	119,415 (決算額)	119,958 (決算額)	121,200 (予算額)
市負担額	10,486	11,498	13,020	14,899	14,969	15,145
県負担額	10,650	11,498	13,101	14,926	14,994	15,150
国負担額	20,210	21,681	24,850	28,504	42,005	41,879
その他負担額※1	43,855	47,308	53,836	61,083	47,989	49,026

※1：1号保険料、2号保険料等

② 補助事業

本補助金は次の4つの活動に対して補助金を交付するものである。

1)横浜市通所型支援

住民主体の有償・無償のボランティア等(以下「ボランティア等」という。)が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に(週1回以上かつ概ね3時間以上)高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する。

2)横浜市訪問型支援

ボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に(週1回以上)訪問して生活援助等を行う。

3)横浜市配食支援

ボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に(週1回以上)訪問し、栄養改善を目的とした配食や見守りを行う。

4)横浜市見守り支援

ボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に(週1回以上)訪問し、見守りのサービスを提供する。

③ 補助事業者

本補助金の補助事業者は次の各号全てに該当する法人又は任意団体である。

- 1) 代表者又は役員が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと
- 2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でないこと。
法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者がいないこと。
法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当する者でないこと。
- 3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- 4) 市税を滞納していないこと
- 5) 公序良俗に反しない団体であること
- 6) 法人格を持たない任意団体の場合は、規約、会則等の定めがあり、責任者及び団体意志が明確であること
- 7) 交付を受けようとする補助事業について、前年度に補助金の交付を受けて活動を実施し、又は横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助対象事業選考要領第4条の規定に基づき設置する介護予防・生活支援サービス補助事業選考委員会において、選考要領別表2に定める項目1から7までにつき合格基準を満たすことを前年度に確認していること

④ 本補助金の目的

本補助事業は、地域のニーズと資源を把握したうえで、地域にとって必要とされる住民主体の活動の創出、持続、発展のための手段の一つとして実施されている。

本補助事業の主な目的は、要支援者等への支援の提供であり、要支援者等が安心して利用するために、活動には安定した運営が求められる。また、地域包括ケアシステムの基盤の一つとなる介護予防・生活支援サービスの充実・強化を推進するために実施するものであり、補助対象団体の活動は、その趣旨に合致している必要がある。

⑤ 補助金の区分及び補助対象経費

本補助金は活動費補助と家賃等補助に区分されている。それぞれの補助対象経費は次表のとおりである。

表 補助対象経費

補助項目	補助対象経費
活動費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・事務費 ・改修費 ・その他事業の実施に必要と認められるもの

第4 包括外部監査の指摘及び意見

補助項目	補助対象経費
	ただし、次の経費は補助対象経費とはならない。 ・施設整備の費用(軽微な改修費を除く) ・補助事業と直接関係のない従業員の募集、雇用に要する費用 ・補助事業と直接関係のない広告、宣伝に要する費用 ・食材料費や調理に係る費用等、利用者個人に直接的な利益となる費用
家賃等補助	・家賃 ・光熱水費

⑥ 補助の基準額等

本補助金の補助の基準額等は次表のとおりである。

表 補助金の基準額等

補助事業	項目	上限金額	人数・回数	交付要件
通所型支援	活動費補助	50,000 円に活動月数を乗じた額	当該申請に係る補助対象期間の介護予防に資するプログラムについて、1 回あたりの利用人数が平均 5 人以上かつ 1 週あたりの要支援者等の利用人数が平均 5 人以上	※1
	家賃等補助	100,000 円に活動月数を乗じた額	当該申請に係る補助対象期間の介護予防に資するプログラムについて、1 回あたりの利用人数が平均 10 人以上かつ 1 週あたりの要支援者等の利用人数が平均 5 人以上	※2
		200,000 円に活動月数を乗じた額	当該申請に係る補助対象期間の介護予防に資するプログラムについて、1 回あたりの利用人数が平均 20 人以上かつ 1 週あたりの要支援者等の利用人数が平均 10 人以上	
訪問型支援 配食支援 見守り支援	活動費補助	50,000 円に活動月数を乗じた額	当該申請に係る補助対象期間の要支援者等への支援の提供回数が、年 240 回以上。ただし、補助対象期間が 1 年に満たない場合は、20 回を補助対象期間の月数で乗じた回数以上	※3

※1、※3 要綱等で定められた基準を遵守していること。

※2 活動費補助の要件に加えて、次の 3 つの要件を満たしていること。

- 1) 代表者もしくは役員、その三親等以内の親族又は申請団体が所有、経営する不動産以外の施設を借り受けて補助事業を実施していること
- 2) 住民主体のボランティア等が、補助事業と同じ場所で週 5 日以上かつ 1 日 5 時間以上、要支援者等が参加できる住民が集う居場所を運営していること
- 3) 申請者が法人格を有すること若しくは補助事業開始までに法人格を取得する見込みがあること又は地域の団体と協力関係にある社会福祉法人等が不動産を借り受け、地域の団体が補助事業を実施していること

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見－122】 補助額の検討について

平成 28 年度の制度創設時より補助額は変更されておらず、かつ、実務において補助額の積算根拠が把握されていなかった。補助額の積算根拠を確認し、昨今の状況に鑑みて補助額が妥当であるかどうか、補助額のあり方を検討することが望ましい。

【意見－123】 補助対象者の財務状況の確認について

補助対象者の計算書類を確認したところ、多額の繰越金を有している団体がある一方、債務超過となっている団体も散見された。

補助対象者の財務状況にばらつきがみられる。補助対象者の財務状況に合わせて補助を行う、あるいは補助額を設定するなど、補助金のあり方を見直すことが望ましい。

30. 横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型運営費等補助金(補-138)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型運営費等補助金
所管部署	健康福祉局高齢在宅支援課
補助金交付要綱	横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型運営費等補助要綱
制定年月日	平成 20 年 3 月 4 日
直近の改正年月日	令和 7 年 2 月 3 日
補助目的	中途障害者に対し、生活訓練・地域交流・家族支援等を行う通所施設として中途障害者地域活動センターが事業を実施することに対し、設置・運営に係る補助金の交付に関する事項を定め、もって中途障害者の自立促進、生活の質の向上及び社会参加を図ることを目的とする。
補助事業	中途障害者支援事業
補助事業者	横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型実施要綱第 6 条第 1 項の規定による登録事業者
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	399,698 (決算額)	407,674 (決算額)	414,190 (決算額)	422,478 (決算額)	433,456 (決算額)	470,619 (予算額)
市負担額	348,679	354,613	357,258	363,951	375,325	331,210
県負担額	16,864	17,687	18,977	19,509	19,377	46,470
国負担額	34,155	35,374	37,955	39,018	38,754	92,939

② 中途障害者地域活動センターとは

中途障害者地域活動センターは、自己の健康管理能力を高め、生活圏の拡大及び日常生活動作機能の維持・改善を図る生活訓練等を行うことで、自立促進、生活の質の向上及び社会参加の促進を図ることを目的とした中途障害者支援における地域の中核機関である。脳血管疾患の後遺症その他の傷病が原因で心身の機能が低下している中途障害者は、意欲が低下し閉じこもりがちになるなど、就労や地域での社会参加が難しい場合があるという課題がある。こうした社会的行動障害の解消に向けては、現行の介護保険サービス等での一律の対応が難しいことから、地域においてそれぞれの中途障害者に寄り添った支援の体制を構築するために各区に一つの登録事業者が置かれている。

③ 中途障害者支援事業とは

脳血管疾患の後遺症等により心身機能の低下している中途障害者(おおむね 40 歳から 64 歳を対象)へリハビリ教室、生活訓練及び地域交流等を行う「中途障害者地域活動センター」に対して運営費の補助を行う。また、中途障害者への理解を深めるため、関係機関との連絡会・研修会の実施や普及啓発を行う。

本補助金は、中途障害者支援センターへの運営費の補助(18 か所)と中途障害者地域活動センターでリハビリ教室を開催する経費の補助(18 か所)に区分して交付されるものである。

(2) 監査の指摘

【指摘－8】 交付要綱の記載誤りの見直しを求めるもの

本補助金の交付要綱を確認したところ、第 18 条の財産処分の制限に係る根拠が「平成 13 年厚生労働省告示第 239 号」となっている。

現在は補助金適正化法施行令の規定に基づく「補助事業等に取得し、又は公用の増加した財産の処分制限期間」については、「平成 13 年厚生労働省告示第 239 号」が廃止され、「平成 20 年厚生労働省告示第 384 号」が施行されているため、交付要綱の記載を変更する必要がある。

(3) 監査の意見

【意見－124】 収支予算書・収支決算書の説明欄への記載の徹底を求めるもの

市は、交付要綱において、補助金交付申請書への添付書類として「収支予算書(第 8 号様式)」の提出を求めている。また、実績報告時の添付書類として補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書である「収支決算書(第 21 号様式)」の提出を各中途障害者地域活動センターに求めている。

提出された収支予算書・収支決算書を確認したところ、一部の中途障害者地域活動センターが提出した資料については、予算額・決算額の金額の記載はあるものの、説明欄に何らの記載もないため、科目ごとの収支内容が不明瞭となっている。

説明欄に記載がない場合、提出された資料を見ても、予算の内容がわからない、予算と決算が大きく乖離した場合の理由が明確でない、各中途障害者地域活動センター間の活動に関する比較ができないなど、収支の概要について把握することができない。そのため、各中途障害者地域活動センターが補助事業を適切に実施しているかどうかなど、収支の概要が不明瞭なことによって、市として効率的に判断を行うことが難しい。

また、補助事業者が説明欄に記載を行っていない一因として、記載すべき説明事項が明確でないことも挙げられる。

したがって、市は各中途障害者地域活動センターに収支決算書等の説明欄への記載を促すとともに、その記載すべき内容についても方針を示すことが望ましい。たとえば、収支予算書については、前年からの変更点と、備品購入に関する具体的な内容を明示させることが考えられる。また、収支決算書については、予算決算差額が一定額以上の場合にその理由を記載させることや、予算と異なる備品購入をした場合その内容を記載させることが考えら

第4 包括外部監査の指摘及び意見

れる。

なお、各区の所管課は、毎年中途障害者地域活動センターへの実地調査を行っており、その結果を「中途障害者地域活動センター実地調査結果報告書」にとりまとめて、補助金の所管課である高齢在宅支援課に提出し、利用者の処遇や会計などについて報告を行っている。詳細な収支内容については、各区所管課の実地調査時に支出を証明する領収書等の確認を行っているとのことであり、中途障害者地域活動センターに対するモニタリングは適切に行われている。

表 収支決算書(第21号様式)ひな形

第21号様式 (第12条第2項第2号)

年度		収支決算書		
		予算額	決算額	説明
収入の部	横浜 市補助 金	運営基本費		
		借地借家費		
		設置費		
		教室運営基本費		
		会場費		
		通所費		
		横浜市補助金収入計 (1)		
	その他	自主財源繰入		
		負担金収入	利用者負担金 行事費負担金	
		その他の収入計 (2)		
収入合計A (1)+(2)				
支出の部	運営 基本 費	管理費		役員費
				一般物品費
				備品購入費
				印刷製本費
				業務委託費
				会議費
				光熱水費
				借料損料
				職員研修費
				旅費
				厚生経費
				修繕費
				保健衛生費
			雑費	
	管理費 小計 (3)			
	人件費	職員給与		
		職員諸手当 法定福利費		
	人件費 小計 (4)			
	事業費	生活プログラム費		
		地域交流啓発活動費 謝金等		
	移送費	タクシー等借上費		
		運転手への謝金等 その他		
	事業費等 小計 (5)			
運営基本費小計 (6) (3)+(4)+(5)				
借地 借家 費・	借地借家費(7)			
教室 運営 基本 費	リハ ビリ 教室	教室 運営 費	人件費	
			講師経費	
			ボランティア謝金	
			一般物品費 その他経費	
		小計		
会場 費	会場費			
通所 費	通所費			
リハビリ教室事業費 小計 (8)				
設置 費	設置 費	権利取得費		
		家屋改造費 設備整備費		
設置費 小計 (9)				
支出合計B (6)+(7)+(8)+(9)				
横浜市返還金 【収入合計(A)-支出合計(B)】				

【意見－125】 人件費の範囲に関する交付要綱への記載と収支決算書等への反映を求めるもの

本補助金の補助対象経費のうち、運営基本費の範囲については、交付要綱第3条第2項のアに記載がある。

(2)運営費 活動センターの運営に係る経費の年額とし、次のアからオに掲げるとおりとする。

ア 運営基本費 活動センターの運営に係る職員等の人件費、管理費（一般物品費、備品購入費、会議費、光熱水費、借地・借家費充当額等）並びに活動センター事業に係る経費（事業費、移送費）及びリハビリ教室事業に係る経費充当額（教室運営基本費、会場費、通所費）を対象とする。

～以下省略～

中途障害者地域活動センターの運営に係る人件費についても補助対象となることは記載されているが、中小企業退職金共済などへの退職掛金などが含まれるかどうかなど、人件費の具体的な範囲は要綱や様式で明記されていない。実務的には収支決算書の法定福利費の欄に「退職積立金」や「中退共掛金」などの記載があり、補助対象となる人件費の中に退職掛金などが含まれていると解される。

そこで、あらためて退職掛金等が補助対象であることがわかるように交付要綱や様式への記載を追加することが望ましい。また、中退共への退職掛金については、任意の退職金制度であることから一般的に法定福利費では計上しないため、収支予算書・収支決算書の人件費の中に新たに「退職共済掛金」、「退職給付費用」などの記載欄を設けることが望ましい。

【意見－126】 関係書類の管理保管期間について

本補助金については、補助金等規則の定めを受け、財産処分の制限と関係書類の管理保管について、交付要綱において次のとおり定めている。

(財産の処分の制限)

第18条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限が効からなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械器具等については、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年厚生労働省告示第239号）に規定する処分制限期間を適用するものとする。

(関係書類の保存等)

第20条 登録事業者は、補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類を整備するとともに、これらについての証拠書類等次の各号に定める書類を整備し、当該年度終了後5年間保存しなければならない。

(1)従業者、設備、整備、会計に関する諸記録

(2)利用者に対する活動センターの活動に関する諸記録

ア 利用者の利用決定に関する書類

イ 活動日誌

ウ 個別記録

エ 評価の記録

第4 包括外部監査の指摘及び意見

オ 移送に関する記録 カリハビリ教室に関する記録 キ その他活動に関する記録
--

本補助金の交付要綱においては、一定の財産について財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間については、第18条で平成13年厚生労働省告示第239号(正しくは平成20年厚生労働省告示第384号(指摘-8参照))「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」の別表に記載の処分制限期間と定めている一方で、第20条によって関係書類の保存等を5年と明示している。

財産を処分する制限が解除されるまでの期間が、厚生労働省告示に拠る場合、取得した財産によっては処分制限期間が5年を超過するケースがある。現在の交付要綱のように関係書類の保存期間を5年と定めてしまうと、5年より長く処分制限がかかる財産であるにもかかわらず、請求書や納品書等の証憑書類や会計帳簿・固定資産台帳など、補助金で取得した財産に係る必要な関係書類が5年で廃棄されてしまう可能性がある。この場合、財産処分の制限を遵守しているかどうかを確認することが困難となってしまうため、現在の交付要綱は適切ではない。

したがって、補助事業者が、財産処分の制限を遵守するためには、補助事業完了後5年を経過した後の期間においても、当該財産の処分が完了する日または処分制限の期間を経過する日のいずれか遅い日までは、補助事業に係る関係書類を保管しなければならないことを交付要綱に加える必要がある。

31. 横浜市訪問看護ステーション介護保険支援補助金(補-139)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市訪問看護ステーション介護保険支援補助金
所管部署	健康福祉局高齢在宅支援課
補助金交付要綱	横浜市訪問看護ステーション介護保険支援補助金交付要綱
制定年月日	平成13年11月30日
直近の改正年月日	令和5年3月10日
補助目的	一般社団法人横浜市医師会が実施する介護保険制度における訪問看護ステーション職員等の研修事業に対し、横浜市の予算の範囲内で補助金を交付することにより、訪問看護の円滑な実施と質の向上を図ること
補助事業	訪問介護・訪問看護事業者支援事業
補助事業者	一般社団法人横浜市医師会
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	3,300 (決算額)	3,300 (決算額)	3,300 (決算額)	3,300 (決算額)	3,300 (決算額)	3,300 (予算額)
市負担額	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 訪問介護・訪問看護事業者支援事業とは

地域包括ケアの推進にあたり、在宅サービスを担う訪問介護事業者及び訪問看護事業者全体のサービスの質の向上及び人材確保を図る事業である。本補助金は一般社団法人横浜市医師会が実施する介護保険制度における訪問看護ステーション職員等の研修事業に対し、横浜市の予算の範囲内で補助金を交付することにより、訪問看護の円滑な実施と質の向上を図ることを目的として実施されるものである。

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見-127】関係書類の管理保管期間の見直しを求めるもの

本補助金については、補助金等規則の定めを受け、財産処分の制限と関係書類の管理保管について、交付要綱において次のとおり定めている。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

第14条 補助金規則第25条の市長が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)」に定める期間とする。

2 補助金規則第25条第2号の規定により市長が処分を制限する必要があると認める財産は、500,000円以上の価格で取得したものとする。

(関係書類の保存等)

第15条 補助金規則第26条の市長が定める期間は5年とする。

本補助金の交付要綱においては、一定の財産について財産処分の制限がわからなくなるために必要な期間については、第14条で平成20年厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」の別表に記載の処分制限期間と定めている一方で、第15条によって関係書類の管理保管期間を5年と明示している。

財産を処分する制限が解除されるまでの期間が、厚生労働省告示に拠る場合、取得した財産によっては処分制限期間が5年を超過するケースがある。現在の交付要綱のように関係書類の保存期間を5年と定めてしまうと、5年より長く処分制限がかかる財産であるにもかかわらず、請求書や納品書等の証憑書類や会計帳簿・固定資産台帳など、補助金で取得した財産に係る必要な関係書類が5年で廃棄されてしまう可能性がある。この場合、財産処分の制限を遵守しているかどうかを確認することが困難となってしまうため、現在の交付要綱は適切ではない。

したがって、補助事業者が、財産処分の制限を遵守するためには、補助事業完了後5年を経過した後の期間においても、当該財産の処分が完了する日または処分制限の期間を経過する日のいずれか遅い日までは、補助事業に係る関係書類を保管しなければならないことを交付要綱に加える必要がある。

32. 軽費老人ホーム事務費補助金(補-140)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	軽費老人ホーム事務費補助金
所管部署	健康福祉局高齢施設課
補助金交付要綱	軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱
制定年月日	平成12年3月31日
直近の改正年月日	令和4年3月31日
補助目的	健全な施設運営を図ること
補助事業	軽費老人ホーム事務費補助事業
補助事業者	軽費老人ホームを運営する法人
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	473,721 (決算額)	469,332 (決算額)	469,817 (決算額)	478,754 (決算額)	500,122 (決算額)	503,046 (予算額)
市負担額	473,721	469,332	469,817	478,754	500,122	503,046
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 軽費老人ホームとは

軽費老人ホームは、低額な料金で高齢者が入所することができる老人福祉法第5条の3に定められた施設である。施設には、A型(食事提供あり)、B型(自炊)、C型(ケアハウス)(食事・生活支援あり)といった種類があるが、平成20年にケアハウスへの一元化が示され、A型・B型については、それ以前から運営されていた施設に限り、経過的に存続が認められている。

横浜市内には、A型5施設、ケアハウス6施設(うち、介護保険の居宅サービスの一つである特定施設入居者生活介護の指定を受け、介護サービスを提供する特定施設は3施設)がある。

A型は昭和42年11月、ケアハウスは平成9年5月に事業を開始している。令和2年度から令和6年度の施設数、入所人員、補助金決算額の推移は、次表のとおりである。

表 軽費老人ホームの施設数等の推移

項目		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A型	施設数(箇所)	5	5	5	5	5
	入所人員(人)	2,963	2,919	2,907	2,945	2,977
	決算額(千円)	356,025	352,128	350,022	353,816	367,123
ケアハウス	施設数(箇所)	6	6	6	6	6
	入所人員(人)	4,289	4,250	4,352	4,347	4,493
	決算額(千円)	117,696	117,204	119,795	124,938	132,999

第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
合計	施設数(箇所)	11	11	11	11	11
	入所人員(人)	7,252	7,169	7,259	7,292	7,470
	決算額(千円)	473,721	469,332	469,817	478,754	500,122

(市提供資料より監査人作成)

(2) 監査の指摘

【指摘一】実績報告書添付書類の不足・誤りへの対応を求めるもの

実績報告にあたり、市に提出する書類は、本補助金の交付要綱第 13 条に次のとおり定められている。

交付要綱

(実績報告)

第 13 条 補助金規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定により市長に報告する書類は次のとおりとする。

- (1) 軽費老人ホーム事務費補助金に係る事業実績報告書(第 8 号様式)
- (2) 補助金精算書(別表 5)(第 9 条による場合のみ)
- (3) 補助金実績内訳書(別表 6(1)～(5))
- (4) 補助金規則第 14 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する書類

2 補助金規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する資産及び負債に関する事項を記載した書類は、財産目録及び貸借対照表とする。(当該年度分)

第 8 号様式(要綱第 13 条)

- 1 対象施設
- 2 補助金精算書(別表 5)
- 3 補助金実績内訳書(別表 6)

(添付書類)

- 1 年度歳入歳出決算(見込)書抄本
(財産目録及び貸借対照表を含みます。)
- 2 運営規程(利用料の額を明らかにしてください。)
- 3 補助金規則第 14 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する書類

添付書類の一つに「令和 6 年度歳入歳出決算(見込)書抄本」があるが、当該書類は、補助金実績内訳書(別表 6)に記載されている総事業費の金額(以下「別表 6 の金額」という。)に誤りがないか否かを確認するために必要な書類である。

そこで、監査人が全 11 施設の実績報告書における「令和 6 年度歳入歳出決算(見込)書抄本」の添付状況を確認したところ、次表のとおり、不足や誤りが多々見受けられた(監査人コメント参照)。

表 令和 6 年度歳入歳出決算(見込)書抄本として添付されていた書類

施設名	添付書類	監査人コメント
ルンビニ	・拠点区分資金収支計算書(R6.4.1～)	・別表 6 の金額と不一致。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

施設名	添付書類	監査人コメント
合掌苑	R7.2.28) ・拠点区分事業活動計算書(R6.4.1～R7.2.28) ・拠点区分貸借対照表(R7.2.28 現在) ・財産目録(R6.3.31 現在)	・会計期間が2月までとなっているため誤り、当然に別表 6 の金額と一致しない。 ・財産目録が令和 5 年度のものとなっており誤り。 ・なお、監査時 7/25 に不一致を指摘したところ、7/29 に差し替えがあり、補助金額に影響しないことを確認した。
上白根園	決算書 2024 年度 ・法人単位資金収支計算書 ・社会福祉事業区分資金収支計算書 ・拠点区分資金収支計算書 ・本部拠点区分資金収支計算書 ・法人単位事業活動計算書 ・社会福祉事業区分事業活動内訳表 ・拠点区分事業活動計算書 ・本部拠点区分事業活動計算書 ・法人単位貸借対照表 ・社会福祉事業区分貸借対照表内訳表 ・拠点区分貸借対照表 ・本部拠点区分貸借対照表 ・借入貴明細書ほか各種明細書 ・財産目録	・別表 6 の金額と一部不一致。 ・不一致部分につき、決算書のどの金額を集計しているのか不明。
ベタニヤ・ホーム	・第 2 回補正予算(R6.4.1～R7.3.31) ・財産目録(R6.3.31 現在) ・比較部門別貸借対照表(R6.3 現在)	・別表 6 の金額と一致。 ・マーカーで該当箇所を示しており、明瞭。 ・ただし、補正予算額であり、決算見込み額ではない可能性がある。 ・財産目録及び貸借対照表が令和 5 年度のものとなっており誤り。
東野園	・2025 年度当初予算書(2025.3. 31) ・財産目録(R6.3.31 現在) ・拠点区分貸借対照表(R6.3.31 現在)	・別表 6 の金額と不一致。 ・令和 6 年度の決算書ではないため誤り。 ・よって、突合不可能。
睦荘	・拠点区分資金収支予算書(第 1 次補正予算)(R6.4.1～R7.3.31) ・財産目録(R6.3.31 現在) ・拠点区分貸借対照表(R6.3.31)	・別表 6 の金額と一致。 ・マーカーで該当箇所を示しており、明瞭。 ・ただし、補正予算額であり、決算見込み額ではない可能性がある。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

施設名	添付書類	監査人コメント
		<ul style="list-style-type: none"> ・予算書に引当金が計上されているが、別表6には記載されていない。 ・財産目録及び貸借対照表が令和5年度のものとなっており誤り。
ケアハウス グリーンヴィラ 富士見	令和7年4月1日現在における見込み(案) <ul style="list-style-type: none"> ・拠点区分残高試算表(令和7年3月分) ・令和7年度収支予算書 ・財産目録(R7.3.31 現在) ・拠点区分貸借対照表(R7.3.31 現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・別表6の金額と一致。 ・マーカーで該当箇所を示しており、明瞭。
ケアハウス フォンス	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業区分令和6年度資金収支予算書 ・法人単位貸借対照表(R6.3.31 現在) ・拠点貸借対照表(R6.3.31 現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・別表6の金額と不一致。 ・令和6年度の決算書ではないため誤り。 ・よって、突合不可能。 ・財産目録が添付されていない。
ケアハウス シャローム桜山	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点区分資金収支計算書(R5.4.1～R6.3.31) 	<ul style="list-style-type: none"> ・別表6の金額と一致しているが、令和5年度の金額であり誤り。 ・マーカーで該当箇所を示しており、明瞭。 ・財産目録及び貸借対照表が添付されていない。
ケアハウス メゾンヴェルト	<ul style="list-style-type: none"> ・財産目録(R6.3.31 現在) ・法人単位貸借対照表(R5.3.31 現在) ・拠点区分貸借対照表(R7.1.31 現在) ・拠点区分貸借対照表(R7.2.28 現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・別表6の金額と不一致。 ・令和6年度の決算書ではないため誤り。 ・よって、突合不可能。
ケアハウス ゆうあい	<ul style="list-style-type: none"> ・法人単位貸借対照表(R6.3.31 現在) ・拠点区分貸借対照表(R6.3.31 現在) ・引当金明細書ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・別表6の金額と不一致。 ・令和6年度の決算書ではないため誤り。 ・よって、突合不可能。 ・財産目録が添付されていない。
フォーシーズンズ ヴィラそよかぜ	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点区分資金収支計算書(R5.4.1～R6.3.31) ・拠点区分事業活動計算書(R5.4.1～R6.3.31) ・拠点区分貸借対照表(R6.3.31 現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・別表6の金額と不一致。 ・令和6年度の決算書ではないため誤り。 ・よって、突合不可能。 ・財産目録が添付されていない。

(市提供資料より監査人作成)

このとおり、財産目録や貸借対照表が添付されていなかったり、添付されていても令和6年度のものではなかったりしていた施設が多々見受けられた。このような状況であるから、当然ながら、多数の施設において、令和6年度歳入歳出決算(見込)書抄本として添付されて

いた書類と別表 6 の金額とが一致していなかった。

当該状況を鑑みると、市は、別表 6 の金額に誤りがないか否かを確認していないと言わざるを得ない。

したがって、市は、実績報告書添付書類に不足や誤りがないか十分に確認し、不足や誤りがあった場合は書類の提出や差し替えを求めるとともに、当該書類と別表 6 の金額を突合し、別表 6 の金額に誤りのないことを確認する必要がある。

【指摘-10】実績報告書添付書類の整理を求めるもの

上記で述べたとおり、実績報告書添付書類の一つとして、「令和 6 年度歳入歳出決算(見込)書抄本」がある。抄本としているが、財産目録及び貸借対照表を除き、決算書のうちどの計算書類等を添付するのか示されていないため、上表のとおり、施設によって様々な計算書類等が添付されている。

財産目録及び貸借対照表の添付を求めている理由は、法人の財政状態を把握し、補助事業を遂行しうるかを判断するためと推察される。しかしながら、市が、財産目録及び貸借対照表により法人の財政状態を把握している形跡はない。法人単位貸借対照表を添付していない施設があるにもかかわらず、市は追加提出を求めていることから、そのようにいえる。

また、別表 6 の金額に誤りのないことを確認するためには、拠点区分資金収支計算書があれば足りるが、それ以外に多々計算書類等が添付されている。法人の事務負担の軽減の観点からも、不要な書類の添付は求めるべきではない。

したがって、市は、実績報告書添付書類について整理し、真に必要な書類に限定するとともに、当該書類を第 8 号様式に明示する必要がある。

【指摘-11】補助の対象となる事務費の見直しを求めるもの

交付要綱第 3 条第 1 項第 2 号の規定によると、補助の対象となる事務費として、人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金が掲げられている。

交付要綱

(補助の対象)

第 3 条 補助の対象については、次のとおりとする。

(2) 補助対象となる事務費は、同ホームを運営するために必要な、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担分、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等並びに人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金、本部会計繰入金に充当する経費とする。

しかしながら、現行の社会福祉法人会計基準では、引当金は徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金等に限定されており、人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金は計上が認められていない。(なお、積立資産支出として計上することは認められている。)

したがって、市は、補助の対象となる事務費を見直す必要がある。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

【指摘－12】補助の決定額の算定方法に係る不整合の解消を求めるもの

交付要綱第 5 条の規定によると、事務費基準額から事務費徴収額を控除した事務費減免額を補助の決定額としている。

交付要綱

(補助の決定額)

第 5 条 この補助金の決定額は、次のとおりとする。

- (1) 前条で各施設毎に定められた軽費老人ホーム事務費単価表(別表 1)の事務費を基準とし、軽費老人ホーム事務費徴収額(別表 2)に基づき、徴収すべき事務費の一部を減免した額を補助額とする。

一方、別表 3(要綱第 6 条) 補助金所要額調書、別表 3-1(要綱第 4 条) 補助金所要額調書、別表 5(要綱第 13 条) 補助金精算書によると、事務費実支出額と事務費減免額とを比較し、いずれか低いほうの額を補助金所要額としている。

交付要綱

別表 5(要綱第 13 条)

補助金精算書

施設名

総事業費 A	事務費 実支出額 B	事務費 基準額 C	事務費 本人 徴収額 D	事務費 減免額 C-D E	補助金 所要額 B 又は E F	補助金 既受入額 G	差引 過不足 F-G H
円	円	円	円	円	円	円	円

- (注意) 1 A 欄 法定外を含む。別表 6(第 1 面)の支出額を記入
 2 B 欄 法定外を含む。別表 6(第 1 面)の支出額を記入
 3 C 欄 事務費単価×年間利用人数
 4 E 欄 C 欄-D 欄
 5 F 欄 B 欄<E 欄の場合は B 欄、B 欄>E 欄の場合は E 欄
 6 単価は、単価改正後の最終額とする

このように、補助の決定額(補助金所要額)の算定方法について、交付要綱内で齟齬が生じている。

したがって、市は、交付要綱を見直し、補助の決定額の算定方法に係る不整合を解消する必要がある。

【指摘－13】消費税等に係る仕入控除税額の報告についての対応を求めるもの

補助事業者が課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について課税仕入れを行った

場合、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能となっているため、補助事業者が、消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合、当該補助事業者は仕入に係る消費税を実質的に負担していないことになる。

そのため、交付要綱第17条において、消費税等に係る仕入控除税額についての規定が定められており、補助事業者は消費税等仕入控除税額報告書(第10号様式)を提出することとなっている。

交付要綱

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)
第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第10号様式)により、速やかに市長に報告するものとする。
3 前2項の報告があったときは、市長は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

しかしながら、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第10号様式)が提出されていなかった。免税事業者であるなどの理由により、市への返還額が生じない場合であっても、交付要綱上、市への報告を省略することはできない。

したがって、市は、交付要綱第17条の規定に基づく消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第10号様式)の提出を補助事業者に対し求める必要がある。

(3) 監査の意見

【意見-128】 確定決算書による補助の決定額の確認を求めるもの

実績報告書添付書類の一つとして、「令和6年度歳入歳出決算(見込)書抄本」があるが、当該決算書はあくまで見込みであって、確定したものではない。これは、法人の理事会、評議員会で決算書が承認されて確定するのが、通常6月下旬であることから、実績報告の時点では見込みとならざるを得ないためである。

そのため、見込決算書と確定決算書の金額が異なることはままたり得る。つまり、決算金額の変更に伴い、補助の決定額も変更となる可能性があるということになる。

そこで、実績報告書に添付されていた拠点区分資金収支計算書(つまり、見込決算書)と独立行政法人福祉医療機構の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムWAM NETに公表されている拠点区分資金収支計算書(つまり、確定決算書)を比較して、その整合性を確認するとともに、補助の決定額に影響がないか否かについて確認した。

たとえば、下記施設の決算書の比較結果は、次のとおりである。

表 令和6年度歳入歳出決算(見込)書抄本として添付されていた書類(一部再掲)

施設名	添付書類	監査人コメント
ケアハウス グリーンヴィラ 富士見	令和7年4月1日現在における見込み(案) ・拠点区分残高試算表(令和7年3月分) ・令和7年度収支予算書 ・財産目録(R7.3.31現在)	・別表6の金額と一致。 ・マーカーで該当箇所を示しており、明瞭。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

施設名	添付書類	監査人コメント
	・拠点区分貸借対照表 (R7.3.31 現在)	

(市提供資料より監査人作成)

表 決算書の比較

区分	見込決算書 a	確定決算書 b	差異 b-a
事務費	円	円	円
人件費	23,168,181	23,347,386	179,205
庁費	1,920,698	15,410,272	13,489,574
引当金	0	0	0
本部会計繰入金	0	0	0
小計	25,088,879	38,757,658	13,668,779
事業費			
給食費	6,663,132	7,228,900	565,768
生活費	1,009,724	7,832,994	6,823,270
小計	7,672,856	15,061,894	7,389,038
合計	32,761,735	53,819,552	21,057,817

(市提供資料、WAMNETより監査人作成)

このとおり、添付書類に不足や誤りがなく、別表 6 の金額と一致していた施設であっても、見込決算書と確定決算書の金額に差異が生じていた。

結果的に、補助の決定額に影響はなかったが、差異が生じる以上、その影響の有無は確認する必要がある。したがって、市は、事後的に確定決算書を入手し、補助の決定額に影響がないか否か確認する必要がある。

33. 高齢者施設・住まいの相談センター事業費補助金(補-141)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	高齢者施設・住まいの相談センター事業費補助金
所管部署	健康福祉局高齢施設課
補助金交付要綱	高齢者施設・住まいの相談センター事業費補助金交付要綱
制定年月日	平成27年4月1日
直近の改正年月日	令和3年6月5日
補助目的	高齢者施設・住まいの相談センターの運営が安定し、かつ特別養護老人ホーム入所待ち者の解消を図ること等
補助事業	高齢者施設・住まいの相談センター運営事業
補助事業者	公益社団法人横浜市福祉事業経営者会
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	50,234 (決算額)	53,771 (決算額)	53,771 (決算額)	67,102 (決算額)	70,654 (決算額)	64,609 (予算額)
市負担額	50,234	53,771	53,771	67,102	70,654	64,609
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 高齢者施設・住まいの相談センターとは

高齢者施設・住まいの相談センターとは、高齢者の施設・住まいに関する相談窓口であり、専門の相談員が横浜市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームなどについて、個別相談・情報提供を行っている。また、市内17地区の地域ケアプラザで出張相談も行っている。

高齢者施設・住まいの相談センターの概要は、次表のとおりである。

表 高齢者施設・住まいの相談センターの概要

項目	内容
相談日時	平日、第2・第4土曜日
相談時間	60分(出張相談50分)
相談できる内容	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市内の介護保険施設等(特養、老健、療養型病床群、高齢者グループホーム、有料老人ホーム等)の情報 ・横浜市内の特別養護老人ホーム入所申込書の書き方、提出 ・その他、横浜市内の特別養護老人ホームの入所申込に係る相談・情報提供
相談場所	港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー14階
受付時間	9:00~17:00 相談の最終受付時間は16:00(出張相談は15:00)
予約方法	電話予約

(補助事業者ホームページより監査人作成)

(2) 監査の指摘

【指摘－14】消費税等に係る仕入控除税額についての対応を求めるもの

補助事業者が課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について課税仕入れを行った場合、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能となっているため、補助事業者が、消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合、当該補助事業者は仕入に係る消費税を実質的に負担していないことになる。

そのため、本補助金の交付要綱第10条第5項及び第15条において、消費税等に係る規定が定められている。

交付要綱第10条第5項は、実績報告書提出時に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合の取扱い、第15条は、実績報告書提出後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合の取扱いを定めたものである。

交付要綱

(実績報告)

第10条

- 5 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、経営者会は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、経営者会は、実績報告後に消費税の申告により、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第11号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

しかしながら、実績報告書提出時または提出後のいずれにおいても、消費税等に係る仕入控除税額に係る必要書類が提出されていなかった。特定収入割合が5%を超えているなどの理由により、市への返還額が生じない場合であっても、交付要綱上、市への報告を省略することはできない。

したがって、市は、交付要綱第15条の規定に基づく消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第11号様式)の提出を補助事業者に対し求める必要がある。

34. 横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金(補-142)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金
所管部署	健康福祉局高齢施設課
補助金交付要綱	横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金交付要綱
制定年月日	平成21年12月28日
直近の改正年月日	令和4年7月14日
補助目的	広域型施設及び小規模福祉施設等が、安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援し、もって高齢者の在宅等における生活継続を支援すること
補助事業	特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業
補助事業者	横浜市社会福祉法人施設審査会において整備費補助金の交付先としての決定を受けた事業者等
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	306,102 (決算額)	377,230 (決算額)	590,222 (決算額)	572,987 (決算額)	101,269 (決算額)	1,300,535 (予算額)
市負担額	—	—	—	—	—	—
県負担額	306,102	377,230	590,222	572,987	101,269	1,300,535

② 補助対象施設の実績

本補助金は、広域型施設及び小規模福祉施設等の開設、介護療養型医療施設の介護医療院等への転換に要する費用について補助するものである。令和2年度以降の補助対象施設の実績は次表のとおりである。

表 補助対象施設の実績

対象施設		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
特別養護老人ホーム	施設数	4	4	4	2	1
	定員数(人) (うちショートステイ)	339 (40)	409 (40)	460 (20)	320 (20)	120
介護医療院	施設数	2	1	1	0	0
	定員数(人)	99	12	48	0	0
特定施設入居者生活介護	施設数	—	6	5	8	4
	定員数(人)	—	415	341	515	226

(市提供資料より監査人作成)

(2) 監査の指摘

【指摘－15】 交付要綱の改正を求めるもの

介護保険法の一部改正により、令和 5 年度末に介護療養型医療施設は制度廃止となった。そのため、「神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱」及び県の「施設開設準備経費等支援事業費補助金実施要領」においては、介護療養型医療施設の介護老人保健施設への転換の際に必要な初度経費を支援する事業は補助対象外となっている。

しかしながら、本補助金の交付要綱においては、現在も介護療養型医療施設の介護医療院等への転換に要する費用について補助対象となったままである。

また、令和 6 年 1 月 1 日現在、市内の介護療養型医療施設数は 1 か所(定員 29 名)であったが、令和 6 年 4 月 1 日に医療療養病床へ転換したため、令和 6 年度時点で介護医療院への転換が可能な介護療養型医療施設は存在しない。

したがって、市は、介護療養型医療施設の介護医療院等への転換に要する費用について補助対象外とするよう、交付要綱を改正する必要がある。

(3) 監査の意見

【意見－129】 補助金申請書類の整合性の確認を求めるもの

本補助金の交付の申請にあたっては、交付申請書(第 1 号様式)を用いるものとされている(交付要綱第 6 条第 2 項)。第 1 号様式には、別紙が定められており、合わせて申請することとなる。

交付申請書及び別紙(以下「補助金申請書類」という。)を閲覧したところ、補助金申請書類に記載されている金額に不整合がある事業者があった。

具体的には、別紙 4-1「施設開設準備経費等支援事業計画書(令和 6 年度分)」の開設に必要な経費の金額の合計が 2,013,000 円と記載すべきところ、1,830,000 円と誤って記載されていた。そのため、別紙 4「補助対象経費内訳(令和 6 年度分)」の合計金額 2,013,000 円と別紙 4-1 の合計金額が整合していなかった。

結果的に、補助金交付額に影響はなかったが、市は、補助金申請書類の整合性について、適切に確認を行う必要がある。

35. 横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金(補-159)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金
所管部署	健康福祉局介護事業指導課
補助金交付要綱	横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金交付要綱
制定年月日	平成21年12月28日
直近の改正年月日	令和4年7月14日
補助目的	地域密着型サービス事業所に係る開設準備経費に対する補助
補助事業	地域密着型サービス事業所開設準備補助事業
補助事業者	社会福祉法人ほか
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	99,002 (決算額)	122,546 (決算額)	159,485 (決算額)	180,202 (決算額)	136,337 (決算額)	258,829 (予算額)
市負担額	—	—	—	314	—	—
県負担額	99,002	122,546	159,485	179,888	136,337	258,829

② 地域密着型サービス事業所開設準備補助事業とは

神奈川県費を使用し、地域密着型サービス事業所(認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)の開設にかかる費用を助成する事業である。

③ 補助金の概要

本補助金の概要は次表のとおりである。

表 補助金の概要

項目	内容
補助目的	広域型施設及び小規模福祉施設等の開設、介護療養型医療施設の介護医療院等への転換に要する費用について、横浜市の予算の範囲内において補助金を交付することにより、広域型施設及び小規模福祉施設等が、安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援し、もって高齢者の在宅等における生活継続を支援すること
補助事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・広域型施設(特別養護老人ホームに限る。)にあつては、横浜市社会福祉法人施設審査会において、整備費補助金の交付先としての決定を受けた事業者 ・横浜市特定施設等設置計画審査委員会において特定施設入居者生活介護の指定を受けるものとして選定された事業者

第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設の増床及び再開設(改築時)を行う事業者 ・小規模福祉施設等(定員 29 人以下の指定介護療養型医療施設及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く)にあつては、地域密着型サービス事業計画審査委員会において、介護保険事業所を開所するものとして選定された事業者 ・介護療養型医療施設から介護医療院等に転換する事業者並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開所を予定している事業者

(2) 監査の指摘

【指摘－16】 交付要綱の記載不備への対応を求めるもの

本補助金の交付要綱を確認したところ、現行の交付要綱第 11 条第 3 項に定める補助金等規則の条文引用に関して記載誤りがあったため、次のとおり交付要綱の改正を行う必要がある。

(誤) 補助金規則第 14 条第 6 項の規定により、…(以下略)

(正) 補助金規則第 14 条第 1 項第 6 号の規定により…(以下略)

【指摘－17】 交付要綱に定める実績報告の際の提出書類の漏れの防止を求めるもの

本補助金の実績報告の際には、交付要綱第 11 条に定める各種書類の提出が必要となる。

<p>(実績報告)</p> <p>第 11 条 補助金規則第 14 条第 1 項の規定により補助対象事業者が市長に対して報告に用いる書類は、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業実績報告書(第 6 号様式)とする。</p> <p>2 補助金規則第 14 条第 1 項に掲げる書類のうち、第 3 号は提出を省略することができる。</p> <p>3 補助金規則第 14 条第 6 項の規定により、市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 補助事業の成果を記載した実績報告書(第 6 号様式別紙 1)</p> <p>(2) 補助事業に係る収支計算に関する事項を記載した決算書</p> <p>(3) 補助対象経費にかかる請求書及び領収書の写し(ただし、補助対象経費のうち報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費にかかる経費については、金額の根拠となる給与明細、振込証明書等の支払を行ったこと分かる書類の写し)</p> <p>(4) 単価が 10 万円(税込)を超える備品の写真</p> <p>(5) 指定通知書の写し又は開所予定日が分かる書類</p>

交付要綱第 11 条に定める報告が適切に行われているか、その提出資料の網羅性を確認したところ、一部の補助事業者からの提出資料に漏れがあった。

交付要綱第11条第3項第4号によると「単価が10万円(税込)を超える備品の写真」を実績報告の際に添付することとなっているが、補助事業者花物語にしよこはまについて、本補助金で購入した12人用ロッカー(税込単価107,400円)の写真が添付されていなかった。

また、補助事業者看多機かえりえ荏田西について、本補助金で購入した2人用ラウンジチェア(税込単価107,272円)の写真が添付されていなかった。この2人用ラウンジチェアについては、請求書上は税抜単価のみ(97,520円)が記載され、消費税については総額に対する金額が明記されている。

これらの事例や想定される可能性として、複数人用のものでも一式として取り扱うべきものを購入するケースや、税抜単価で10万円を下回っているが税込単価で10万円を超えるケース、複数単位で購入するために単価が明示されないケースなどについては、補助事業者からの書類添付が漏れるリスクがある。

たとえば、第6号様式別紙1「補助対象経費実績内訳」の備考欄に備品の場合税込単価を記載させるなど、補助事業者が提出する写真に漏れがないように書式の見直しを行い、市としても確認しやすい報告形式にするなど、提出資料に漏れがないような対応を検討することが望ましい。

(3) 監査の意見

【意見-130】 関係書類の保存期間の見直しを求めるもの

補助事業者が、補助金によって取得した財産を処分することについては一定の制約があり、市では補助金等規則第25条においてそのルールを定めている。

(財産の処分の制限)

第25条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの

また、補助事業者が補助金によって取得した財産に係る書類の整備については、補助金等規則第26条に定めがあり、補助事業者は補助事業等に係る関係書類を一定期間保存しておくことが求められている。

(関係書類の整備)

第26条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等並びに第14条第1項第4号及び第5号に掲げる書類を整備し、市長が定める期間保存しておくなければならない。

本補助金については、補助金等規則の定めを受け、財産処分の制限と関係書類の管理

第4 包括外部監査の指摘及び意見

保管について、交付要綱において次のとおり定めている。

(財産処分の制限等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図るものとする。

- 2 補助金規則第 25 条ただし書の規定により市長が定める財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める耐用年数を経過するまでの間とする。

(関係書類の管理保管)

第 19 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

本補助金の交付要綱においては、一定の財産について財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間については、第 17 条で「耐用年数省令で定める耐用年数を経過するまでの間」と定めている一方で、第 19 条によって関係書類の管理保管期間を 5 年と明示している。

財産を処分する制限が解除されるまでの期間が、耐用年数等に関する省令に拠る場合、取得した財産によっては処分制限期間が 5 年を超過するケースがある。現在の交付要綱のように関係書類の保存期間を 5 年と定めてしまうと、5 年より長く処分制限がかかる財産であるにもかかわらず、請求書や納品書等の証憑書類や会計帳簿・固定資産台帳など、補助金で取得した財産に係る必要な関係書類が 5 年で廃棄されてしまう可能性がある。この場合、財産処分の制限を遵守しているかどうかを確認することが困難となってしまうため、現在の交付要綱は適切ではない。

したがって、補助事業者が、財産処分の制限を遵守するためには、補助事業完了後 5 年を経過した後の期間においても、当該財産の処分が完了する日または処分制限の期間を経過する日のいずれか遅い日までは、補助事業に係る関係書類を保管しなければならないことを交付要綱に加える必要がある。

36. 横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金(補-160)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金
所管部署	健康福祉局介護事業指導課
補助金交付要綱	横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱
制定年月日	平成22年1月13日
直近の改正年月日	令和6年11月22日
補助目的	地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備並びに高齢者施設等の防災・減災対策を図ることにより、高齢者の安定した生活環境を確保するため
補助事業	地域密着型サービス事業所整備等事業
補助事業者	地域密着型サービス施設等の整備などを行う補助対象事業所の運営法人であり、補助対象事業を実施する事業者
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	143,797 (決算額)	112,231 (決算額)	241,566 (決算額)	119,223 (決算額)	355,709 (決算額)	541,409 (予算額)
市負担額	162	—	10,498	—	—	2,926
県負担額	136,976	104,483	208,574	73,200	324,711	480,660
国負担額	6,659	7,730	22,494	46,023	30,998	57,823

② 地域密着型サービス事業所整備等事業とは

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホームの整備を促進するため、整備に係る補助を行う。また、整備候補地の掘り起こし等のため、民有地マッチング事業を実施する。

(2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

【意見-131】消費税等に係る仕入控除税額の報告の期限の明確化を求めるもの

補助対象経費に消費税相当額を含めて交付する場合において、補助事業者が、補助事業を実施する過程で消費税法に規定する課税仕入れを行うときには、仕入先に消費税相当額を含む支払いを行うこととなるが、補助事業者によっては一定の要件のもとで、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として消費税納付額から控除できる

第4 包括外部監査の指摘及び意見

場合がある。この場合、補助事業者は仕入れに係る消費税相当額を実質的に負担していないこととなり、補助事業者が実質的に消費税等を負担しないものを補助対象とすることは適当でないものと考えられる。

そのため、本補助金においても要綱第 18 条で消費税等に係る仕入控除税額の報告を求めている。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第 18 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(第 12 号様式)により、速やかに市長に報告するものとする。

要綱第 18 条に基づく消費税等に係る仕入控除税額の報告が適切に行われていることを確認しようとしたが、「市長に速やかに報告するものとする」とあるところ、令和 7 年 9 月末時点でも、令和 6 年度の本補助金に係る報告について、補助事業者から第 12 号様式による報告が行われていないケースが見受けられた。

「速やか」がいつを示すのか明確ではないが、3 月決算法人であれば、消費税の確定申告期限が通常 5 月であることから、9 月時点で提出がないことは速やかな報告が行われているとは言い難い。速やかに報告することが行われていない原因としては、報告の期限について交付要綱などに具体的な取扱いの記載がないことが挙げられる。

補助事業者の決算期については、一定でないため一律に〇月末を報告期限とするなどの定めを置くことは難しいが、消費税等に係る仕入控除税額の報告の期限として「消費税の確定申告後 2 か月以内に報告すること」などのルールを定め、要綱に明示することや補助事業者が閲覧する HP 上で開示するなどの対応が望まれる。

【意見-132】暴力団の排除に関する役員等氏名一覧表の範囲の明確化を求めるもの

本補助金について、横浜市暴力団排除条例の趣旨を踏まえて、交付要綱で暴力団の排除に関する定めを設けている。

(暴力団の排除)

第 16 条 市長は、横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴排条例」という。)第 8 条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2 補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団であるとき。

(2) 補助事業者等の役員等に、暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員に該当する者があるとき。

3 市長は、第 8 条の交付決定を受けた補助事業者等が前項のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

4 市長は、必要に応じて補助事業者等又はその役員等が本条第 2 項各号のいずれかに該当するか否かを、神奈川県警本部長に対して確認することができるものとする。

5 前項の確認にあたり、市長は必要に応じて補助対象事業者等に役員等氏名一覧表(第9号様式)を提出させることができるものとする。

補助事業者は、交付要綱第16条第5項に基づき、役員等が暴力団員でないことを確認するための提出様式である「役員等氏名一覧表(第9号様式)」を市に提出している。提出された役員等氏名一覧表を確認すると、補助事業者が社会福祉法人である場合に、評議員の氏名を記載しているケースと記載していないケースが確認された。

横浜市暴力団排除条例逐条解説では、補助事業者から排除すべき対象者を「法人にあっては、代表者又は役員に暴力団員に該当するもの」と定義している。

社会福祉法人の役員については、社会福祉法で理事と監事と定められている。評議員は社会福祉法上の役員の定義には含まれないため、評議員は、神奈川県警本部長への確認対象とならないようにも思える。

一方、横浜市暴力団排除条例逐条解説では、役員を「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」としており、社会福祉法人において理事の選任権を有する評議員会の構成員である評議員についても、逐条解説で定義する役員の範囲に含まれているとも考えられる。なお、新潟市暴力団排除条例逐条解説では、「法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者」とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(監査役、評議員、理事、監事等)をいい…」と定めており、評議員についても調査対象であることを明記している。

また、社会福祉法では、役員のみならず評議員についても暴力団員であることを欠格事由としており、暴力団員でないことが求められていることから、積極的に暴力団員でないことを確認する必要性が高いと考えられる。

したがって、横浜市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、あらためて社会福祉法人の評議員が、役員等氏名一覧表の記載対象となるかどうかを明確にしておく必要がある。

Ⅲ. 都筑区

1. 都筑区地域福祉保健計画「つづき あい基金」補助金(補-161)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	都筑区地域福祉保健計画「つづき あい基金」補助金
所管部署	都筑区福祉保健課
補助金交付要綱	都筑区地域福祉保健計画「つづき あい基金」補助金交付要綱
制定年月日	平成 19 年 4 月 1 日
直近の改正年月日	令和 4 年 4 月 22 日
補助目的	地域の福祉保健を推進し、支えあいの仕組みづくりを行う
補助事業	都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」推進事業
補助事業者	社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会
補助金額の算定基準	詳細は要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	188 (決算額)	113 (決算額)	83 (決算額)	120 (決算額)	70 (決算額)	120 (予算額)
市負担額	188	113	83	120	70	120
県負担額	—	—	—	—	—	—

②「つづき あい基金」とは

都筑区では、子どもから高齢者まですべての方が安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるため、平成 18 年に都筑区地域福祉保健計画(以下「計画」という)を策定した。

この計画を推進するため、地域で実施される様々な福祉保健活動の支援、計画の周知を目的として、平成 18 年 9 月に社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会により設置されたのが「つづき あい基金」である。

③「つづき あい基金」助成金とは

「つづき あい基金」を原資として、計画に基づき、地域の福祉保健に関する課題の解決に向けた活動を行う団体に対して、活動経費を助成するのが「つづき あい基金」助成金である。「つづき あい基金」助成金の助成対象団体は次のとおりである。

第3条(対象団体)

助成対象団体は、「計画」の推進母体となる以下の団体とする。

- (1) 地区連合町内自治会
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 地区民生委員児童委員協議会
- (4) NPO 法人

(都筑区地域福祉保健計画「つづき あい基金」助成要綱より)

表 令和6年度「つづき あい基金」助成交付事業実績について

団体名	助成対象活動	助成金額
茅ヶ崎南 MGCRS 連合自治会	区計画及び地区活動の推進に関する広報誌の発行	10 千円
山田連合自治会	区計画及び地区活動の推進に関する広報誌の発行	10 千円
都田地区社会福祉協議会	区計画及び地区活動の推進に関する広報誌の発行	20 千円
都田地区社会福祉協議会	デジタル媒体を活用し、地域福祉保健活動を推進するための備品整備にかかる費用やホームページ、SNS 等による周知・啓発に係る費用	100 千円

(区資料より監査人作成)

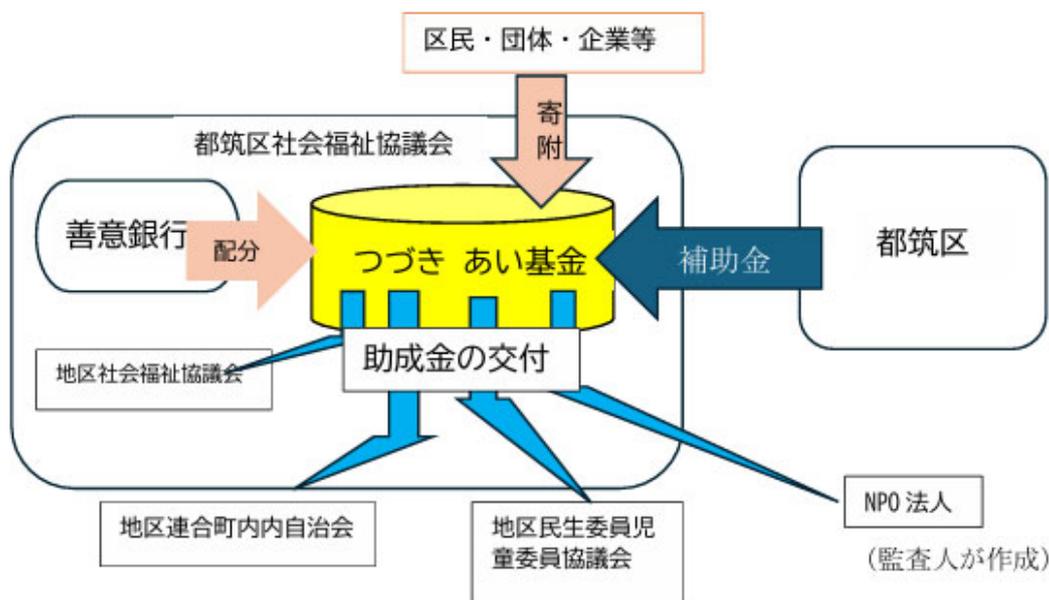
④「つづき あい基金」補助金とは

「つづき あい基金」に対して、交付するものである。
対象経費などは次表のとおりである。

<p>(補助事業者の範囲)</p> <p>第 3 条 この要綱における補助事業者は、基金の設置者であり、運営管理を行う社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会とする。</p> <p>(対象経費及び補助金の額)</p> <p>第 4 条 この要綱において補助の対象となる経費は、前条の補助事業者が、地域の福祉保健に関する課題の解決に向けた事業を行う区民・団体等に交付する「つづき あい基金」助成金とする。</p> <p>2 補助金の額は、予算の範囲内において、前項に定める経費総額の 2 分の 1 以内の金額とする。ただし、50 万円を限度とする。</p>
--

(都筑区地域福祉保健計画「つづき あい基金」補助金交付要綱より)

図 「つづき あい基金」をめぐる関係性



第4 包括外部監査の指摘及び意見

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見－133】実績報告として提出される収支計算書の名称の見直しを求めるもの

表1 都筑区地域福祉保健計画「つづき あい基金」補助金事業収支計算書 (単位:円)

	項目	予算	決算
収入	区補助金	420,000	70,000
	善意銀行からの繰入金	500,000	70,000
	前年度繰越金	1,170,000	1,161,939
	合計	2,090,000	1,301,939
支出	「つづきあい基金」助成金	840,000	140,000
	消耗品費等	20,000	0
	諸謝金	8,000	0
	通信運搬費	7,000	1,970
	会議費	2,000	6,000
	業務委託費	10,000	0
	手数料	1,000	3,080
	予備費	1,202,000	0
	次年度繰越金	0	1,150,889
合計	2,090,000	1,301,939	

上記内容が、「つづき あい基金」補助金事業収支の実績報告として提出されているが、上表における記載内容は「つづき あい基金」収支報告書である。

「つづき あい基金」補助金事業収支計算書としては、本来、次のとおり、記載されるのが正しい。

表 本来の「つづき あい基金」補助金事業収支計算書 (単位:円)

	項目	予算	決算
収入	区補助金	420,000	70,000
支出	「つづきあい基金」助成金の2分の1	420,000	70,000

「つづき あい基金」助成金のうち、「つづき あい基金」補助金を財源としない残額については「つづき あい基金」が原資となっていることから、表1の内容が記載された計算書の提出を要請する必要がある。

したがって、本事業の交付要綱に実績報告として提出が定められている第7号様式名を『「つづき あい基金」補助金事業収支計算書』から『「つづき あい基金」収支計算書』に改めることが望まれる。

2. 都筑区障害者施設支援事業農福連携補助金(補-163)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	都筑区障害者施設支援事業農福連携補助金
所管部署	都筑区高齢・障害支援課
補助金交付要綱	都筑区障害者施設支援事業農福連携補助金交付要綱
制定年月日	令和6年4月1日
直近の改正年月日	—
補助目的	施設の事業に係る事務費等に対する補助
補助事業	障害者交流啓発事業
補助事業者	障害者福祉事業所
補助金額の算定基準	要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	— (決算額)	226 (決算額)	400 (予算額)
市負担額	—	—	—	—	226	400
県負担額	—	—	—	—	—	—

② 都筑区障害者施設支援事業農福連携補助金とは

障害のある方が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく共生社会を目指すため、都筑区内の障害福祉サービス事業を実施する施設や事業所が農業に取り組むこと(農福連携)を支援することを補助するものである。その補助対象となる事業者には次の要件がある。

補助事業者は、都筑区内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の指定を受けた障害福祉サービスを行う事業者であり、次のいずれかの要件を満たすものである。

- ① 農林水産省農福連携技術支援者育成研修修了者が在籍している。
- ② 神奈川県農福連携マッチング等支援事業農福連携コーディネーター人材育成研修講座修了者が在籍している。
- ③ 上記のほか、前項に定める事業者のうち、すでに農福連携の取組の実績があるなど農福連携の取組に意欲的な事業者であり、区長が認めたもの。

(2)監査の指摘

【指摘-18】補助金額の確定手続の確実な実施を求めるもの

本事業における確定手続に関する書類を確認したところ、確定通知書(第4号様式)の発行及び通知が一部の補助事業者に対して行われていなかった。

補助金の確定手続に関して、交付要綱では次のように規定している。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

(補助金額の確定)

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、障害者施設支援事業農福連携補助金交付額確定通知書(第4号様式)により行うものとする。

また、補助金等規則では次のように規定している。

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

市は、当該補助事業者への交付決定額と確定金額が同額であったため、確定通知書の作成を失念したという。

交付要綱及び補助金等規則に則り、確定通知書の発行及び通知を失念することなく、適正かつ確実な事務手続を実施する必要がある。

(3) 監査の意見

【意見-134】概算払いに係る詳細な規定を交付要綱に定めることを求めるもの

補助金の概算払いに関して、交付要綱では次のように規定している。

(交付方法)

第6条 この要綱に基づく補助金は予算の範囲内で交付することとする。

2 補助金の交付は、地方自治法施行令第162条第3号及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則第130条第1項第3号に基づき、概算払いとすることができる。

3 概算払いにより補助金を受領した場合は、障害者施設支援事業農福連携補助金実績報告書(第3号様式)に必要事項を記載することにより、概算払金の精算を行うものとする。

また、補助金等規則では次のように規定している。

(交付の時期等)

第17条 補助金等は、第15条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

本事業の交付要綱では、概算払いとすることができる旨の規定があるものの、どのような場合に概算払いができるのか、その要件等が明確化されていない。また、概算払いの精算方法、返還に関する手続方法、請求に係る様式等が明示されていない。

補助金の交付は、精算払いが原則であるとされ、概算払いは例外的な取扱いである。

補助金等規則においても、「市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。」と規定しており、特に必要があると認めるときという要件を満たした場合に概算払いを例

外的に行うことができると規定している。

例外的な交付方法である概算払いの要件(「市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるとき」の要件)等を明確化するため、本事業の交付要綱により具体的に記載することが適当である。

概算払いに係る具体的な手続方法、要件等に関して交付要綱へ規定することを検討することが望まれる。

【意見-135】申請書類の確認及び実績報告の審査におけるチェックリスト等の活用を求めるもの

交付要綱第7条及び補助金等規則第5条では、補助金等の交付を受けようとする者は市長に対し交付申請書の提出をするものと規定し、同要綱第8条及び同規則第6条では、市は申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金等の交付の決定をするものと規定している。

交付要綱

<p>(交付申請)</p> <p>第7条 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出する書類は、障害者施設支援事業農福連携補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。</p> <p>2 補助金規則第5条第2項の規定により補助金交付申請書には、都筑区障害者施設支援事業農福連携補助金交付要綱第3条に定める要件を満たすことを証明する書類(研修修了書、農福連携の取組実績を示す書類等)を添付することとする。</p> <p>3 補助金規則第5条第3項の規定により、補助金規則第5条第1項第2号及び第3号に定める事項並びに補助金規則第5条第2項第1号から第4号に定める添付書類を省略する。</p> <p>(交付決定通知)</p> <p>第8条 補助金規則第6条の規定による補助金交付決定通知書は、障害者施設支援事業農福連携補助金交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。</p>

補助金等規則

<p>(交付の申請)</p> <p>第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。(以下略する。)</p> <p>(交付の決定)</p> <p>第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金等の交付の決定をするものとする。</p> <p>2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金</p>
--

第4 包括外部監査の指摘及び意見

等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

- 3 市長は、第1項の調査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、補助金等の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

一方、交付要綱第10条及び補助金等規則第14条では、補助事業者は補助事業が完了したときは市長に対し実績報告書の提出をするものと規定し、同要綱第11条及び同規則第15条では市は、補助事業者の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合することを確認の上、交付すべき補助金の額を確定することを規定している。

交付要綱

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項に規定する実績報告は、次の各号の提出をもってなされたものとみなす。

- (1) 補助金規則第14条第1項第1号及び第2号に基づく書類 障害者施設支援事業農福連携補助金実績報告書(第3号様式)
 - (2) 補助金規則第14条第1項第4号に基づき入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
 - (3) 補助金規則第14条第1項第6号に基づき市長が必要と認める書類
ア 購入したことを証明する領収書等
イ 障害者施設支援事業農福連携補助金交付決定通知書(第2号様式)の写し
- 2 補助金規則第14条第4項の規定により補助金規則第14条第1項第3号に定める事項を省略する。

(補助金額の確定)

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、障害者施設支援事業農福連携補助金交付額確定通知書(第4号様式)により行うものとする。

補助金等規則

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。第3号及び第3項第3号において同じ。)は、速やかに、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。(以下略する。)

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

市は、申請書類や実績報告書に対する対象経費の金額の妥当性に関して、申請書類に対して購入予定の品目が交付要綱に規定された物品かどうかを確認し、農福連携の取組にどのように活用するのかをヒアリング等により確認しているという。また、実績報告書に対して対象経費とする諸品目等については、領収書等の写しの提出を受け内容の確認をし、交付要綱の別表1に規定された補助対象となる経費に係る品目か、農福連携の取組に活用したものか等を確認しているが、申請書類や実績報告書に係る審査上のマニュアル、定型化された審査手続書、チェックリスト等の整備がなされていない。

図表 交付要綱の別表1(補助対象となる経費)

別表 1	
補助対象経費	
1	農作業用の衣類
2	長靴
3	軍手
4	農作業用のバケツ
5	農作物を入れるコンテナ
6	農作物を計量するための計量器
7	農作業用のスコップ、鍬、鋤、鋸等の道具
8	農作業用の一輪車
9	農福連携に関する製品を販売する際の立て看板、のぼり旗
10	その他農福連携の取組に必要な経費と区長が認めたもの

(交付要綱を監査人加工)

本補助金の形態や内容に応じて、申請書類や実績報告書に係る審査チェックリストを整備することが望まれる。加えて、具体的な審査方法を記載した審査手続書等を整備することが望まれる。

審査手続書やチェックリスト等の整備により、審査上の着眼点、重点チェック項目等を明確にすることができ、また審査を行う深度のバラツキを減らすことができるなど審査水準の公平性を確保することができる。また、過去に実施した審査内容や方法を事後的に確認することができ、市が必要な審査を適切に実施したことの説明責任を果たすことが可能となる。さらに、市職員の異動等があった場合に、審査担当者間の引継ぎを円滑かつ確実に実施することができる。

申請書類及び実績報告書の審査におけるチェックリスト等の活用により、実効性があり、かつ事後的に検証可能な審査を行うことが望まれる。

IV. 戸塚区

1. とつかハートプラン補助金(補-165)

(1)概要

① 補助金の概要

項目	内容
補助金等名称	とつかハートプラン補助金
所管部署	戸塚区福祉保健課
補助金交付要綱	とつかハートプラン補助金交付要綱
制定年月日	平成 28 年 8 月 22 日
直近の改正年月日	令和 5 年 2 月 22 日
補助目的	とつかハートプランに掲げる「誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現」に資する地域活動を支援するため
補助事業	とつかハートプラン(戸塚区地域福祉保健計画)推進事業
補助事業者	要綱に規定する要件に該当し、区長が補助金を交付することを適当と認める団体
補助金額の算定基準	予算の範囲内において1団体あたり 100 千円を限度とする。詳細は要綱に記載

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
補助金額 (千円)	176 (決算額)	330 (決算額)	737 (決算額)	450 (決算額)	1,219 (決算額)	500 (予算額)
市負担額	176	330	737	450	1,219	500
県負担額	—	—	—	—	—	—

② とつかハートプラン補助金とは

誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、戸塚区では平成 18 年度から戸塚区地域福祉保健計画(愛称:とつかハートプラン)を策定している。

区ではとつかハートプランの推進に資する活動、かつ公益性の高い活動であり、とつかハートプランの普及啓発に協力する事業に対して平成 28 年度から本事業の補助金交付制度を開始した。

令和 6 年度の申請団体数は従来と同程度の 5 団体を想定していたが、15 団体から申請があり、いずれの団体も申請書類の審査により、補助金交付対象として適当であると認められたため、補助金が増額となった。

15 団体のうち、事業内容を抜き出して示すと次表のとおりである。

表 とつかハートプラン補助金交付決定団体(抜粋)

団体名	事業名	交付金額	内容
なかよし豊田のつどい	障害のある青年の余暇・居場所活動	20,476 円	安心して過ごせる居場所づくり
秋葉早起き体操会	公園でみんなで体操	7,940 円	高齢者や小学生、その保護者とラジオ体操を行い、健康増進と交流を図る。
戸塚ハイライズ自治会	戸塚ハイライズイルミネーションプロジェクト	100,000 円	近隣住民との関係性の構築をイルミネーションプロジェクトを通して実践する。
富士見ヶ丘健康麻雀クラブ	健康麻雀普及のための初心者麻雀教室	75,000 円	健康麻雀を通じた「生きがいづくり、友達づくり、健康づくり」
カーサン・デ・トツカ	子育てカラース	82,417 円	子育て中の親が、母カフェ、子育て講演会、ワークショップなどを通して交流
mignon	多世代地域交流食堂みらこ	100,000 円	食を通して、温かい声かけやふれあいに接するみんなの居場所作り

(区の資料を監査人が加工)

(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見**【意見-136】実施計画書及び事業報告書の記載内容の確認を求めるもの**

事業報告書は原則として事業完了後に提出されるものである。しかしながら、補助事業が完了していない年度途中で事業報告書を提出した補助事業者が 15 団体中、2 団体確認された。

事例①「秋葉早起き体操会」

令和 6 年度において事業計画書には 1 年を通して体操を公園で実施する内容が記載されていたにもかかわらず、令和 6 年 4 月から 8 月までの実施状況を記した 8 月 26 日付の事業報告書が提出された。区はこれを受理し、9 月 26 日に確定通知書を交付している。

事例②「富士見ヶ丘健康麻雀クラブ」

事業計画書の事業概要欄には年間を通して毎月 2 回自治会館にて健康麻雀を実施する内容が記載されていたが、事業計画書の「実施スケジュール(準備から事業報告まで)」には、補助金申請や備品購入などの手続に関する記載が中心であり、本来記載すべき 4 月から 3 月までの活動予定が記されていない。

その結果、令和 6 年 4 月から 8 月までの実施状況を記した 9 月 5 日付の事業報告書が提出され、区は 10 月 16 日に確定通知書を交付している。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

両団体とも、令和6年8月までに補助金対象となる支出が完了していたことから、事業途中で事業報告書を提出したものと推察される。

区は「富士見ヶ丘健康麻雀クラブ」に対しては、事業計画書提出時点で、実施スケジュールの記載不備を修正するように指導すべきであった。また「秋葉早起き体操会」を含め、事業活動が年度末まで継続する場合には、令和7年3月の活動終了後に事業報告書を提出するように指導する必要がある。

実施計画書及び実績報告書の確認を適切に行うことが望まれる。

【意見-137】備品等の管理・処分に関する事項の加筆を求めるもの

補助事業者は、補助金の交付により取得した備品などについて、市長の承認を受けることなく、補助の目的に反する使用、譲渡、交換及び貸し付けなどを行ってはならない。

現行の交付要綱には、「補助金の交付については、(中略)横浜市補助金等の交付に関する規則(中略)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。」という条文があり、規則には上記禁止事項の記載はあるものの、現行の交付要綱や交付決定団体向けの手続書類には明確な記載がない。したがって、適正な運用を確保するため、これら禁止事項の内容が交付決定団体に伝わるよう加筆する必要がある。